

八千代市地域防災計画（素案）

【震災編】

令和 年 月

八千代市防災会議

[震災編] 目 次

第1章 総則

第1節	本計画で扱う災害の範囲	1-1
第2節	地震被害の想定	1-2
第1	地震の想定	1-3
第2	津波の想定	1-5

第2章 災害予防計画

第1節	防災体制の整備・強化	2-1
第1	計画推進体制の拡充	2-1
第2	防災拠点機能の整備・強化	2-3
第3	情報連絡機能の整備・強化 【総務部】	2-4
第2節	都市防災構造化の推進	2-6
第1	延焼遮断帯の整備	2-6
第2	市街地の整備 【都市整備部】	2-7
第3	オープンスペースの確保	2-7
第4	道路・橋梁の整備	2-7
第5	建築物の耐震・不燃化等の促進	2-8
第3節	地震被害の軽減・防止	2-10
第1	地震火災の防止	2-10
第2	地盤の液状化対策	2-12
第3	土砂災害の防止	2-12
第4	地盤沈下の防止 【経済環境部】	2-13
第5	ブロック塀等対策 【都市整備部】	2-14
第6	落下物等の防止	2-14
第7	危険物・有毒物等対策 【消防本部】	2-16
第8	地籍調査の推進 【都市整備部】	2-18
第4節	都市公共施設の災害対応力の強化	2-19
第1	市の施設 【都市整備部 財務部 総務部 教育委員会 各部】	2-19
第2	ライフライン施設	2-20
第3	道路及び鉄道施設の安全化	2-23
第5節	安全避難の環境整備	2-25
第1	避難場所等の指定・整備	2-25
第2	「防災道の駅」の整備 【総務部 経済環境部 都市整備部】	2-29
第3	避難誘導体制の整備等	2-30
第6節	緊急輸送の環境整備	2-34
第1	陸上輸送の環境整備	2-34
第2	航空輸送の環境整備	2-36
第7節	救援・救護体制の整備	2-37
第1	給水体制の整備	2-37
第2	救助・救急体制の整備 【消防本部】	2-37
第3	応急医療救護体制の整備 【健康福祉部】	2-38

第4	し尿等処理体制の整備.....	2-39
第8節	備蓄・物流体制の整備	2-41
第1	食料・生活必需品等の供給体制の整備.....	2-41
第2	応急救護用医薬品及び応急医療資器材等の整備	2-43
第3	水防用資機材の整備 【総務部 都市整備部 上下水道局】	2-44
第9節	防災基礎体力の向上	2-45
第1	市民・職員の災害時行動力の強化 【総務部 各部】	2-45
第2	地域・事業所における防災体制の強化.....	2-47
第3	防災訓練	2-49
第4	調査・研究 【総務部 各部】	2-51
第10節	ボランティア受入れ体制の整備	2-52
第1	ボランティア意識の啓発等.....	2-52
第2	ボランティアリーダーの養成 【総務部 健康福祉部】	2-52
第3	日本赤十字社防災ボランティア研修.....	2-53
第11節	要配慮者の安全確保対策	2-54
第1	要配慮者の安全確保対策.....	2-54
第2	社会福祉施設等における安全確保対策 【健康福祉部 消防本部】	2-57
第3	外国人対策の推進 【企画部 総務部】	2-58
第12節	帰宅困難者等対策	2-59
第1	一斉帰宅の抑制	2-59
第2	帰宅困難者等の安全確保対策.....	2-60
第3	帰宅支援対策 【総務部】	2-61
第4	関係機関等との連携 【総務部 都市整備部 経済環境部】	2-61

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	3-1
第1	大規模地震時の初動対応 【本部事務局 各部】	3-1
第2	災害対策本部設置前の配備体制 【本部事務局 各部】	3-3
第3	災害対策本部 【本部事務局 各部】	3-4
第4	現地災害対策本部 【本部事務局 各部】	3-17
第5	地区連絡所	3-18
第6	県、国等との連携 【本部事務局】	3-19
第2節	職員の動員・配備及び応援の要請等.....	3-20
第1	職員の動員・配備 【本部事務局 総務部 各部】	3-20
第2	応援の要請・受入 【本部事務局 総務部 各部】	3-24
第3	義援金・義援物資の受入れ等.....	3-27
第3節	情報の収集・伝達	3-29
第1	情報連絡体制	3-29
第2	地震関連情報の収集・伝達 【本部事務局 各部】	3-32
第3	被害状況の収集・伝達.....	3-33
第4	その他関連情報の収集・伝達.....	3-39
第5	災害警戒のための気象情報等の収集・伝達.....	3-40
第4節	災害時の広報	3-44

第1	実施機関とその分担	3-44
第2	市広報活動の実施手順	3-48
第3	報道機関への発表・協力要請	3-51
第5節	消防活動等	3-53
第1	消防活動	3-53
第2	救助・救急活動	3-55
第3	水防活動 【総務部 都市整備部 上下水道部 消防部】	3-55
第4	危険物・有毒物対策 【消防部】	3-56
第5	消防機関相互の応援 【消防部】	3-58
第6節	警備・交通対策	3-59
第1	災害時の警備	3-59
第2	道路の交通規制	3-60
第3	道路啓開 【都市整備部 消防部】	3-64
第7節	避難対策	3-65
第1	来訪者・入所者等の避難	3-65
第2	避難指示等	3-66
第3	避難の誘導	3-70
第4	避難所の開設・運営及び閉鎖 【本部事務局 各部】	3-72
第5	広域一時滞在	3-78
第6	広域避難	3-79
第8節	応急医療救護	3-81
第1	初動医療体制 【健康福祉部】	3-81
第2	重傷病者の搬送体制	3-84
第3	収容医療機関の確保 【健康福祉部 消防部】	3-85
第4	医薬品・資器材の確保 【健康福祉部】	3-85
第9節	要配慮者等の安全確保対策	3-87
第1	在宅要配慮者への対応	3-87
第2	社会福祉施設入所者への対応 【健康福祉部】	3-89
第3	外国人に対する対応 【企画部】	3-89
第10節	緊急輸送対策	3-90
第1	緊急輸送ネットワークの確保	3-90
第2	輸送車両等の確保	3-91
第3	緊急輸送の実施 【財務部】	3-93
第11節	液状化等によるライフライン施設の応急対策	3-94
第1	水道施設 【上下水道部 本部事務局 企画部】	3-94
第2	下水道施設 【上下水道部 本部事務局 企画部】	3-95
第3	電力施設 【本部事務局 企画部】	3-95
第4	都市ガス等施設 【本部事務局 企画部】	3-96
第5	通信施設等 【本部事務局 企画部】	3-97
第12節	生活救援対策	3-100
第1	飲料水の供給 【上下水道部 総務部】	3-100
第2	食品の供給	3-102
第3	生活必需品の供給	3-104
第4	生活再建支援金等の支給・貸付 【健康福祉部】	3-105
第5	各種証明書等の発行 【総務部 財務部 消防部】	3-107

第6	被災者台帳の作成・活用	【健康福祉部 各部】	3-108
第7	災害相談の実施		3-108
第13節	清掃・防疫・保健等		3-110
第1	障害物の除去		3-110
第2	ごみ・災害廃棄物（がれき類等）・し尿等の処理	【経済環境部】	3-111
第3	防疫・保健衛生等		3-114
第4	行方不明者及び遺体の搜索・収容・埋葬		3-116
第5	環境汚染の防止	【経済環境部 消防部】	3-117
第14節	応急住宅等対策		3-119
第1	被災建築物応急危険度判定の実施等	【都市整備部】	3-119
第2	被災宅地応急危険度判定の実施等	【都市整備部】	3-120
第3	余震による土砂災害警戒区域の警戒	【都市整備部】	3-120
第4	被災住宅の補修	【都市整備部 健康福祉部】	3-120
第5	応急仮設住宅の供与等	【都市整備部】	3-122
第15節	応急教育等		3-125
第1	応急保育	【子ども部 健康福祉部】	3-125
第2	応急教育	【教育部】	3-125
第3	社会教育施設等の応急対策	【教育部 消防部】	3-127
第16節	公共施設等の応急対策		3-129
第1	公共土木施設		3-129
第2	鉄道施設	【本部事務局 都市整備部 企画部】	3-131
第3	市の施設及びその他の社会公共施設	【各部】	3-133
第17節	自衛隊災害派遣要請等の要求		3-135
第1	災害派遣要請の要求	【本部事務局】	3-135
第2	自主派遣	【本部事務局】	3-137
第3	受入れ体制の確立	【本部事務局】	3-137
第4	自衛隊の即応体制	【本部事務局】	3-138
第5	災害派遣部隊の撤収要請の要求	【本部事務局】	3-138
第18節	ボランティア協力計画		3-139
第1	災害ボランティアの受入れ		3-139
第2	災害ボランティアの活動支援等	【総務部 健康福祉部】	3-141
第19節	災害救助法の適用		3-142
第1	災害救助法の適用手続	【本部事務局】	3-142
第2	災害救助法による救助の実施		3-142
第20節	帰宅困難者等対策		3-144
第1	震災発生直後の措置		3-144
第2	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	【本部事務局 各部】	3-145
第3	徒歩帰宅支援等		3-145

第4章 災害復旧計画

第1節	市民生活安定のための緊急措置	4-1
第1	生活再建支援	4-1
第2	住宅の復旧 【都市整備部】	4-2
第3	農業関係対策 【経済環境部】	4-4
第4	中小企業関係対策 【経済環境部】	4-4
第2節	市の復旧・復興のための措置	4-6
第1	公共施設及び公共事業等の災害復旧 【各部】	4-6
第2	激甚災害の指定 【各部】	4-7
第3	災害復興 【各部】	4-9

第5章 附編 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画

第1節	計画策定の主旨	5-1
第2節	活動体制の確立	5-4
第1	警戒配備体制への移行	5-4
第2	災害対策本部の設置 <警戒配備体制>	5-4
第3節	南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達	5-5
第1	南海トラフ地震関連情報の伝達 【企画部 総務部】	5-5
第2	広報活動 【企画部 総務部】	5-5
第3	広聴活動 【企画部 総務部】	5-6

第6章 附編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総則	6-1
第1	推進計画の目的	6-1
第2	定義	6-1
第2節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	6-1
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	6-2
第4節	関係者との連携協力の確保	6-4
第1	物資等の調達手配 【経済環境部 教育部】	6-4
第2	広域応援の要請 【本部事務局 総務部 各部】	6-4
第3	帰宅困難者への対応 【本部事務局 各部】	6-4
第5節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	6-5
第1	北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等 【本部事務局 総務部 各部】	6-5
第2	後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知 【企画部 総務部】	6-5
第3	災害応急対策をとるべき地域及び期間等	6-5
第4	市のとるべき措置 【企画部 総務部】	6-5
第6節	防災訓練に関する事項	6-6
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	6-6
第1	市及び防災関係機関の職員に対する教育 【総務部 各部】	6-6
第2	地域住民等に対する教育及び広報 【総務部 各部】	6-6

第 1 章 総 則

第 1 節 本計画で扱う災害の範囲

第 2 節 地震被害の想定

第 1 節 本計画で扱う災害の範囲

本計画では、地震による災害（建造物の倒壊，大規模火災等）についての対応を図る。

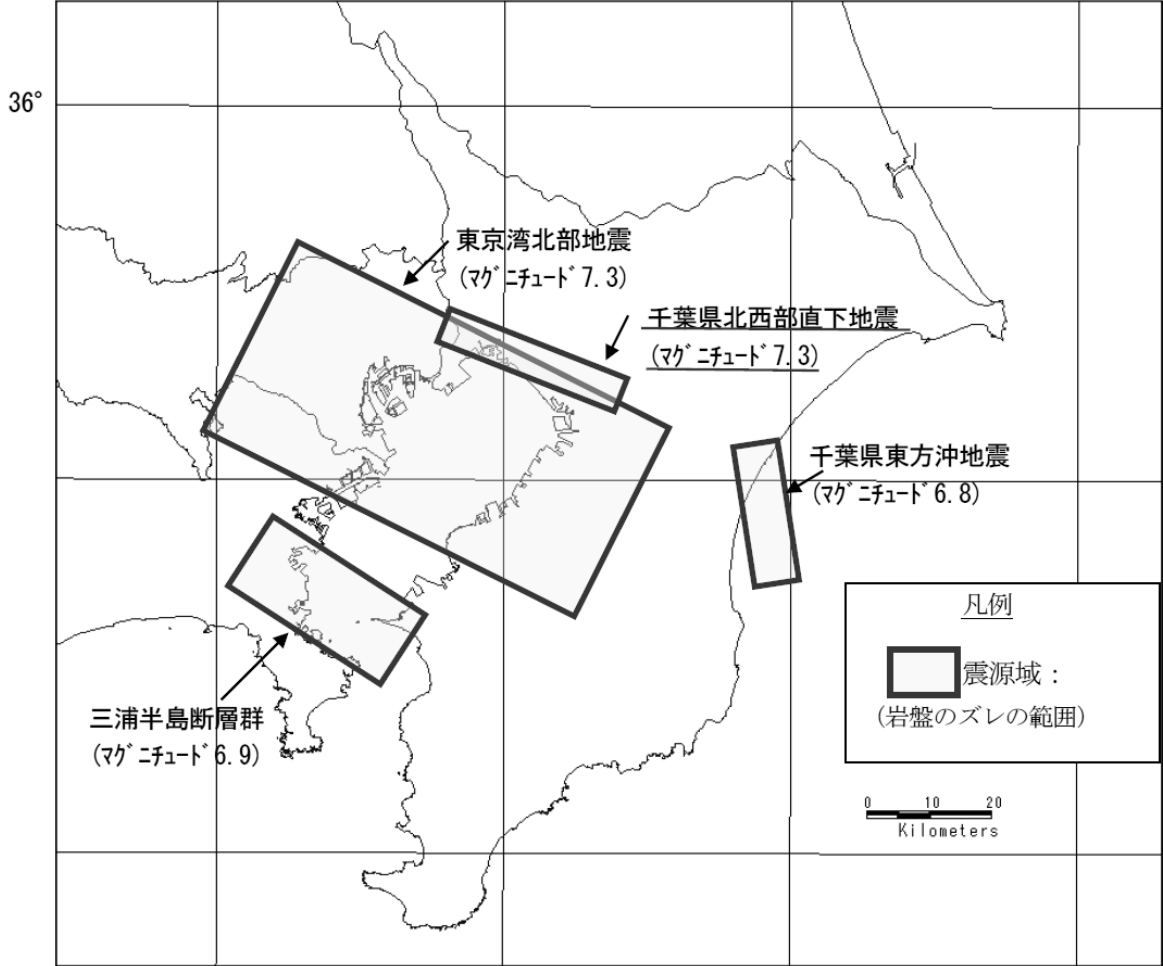
第 2 節 地震被害の想定

第 1 地震の想定
第 2 津波の想定

千葉県は、近い将来（今後 100 年程度以内）、県内に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード 7 クラスの 4 つの地震を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、平成 19 年度及び平成 26・27 年度に地震被害想定調査を実施した。

このうち、本市に最も大きな被害が予測された想定地震は千葉県北西部直下地震であり、これを本計画の対象とする。

千葉県地震被害想定調査の想定地震の震源域（平成19年及び平成26・27年度）



第1 地震の想定

1 地震等の想定条件

地震等の想定条件は、次のとおりである。

震源域の位置：千葉県北西部直下
マグニチュード：7.3

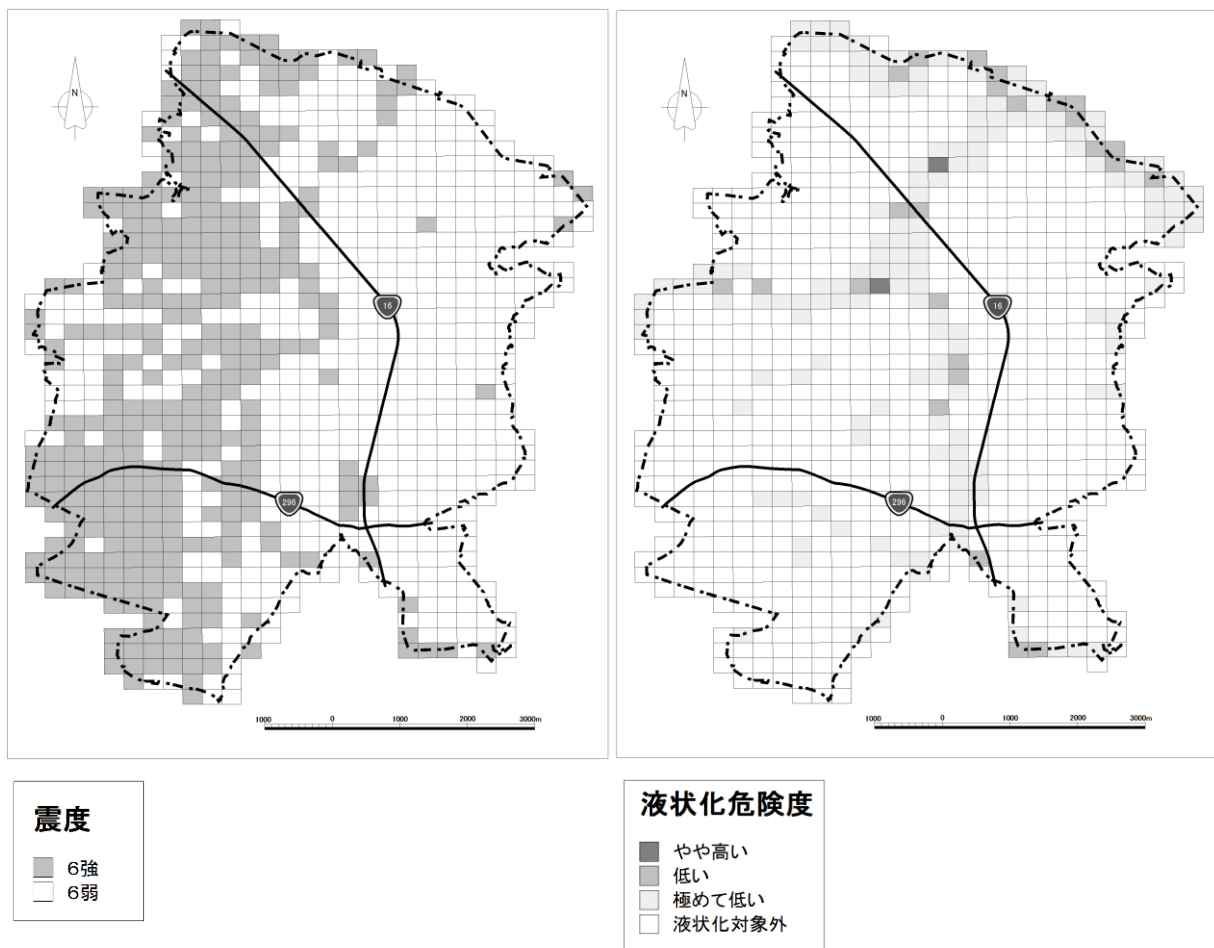
震源の深さ：約 50km
発生季節等：冬季 18 時，風速 8 m/s

2 震度・液状化予測

本市の震度は、市の西部で震度 6 強，東部で震度 6 弱と予測された。

液状化危険度は、低地で予測を行っており，一部で液状化の危険度が「やや高い」とされたが，大部分の地域で危険度が「低い」又は「極めて低い」と予測された。

千葉県北西部直下地震の予測



3 被害の概要

千葉県北西部直下地震で予測される市における被害の概要は、次のとおりである。
なお、市内の被害量が明らかでないものについては県全体の被害量を示す。

(1) 建物全壊棟数：3,500 棟 単位：棟

原 因	揺 れ	液状化	急傾斜地崩壊	合 計
全 壊 棟 数 (うち倒壊棟数)	3,500 (310)	-	-	3,500 (310)

※十の位を四捨五入して表示。ただし、5未満は「-」と表示。

(2) 火災：炎上出火件数 12 件 単位：棟

焼 失 棟 数	1,400
---------	-------

※十の位を四捨五入して表示。

(3) 人的被害：死者 120 人，重傷者 230 人，軽傷者 950 人 単位：人

原因別	死 者	重傷者	軽傷者
建 物 倒 壊 等	40	180	840
(うち屋内収容物移動・ 転倒，屋内落下物)	-	20	100
急 傾 斜 地 崩 壊 等	-	-	-
火 災	80	40	90
ブロック塀・自動販売機の 転倒・屋外落下物	-	10	20

※十の位を四捨五入して表示。ただし 5～99 は一の位を四捨五入，5未満は「-」と表示。

(4) 避難者・帰宅困難者等

自 力 脱 出 困 難 者 数		360 人
避難者数	1 日 後	16,500 人
	2 週間後	47,400 人
帰 宅 困 難 者 数 (12 時)		14,100 人
エレベーター閉じ込め台数		130 台
災 害 廃 棄 物		50 万 8 千 t

※十の位を四捨五入して表示。ただし 5～99 は一の位を四捨五入，5未満は「-」と表示。

※帰宅困難者数は地震発生時に市内に滞在している者のうち，自宅までの距離が遠く，徒歩による帰宅が困難となる人数。

※災害廃棄物発生量は千葉県災害廃棄物発生量推計システムによる推計値。

(5) ライフライン被害等

都市ガス	市内のガス調停停止は 64,477 戸（復旧日数は 18 日）
L P ガス	市内の機能支障世帯は、約 3,000 世帯（24%）
下水道	市内の下水道機能支障は、約 6,800 人
上水道	市内の上水道機能支障は、約 131,200 人（69%）（1 週間後 46%、1 か月後 8 %）
電力	県内のピーク電力需要に対する割合は、51%
通信	県内の通信は、発災直後は輻輳によりほとんど通話ができなくなる 固定電話：県内の不通回線率は発災直後が 48%、1 か月後で 9 % 携帯電話：県内の停波基地局率は発災 1 日後が 46%、1 か月後で 9 %

千葉県地震被害想定調査報告書（平成 28 年 5 月現在）

第2 津波の想定

1 延宝地震津波・元禄地震津波

千葉県では、過去に県内に大きな津波被害をもたらした 1677 年の延宝地震津波、1703 年の元禄地震津波の浸水想定調査を行っている。この調査によると、東京湾沿岸部では最大 2m 以上の浸水が予測され、本市周辺では花見川を遡上する津波が千葉市花見川区花島町付近まで達すると予測されている。

また、千葉県が実施した平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査では、房総半島東方沖日本海溝沿い地震による津波の浸水想定調査を行っている。この津波では、花見川を遡上する津波が千葉市花見川区畑町付近まで達すると予測されている。

2 南海トラフ巨大地震津波

中央防災会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループは、南海トラフで発生するマグニチュード 9 クラスの地震津波を想定した被害想定調査を行っている。

この調査によると、東京湾の沿岸部では最大 2 m ～ 5 m 程度の浸水が予測され、本市周辺では船橋市、習志野市及び千葉市美浜区の海岸周辺が浸水すると予測されている。

3 首都直下地震津波

中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループは、首都直下で発生するマグニチュード 7 クラスの地震及びマグニチュード 8 クラスの海溝型地震を想定した地震被害想定調査を行っている。

この調査によると、東京湾内の津波高は、マグニチュード 7 クラスの地震で発生する津波はいずれの場合も 1 m 以下、海溝型地震については 1923 年大正関東地震が最大 2 m 程度、1703 年元禄関東地震が最大 3 m 程度、1677 年延宝房総沖地震が最大 1 m 程度、相模トラフ沿いの最大クラスの地震が最大 3 m 程度と予測されている。

4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波

中央防災会議の日本海溝・千島海溝地震対策検討ワーキンググループは、日本海溝、千島海溝で発生するマグニチュード9クラスの海溝型地震を想定した地震被害想定調査を行っている。

この調査によると、東京湾の沿岸部では千葉市美浜区の幕張メッセ周辺で最大30cm程度の浸水が予測される。

また、千葉県が実施した平成26・27年度千葉県地震被害想定調査では、房総半島東方沖日本海溝沿い地震による津波の浸水想定調査を行っている。この津波では、花見川を遡上する津波が千葉市花見川区畑町付近まで達すると予測されている。

第2章 災害予防計画

- 第1節 防災体制の整備・強化
- 第2節 都市防災構造化の推進
- 第3節 地震被害の軽減・防止
- 第4節 都市公共施設の災害対応力の強化
- 第5節 安全避難の環境整備
- 第6節 緊急輸送の環境整備
- 第7節 救援・救護体制の整備
- 第8節 備蓄・物流体制の整備
- 第9節 防災基礎体力の向上
- 第10節 ボランティア受入れ体制の整備
- 第11節 要配慮者の安全確保対策
- 第12節 帰宅困難者等対策

第1節 防災体制の整備・強化

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 計画推進体制の拡充	総務部, 各部	県, 県警察, ライフライン・鉄道等 関係機関, 事業所, 自主防災組織
第2 防災拠点機能の整備・ 強化	総務部, 財務部, 教育委員 会, 各部	—
第3 情報連絡機能の整備・ 強化	総務部	県, 県警察, ライフライン・鉄道等 関係機関, 事業所等

第1 計画推進体制の拡充

1 市における計画の推進 【総務部 各部】

(1) 組織運営体制の充実

総務部長は、平常時から、全庁的な災害予防対策の推進と災害応急対策実施の連携強化を図るため、総括長会議を開催する。

また、平常時から各職場における防災対策を推進するため、防災対策推進委員設置要領に基づき防災対策推進委員を選任し、本計画や災害対応マニュアルの周知及び防災対策の推進と啓発等を進める。

(2) 迅速な初動体制確立のための環境整備

ア 配備・動員計画

各部長は、所管の部の「非常配備体制動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。また、人事異動等により、計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対してその旨の周知を図る。

各部の「非常配備体制動員計画」は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

- ① 配備要員表
- ② 連絡系統図

各部長は、作成若しくは修正した計画を随時総務部長に報告する。

なお、総務部長は、各部から報告された配備・動員計画の写しを必要に応じて、動員連絡にあたる責任者・担当者に配布し、非常時の動員連絡に万全を期するものとする。

イ 各種マニュアルの整備

各部長は、各部における迅速で的確な初動体制確立のため、災害対応マニュアル等各種マニュアルの作成・更新に努める。

ウ プロアクティブの原則の普及

発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」、「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日頃から、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。

(3) 「八千代市業務継続計画（BCP）震災編」の推進

「八千代市業務継続計画（BCP）震災編」（令和4年11月）に基づき、災害時に優先して継続すべき業務や中断しても早期に回復する必要がある業務を災害時優先業務として実施する態勢

を確保し、PDCAサイクルに沿って継続的な計画改善を図る。

(4) 受援計画の作成

災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定め、応援職員等の宿泊可能な施設や仮設可能なスペースを事前にリスト化するよう努める。

2 県・防災関係機関等との連携

市は、県及び防災関係機関と、日頃から、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

(1) 防災会議の拡充 【総務部】

市域を所管又は市内にある「指定地方行政機関」（以上国の機関）、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」（以下公共的機関、公益的事業を営む法人でそれぞれ内閣総理大臣、知事が指定するもの）及び「公共的団体」等の防災関係機関は、法令、防災基本計画、防災業務計画、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、災害予防計画及び応急対策の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、その改善に努めている。

今後は、男女共同参画の推進などの多様な主体の参画を促進する。

※参考 資料編 1－1 八千代市防災会議条例

(2) 生活関連施設連絡会の強化 【総務部 都市整備部 消防本部 上下水道局 各部】

本市の電気、ガス、通信等の生活関連施設に係る災害の予防、応急、復旧の各防災対策を総合的かつ積極的に推進するため、「八千代市生活関連施設連絡会」の活動を促進する。

3 地域・事業所等における計画の推進 【総務部 各部】

(1) 住民参加のまちづくりの推進

住民の積極的参加を促すことで「安全で思いやりのあるまちづくり」の実現を図るよう努める。

特に問題の多い地区やまちづくりに積極的な地区において、市民等が主体となって、地域としての防災計画や避難路・まちかど広場等の整備に関する計画等を作成するよう促進する。

このため、地区の防災上の問題点の把握や防災計画の検討及び推進を担う自主防災組織等の結成及び育成を推進する。

(2) 地区防災計画の普及

地域の防災力の向上を図るため、自治会や自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、自治会や自主防災組織等に計画の作成方法、手順、提案の手続等を普及、啓発する。

第2 防災拠点機能の整備・強化

1 市庁舎の整備 【総務部 財務部】

市庁舎にあつては、いかなる事態に際しても、市民の生命、身体及び財産を守るための防災対策の中核拠点として、機能し得るよう、耐震・耐火・耐水性能に優れるとともに、災害情報等の収集・分析・伝達を行う上で充実した情報処理設備を検討する。

また、建物・設備の被災及び電力の供給停止の場合においても、最低72時間、1週間程度を目標に対策本部としての機能を果たせるよう必要なバックアップ機能を有する設備・施設の整備を検討する。

なお、消防庁舎においても同様の整備を行う。

2 支所・連絡所の機能強化 【総務部】

支所・連絡所にあつては、各地域が交通や通信手段等の混乱等不測の事態により一時的に孤立無援の状態に陥るような場合においても、必要不可欠な災害応急復旧対策を講ずるための活動拠点となるよう、情報の収集・提供のための通信・広報機能をもつ施設又は設備を整備していく。

なお、整備に当たっては、災害危険度が高く、応急対策実施の緊急性の高い地域から、また必要度の高い施設又は設備から順次検討する。

3 コミュニティ拠点の整備 【総務部 教育委員会 各部】

コミュニティ拠点は、市役所・支所・連絡所からなる市災害対策本部を補完し、より地域地区に密接した施設として、次のような設置候補施設のうちから、地域コミュニティごとに1か所設置していく。

なお、整備に当たっては、災害危険度が高く、応急対策実施の緊急性の高いコミュニティから順次行うこととし、当該施設所管部及び関係者に協力を要請する。

設置候補施設の区分	整備すべき主な機能
市立の小学校,中学校 及び義務教育学校	(1) 情報の収集・提供のための通信・広報機能 (2) 防災活動用資機材の備蓄
公 民 館	(3) 非常用飲料水の備蓄 (4) 毛布・寝具その他救援物資の備蓄
そ の 他 市 施 設	(5) 平常時の防災教育の場

4 その他の防災拠点の整備 【教育委員会】

その他、防災拠点となる公共施設については、耐震性等の基本機能はもとより、災害時の役割に応じた必要な機能の整備に努める。

その他の防災拠点施設	整備すべき主な機能
学校給食センター (炊き出し機能)	備蓄倉庫、耐震性貯水槽等

第3 情報連絡機能の整備・強化 【総務部】

1 施設・設備の整備・強化

(1) 機器の整備

ア 防災行政用無線（移動系）の整備

市本庁、支所・連絡所その他の市出先施設、避難場所・避難所に指定する小中学校及び義務教育学校並びに公民館、救護所となる医療施設等並びに防災関係機関にデジタルMC A無線を整備し、情報連絡機能の強化を図る。

イ 防災行政用無線（固定系）の拡充・再整備

防災行政用無線の聴取困難地域については、屋外子局の増設及び移設等により解消を図る。

また、定期的な点検を実施し、適切な維持管理に努める。

その他、屋外子局の増設及び移設等により解消が図れない地域においては、他の情報伝達手段の周知に努める。

ウ 防災対策関係職員への携帯電話配備

防災所管課及びあらかじめ必要と認める市職員に関しては、各自の所有する携帯電話番号を登録するとともに、必要に応じて携帯電話を貸与し、緊急連絡・動員体制を確保する。

また、市職員の勤務時間外における非常配備の招集連絡等を迅速に行うため、携帯電話を使用した職員連絡メールの運用を図る。

(2) 災害時優先電話の登録

市及び防災関係機関は、災害時優先電話に登録し、緊急連絡体制の確立を図る。

(3) 通信機器の整備

上記の通信機器のほか、全国瞬時警報システム（Jアラート）、市ホームページ、CATV、防災情報メール、緊急速報メール、ポータルサイト、SNS（X, LINE）、自動電話応答装置など、住民への情報伝達手段等を災害時に確実に運用できるように、通信系統や設置施設の耐震性等も含めて機器の維持管理や定期点検を適切に実施する。

なお、停電や燃料不足等を想定し、非常用電源、自家発電機及び燃料等の備蓄、調達についても考慮する。

市は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図るものとする。

2 連絡体制の整備・強化

(1) 市各部・防災関係機関との通信連絡

ア 無線従事者の確保

市職員に対して、無線従事者資格の修得を積極的に奨励し、無線従事者の増員・確保を図る。

また、防災行政用無線（移動系）等の機器については、操作訓練等を行い職員への操作方法の普及を図る。

イ 通信事務従事者

市各部は、それぞれ分掌する事務分野に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ通信事務従事者を指名しておくものとする。

通信事務従事者は、連絡責任者の統括の下、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡に従事する。

ウ その他

市各部及び防災関係機関は、指定電話、連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに市防災会議（事務局：総務部危機管理課）に修正の報告を行う。

(2) 民間との協力の促進

民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網構築に備えて、タクシー無線取扱業者、デジタルMC A無線を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに、災害時協力を促進する。

また、ポータルサイト・サーバ運営事業者との災害協力協定、千葉県が参加する災害情報共有システム(Lアラート)、I C T,放送メディア等を活用した災害情報伝達手段の確保を推進する。

(3) 重要施設の非常電源の情報共有

大規模停電の発生時は、電源車等の配備調整を円滑に行えるよう、県があらかじめ作成した重要施設の非常電源整備状況リスト^(※)に基づき、各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を把握し、国、県、電気事業者等と共有する。

※病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関の重要施設についての非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を整理したリスト

3 県の情報連絡施設

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、本市には、県の情報連絡施設として次の施設が設置してある。

また、訓練等を通じて通信機器の習熟に努めている。

- (1) 県防災行政無線
- (2) 県防災情報システム
- (3) 震度情報ネットワーク

第2節 都市防災構造化の推進

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 延焼遮断帯の整備	都市整備部	千葉国道事務所，千葉土木事務所
第2 市街地の整備	都市整備部	—
第3 オープンスペースの確保	都市整備部，経済環境部	—
第4 道路・橋梁の整備	総務部，都市整備部	千葉国道事務所，千葉土木事務所
第5 建築物の耐震・不燃化等の促進	都市整備部，財務部，教育委員会，各部	県，各施設管理者・事業所等

第1 延焼遮断帯の整備

1 幹線道路沿道の不燃化 【都市整備部】

国道，県道（主要地方道及び一般県道）及び都市計画道路を対象として，沿道の建築物の不燃化を誘導する。

今後，市街化区域の拡大・地域地区の見直しを行う場合や，道路改良事業を実施する場合は，「延焼遮断帯」の形成やネットワーク機能の強化等を加味して総合的に検討し，行う。

2 河川・鉄道沿線の不燃化 【都市整備部】

鉄道の線路敷き及び高架を延焼遮断帯として活用するとともに，新川，桑納川等の市内を流れる河川の河川敷に緑地や歩道を整備することにより緊急時の避難スペースや避難路を兼ねた空間を創出し，延焼遮断機能の向上に努める。

3 緑のネットワークの形成 【都市整備部】

大規模なオープンスペースを有し広域的な避難場所となる八千代総合運動公園，陸上自衛隊習志野駐屯地及び新川・桑納川河川敷（整備中の県立八千代広域公園を含む）相互を結ぶ緑道や緑地の整備及び幹線道路の緑化を推進する。

これにより避難路，延焼遮断帯の確保に努める。

なお，ネットワークの整備に当たっては，塀の生け垣化や宅地内・工場敷地内緑化などの手法を総合的に活用し，地域の理解と協力を得ながら進める。

また，その維持・管理についても，自らの手で住みよいまちをつくる，自らの手でまちと生命を守るものとなるよう努める。

第2 市街地の整備 【都市整備部】

1 土地利用の計画的誘導

土地利用の基本である地域地区制度の計画的な運用に努める。

また、都市計画法等の規制を活用して重点的・計画的に土地利用の誘導を図るとともに、八千代市開発事業における事前協議の手續等に関する条例の適正な運用によりスプロール化やミニ開発の進行を抑制する。

2 市街地再開発事業等の推進

八千代台・勝田台駅周辺地区は、商業、文化、ターミナル機能をもった施設の集積を進めると同時に、災害に強い街区づくりと緊急活動用交通ネットワーク及び避難路ネットワークづくりを図る。

その他の既成市街地の低層密集地区は、地区計画の活用等により住環境の向上を図りながら、道路・公園等の公共空間の確保に努める。

第3 オープンスペースの確保

1 公園・緑地の整備 【都市整備部】

公園や緑地は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとしての役割を有している。

このため、緑の基本計画（平成30年3月）に基づき、市民一人当たりの公園・緑地面積の拡大を図るとともに、公園・緑地の整備に当たっては、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図るなど、防災効果の高い公園等の整備に努める。

2 緑地・農地の保全 【経済環境部 都市整備部】

農業振興地域の維持発展に努めるとともに、市街化区域内にある、まとまりのある優良農地について生産緑地制度を活用するなどして、オープンスペースとしての農地・緑地の保全を図る。

第4 道路・橋梁の整備

1 幹線道路の整備 【都市整備部】

(1) 主要幹線道路については、現在の計画路線及び構想路線である（仮称）幕張千葉ニュータウン線、国道296号バイパスの整備を促進し、埼玉、千葉、成田、東京を結ぶ広域的な道路網の強化を引き続き、国・県その他関係機関に要請していく。

(2) 市内幹線道路については、新川により東西に分断される本市の市街地形態を踏まえ東西方向の都市軸となる幹線道路を強化するとともに、各圏域及び拠点地区との連絡機能を強化するための南北道路及び市中心部道路の強化を進めていく。また、既存の主要市道については、防災活動上の障害となる狭隘・線形不良・歩車道不分離区間の改善に努める。

(3) 国・県道の高規格化、交差点改良、道路改良・排水の整備など、良好な道路の維持、交通安全の確保及び震災時の道路破壊を防止するための整備を関係機関に要請していく。

2 生活道路の整備 【都市整備部】

- (1) 生活道路の整備については、道路構造令等に基づいて改良・改修を進める。
- (2) 改良・改修に際しては、歩行空間の確保に努める。
- (3) 道路整備（歩道部分）に当たっては、歩行者などが安全に移動できる道路とし、できるだけ透水性舗装の普及を検討する。
- (4) 路面下空洞調査を推進し、地震時等の道路陥没による事故防止に努める。
- (5) その他、良好な道路機能を保全するため、適切な維持管理に努める。

3 道路環境の整備 【総務部 都市整備部】

- (1) 障害者や高齢者、子どもたちが安心して通行できる道路として、また、うるおいのある道路空間の創出を図るため、歩道の拡幅・段差の解消・電線の地中化や道路の緑化を推進する。
特に延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、地区により難燃性の樹種を選定するよう配慮する。
- (2) 道路標識の設置や拡幅・改良に当たっては、災害時の避難の安全確保の観点から必要なデザイン、その他の配慮を行う。
- (3) 不特定多数の人が集まり、災害時の避難の安全や消防活動に支障の大きい重点地域については、官・民の駐車場の確保に努めるなど、路上駐車防止に関し市が必要な管理・指導を行えるよう検討する。
- (4) 放置自転車・ミニバイク対策として、「八千代市自転車の放置防止に関する条例」の徹底を図るとともに、事業者の協力を得るなどして、改修など適切な維持管理を図る。

4 橋梁の整備 【都市整備部】

防災対策上、十分な安全性を確保するため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化の著しい橋梁の整備、維持修繕等を進める。

また、道路改良や河川改修及び地域開発に併せて、橋梁の整備を進める。

第5 建築物の耐震・不燃化等の促進

1 防火地域等の指定 【都市整備部】

市街化区域（約2,303ha）のうち防火地域（約65ha）又は準防火地域（約24ha）に指定される区域は約4%を占める。今後、鉄道駅周辺の商業系の用途地域に指定される防火地域又は準防火地域の指定を維持していくとともに、地域の状況などを考慮して、それらの追加指定を検討する。

2 建築物の耐震化・不燃化 【都市整備部 財務部 教育委員会 各部】

市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）及び八千代市耐震改修促進計画に基づき、公共建築物、学校や病院、社会福祉施設及び震災時に大きな被害が予想

される比較的古い木造住宅が密集する市街地の建築物等，耐震診断及び耐震改修の緊急性の高い建築物を重点に，国の耐震改修補助制度や耐震改修促進税制を活用して現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物（おおむね昭和56年以前に建築された古い耐震基準の建築物）の耐震化を推進する。

また，建築物の不燃化を促進するため，防火・準防火地域以外の地域については，建築基準法第22条の屋根不燃区域に指定されていることを受け，建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(1) 市有建築物の耐震化

市有建築物は，災害時における避難，救護，復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。

このため，市は，八千代市耐震改修促進計画（令和3年4月）で位置付けられた市有建築物の耐震化整備プログラムに基づき耐震化を推進する。

なお，市有建築物の耐震化整備プログラムは，施設の耐震化の進捗状況や八千代市公共施設等総合管理計画（令和3年3月）と整合を図り，順次更新する。

(2) 民間建築物の耐震化

民間建築物の耐震化については，所有者・管理者が取り組むものであるが，市の支援として木造建築物における「木造住宅耐震診断費補助制度」及び「木造住宅耐震改修費補助制度」，「木造住宅リフォーム費補助制度」並びに「八千代市マンション耐震診断費補助制度」の活用，耐震改修促進法に基づいた指導，助言，指示により耐震化の促進に努める。

また，耐震改修促進法に基づき，一定要件に該当する大規模建築物や緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震診断を義務付け，その結果を公表する。

3 高層建築物における対策 【都市整備部】

(1) エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため，地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて，定期報告等の機会を捉えて同装置を設置するよう啓発するとともに，外部への連絡装置に不備がないように日常点検等の実施についても啓発を行う。

また，地震時等の揺れや停電によりエレベーターが停止し，住民等が閉じ込められた場合の復旧方策について，情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

(2) 共同備蓄

高層集合住宅の調査，把握，検討を行い，管理組合による共同備蓄を促進する。

第3節 地震被害の軽減・防止

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 地震火災の防止	消防本部, 総務部, 都市整備部	消防団, 自主防災組織
第2 地盤の液状化対策	都市整備部 上下水道局	千葉国道事務所, ライフライン関係機関, 事業所等
第3 土砂災害の防止	都市整備部, 総務部, 健康福祉部	千葉土木事務所
第4 地盤沈下の防止	経済環境部	—
第5 ブロック塀等対策	都市整備部	千葉国道事務所, 県警察, 事業所等
第6 落下物等の防止	都市整備部, 総務部, 教育委員会, 各部	千葉国道事務所, 県警察, 事業所等
第7 危険物・有毒物等対策	消防本部	県, 習志野保健所, 都市ガス事業者, (公社)千葉県LPガス協会, 事業所等
第8 地籍調査の推進	都市整備部	—

第1 地震火災の防止

1 出火の防止 【消防本部 総務部 都市整備部】

(1) 建築物の火災予防

ア 一般建築物

一般建築物のうち、消防法第7条に規定した建築物の同意事務における書類等の審査に際して防火上の指導を行う。

イ 政令指定防火対象物

政令指定防火対象物については、同意事務、着工届及び使用開始届に伴う検査に際し、防火上の指導を行う。

ウ 予防査察等

予防査察の実施に当たっては、地震時の火災を想定した指導を併せて行い、不備欠陥については、是正措置を講ずる。なお、査察に当たっては、大地震に対する平素の心構えについて指導する。その他の一般住宅等については、機会あるごと、出火防止のための指導を徹底する。

(2) 危険物施設の安全化

危険物施設における構造設備の耐震化及び安全性の向上を図る。また、貯蔵、取扱いの保安管理を指導し、危険物施設の安全化を推進する。

(3) 薬品等による出火防止

引火性の薬品類を取り扱う事業所、学校、病院、研究所等の実態調査を行い、次のとおり、保管の適正化を指導する。

主な指導事項	ア 化学薬品容器の転倒落下防止措置
	イ 化学薬品収納棚の転倒防止措置
	ウ 混合混触発火性物品の区分貯蔵徹底
	エ 化学薬品等収納場所の整理整頓
	オ 初期消火資機材の整備

(4) 出火防止措置の周知

各家庭及び事業所における出火防止措置について、次の点について、周知徹底を図る。

ア	「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」の徹底
イ	避難の際にブレーカーを落とすことの啓発
ウ	ガス漏れ警報機や漏電遮断器・感震ブレーカーなど出火防止のための安全な機器の普及。特に、火災の早期発見に有効な手段である住宅用火災警報器の全住宅への普及促進
エ	家具・大型家電の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
オ	火を使う場所の不燃化及び整理・整頓の徹底
カ	防災カーテンなど防災製品使用の普及
キ	灯油、ベンジン、アルコールなど危険物の安全管理の徹底
ク	消火器の設置など消火用具準備の徹底

2 初期消火体制の強化 【消防本部 総務部】

(1) 消防用設備等の適正化

消防法により市内の防火対象物に設置される消防用設備等については、過去の災害事例や調査研究データを参考にしながら、災害発生時にその機能が発揮されるよう、対応方法について、さらに指導の徹底を図る。

(2) 消火器具の普及

各家庭における初期消火体制を整えるため、消火器、三角バケツ、水バケツ等の備えを呼び掛ける。また、小規模事業所等における初期消火体制を確立するため、それぞれの形態に応じた消火器具の設置を指導する。

(3) 市民、事業所の自主防災体制の強化

本章・第9節「防災基礎体力の向上」(震災-2-45～51 参照)による。

3 火災の拡大防止 【消防本部】

(1) 消防通信体制の維持

災害発生時に迅速かつ的確な情報を伝達するため、ちば北西部消防指令センターを含めた消防指令設備及び基地局等の消防救急無線設備並びに消防活動無線機器を維持管理する。

また、基地局を含めた消防救急無線設備を維持管理する。

(2) 消防団の育成

地域の消防防災活動の中核となる消防団の活性化を図るため、団員の教育訓練充実や女性消防団員の積極的確保・処遇の改善などにより消防団員の確保に努める。

また、詰所等の維持管理や消防団車両を計画的に整備し、資機材を含めて充実・強化を図る。

(3) 消防水利等の確保

大規模地震等における延焼火災に対応するため、住宅密集地区に耐震性防火水槽を整備し、消火栓の設置・改良と併せて消防水利の確保に努める。

(4) 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書」（総務省消防庁 平成 21 年 3 月）を基に、市街地における空中消火について検討する。

第2 地盤の液状化対策

1 土木施設構造物 【都市整備部】

地盤の液状化による道路等の被害を最小限にするため、各道路、橋梁などの施設管理者は、必要に応じて地盤改良等による液状化防止対策等に努める。

2 建築物 【都市整備部】

市は、特定行政庁として、建築計画時に、建築物の基礎、杭等について、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るよう指導する。

また、液状化の危険を周知するハザードマップやパンフレットの作成・配布等により、建築物の所有者、設計者に対する液状化対策の普及に努め、液状化の可能性がある地域においては、建築前の地盤調査の実施及び地盤改良等の液状化対策を図るよう啓発する。

3 地下埋設物 【都市整備部 上下水道局】

地下に埋設されるライフライン施設管路については、関係専門分野の見地に基づき、地盤改良、可とう性、伸縮性、冗長性の確保等の液状化対策を総合的に推進する。

第3 土砂災害の防止

1 宅地造成地災害対策 【都市整備部】

宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は、都市計画法・宅地造成等規制法に基づき市の許可を必要とする。

市は、これらの許可に当たっては、災害防止のためよう壁の設置、排水施設の設置等の適切な措置を講ずるよう指導を行い、崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止に努める。

また、盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップを公表していく。

2 土砂災害対策 【都市整備部 総務部】

崖・よう壁等の急傾斜地については、災害の発生を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に留めるため、県は市と協議して、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、①要配慮者利用施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備等の災

害防止工事を施すなどの改善措置をとる。

市は、規制指導の強化を国や県に要請し、土砂災害警戒区域等の促進を図る。さらに、必要に応じて調査を行うなどして、危険箇所の把握に努める。

また、土砂災害を被るおそれのある場所を本計画に掲載するとともに、広報紙への掲載、ハザードマップ（Web 版防災ハザードマップ含む）やパンフレットの作成・配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努める。

3 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の確立【総務部 健康福祉部 都市整備部】

(1) 警戒避難体制の整備

市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が県により 69 か所（うち特別警戒区域 58 か所）指定されている。

これらの土砂災害警戒区域ごとに、防災パトロールの実施、避難情報の伝達・周知手段の確保、避難施設その他の避難場所及び避難経路等を含めた避難計画の作成など、警戒区域内居住者の安全確保のために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害のおそれがある箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の確立に努める。

(2) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

市は、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設について、本計画にその名称及び所在地を定める。

本計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。市は避難確保計画の作成等を促進する。避難確保計画の内容は、次のとおりである。

ア 防災体制	イ 避難誘導
ウ 施設の整備	エ 防災教育及び訓練の実施
オ その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置	

(3) 要配慮者利用施設への支援

市は、要配慮者利用施設を本計画に位置付ける場合は、管理者等に対し土砂災害の危険性や避難確保計画作成に関する説明を行う。

※参考 資料編 8－1 土砂災害警戒区域一覧

第4 地盤沈下の防止 【経済環境部】

地盤沈下の防止には、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要であり、そのため次の地盤沈下防止対策を講ずることとする。

また、避難所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水を地下水で確保できるよう、一定の条件を具備した井戸に限り設置できるようになっている。

※地下水の採取規制は、法令（工業用水法、ビル用水法及び県環境保全条例等）に基づく適切な指導を行うとともに、節水や代替水源への転換を進める。法令に基づく地下水汲上げ規制の内容（八千代市に該当する県環境保全条例）は、下表のとおりである。

許可基準		規制対象用途
ストレーナの位置	吐出口断面積	工業用水，建築物用地下水，水道用水，農業用水，鉱業用水，ゴルフ場（10ha以上）での散水。
250m以深	21cm ² 以下	

第5 ブロック塀等対策 【都市整備部】

1 生け垣化等の推進

市民が接することの多い保育園，公民館等施設の接道部にあるブロック塀，万年塀等について，生け垣やネットフェンス化に努める。

また，「八千代市ふるさとの緑を守る条例」や「八千代市開発事業における事前協議の手続等に関する条例」に基づき，工場，事業所，一定以上の宅地開発行為を行う者等に対して，緑の保存と緑化，宅地への生け垣設置等必要な措置を講ずるよう指導する。

なお，市民に向けては，八千代市地域振興財団による生け垣づくりや生け垣化に対して助成し，地域ぐるみの緑化推進を図っている。

2 事前指導の強化

「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（平成25年改正）に基づき，広報紙等を用いた周知・啓発を行うとともに，八千代市建設業協会等の関係業者に対し，ブロック塀等の安全対策についての啓発，調整及び指導を行う。

3 実態調査に基づく改善指導

市では，小学校，中学校及び義務教育学校の通学路に面するブロック塀等の現況調査を行い，危険と判断された箇所について，所有者，管理者等に調査結果を通知し，注意喚起を行っている。

今後も，継続的に追跡点検調査を実施するとともに，危険箇所の実態把握に努め，安全対策について注意喚起を行う。

第6 落下物等の防止

1 落下物等の範囲 【都市整備部 総務部】

地震時に落下又は転倒し，直接人的被害を及ぼすもの及び，避難の際の障害物となるものには，次のようなものがある。

(1) 屋内落下物等

- ア シャンデリア等照明器具
- イ 棚上の物品
- ウ 家具・大型家電の転倒

(2) 屋外落下物等

- ア 窓ガラスの飛散
- イ 外装材（外壁タイル、モルタル等）の剥落
- ウ ウインド式クーラー
- エ 屋上・屋外広告物
- オ 高架式水槽

(3) 道路上の障害物（倒壊を含む）

- ア 自動販売機の転倒
- イ 路上への陳列商品等
- ウ 広告塔、看板等
- エ 路上に放置された自転車・バイク

2 落下物等防止対策の啓発 【総務部 教育委員会 各部】

建築基準法の数次にわたる改正により、比較的最近に建てられた建築物については、木造・非木造とも耐震性は極めて高く、近年の地震災害においては、建築物そのものの倒壊による被害よりも屋内・屋外の落下物・転倒物による人的被害が多く発生している。特に、比較的狭い都市型住宅内においては、家具・大型家電の転倒・落下による危険性が高い。

このため、次のとおり、その対策の実施について啓発していく。

(1) 一般家庭

広報紙や防災講演会等をとおして、家具・大型家電等の転倒及び落下による危険性並びにその対策について啓発に努める。

(2) 小学校、中学校及び義務教育学校

転倒防止のための対策について啓発に努める。

(3) 公共的施設等

大規模集客施設や文化的施設等の多くの人が集まる公共的施設等について、弾性のある材料の使用、飛散防止用フィルムの装着、安全ガラスへの改修、物品等の倒壊防止、照明器具や屋外広告物の落下防止等の施策を講ずるよう啓発に努める。

3 道路上の落下物等防止対策 【都市整備部】

広告塔、看板等の屋外広告物には、地震の際に脱落し、被害を与えることが予想されるものがある。そのため、屋外広告物の表示、設置する者又は管理する者に対して、管理義務の周知徹底を図るとともに、落下等の危険性が確認された場合には、設置者に対して改善指導を行い、落下物の防止に努める。

また、路上に設置された自動販売機、路上に放置された自転車・バイクや陳列商品等について、転倒防止又は撤去措置を講ずるなど災害予防のための事前指導の徹底を図る。特に、不法に設置されたものについては、避難場所に指定される施設の周辺地区や国道、主要地方道、県道及び主要な幹線道路となる市道に面するものを中心に、警察署等の関係機関と連携して、指導取締りを強化する。

なお、市道に面する建築物の建築確認に際しては、窓ガラス、屋外広告物その他の落下危険のないよう行政指導を行う。

第7 危険物・有毒物等対策 【消防本部】

1 石油類危険物施設関係

(1) 危険物施設

石油類の危険物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施する。

ア 設備面の対策

- ① 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏えいを防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。
- ② 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。
- ③ 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じ控え壁等を設置する。
- ④ 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を整える。
- ⑤ 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

イ 保安体制面の対策

- ① 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- ② 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。
- ③ 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

(2) 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い施設

八千代市火災予防条例に規定されている指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

- ① 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準遵守を強力に指導する。
- ② 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

イ 保安体制面の対策

- ① タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物を入れ、又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。
- ② 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。
- ③ 定期自主検査の完全実施を指導する。

2 高圧ガス保管施設関係

高圧ガスは、液化ガス又は圧縮ガスの状態において製造し、貯蔵、消費及び輸送されるが、設備の破損や取扱不注意によっては、周辺地域に影響を及ぼすことが予想されるため、県は、次の指導を行い地震時の災害を防止する。

(1) 高圧ガス施設

ア 設備面の対策

高圧ガス施設については、高圧ガス保安法の耐震設計基準に適合させるとともに、千葉県高

圧ガス事業所地震対策指針Ⅱ（設備編）に基づき指導する。

イ ソフト面の対策

千葉県高压ガス事業所地震対策指針Ⅰ（地震の知識、行動編）に基づき指導する。

(2) 液化石油ガス施設

ア 消費者の保安対策

県は、販売事業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

- ① 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒、転落防止措置の徹底を図るとともに、ガス放出防止機器の設置を促進する。
- ② マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。
- ③ 消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。
- ④ 避難所に指定される可能性が高い公共施設等への安全器具の設置を図る。

イ 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

大地震に際して、り災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を(公社)千葉県LPガス協会の組織を通じて整備し、供給の円滑化と保安の確保を図る。

なお、り災地域から応急のガス供給の要請がある場合も同様に対応を図る。

(3) 都市ガス施設

本市内の都市ガス供給は、大多喜ガス㈱、東京ガスネットワーク㈱の2事業者が行っている。対策については、本章・第4節・第2「ライフライン施設」（震災-2-20～23 参照）による。

3 毒物劇物保管施設関係

習志野保健所による指導等は次のとおりである。

- (1) 営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させ、その保有量に応じた貯蔵設備を設けさせる。
- (2) 営業者及び毒物劇物取扱責任者は毒物又は劇物の流出によって、住民の生命及び保健衛生上に危害を生ずるおそれのあるときは、直ちに習志野保健所又は警察署、消防本部に通報するよう徹底させる。
- (3) 緊急事態発生の通報を受けたときは、速やかに関係機関への連絡を行うとともに、防災上適切な応急措置を講ぜられる体制の確立を図る。
- (4) 毒物又は劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、ふっ化水素、酸類、アルカリ類等を大量に使用している業態の把握に努め、これらに対し特に重点的に指導を実施する。
- (5) 薬局等に対し、可燃性薬品、毒物、劇物の保管設備について、盗難及び防災上適切な措置を講ずるよう指導する。

4 放射線等使用施設

現在、国（文部科学省）においては、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、RⅠ（ラジオアイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備している。

また、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより、震災時においても監視体制をとるなど各種の安全予防を実施している。

消防本部においては、これらの施設について、R I の所在、数量、元素名、化合物名、容器の種類、取り扱っている場所などについて調査し実態の把握に努めるとともに、応急対策活動の円滑な実施のため、習志野保健所、警察署等関係機関と連携する。

5 火薬類関係施設

県は、下記の対策を実施することとなっている。

(1) 製造所への対策

- ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚を図る。
- イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 火薬庫への対策

- ア 地すべり防止区域に火薬庫を設置しないよう指導する。
- イ 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- ウ 定期自主検査の完全実施を指導する。
- エ 応急消火設備を設置するよう指導する。
- オ 延焼防止対策を施すよう指導する。

(3) 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫等の占有者は速やかにその占有する施設の点検を実施し、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

第8 地籍調査の推進 【都市整備部】

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、県の支援を得て、地籍調査を推進する。

第4節 都市公共施設の災害対応力の強化

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 市の施設	都市整備部, 財務部, 総務部, 教育委員会, 各部	—
第2 ライフライン施設	上下水道局	千葉国道事務所, ライフライン関係機関
第3 道路及び鉄道施設の安全化	都市整備部	千葉国道事務所, 千葉土木事務所, 鉄道等関係機関

第1 市の施設 【都市整備部 財務部 総務部 教育委員会 各部】

1 市有建築物の耐震化等の推進

市有建築物の耐震化については、八千代市耐震改修促進計画（令和3年4月）に基づき、特定建築物^(※)から優先的に耐震診断、耐震改修を実施している。

なお、耐震化未着手の市有建築物については、八千代市公共施設等総合管理計画（令和3年3月）と整合を図りつつ、耐震化を推進する。

※「八千代市耐震改修促進計画」の特定建築物

耐震改修促進法第14条第一号に掲げる学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物（用途・規模は政令で定める）と同条第二号に掲げる火薬類、石油類等の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（危険物の種類・数量は政令で定める）。

2 市の施設の防災体制整備

施設管理者は、市災害対策本部組織としての役割を踏まえつつ、個々の施設の実情に応じて、次のことを基本的事項とする防災計画を作成し、実践的な防災体制の確立を図る。

(1) 施設利用者の安全第一

火災、地震等の災害発生時は、施設利用者の安全を第一に考えて行動する。

(2) 体制の整備

非常時における各職員、施設利用者の役割や行動等、各施設に応じた実践的な想定を踏まえ、各種マニュアルの作成及び防災訓練の実施に努める。

(3) 防災点検の実施

事務用家具・備品類の固定、危険物等の引火性物資の安全管理、施設建物及び壁・塀等の耐震・耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、普段からできる限りの危険排除に努める。

(4) 施設周辺地域との交流

日頃の交流を通じて、非常時の地域ぐるみ防災体制の素地づくりに努める。

3 防災拠点機能の整備

本章・第1節・第2「防災拠点機能の整備・強化」(震災-2-3参照)による。

4 情報連絡機能の整備・強化

本章・第1節・第3「情報連絡機能の整備・強化」(震災-2-4～5参照)による。

5 防災拠点となる市立の小学校, 中学校及び義務教育学校の施設整備

市立の小学校, 中学校及び義務教育学校の施設整備については, 次の4つの視点から災害対応力の充実・強化を図る。

- (1) 児童生徒の安全確保
- (2) 一時避難場所
- (3) 地域における防災活動拠点^(※)
- (4) 被災者の一時宿泊のための避難所

※ 大規模地震発生時には, 防災関係機関の被災, 道路の損壊・交通渋滞等による道路機能のマヒ, 通信施設の被災等様々な事態が相乗し, 市を始めとする防災中枢機関による応急復旧対策の実行が一時的に不可能になることは避けられない。地域における防災活動拠点(コミュニティ拠点)は, 災害発生直後の混乱期にも, 各地域において, 自主防災組織や自治会等の住民組織が中心となって, 必要最小限の初期的応急対策を自主的に行えるように, 情報の収集・伝達, 飲料水・食料・その他物資の供給や応急医療救護等の初期救援対策を行うために必要な機能の整備に努める。

第2 ライフライン施設

1 上水道施設 【上下水道局】

(1) 基本方針

上水道施設の耐災害性を強化するため老朽化施設の整備・改良を進めるとともに, 施設の常時監視・点検を強化して保全に努め, 災害発生に伴う被害を最小限に留める。

(2) 事業計画

ア 取水施設

大きな地殻変動がない限り, 深井戸及び取水ポンプが破壊されることはないが, 状況によっては濁水するおそれがある。また, 導水管や制御ケーブルの破損, 停電等により取水不能になる場合も想定される。

このため, 取水施設・自家発電設備等の常時監視を実施して保守に努めるとともに, 耐震・耐火整備補強を行う。

イ 浄・配水施設

浄・配水施設, 特に配水池は耐震性を考慮し築造されているが, 場合によって局部的に被害を受けることが想定される。

このため, 浄・配水施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに, 耐震・耐火・耐浸水整備補強を行い, 二次災害の防止を図る。

ウ 送・配水管路施設

送・配水管については、継手や材質が地震動に対して比較的弱いものや、軟弱地盤に布設されているものもあり、ある程度の被害は避けられないと想定される。

このため、「八千代市水道管路施設耐震化計画」に合わせ整備を行う。

また、他水道事業体との協定に従い緊急連絡管の運用を行う。

2 下水道施設 【上下水道局】

(1) 基本方針

汚水中継ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造化に努める。また、管渠の点検を行い現状把握し、不良部分については清掃、しゅんせつ、補修及び改良に努め、地震や風水害等による機能のマヒを最小限に留める。

(2) 事業計画

ア 汚水中継ポンプ場施設等

電気設備、機械設備を始め、施設全般の保守点検に努め、必要に応じて機能向上と耐震のための整備補強を行う。

イ 管路施設

定期的にパトロールを実施するなど常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに老朽化の著しい管渠から計画的に更新を行う。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド㈱は、地震災害に備えて次の対策を推進する。

(1) 基本方針

電力施設の災害を防止し、また発生した被害の拡大防止、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(2) 事業計画

ア 送電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、液状化については、設備の重要度等を勘案し必要に応じて対策を行う。

② 地中電線路

終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。

イ 変電設備

機器の耐震・液状化対策については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

ウ 配電設備

① 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。

② 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

エ 通信設備

通信設備は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

4 都市ガス等施設

東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、大多喜ガス(株)は、地震災害に備えて次の対策を推進する。

(1) 基本方針

都市ガス等施設の耐災害性の強化及び地震や風水害等による被害の軽減のための諸施策を実施するとともに総合防災システムを確立することにより、ガスの流出防止と近隣住民への災害防止に努める。

(2) 都市ガス施設の事業計画

ア 製造施設

- ① 施設は、その使用条件、重要度などに応じて、ガス事業法などの諸法規・基準に基づいて設計し、安全性及び耐震性を確保する。
- ② 緊急遮断弁、防・消火設備、防液堤の設備、設置並びに保安用電力の確保等を行い二次災害の防止のための措置を行っている。

イ 供給施設

- ① ガスホルダーやガス導管の設計は、ガス事業法などの諸法規並びに基準に基づいて地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離などを考慮している。
- ② ガス導管材料は、最高使用圧力に応じてガス事業法に定める材料を使用している。また、地盤沈下の著しい地区に埋設する導管は、展延性に富む鋼管、PE管としている。
- ③ 高・中圧導管、地下室等のガス導管には、緊急遮断のため、又は供給操作上の必要により遮断弁を設置している。

ウ 通信施設

無線施設等は、固定局と移動局があり、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。また、長時間の停電に対しては電池により使用できる。

(3) コミュニティガス事業施設の事業計画

ア 供給施設

- ① 特定製造所の設計は、ガス事業法などの諸法規・基準に基づいて地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離などを考慮している。
- ② ガス導管材料は、最高使用圧力に応じてガス事業法に定める材料を使用している。また、地盤沈下の著しい地区に埋設する導管は、展延性に富む鋼管、PE管としている。

イ 通信施設

無線施設等は、固定局と移動局があり、また、長時間の停電に対しては電池により使用できる。

5 通信施設

東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)及び各通信事業会社は、地震災害に備えて次の対策を推進する。

(1) 基本方針

災害時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。また、災害が発生した場合に備えて、迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

(2) 事業計画

ア 建物設備

建築基準法による耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

イ 局外設備

① 土木設備

- a マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。
- b 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。
- c 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

② 線路設備

- a 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。
- b 幹線系ルートは、ブライオリティ付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

ウ 局内設備

- ① 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の向上を図る。
- ② 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

エ その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

6 共同溝・電線共同溝の整備

阪神・淡路大震災では、水道・電気・ガス・電話等のライフラインが壊滅的な被害を受け、ライフラインの耐震性の強化が求められた。

このことから、震災時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心にライフラインの共同収容施設である共同溝や電線共同溝の整備を進める。

- (1) 共同溝について、国が管理する国道などにおいて整備を進める。
- (2) 電線共同溝については、震災時における電柱倒壊、電線切断の危機を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上を図るため整備を進める。

第3 道路及び鉄道施設の安全化

1 道路施設の安全化 【都市整備部】

(1) 市の対策

道路の安全化対策として、まず幅員の狭小のものや地震や水害の発生時に損傷を受ける可能性の高い路線について、区間に応じた必要な整備を順次行い、災害時の避難路及び緊急活動用道路

の確保に努める。また、道路の路面の損傷は、逐次補修し災害の防止に努める。

橋梁の安全化対策として、老朽橋の整備等を推進するとともに、震災対策を要する既設橋梁を逐次整備し、緊急物資の輸送障害等がないように対策の推進に努める。

(2) 県の対策

ア 道路は、震災時において救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備に努める。

イ 緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、後述の道路橋梁防災計画の実施のほか、線形不良や隘路区間などを改善するため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進し、災害に強い道づくりに努める。

ウ 道路橋梁防災計画

- ① 橋梁については、道路橋示方書（国土交通省、平成29年改定）に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施していく。
- ② 道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施していく。
- ③ 特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施していく。

(3) 国の対策

所管施設の耐震性については、当該示方書、基準、指針等を始め、既往震災の教訓を考慮した設計施工を行っている。また、道路構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため、管理区間内の共同溝化について検討していく。

なお、橋梁については、所管施設の事前点検により、震災対策を必要とする橋梁について、緊急を要するものから逐次整備を進めている。

2 鉄道施設の安全化

(1) 基本方針

鉄道施設の耐震補強については、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき実施するものとする。

なお、京成本線は、橋梁に落橋防止装置を設置し、耐震補強を実施済みである。また、東葉高速線は、高架橋の落橋防止対策が完了している。

(2) 安全化対策

ア 車両の耐震化

車両には、全て車体下に二重のばね緩衝装置を設けて、耐震性を充分考慮している。

イ 構造物・施設の耐震性・耐水性の強化

線路構造物、電気及び建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

ウ 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速な徹底を図るため、通信施設の整備、充実を図る。

エ 復旧体制の整備

災害発生後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

- ① 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- ② 復旧用資材、機器の配置及び整備
- ③ 防災知識の普及及び教育
- ④ 列車及び旅客等の取り扱い方についての事前広報
- ⑤ 消防及び救護体制

第5節 安全避難の環境整備

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 避難場所等の指定・整備	総務部, 都市整備部, 教育委員会, 健康福祉部, 子ども部, 各部	社会福祉法人
第2 「防災道の駅」の整備	総務部, 経済環境部, 都市整備部	千葉国道事務所, 千葉土木事務所
第3 避難誘導体制の整備等	総務部, 消防本部	八千代警察署, 消防団, 自主防災組織

第1 避難場所等の指定・整備

1 避難施設の整備 【総務部 都市整備部 教育委員会】

市は、災害の規模や種類（地震、大規模な火事、洪水、崖崩れ）、避難の目的に応じた次の区分により、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。

なお、避難場所とは切迫した災害の危機から命を守るために避難する場所をいい、避難所とは災害により住宅を失った場合等において一定期間避難生活する施設をいう。市は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、避難場所等を指定又は取り消した場合は、県知事に通知するとともに公示する。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

イ 指定緊急避難場所の周知

市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

ウ 誘導標識の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。また、避難者の円滑な受入れのため、指定避難所のレイアウト等の利用計画の事前作成、家庭動物の受入れ方法等の事前周知、車中泊避難者の支援体制の整備に努める。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

避難場所等の定義

一時避難場所 (指定緊急避難場所)	地震又は大規模な火事の際、広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつグラウンドや広場等をいう。 例：公園、緑地、農地、学校のグラウンド等
広域避難場所 (指定緊急避難場所)	市街地火災から、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園や緑地等をいう。 例：総合運動公園等
避難所 (指定避難所)	地震等の災害による家屋の倒壊、洪水、崖崩れなど現に被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館など既存の建築物に収容し、保護するとともに滞在させる施設をいう。 例：学校の体育館、公民館等
福祉避難所	介護保健施設や医療機関等に入所・入院するに至らないが、一般的な避難所での避難生活が困難な要配慮者を収容し、適切な支援をしながら保護する目的で設置する施設をいう。

(注) 指定緊急避難場所及び指定避難所については、災害対策基本法の基準に適合するものとする。

※参照 資料編4-1 避難場所一覧
資料編4-2 指定避難所(予定施設)一覧表

2 一時避難場所 【総務部 都市整備部 教育委員会】

(1) 指定基準

一時避難場所については、災害対策基本法による指定緊急避難場所の基準等を踏まえ、地震及び大規模な火事への安全性を考慮しつつ、次の役割・機能を兼ね備えた適切な施設を指定し、必要な機能の整備を図っていく。

ア	地域ぐるみの防災活動の拠点となること
イ	地域への情報伝達の拠点となること
ウ	災害危険区域の状況、施設の耐災害性能、避難者の受入部分及び避難経路の位置等を踏まえ、安全性に優れていること
エ	ある程度のオープンスペースが確保されていること
オ	なるべく四方に出入口が常時確保されていること
カ	なるべく公共施設であること
キ	なるべく避難所を兼ねられる施設があること

(2) 整備目標

災害時の一時避難場所として、指定し、必要な整備・改修を進めていく。

また、市街化区域内に適切な公共施設がない場合は、個人が所有する農地（生産緑地）を災害時協力農地として覚書を結び、一時避難場所として指定する。

3 広域避難場所 【総務部 都市整備部 教育委員会】

(1) 指定基準

広域避難場所については、災害対策基本法による大規模な火事から避難するための指定緊急避難場所として、次の役割・機能を兼ね備えた適切な施設を指定し、必要な機能の整備を図っていく。

- ア 相当程度のオープンスペースが確保されていること
- イ 火災による輻射熱から避難者の生命を保護するために、必要な距離（30m以上）が考慮されていること
- ウ なるべく四方に出入口が常時確保されていること
- エ オープンスペースは、なるべく公共施設であること
- オ 敷地内に建物がないことが望ましいが、ある場合は原則として、耐火造建物であること
- カ 原則として、延焼火災の危険性がある地区（被害想定による延焼予測範囲等）の各地点から2km圏（緊急時における徒歩1時間程度の距離）に各1か所ずつ確保されること

(2) 整備目標

災害時の広域避難場所として、指定し、必要な整備・改修を進めていく。

また、市街化状況、人口増加等の変化により、必要に応じて追加して指定・整備していくものとする。

4 避難所 【総務部 教育委員会 子ども部 各部】

(1) 指定基準

避難所予定施設は、災害対策基本法の指定避難所の基準等を踏まえ、次の基準を満たすように指定し、必要な機能の整備を図っていく。また、避難場所と兼用する場合には指定緊急避難場所（地震、洪水、崖崩れ）の基準を踏まえるものとする。

- ア 耐震性、耐火性を確保し、非構造部材の耐震対策を図るとともに、被災者の一時的宿泊滞在が可能な居室、設備等を有すること
- イ 被災者の居住地から一定の範囲に分布するよう、市内全域に確保すること
- ウ 災害時にも、非常用の情報伝達手段を確保しやすいこと
- エ 緊急避難場所（地震、洪水、崖崩れ）として指定する部分については、災害危険区域の状況、施設の耐災害性能、避難者の受入部分及び避難経路の位置等を踏まえ、安全性に優れていることまた、指定避難所として指定する部分については、それらの安全性に比較的に優れていること
- オ なるべく公共施設であること
- カ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること

(2) 整備目標

災害時に避難所を開設する予定施設として、市立の各小学校、中学校、義務教育学校、公民館等の教育委員会所管施設を中心として指定し、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 全

和6年3月)及び「避難所の良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府 令和4年4月改定)に基づき、必要な整備・改修を進めていく。

- ア 対象地域の被災住民を収容できる規模を考慮して適切な配置に努める。
- イ 建物について必要に応じ、冷暖房設備、換気や照明、多目的トイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ウ 上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めたエネルギーの多様化に努める。
- エ 災害時の避難者の安全を確保するため、施設の耐震化やできる限りの液状化対策を実施するものとする。
- オ 救護所、公衆無線LAN等の通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- カ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- キ 食料(アレルギー対応食品等を含む)、飲料水、生活必需品などの物資や、非常用発電機、簡易ベッド、仮設トイレ、炊き出し用器具等、避難所生活に必要な資機材等の備蓄に努める。
- ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の資機材等の整備及び生活相談職員(おおむね10人の要配慮者に1人)等の配置等に努める。
- 特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- ケ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- サ 施設の勤務職員、地域の自主防災組織等と協議し、避難所ごとの「避難所運営マニュアル」の策定に努める。
- シ 避難所となる市立の小学校、中学校及び義務教育学校には、災害用井戸を設置するとともに、適切な維持管理を行う。また、停電に備え、発電機等の整備を併せて行う。
- ス 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めた施設のBCP(業務継続計画)を策定するよう努める。
- セ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組みを進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討するよう努める。
- ソ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

※参考 資料編5-2 防災倉庫・災害用井戸

(3) 避難所予定施設の鍵の保管等

避難所予定施設の各管理責任者は、災害時の迅速な開設を行えるよう、鍵の保管方法等を所属職員及び避難所運営委員会の委員に周知徹底しておく。

(4) 避難所運営体制の整備

市は、災害時における避難所の自主運営を円滑に行うため、町会・自治会、自主防災組織の役

員等で構成する避難所運営委員会の設置を平常時から推進し、運営体制を整備する。

また、避難所運営マニュアルを用い、避難所運営訓練等の実施により、平常時より住民による避難所の自主運営体制を構築する。

なお、派遣する市職員については、あらかじめ収容班を中心に定めておく。

5 福祉避難所 【総務部 健康福祉部 子ども部 各部】

(1) 指定基準

避難生活の長期化、高齢者、障害者等の要配慮者に対応するため、要配慮者に必要な配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の指定は、災害対策基本法の指定避難所の基準及び「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 令和6年3月）等を踏まえ、次の基準に留意して行う。

- ア 災害危険区域の状況、施設の耐災害性能、避難者の受入部分及び避難経路の位置等を踏まえ、安全性に比較的優れていること
- イ 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること（原則として、バリアフリー化されていること。バリアフリー化されていない施設の場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・機材の備蓄を図ることを前提とする）
- ウ 要配慮者の避難スペースが確保されていること（要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間、一時的宿泊滞在が可能な設備、施設を有すること）
- エ 要配慮者向けの救援サービス要員として転用可能な職員が配置される施設であること
- オ 要配慮者の現住地の最寄り場所に設置できるよう確保すること

(2) 整備目標

福祉避難所を開設する予定施設として、市の施設を中心に指定する。なお、適当な施設がない場合には、一般避難所（学校等）における環境の比較的よい部屋などを、施設のバリアフリー化を図るなどの条件を付与した上で福祉避難所として指定する。

また、民間の特別養護老人ホーム、デイサービスセンター及び短期入所施設等の社会福祉施設も含めて指定を検討し、災害時協力協定の締結に努める。

なお、福祉避難所の開設に当たり必要な機能の整備を図っていく。

- ア 要配慮者に十分配慮した構造、設備及び福祉・保健サービスの提供や相談等に対応した運営体制の確保に努めること
- イ 簡易トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品の確保に努めること
- ウ 乳幼児用ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品の確保に努めること
- エ その他次の施設整備、物資や資機材等の備蓄に努めること
 - ・通風、換気の確保
 - ・冷暖房設備、非常用発電機の整備
 - ・情報関連機器の設置
 - ・介護用品、衛生用品、要配慮者に適した食料等の備蓄

第2 「防災道の駅」の整備 【総務部 経済環境部 都市整備部】

1 指定基準 【総務部、経済環境部、都市整備部】

道の駅やちよが、令和3年6月に「防災道の駅」（注1）選定されたことに伴い、防災道の駅選定基準等を踏まえ、必要な防災機能強化を図っていく。

○ 災害時に求められる機能に応じ、以下に示す施設、体制を整備

- (1) 建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること
- (2) 災害時の支援活動に必要なスペースとして、2,500㎡以上の駐車場を備えていること
- (3) 道の駅の設置者である市町村と道路管理者の役割分担等が定まったBCP（業務継続計画）が策定されていること

（注1） 国土交通省が、道の駅の第3ステージの取り組みとして、広域的な防災機能を担うとともに、地域住民、道路利用者、外国人観光客等に対し、他の防災施設と連携しながら安全・安心な場を提供することを目的とし、導入した制度

2 整備目標 【総務部、経済環境部、都市整備部】

「防災道の駅整備コンセプト」（令和4年3月）及び「防災道の駅整備計画」（令和4年3月）等を踏まえ、「防災道の駅」として災害時に求められる必要な機能の整備・改修を、国土交通省（千葉国道事務所）、千葉県と連携し推進する。なお、道の駅やちよには、防災倉庫及び災害用備蓄品の整備を行っている。

第3 避難誘導体制の整備等

1 避難場所・避難所の指定等の手続 【総務部】

避難場所・避難所の指定、取消し、重要な変更を行う場合は、災害対策基本法に基づき、次の措置を講じる。

(1) 指定

市長は、避難場所・避難所を指定する場合、当該施設の管理者の同意を得るとともに、その旨を知事に通知し、公示するものとする。

(2) 変更

避難場所・避難所の管理者は、避難場所・避難所を廃止し、又は改築等により災害対策基本法施行令に定める重要な変更を行う場合は、市長に届け出るものとする。

(3) 取消し

市長は、避難場所・避難所を廃止し、又は災害対策基本法の基準に適合しなくなったときは、指定を取り消し、知事への通知及び公示を行うものとする。

2 避難誘導体制等の周知 【総務部】

(1) 避難場所等の周知

避難場所・避難所の指定の追加、変更及び取消し等については、速やかに市の広報紙等で周知を図る。

また、防災マップ等を作成・配布し、避難場所等の位置やそれぞれの目的や役割等、避難する際の注意事項等避難行動の周知を図る。

その他、市ホームページ、インターネット地図への掲載等により周知を図る。

(2) 避難場所周辺の安全性確保

一時避難場所及び広域避難場所周辺について、安全な避難の確保の観点から、実態調査及び安

全性の検討を行い見直し整備を進める。

(3) 誘導標識等の整備

設置済みの誘導標識、避難場所表示板の維持管理を行うとともに、要配慮者への配慮等も含めた内容の再検討を行い、整備・増設を進める。その場合、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

ア 対象とする災害の種類を表示

イ 鉄道駅周辺への市内の地理に不案内な旅客等に配慮した避難誘導標識の設置

ウ 視覚障害者や外国人等に配慮したユニバーサルデザインによる標識の検討

(4) 避難場所案内図の整備

避難場所案内図の整備に関しては、「まちの案内図」の図上に避難場所を併記するなどして、地理に不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても多目的に利用されるものとなるよう検討する。

また、外国語標記、ユニバーサルデザイン等の再検討を行い、整備・増設を進める。

3 避難誘導体制の確立

(1) 市の対策 【総務部 消防本部】

ア 状況判断基準等の確立

災害時において、地区ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、避難指示等を適切に発令するための判断基準、迅速な情報伝達体制及び避難誘導体制等の確立を図る。また、関係機関・隣接市等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。

イ 避難路の安全化

住民が避難場所へ安全に移動できるように、避難場所周辺の道路の安全性の点検及び安全対策の促進を図る。避難路を火災から防護するため、避難路に面する建物の不燃化を促進する。また、市民による初期消火体制の充実強化に努める。

ウ 避難先の安全確保

① 施設管理者との協議

避難した市民の避難先における安全確保を図るため、施設の管理者と施設の整備、災害時の運用方法について、あらかじめ協議を行う。

② 避難場所の安全化

一時避難場所及び広域避難場所を市街地火災等から防護し、避難した市民の避難先における安全確保を図るため、避難場所周辺の不燃化、消防水利の充実、消防力の強化向上に努める。

③ 情報通信手段の配備

状況に応じた適切な対応が速やかに行えるよう、一時避難場所及び広域避難場所に無線通信機器等の情報通信手段の配備に努める。

(2) 警察署の対策

ア 避難誘導体制の整備

市民・来訪者の広域避難場所への円滑な誘導を行うため、地域の実態や被害状況に即した避難誘導体制・方法について調査・研究し、整備する。

また、大規模地震が発生した場合における署員の動員方法等について、あらかじめ署員に周

知徹底する。

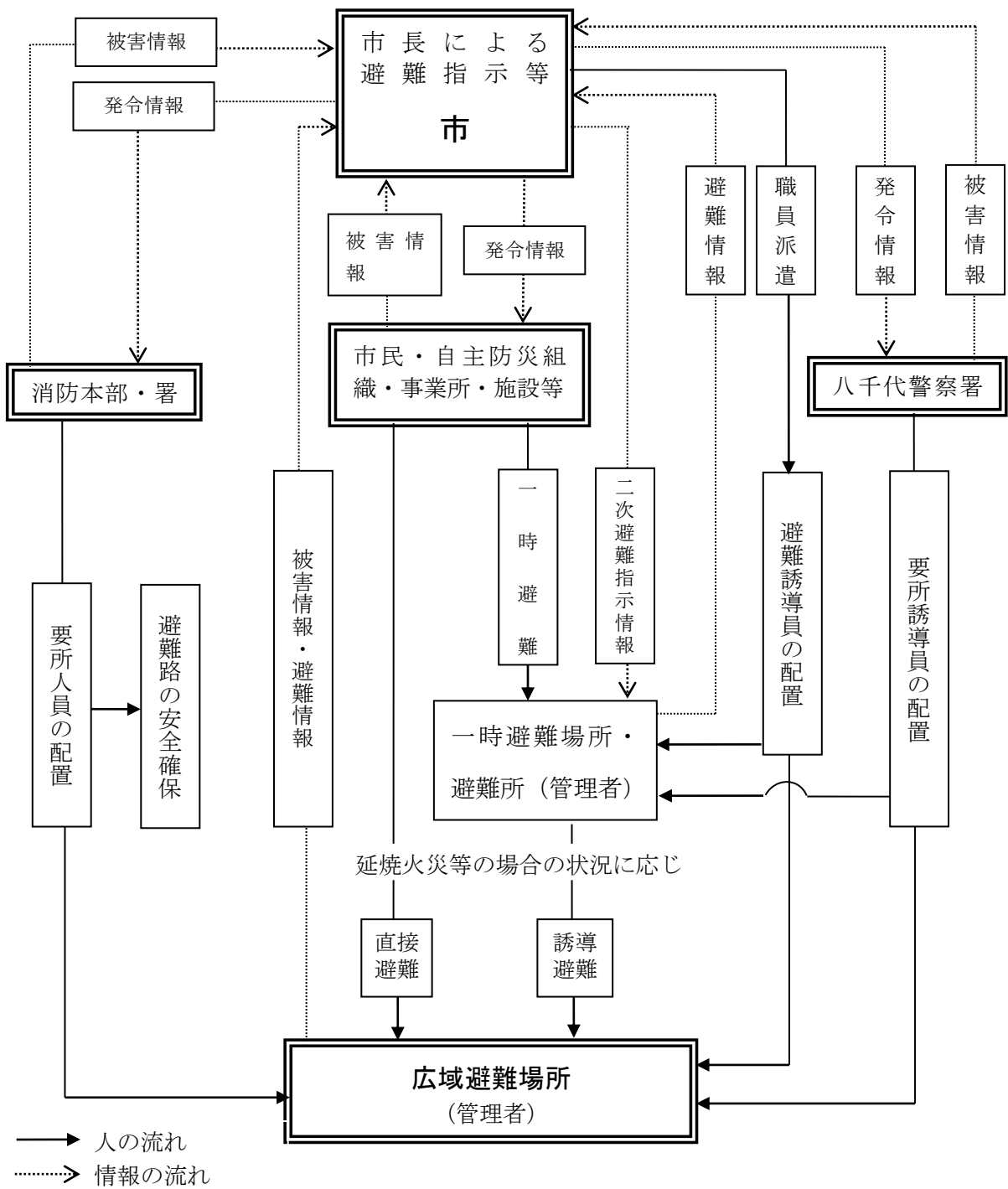
イ 広報活動の推進

大規模地震発生時の避難者の避難行動の円滑な実施と消防車・救急車等の緊急車両の通行を確保するため、平素から広報活動を通じ車両運転者に対して「大地震が発生したときに運転者がとるべき措置」の周知徹底に努める。

(3) 避難訓練の実施 【総務部 消防本部 各部】

市，関係機関及び市民が一体となり，総合防災訓練，学校・自主防災組織等の防災訓練を通じ，避難活動体制の確立を図る。

広域的な災害時の避難誘導体制の概念図



第6節 緊急輸送の環境整備

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 陸上輸送の環境整備	財務部, 総務部, 都市整備部, 教育委員会, 経済環境部	千葉国道事務所, 千葉土木事務所
第2 航空輸送の環境整備	総務部, 経済環境部, 都市整備部, 教育委員会	自衛隊, 民間航空会社等関係機関

第1 陸上輸送の環境整備

1 緊急輸送道路 【総務部 都市整備部】

(1) 選定基準

ア 県の基準

① 緊急輸送道路1次路線

隣接都県との連携強化, 広域的な緊急輸送等に資する高速道路, 一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通ずる主要な市町村道等を指定する。

② 緊急輸送道路2次路線

緊急輸送道路1次路線を補完し, 市町村役場等を相互連絡する県道等を指定する。

③ 緊急輸送道路3次路線

その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路を指定する。

イ 市の基準

県の指定した路線と有機的に連携を保つことを基本にして, 次の各施設と県が選定する緊急輸送道路を結ぶ路線を併せて指定する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 市役所, 支所, 連絡所, コミュニティ拠点設置施設 ② 広域避難場所, 一時避難場所, 避難所, 福祉避難所, 災害拠点病院, 防災倉庫, その他防災関連施設 ③ 給水拠点, 災害時物資集積場所, 緊急離着陸場 |
|--|

(2) 緊急輸送道路の指定

ア 県の指定する路線

県の指定する路線のうち, 市域内を通過する緊急輸送道路は, 国道16号, 国道296号, 主要地方道千葉竜ヶ崎線, 国道296号から市役所を結ぶ市道, 国道296号から東京女子医科大学八千代医療センターを結ぶ市道 (以上緊急輸送道路1次路線指定) 及び主要地方道船橋印西線, 主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線 (以上緊急輸送道路2次路線指定) である。

イ 市の指定する路線

市の緊急輸送道路を資料編に示す「緊急輸送道路網図」のとおり, 指定する。

なお, この指定は, 必要に応じてその都度見直す。

※参考 資料編8-2 緊急輸送道路網図

2 緊急通行車両等の確保 【財務部】

災害時における緊急通行を迅速に行うため、公安委員会に対して事前確認の申出を行い、交付された標章及び確認証明書を保管しておく。

3 集積場所・輸送拠点 【総務部 教育委員会】

災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地区への配布を効率的に行うため、集積場所及び輸送拠点を指定する。指定された施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を図る。

集積場所・輸送拠点一覧

		設置施設名称	所在地	備考
集 積 場 所		市 民 体 育 館	萱田1220	市役所・八千代警察署近接
		市 民 会 館	萱田町728	市役所・八千代警察署近接
		市民ギャラリー	村上2510	市役所・八千代警察署近接
輸 送 拠 点	北東部方面	旧米本南小学校	米本2301	米本支所近接
	北西部方面	睦 中 学 校	島田台756	睦連絡所隣接
	中東部方面	村 上 東 小 学 校	村上1113-1	村上支所近接
	中西部方面	高 津 小 学 校	高津738-6	高津連絡所近接
	南東部方面	勝 田 台 小 学 校	勝田台2-14	勝田台支所近接
	南西部方面	八千代台小学校	八千代台西1-8	八千代台支所近接

4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の支援受入れ体制の整備

【総務部 都市整備部】

国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による道路災害対策等の支援を速やかに受けられるよう、国への要請や派遣隊の受入れ体制等を検討する。

5 民間との協定締結の推進 【総務部 財務部 経済環境部 教育委員会】

災害時に際し、陸上における緊急輸送業務を迅速かつ円滑に行えるよう、次のとおり民間との協定締結を推進する。

- (1) 災害時の人員・応急資機材等の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。燃料は、石油販売業者と燃料の優先供給についての協定に基づき、県石油協同組合八千代支部加盟の本市内の燃料販売業者から調達する。市は、今後も石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
- (2) 災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地区への配布を効率的に行うため、保管・仕分け・配送までの物流業務全般について、市内の物流業者その他の関係事業所と緊急時の業務協力協定の締結を推進する。

第2 航空輸送の環境整備

1 緊急離着陸場設置予定地の指定 【総務部 都市整備部 教育委員会】

(1) 指定基準

緊急離着陸場の指定基準	
ア	30m×30m以上の面積があり，周囲に障害物のないこと。
イ	施設の周囲のうち，少なくとも1～2方向に電柱，高圧線，煙突その他の高層建築物がないこと。
ウ	ヘリコプターの離着陸に際しては，約20m/sの横風があるのでその風圧を考慮すること。
※面積は，機種の大小，夜間・昼間の別により異なるが，例えば目安として，次が最小限度必要となる。	
小型OH-6J	約 30m × 30m
中型UH-1H	約 50m × 50m
大型CH-47	約 150m × 150m

(2) 緊急離着陸場設置予定地

市街化の状況に応じて，市内全域について，空輸による緊急輸送が可能となるよう緊急離着陸場の設置予定地の指定を行っている。

なお，阿蘇米本学園校庭については，使用の際に混乱が生じないように，避難住民の安全性等を考慮し，避難のための場所と緊急離着陸場の区別等，所要の措置について検討し，当該「避難所運営マニュアル」に反映させるものとする。

ヘリコプター緊急離着陸場一覧表

名 称	所 在 地	電話番号	発着場面積	施設管理者	消防署等からの 所要時間
八千代 総合運動公園	萱田町 253	483-1151 406-3010	170m×80m	八千代市	5分 中央消防署から
阿蘇米本学園	米本 1914	488-3004	90m×115m	教育委員会	1分 東消防署から
千葉県立八千 代広域公園	村上 2413	458-6446	105m×68m	千葉県	5分 東消防署から

2 関係機関・団体等との連携強化 【総務部 都市整備部 教育委員会 経済環境部】

指定する施設については，施設管理者及び関係機関の協力を得て，緊急時の開設に備え必要な整備に努める。

また，災害時における迅速な航空輸送手段確保を図るため，自衛隊，民間航空会社等関係機関・団体・事業所等との連携強化に努める。

第7節 救援・救護体制の整備

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 給水体制の整備	上下水道局 総務部	自主防災組織 管工事協同組合等
第2 救助・救急体制の整備	消防本部	自衛隊, 消防団, 自主防災組織
第3 応急医療救護体制の整備	健康福祉部	習志野保健所, 市医師会, 市歯科医師会, 市薬剤師会
第4 し尿等処理体制の整備	経済環境部, 上下水道局 各部	県, 船橋市清美公社

第1 給水体制の整備

1 初期応急飲料水の確保 【上下水道局 総務部】

(1) 災害時飲料水用貯水槽等の整備

道路の破損その他により被災地への搬送が困難になる事態を想定し、初期応急飲料水の給水源として、災害時飲料水用貯水槽又は耐震性井戸の整備を推進する。

(2) 災害時協力井戸の確保

総務部は、現に飲料用に使用されている市内事業所及び市民等の所有井戸を災害時に活用できるよう登録を要請する。

2 給水用資機材の整備 【上下水道局】

市が行う給水活動が円滑に行えるよう、給水用資機材の整備・充実を図る。

3 緊急時協力体制の整備 【上下水道局 総務部】

管工事協同組合、運送業者等と災害時における協力関係を図り、迅速かつ的確な緊急時協力体制の整備に努める。

県内水道事業体等及び県企業局との緊急時の給水体制を図り、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき迅速かつ的確な緊急時協力が行えるよう体制の整備に努める。

また、市民及び自主防災組織等に対して、日頃より貯水及び給水に関する指導を行い、災害時給水活動の中心的な働き手となるよう育成する。

第2 救助・救急体制の整備 【消防本部】

1 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急用装備・資機材等の整備

震災時において、災害現場での確に被災者を救出、救護するため、消防本部及び警察署は、多種多様な救助・救急事象に対応できる装備・資機材等を整備する。

(2) 緊急消防援助隊等受入れ体制の整備

震災時において、市単独では対応困難な場合は、県内ほか消防機関による広域応援並びに緊急

消防援助隊の出動要請・受入れを迅速に行えるよう、必要な体制の整備・強化を図る。

2 救急業務体制の整備

消防本部は、救命率の向上をめざし、病院の診療科目、収容状況等を把握し、救急内容に応じた病院の選定などを的確に処理するため、引き続き救急告示医療機関等との連携協力体制の強化に努める。

また、救助・救急隊員の知識や技能の向上に努めるとともに、救急救命士を養成し、プレホスピタル・ケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実に努める。

3 市民の自主救護能力の向上等の推進

市は、市民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動の的確な実施のための事前準備として、消防団員、防火管理者、自衛消防隊員を始め、自主防災組織及び一般市民に対し、AED（自動体外式除細動器）の使用を含む応急救護知識及び技術に関する普及・啓発活動を積極的に推進する。

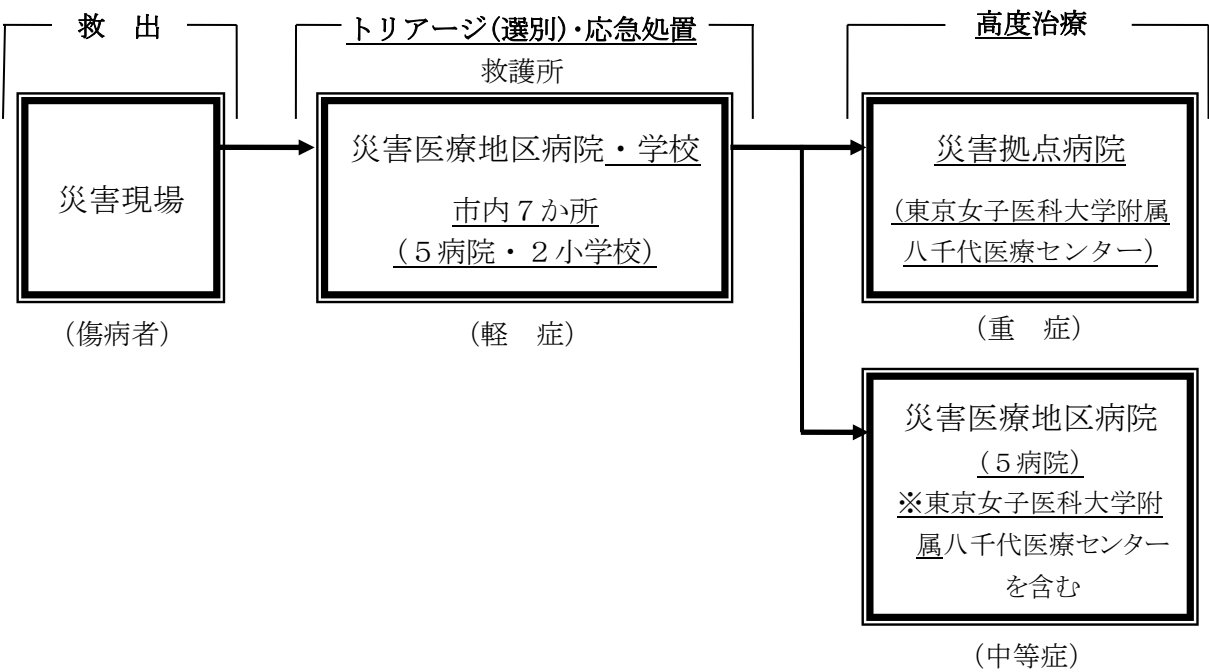
第3 応急医療救護体制の整備 【健康福祉部】

1 初動医療体制の整備

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、関係病院及び習志野保健所等の関係機関と協議する場として八千代市応急医療救護対策会議を設置し、応急医療救護体制の整備、活動マニュアルの策定及び必要な訓練の実施など応急医療救護体制の充実・強化を図る。

また、大規模災害による多数の傷病者の発生に対しても、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、市医師会等と協力して、市内収容医療機関のネットワーク化を進める。

大規模災害時応急医療救護の活動フロー



2 災害派遣医療チーム等の受入れ体制の整備

震災時において、市単独では対応困難な場合は、県、日本赤十字社及び千葉県医師会等が組織する救護班並びに災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の出動要請・受入れを迅速に行えるよう、必要な体制の整備・強化を図る。

3 医薬品等の確保

(1) 医薬品等供給体制の整備

市は、災害時の応急医療救護活動において必要な医薬品等について各災害医療地区病院に備蓄する他、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等関係団体と協力し医薬品及び医療資器材等の確保・供給体制の整備に努める。

また、県が千葉県医薬品卸協同組合等と締結した「災害時等の救護活動に関する協定書」に基づき、市内の医薬品等が不足した場合等に円滑に供給されるように、県への要請や市内の受入れ体制等の整備に努める。

(2) 救急セットの整備

避難所予定施設として指定する小学校、中学校、義務教育学校等の施設に、初期応急救護活動に必要なとなる救急セットの整備に努める。

第4 し尿等処理体制の整備

1 災害用仮設トイレの備蓄 【総務部 各部】

発災時に広域避難場所、一時避難場所、避難所及び下水道施設が使用できなくなった住宅地域等に配備する災害用仮設トイレを、引き続き整備する。

また、広域避難場所、一時避難場所、避難所予定施設等においては、施設の改修等と併せ災害用マンホールトイレ等の整備について検討を行う。

2 搬送・管理体制・処理方法の検討 【経済環境部 上下水道局】

避難場所等のし尿の収集及び処理については、「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」に基づき、優先的かつ早急に収集・処理されるよう、船橋市清美公社に依頼する。

また、災害が長期化した場合には、災害用仮設トイレの収容量にも限界があるので、予備の貯留槽の設置、汚水マンホールへの投入、近隣市町村への処理委託等、し尿の適正な搬送・管理体制について検討する。

3 大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する協定について

【経済環境部】

県と一般社団法人千葉県環境保全センターが締結した「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、市単独では対応困難な場合等に、同センターに加盟する民間業者への協力が円滑に受けられるよう、県への要請や受入れ体制等を整備する。

4 災害廃棄物への対策の検討 【経済環境部】

災害廃棄物への対応については、「八千代市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）」に基づき行うものとする。

(1) 情報連絡体制

平常時から災害時における関係部署，千葉県，市民及び事業者等との連携体制の構築や訓練等の実施に努める。

(2) 市民等への啓発・広報

災害廃棄物の受入れ，分別及び仮置場の確保等については，市民等の理解と協力が必要であることから，平常時より市民等への啓発・広報に努める。

第8節 備蓄・物流体制の整備

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 食料・生活必需品等の供給体制の整備	総務部, 経済環境部, 上下水道局, 各部	県, 市内流通・物流各事業者, 自主防災組織
第2 <u>応急救護用医薬品及び応急医療資器材等の整備</u>	健康福祉部	習志野保健所, 市医師会, 市歯科医師会, 市薬剤師会
第3 水防用資機材の整備	総務部, 都市整備部, 上下水道局	—

第1 食料・生活必需品等の供給体制の整備

1 備蓄意識の啓発 【総務部 上下水道局】

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、市は、県と連携し、家庭等における最低3日、推奨1週間分の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

2 市における備蓄・調達体制の整備 【総務部 経済環境部 上下水道局 各部】

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市は基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

また、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」（千葉県 平成25年1月）及び「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（内閣府 令和2年5月）」を参考に、「八千代市防災備蓄計画」（令和3年11月）を策定し、地震被害想定調査による最大避難者数（約4万7千人）及び人口等の現況を踏まえて発災からの3日間における備蓄目標を設定し、現物又は流通による備蓄に努める。

(1) 生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布、その他生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）及びアレルギー患者等の避難生活等に配慮する。

(2) 被災者に物資を迅速に提供するため、「防災倉庫」を現在の市役所、各消防署及び市立の小学校、中学校、義務教育学校に加え公共施設等に設け、分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。
なお、感染症対策として購入したパーテーションや簡易ベッド等を分散備蓄するため、市内7校の小中学校に防災倉庫をして整備している。

(3) 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結を推進する。

また、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

- (4) 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- (5) 備蓄物資の中で、耐用年数のあるものについては、適宜入れ替えをし、品質管理及び機能の維持に努めるよう計画的な備蓄を推進する。
- (6) 災害対応職員の食料や飲料水等についても備蓄に努める。
- (7) 一時滞在施設に受入れた帰宅困難者等に、可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。
- (8) 民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、市は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
- (9) 市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たすため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。また、市は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

備蓄品目の考え方

種 類	内 容
食料 (一般向け)	発災初期に生命維持のために最低限必要な食料として、加熱調理が不要な主食系食料を対象とする。また、長期保存用のクラッカーやアルファ化米等、用途や使用期限等を考慮する。
食料 (要配慮者向け)	乳幼児用ミルクや高齢者などに配慮したおかゆ（アルファ化米・レトルト）、食物アレルギー疾患に配慮した汎用性の高い食品を考慮する。
飲料水	飲料水の供給は、備蓄飲料水及び給水車による応急給水によるものとするが、その補完として災害時協力協定に基づく飲料水の提供を考慮する。
毛布	生活必需品の代表的な物資として毛布を対象とする。また、毛布の代替品として軽量で場所をとらないアルミブランケット等についても考慮する。
トイレ	震災では、下水道施設等の破損等により、トイレが使用できないことが想定されることから災害用仮設トイレを対象とする。また、既存の便器を利用する簡易トイレ、携帯トイレ等も考慮する。
生理用品	女性の避難生活には欠かせないため対象とする。
紙おむつ	乳幼児や一定の介護を要する高齢者等の日常生活に欠かせないものであることから対象とする。また、大人用については尿漏れパット等も考慮する。

3 県における備蓄・調達体制の整備

県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。

- (1) 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需品などの物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市町村を

補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。

なお、備蓄物資の選定に際しては、要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。

- (2) 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。
- (3) 被災地に物資を迅速に提供するため、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」の活用を図る。また、平常時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内13か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。
- (4) 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結のさらなる推進に努める。

4 市及び県における災害時の物流体制の整備 【総務部 経済環境部 教育委員会】

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、市は、県と連携し、平常時から体制整備に努める。

(1) 市における物流体制の整備

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

また、市は、選定した集積拠点を県へ報告するものとし、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

(2) 県における物流体制の整備

県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む）により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者などと連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時応援受援計画」（平成31年3月）により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。

第2 応急救護用医薬品及び応急医療資器材等の整備

1 市における整備 【健康福祉部】

救護活動で使用する応急救護用医薬品、医療資器材等の整備については、市医師会及び災害医療地区病院の協力を得て、市で予め適正な配備を行う。

※本章・第7節・第3・3「医薬品等の確保」（震災-2-39 参照）

2 県における整備

災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、習志野保健所に災害医薬品等（3セット）、応急医療資器材（13セット）を始め、各保健所等に分散して備蓄している。

また、県は市町村等から医薬品等の確保について応援要請を受けたときは、各保健所等に備蓄しているものの他、千葉県医薬品卸協同組合との協定に基づき医薬品卸業者の県内営業所等から調達し、救護所等に供給することとなっている。

第3 水防用資機材の整備 【総務部 都市整備部 上下水道局】

水防用資材及び機材に関し、防災倉庫内に計画的な備蓄を進める。また、災害時において、市が保有する資材及び機材の機能を有効かつ適切に発揮できるよう、定期的な点検・整備に努める。

第9節 防災基礎体力の向上

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 市民・職員の災害時行動力の強化	総務部、各部	県、県警察、ライフライン関係機関・事業所等、消防団、自主防災組織
第2 地域・事業所における防災体制の強化	総務部、消防本部、各部	県、自主防災組織、事業所等
第3 防災訓練	総務部、各部	八千代警察、ライフライン・鉄道等関係機関、消防団、市医師会、事業所等
第4 調査・研究	総務部、各部	—

第1 市民・職員の災害時行動力の強化 【総務部 各部】

1 災害に強い市民づくり

(1) 市民に対する防災知識の普及と意識啓発

ア 市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る（自助）」ことを基本認識としながら地震や風水害等の災害に関する正しい認識をもち、日頃から減災対策の実施や災害時において冷静に行動できる力を身に付けるよう防災意識向上のための支援に努める。

イ 地区別防災マップや災害時活動マニュアル等の防災資料を作成・配布し、防災意識の向上に努める。作成に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者や外国人への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

ウ 過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査報告書や記録・資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努める。

また、市民が経験した過去の災害の実態や教訓等を普及・伝承するため、市主催の講演会の開催や、自主防災組織等での自主的な伝承活動の促進に努める。

エ 消防・防災に関する印刷物及びポスター等を作成し配布するとともに、防火講演等を有効に活用して、出火防止、初期消火・応急救護等の防災知識の普及を図る。特に、災害時における応急救護を始めとする防災ボランティアの育成に努める。

オ 県、県警察、ライフライン・鉄道等関係機関の行う防災広報活動との相乗効果を図る。

(2) 自主防災組織リーダーの育成

総務部は、消防本部、関係各部及び防災関係機関と協力して、次のとおり、自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及に努める。

ア 自主防災組織リーダーの育成を図り、防災知識の普及と自主防災組織の強化に努める。

イ 防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及、技術の習得・向上を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流強化を図る。

ウ 日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の地域とのつながりや経験を活用し、女性リーダーの育成を推進する。

(3) 学校教育・社会教育における防災教育

総務部、子ども部、教育委員会及び各施設の管理者は、園児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）に対して、次のとおり相互に連携・協力して、地域の災害リスクや取るべき避難行動等、

防災知識の普及に努める。

ア 「学校教育指導の指針」（千葉県）に基づき、児童生徒等の発達段階や学級の実態に即して、防災教育を計画的に進める。

イ 幼稚園・学校教職員等の参加・協力を得て、東日本大震災の教訓を踏まえた児童生徒等向けの防災教育の実施に努める。

ウ 保育園、学童保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校を単位として、地震を想定した実践的な避難訓練を年1回以上行う。

エ 生涯学習活動において、防災教育の実施とその充実を図る。

オ 市、県、県警察、ライフライン・鉄道等関係機関の行う防災広報活動との相乗効果を図る。

(4) 事業所における防災意識の向上

ア 地震による被害を最小限にとどめ、その拡大を防止するとともに、従業員・利用者・来客者の安全確保を図るため、地震の知識や災害時の適切な行動等防災知識習得のための従業員教育の支援に努める。

イ 高齢者、障害者等要配慮者の安全確保に必要な留意事項等の知識の普及に努める。

ウ 防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する各種講習等を通して、事業所の防災担当者等従業員の防災行動力の向上に努める。

エ 市、県、県警察、ライフライン・鉄道等関係機関の行う防災広報活動との相乗効果を図る。

2 市職員に対する教育

(1) 研修の実施

職員は、日常の業務を通じて積極的に防災対策を推進し、災害発生時には、率先して活動を行う責務を有している。これらの活動の実施に万全を期するため、次のとおり研修会、講習会、講演会、実技修得演習を実施する。

ア 新規採用職員研修

新たに市職員として採用された者に対して、防災に関する研修を実施する。研修は、通常の新規採用職員研修の一項目として行う。また、実施の内容はおおむね次のとおりとする。

- ① 本計画のあらまし（「第1章 総則」から）
- ② 災害対策活動の概要（災害対策本部の事務分掌ほか）
- ③ 防災対策機関職員としての心構え

イ 職場研修

災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき又は特殊な職務を担当する職場においては、所属長は、職場研修を実施しなければならないものとする。

ウ 防災対策推進委員の選任

各所属においては、平常時から防災対策を推進するため、防災対策推進委員を選任する。選任された職員は、防災に関する研修や講習に積極的に参加し、防災に関する知識を習得し、各職場において防災対策を推進させ、全庁的な防災意識向上を図る。

エ その他の研修、講習会等

その他必要に応じて、研修・講習会等を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会、講習会等に職員を派遣する。

(2) 災害初動マニュアルの配布

職員用の携帯型「災害初動マニュアル」について非常時における参集マニュアルとして、活用を図る。

なお、「災害初動マニュアル」の内容はおおむね次のとおりとする。

- ア 心構え
- イ 参集基準，配備体制
- ウ 参集時の注意，役割

第2 地域・事業所における防災体制の強化

1 自主防災組織の強化・充実 【総務部】

(1) 組織結成の促進

地域住民の助け合いの精神による自発的な防災活動の推進を図り，地域の有する全ての機能を十分に発揮するため，町会・自治会等を単位として，自主防災組織の結成を促進する。

また，市は，補助金の交付や訓練への指導者の派遣等により，組織の育成・強化を図る。

なお，自主防災組織の活動内容については，おおむね次のとおりとする。

平 常 時 の 活 動 内 容	- ア 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみの防災意識の醸成，家庭内の安全対策） - イ 地震による災害危険度の把握（土砂災害警戒区域，地域の災害履歴，ハザードマップ） - ウ 防災訓練（個別訓練，総合訓練，体験イベント型訓練，図上訓練） - エ 家庭の安全点検（家具や大型家電の転倒・落下防止，火気器具・危険物品・木造建物の点検） - オ 防災資機材等の整備・点検（応急手当用医薬品，消火用・救助用・防災資機材等の整備） - カ 要配慮者対策（要配慮者の把握，避難行動要支援者の支援方法の整理など） - キ 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練，学校等との避難所運営訓練） - ク 地域内の避難場所・避難路，地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 - ケ 災害時における活動マニュアルの検討，作成
災 害 時 の 活 動 内 容	- ア 情報の収集及び伝達（被害の状況，ライフラインの状況，避難指示など） - イ 出火防止及び初期消火の実施 - ウ 救出救護の実施及び協力 - エ 避難（避難誘導，避難行動要支援者の避難行動支援，避難所の運営等）に関する協力 - オ 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分）に関する協力

※参考 資料編5－3 八千代市自主防災組織一覧表

※参考 資料編5－4 八千代市自主防災組織補助金交付要綱

(2) 活動の促進

市は，市民に対し，自主防災に関する広報活動を積極的に行うとともに，市民が自主防災組織を結成するために必要な資料等を提供する。また，防災関係機関の協力を得て，活動についての助言，あるいは援助を行うことにより，自主防災組織の持続的な運営，資機材の整備・強化を図る。

(3) 地域における相互協力の促進

自主防災組織による地域防災活動を，より実効性のあるものにするために，自主防災組織が組織する自主防災組織連絡協議会を支援し，隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立など，組織間の連携を促進する。

また、地区内に要配慮者施設を有するコミュニティ（又は自主防災組織）については、災害時の入所者の避難援助、物資の提供等を骨格とする相互支援協力関係を促進する。

2 事業所等防災組織の強化・充実 【総務部 消防本部】

(1) 事業所における消防計画の作成促進

病院、工場、大規模小売店舗等で多数の人が出入又は勤務する特定の防火対象物については、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うので、消防本部は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないと考えられるため、消防本部は危険物施設管理者に対し、自主防災体制を確立するよう指導する。

県は、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制を確立する必要があることから、高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に対し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

また、防火管理者の選任義務がない小規模事業所のほか、雑居ビル等については、災害時に取るべき行動のマニュアル等の作成促進を図る。

(2) 事業所等の防災組織設置の促進

事業所（企業等）は、消防法第8条の規定により「消防計画」を作成すべき事業所である場合はもちろん、地域の安全と密接な関連がある場合においては、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう、的確な防災活動を行うものとする。

また、事業所（企業等）は、自主的な防災組織を編成し、周辺地域の自主防災組織と密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するように努めるとともに、市が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。

なお、その具体的な活動内容については、おおむね次のとおり行うものとする。

ア 防災訓練	イ 従業員の防災教育
ウ 情報の収集・伝達方法の確立	エ 火災その他の災害予防対策
オ 避難対策	カ 応急救護対策
キ 地域の防災活動への協力（備蓄物資・資機材の提供、人的協力、地域防災訓練への参加等）	

(3) 地域における相互協力

地域におけるトータルな防災基礎体力の向上を図るため、地域内の自主防災組織又は他の団体等との協力関係を形成する。また、地域の要配慮者の安全を確保するため、要配慮者利用施設との協力関係を形成する。

(4) 事業継続計画（BCP）の策定促進

震災等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組みの促進を図る。

3 民間団体等との協力推進 【総務部 各部】

市は、災害時の応急・復旧対策に万全を期するため、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、その他民間団体等からの協力を迅速かつ適切に得られるよう災害時協力協定の締結等、協力関係を形

成する。

※参考 資料編 1 1 - 1 災害時協力協定締結一覧表

第3 防災訓練

1 市が行う訓練 【総務部 各部】

(1) 総合防災訓練

災害時における市や防災関係機関等、地域の防災・減災対応能力の向上を図るため、これらが一体となった総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期

原則として、11月のうちの日曜日に実施するよう努める。

イ 実施方法

市総合防災訓練実施計画を定め実施する。

ウ 参加機関

市、消防本部、住民、自治会・自主防災組織、小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育園、消防団、警察署、医療関係団体、防災関係機関、民間協力団体等

エ 訓練内容

訓練内容は、次のいずれかにより実施するものとする。

- ① 予知対応型訓練（非常招集・参集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練）
- ② 発災対応型訓練（災害対策本部設置訓練、通信訓練、情報収集訓練、広報訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、避難所開設訓練、応急救護訓練、救出救助訓練、応急給水訓練、各種復旧訓練、炊き出し訓練、その他の訓練）
- ③ 市民参加・体験型訓練（初期消火等の体験型訓練、防災関係機関等による展示・啓発、防災講演会等による啓発、その他の訓練）

(2) 職員の訓練

災害発生時の活動あるいは災害予防活動の習熟を図るための職員の訓練を実施する。

ア 訓練内容

非常招集・参集訓練、指令伝達訓練、本部運営訓練、事務局訓練

イ 研究検討事項

参集訓練の実施に当たっては、防災行政用無線、電話、携帯電話、CATV放送、その他参集指令の伝達手段や橋梁損壊等の状況設定や、交通機関、自家用車、オートバイ、自転車等の利用を一部制限又は全部禁止するなど、勤務時間内外の様々な条件を加味したものとし、ノウハウの蓄積・更新に努める。

(3) 無線通信訓練

災害時には、情報の伝達収集に必要な電話網が不通又は利用困難な状況になることが予想される。そのため、デジタルMC A無線による情報の伝達収集が必要となるが、無線の利用については、通信の要領、機器の操作方法等にある程度の習熟が必要とされるため、市及び防災関係機関による情報伝達訓練を実施する。

(4) 小学校、中学校、義務教育学校等の防災訓練

学校の教育計画に基づいて年1回以上訓練を行う。

ア 大規模地震に際して、落ち着いて、素早く行動できるよう、その効果と必要性を理解させた

上で、身の安全を守るための動作と方法を修得させる。

イ 避難の訓練を通じて、災害予防の意識を高めるとともに、より安全な体制づくりのための参考資料とする。

ウ 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

2 防災関係機関が行う訓練

各防災関係機関において、個別訓練を行い防災活動の円滑化を図る。実施方法等については、おおむね次の表のとおりとする。

主催	内 容
東京電力 パワーグリッド(株)	地震災害を想定し以下の訓練を実施する。 (1) 訓練項目 ア 情報連絡訓練 イ 復旧対策訓練 (2) 実施回数 年1回以上
京成電鉄(株) 東葉高速鉄道(株)	地震に関する基礎訓練、初動措置要領、心構え等について計画的に教育訓練を実施し、その徹底を期するとともに、防災訓練を実施する。 (1) 訓練項目 ア 情報伝達の方法 イ 消火器の使用方法 ウ 救急処置の方法 エ 旅客の避難誘導方法 オ 地方自治体等が実施する防災訓練への参加 (2) 実施回数 年1回以上
ガス事業者	製造所及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常災害対策本部規則及び非常時の各種措置要領に基づき防災訓練を実施する。 (1) 訓練項目 ア 地震時の出動訓練 イ 地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 ウ 自衛消防訓練 エ 各事業所間の応援体制訓練 オ 災害を想定した応急措置、復旧計画訓練 カ その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 (2) 実施回数 年1回以上
東日本電信電話(株)	震災予防措置、災害応急対策措置等を、円滑、迅速に遂行し得るよう防災訓練等を実施する。 (1) 訓練項目 ア 災害予報又は警報等の情報伝達 イ 非常招集 ウ 災害時における通信疎通訓練 エ 各種災害対策用機器の操作 オ 電気通信設備等の災害応急復旧 カ 消防及び水防 キ 避難及び救護 ク 国・県・市町村主催の防災訓練等 (2) 実施回数 年1回以上

3 自主防災組織等が行う訓練

自主防災組織や自治会は、地域の防災力の向上を図るため防災訓練の実施に努める。市は自主防災組織等が実施する訓練について指導依頼に基づき訓練の指導や支援を行い、市の指導によらず自らが自主的に訓練が行えるようリーダーの育成に努める。

(1) 個別訓練

自主防災組織が、地域の実情や特性に合わせて必要な訓練を実施する。

【主な訓練内容】

避難誘導訓練、仮設トイレ設置訓練、非常食炊き出し訓練、初期消火訓練、広報訓練、その他防災活動に必要な訓練（防災講演・座談会）

(2) 合同訓練

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、地域毎に複数の自主防災組織が参加する訓練とし、自治会、消防機関、ボランティア（NPO）組織及び教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。

【主な訓練内容】

避難誘導訓練、仮設トイレ設置訓練、非常食炊き出し訓練、初期消火訓練、広報訓練、その他防災活動に必要な訓練（防災資機材取扱い訓練、防災倉庫資機材取扱い訓練、応急給水訓練、避難所開設訓練）

第4 調査・研究 【総務部 各部】

1 関係機関との情報交換

国、都道府県、市区町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして、それらの情報交換に努める。

2 図書・資料等の収集・整理

防災に関する学術刊行物を始め、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

3 専門的調査・研究

市の防災上特に問題となる事項については、次のとおり、専門的調査・研究を実施するよう努める。

また、これらの調査・研究結果や気象情報等の蓄積・活用に努めるとともに、総合的な防災情報処理システムの整備を目指すものとする。

(1) 防災上特に問題となる施設、地域等の調査

市の防災上特に問題となる施設、地域等については、地質ボーリング調査その他の専門的調査・研究を実施するよう努める。

(2) 総合的な防災特性の把握

千葉県を含めた南関東地域で懸念される長周期地震動への対策のための調査研究や効果的な液状化－流動化対策の調査研究等の情報収集、また、宅地化の進展や都市の高層・深層化等に代表される地域の著しい変貌状況等、随時総合的な防災特性の把握に努める。

第10節 ボランティア受入れ体制の整備

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 ボランティア意識の啓発等	総務部, 健康福祉部	県, 市社会福祉協議会, 県社会福祉協議会
第2 ボランティアリーダーの養成	総務部, 健康福祉部	県, 市社会福祉協議会, 県社会福祉協議会
第3 日本赤十字社防災ボランティア研修	—	日本赤十字社千葉県支部

第1 ボランティア意識の啓発等

1 防災ボランティア活動の環境整備 【健康福祉部 総務部】

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、八千代市赤十字奉仕団、市社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO並びに中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の支援活動やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等との連携体制を構築するとともに、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、ボランティア保険への加入促進・助成、広報紙や学校教育における普及啓発活動、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策などについて整備を推進するものとする。

2 防災ボランティア意識の啓発 【総務部 健康福祉部】

様々な機会を通じて防災ボランティアの重要性等を啓発し、市民の理解と参加を促進するとともに、ボランティアへの登録を推進する。

- (1) 毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やイベントなどの諸行事を通じ、市民にボランティア意識の醸成を図る。
- (2) 毎年実施する総合防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報する。
- (3) 「千葉県県民活動推進計画」に基づく「ちば県民活動PR月間」など様々な機会を通じて、「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性について、防災の視点から市民の理解と参加の促進を図る。

第2 ボランティアリーダーの養成 【総務部 健康福祉部】

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。

そこで、次のような研修会や講習会を通じて、普段から防災ボランティアリーダーの養成を進める。

- 1 災害対策コーディネーター認定養成講座（県防災危機管理部）

- 2 災害救援ボランティア講座 （災害救援ボランティア推進委員会）
- 3 ボランティアリーダー研修・コーディネーター研修 （県社会福祉協議会）

第3 日本赤十字社防災ボランティア研修

1 八千代市赤十字奉仕団の救急法指導

八千代市赤十字奉仕団は、市総合防災訓練等に参加し、市民に対し救急法の指導を実施している。

2 日本赤十字社千葉県支部のボランティア研修

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、次の項目についての研修等を実施している。

また、大規模災害時において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を進める。市は、関係機関・団体等と連携し、これらに積極的に参加するよう努める。

項 目	対 象	実 施 内 容
防災ボランティア登録説明会	新 規 登 録 者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティア研修会	登 録 者 全 員	グループワーク，講演等
防災ボランティアリーダー 養成講習会（本社）	候 補 者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー 養成講習会	候 補 者	地区におけるボランティアセンター の運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リ ー ダ ー	グループワーク，研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区 リーダーフォローアップ研修会	リ ー ダ ー ・ 地区リーダー	グループワーク，地区研修会の運営等

第11節 要配慮者の安全確保対策

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第 1 要配慮者の安全確保対策	健康福祉部，子ども部，消防本部，企画部，総務部，各部	習志野保健所，市社会福祉協議会，民生委員・児童委員，在宅介護支援事業者，消防団，自治会，自主防災組織等
第 2 社会福祉施設等における安全確保対策	健康福祉部，消防本部	習志野保健所，市社会福祉協議会
第 3 外国人対策の推進	企画部，総務部	県，国際交流協会，ボランティア団体等

第 1 要配慮者の安全確保対策

1 災害時の支援体制の整備 【健康福祉部 子ども部 企画部 総務部】

高齢者，障害者，乳幼児，その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）で，災害時に自力での避難が困難であり，円滑に避難するために特に支援を要する市民等（以下「避難行動要支援者」という。）の支援体制を整備する。

なお，具体的には，「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府令和 3 年 5 月）及び「八千代市災害時要配慮者支援基本計画」（令和 5 年 4 月）等に示す次の対策を推進するものとし，支援対策の基本的な考え方や避難支援体制に関することは，八千代市災害時要配慮者支援基本計画（令和 5 年 4 月）との整合を図るものとする。

(1) 避難支援体制の整備

要配慮者の把握，登録及び個別避難計画の作成を推進し，情報伝達や救助，避難誘導等，地域社会全体で支援する体制を整備する。

また，災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府 令和 3 年 5 月）に基づく避難行動要支援者名簿の作成及び活用等に関して，次のとおり取り組むものとする。

ア 避難行動要支援者名簿等の作成

避難行動要支援者名簿等に掲載する者の範囲は，次のとおりとする。

- ① 介護保険法に基づく要介護 3 以上の高齢者

② 身体障害者手帳の交付を受け，視覚・聴覚・肢体不自由・呼吸器機能に係る障害の程度が 1 級～2 級の障害者

③ 療育手帳の交付を受け，障害の程度が ㉠ から A の 2 の障害者

④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け，障害の程度が 1 級の障害者

⑤ 指定難病医療費助成受給者または小児慢性特定疾病医療費助成受給者のうち，人工呼吸器等装着者

⑥ その他特別の事情で避難支援を希望し，市長が認める者

イ 名簿等作成に必要な個人情報の入手等

避難行動要支援者に該当する者について，市が管理している要介護認定情報，各種障害者手帳台帳等の情報を集約するとともに，避難行動要支援者名簿等への登録を希望する者については避難支援等関係者と協議し，その情報を入手する。また，必要に応じて，県等に情報提供を求めることとする。

避難行動要支援者名簿等の記載事項は，次のとおりとする。

- | | | |
|------------------------------|---------------|-----------------|
| ① 氏名 | ② 生年月日 | ③ 性別 |
| ④ 住所又は居所 | ⑤ 電話番号その他の連絡先 | ⑥ 避難支援等を必要とする事由 |
| ⑦ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 | | |

ウ 名簿の更新

市は、避難行動要支援者名簿等を原則として年1回更新する。このため、転入・転出・転居の届出、社会福祉施設への入所、要介護認定、障害者認定等の情報を確認し、更新内容を避難支援等関係者へ周知する。

エ 避難行動要支援者名簿等のバックアップ

市は、災害規模等によっては市役所機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿等のバックアップ体制を構築する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

オ 情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿等の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「八千代市情報セキュリティポリシー」（令和6年4月）の遵守を徹底する。

カ 避難支援等関係者

避難行動要支援者名簿等を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる者とする。

避難支援等関係者に求める避難行動要支援者への支援は、①避難支援者の選任、②情報伝達、③安否確認、④避難支援とする。

なお、名簿等の提供に当たっては、本人の同意を得ることとし、名簿等提供に同意した者のみの名簿（外部提供用避難行動要支援者名簿）を提供する。

なお、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要と認めるときは、本人の同意を得ずに提供を行うものとする。

- | | | | |
|---|-------|-----------|---------------------|
| ① 消防 | ② 警察 | ③ 自治会 | ④ 自主防災組織 |
| ⑤ 民生委員・児童委員 | ⑥ 消防団 | ⑦ 社会福祉協議会 | ⑧ <u>地域包括支援センター</u> |
| ⑨ <u>基幹相談支援センター</u> ⑩ <u>福祉避難所施設管理者</u> | | | |
| ⑪ <u>その他避難支援等の実施に携わる者</u> | | | |

キ 名簿等情報の提供における情報漏えい防止措置

避難支援等関係者が避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿等情報を適正に管理するよう次の点について説明や指導を行う。名簿提供の際には、受領者より名簿取扱についての同意書の提出を条件とする。ただし、法令等により個人情報に関する守秘義務の誓約等がある場合は、同意書の提出を省略することができるものとする。

- ① 災害対策基本法による守秘義務の認識と理解
- ② 必要以上の名簿の複製の禁止
- ③ 施錠可能な場所への名簿の保管
- ④ 団体内部での名簿取扱者の限定（個人でなく団体の場合）
- ⑤ 名簿の取扱状況についての市への報告

ク 円滑な避難のための情報伝達の配慮

避難行動要支援者名簿等を活用した円滑な避難が行われるよう、多様な情報伝達体制の整備

に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めるものとする。

ケ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人及び家族等の生命及び身体等を守ることを第一とし、災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うことを前提とする。

このため、平常時から避難支援等関係者へ災害危険区域や被害想定等の情報を提供し、訓練等を通じて安全な避難支援活動ができるように支援する。

また、状況によっては避難支援等関係者が避難を支援できない可能性があることなどについて、避難行動要支援者の理解を求める。

コ 個別避難計画の作成・提供

市は、避難行動要支援者及びその家族と共に、避難支援等関係者や福祉・医療関係者等と連携し、個別避難計画の作成に努める。作成に当たっては、自治会等に支援を依頼し、避難支援者の確保に努める。

避難行動要支援者及び避難支援者が同意した場合は、災害対策基本法に基づき、平常時から避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。

なお、個別避難計画の作成・活用に当たっては以下の事項等を踏まえ取り組むものとする。

- | |
|---|
| <p>① 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲
：土砂災害警戒区域、<u>八千代1号幹線沿線の浸水区域に居住する者、医療的ケア児等</u></p> <p>② 個別避難計画の作成目標期間
：おおむね5年程度で作成できるよう努める</p> <p>③ 個別避難計画の作成の進め方
：避難支援等関係者と協力するなどして作成</p> <p>④ 避難支援等関係者となる者
：避難行動要支援者名簿に準ずる</p> <p>⑤ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
：個別避難計画の作成に必要な個人情報は、氏名、生年月日、<u>性別、住所又は居所、連絡先、緊急時の連絡先、避難支援者、避難場所及び避難経路に関する事項、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項とする。</u>また、その個人情報の入手方法は、避難行動要支援者本人等からの収集のほか、避難支援等関係者などから収集する</p> <p>⑥ 個別避難計画の更新に関する事項
：避難行動要支援者本人、家族などからの申出などを考慮し、適時更新に努める</p> <p>⑦ 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置：避難行動要支援者名簿に準ずる</p> <p>⑧ <u>円滑な避難のための情報伝達の配慮</u>
：<u>避難行動要支援者名簿に準ずる</u></p> <p>⑨ <u>避難支援等関係者の安全確保</u>
：<u>避難行動要支援者名簿に準ずる</u></p> |
|---|

(2) 福祉避難所の整備

要配慮者に特別な配慮をするための福祉避難所の指定、整備を推進する。

※第5節・第1・5「福祉避難所」(震災-2-29 参照)

(3) 在宅避難者等への対応体制の整備

在宅避難又は応急仮設住宅で生活する要配慮者に対する健康相談や生活支援を行うため、保健所や市社会福祉協議会などと連携した取組みを進める。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、福祉避難所等へ非常用電源の整備を進めるとともに、補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

2 防災設備等の整備 【健康福祉部 消防本部】

高齢者や障害者等の安全を確保するため、自宅への自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

3 避難施設等の整備 【総務部 各部】

「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 令和6年3月）及び「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」（内閣府 令和4年8月）に基づき、一般の避難所についても、要配慮者の避難生活に配慮した構造・設備の改修、資機材等の配備及び運営体制の確保等に努める

※第5節・第1・4「避難所」（震災-2-27～29 参照）

4 防災知識の普及、防災訓練の実施

【健康福祉部 子ども部 企画部 総務部】

要配慮者及びその家族並びに支援者となる自治会や自主防災組織等に対し、パンフレットやチラシを配布する等、周知を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼び掛け、災害や支援方法等の知識やノウハウの理解と啓発を推進する。

第2 社会福祉施設等における安全確保対策 【健康福祉部 消防本部】

市は、県と連携して、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設管理者等に対する指導に努める。

1 施設の安全確保対策

各施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等の生活維持に必要な最低限の飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

2 防災計画の策定等

各施設の管理者は、初期消火、消防機関への早期通報、入所者・通所者の安全な避難誘導・搬送等の防災対策を実行できるよう、災害発生時の職員の任務分担、動員体制、保護者への緊急連絡、地域の自主防災組織等との連携等について検討し、防災計画の策定に努める。

また、各施設の管理者は、策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑な避難行動が実施されるよう、施設の入所者・通所者・職員に対して、防災に関する知識の徹底を図るとともに、市及び地域の自主防災組織等との連携により定期的に防災避難訓練を実施する。

なお、消防本部は、防災計画の策定等について必要な指導助言等を行う。

3 防災教育・防災訓練の充実

各施設の管理者は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 地域住民との連携

各施設の管理者は、平常時から施設入所者、通所者及び職員と地域住民との交流に努め、災害時には、地域住民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

また、消防本部は、自主防災組織及び事業所における自主的な防災組織との相互協力協定を促進するなど必要な指導助言を行う。

※参考 資料編 6－1 要配慮者利用施設一覧表

第3 外国人対策の推進 【企画部 総務部】

1 防災知識の普及・防災訓練の充実

市は、言語、生活習慣、防災意識等が異なり、さらに日本語の理解が十分でない外国人を要配慮者として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

また、周知に当たっては、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（千葉県 平成28年3月）などの活用を図る。

- (1) 多言語によるパンフレット、チラシ等の作成配付
- (2) 避難場所表示板等の多言語化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育

2 避難場所等における対応の準備

市は、県の指導・協力を得て、通訳者や通訳ボランティアの確保体制を整備するとともに、外国人に対する避難誘導広報、その他災害時における情報の提供に万全を期するよう努める。

また、県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（千葉県 令和4年3月）及び「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 令和6年3月）を活用し、避難所等の必要な整備に努める。

第12節 帰宅困難者等対策

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第 1 一斉帰宅の抑制	総務部, 経済環境部, 教育委員会, 各部	県, 八千代商工会議所, 鉄道等関係機関・事業所・学校等
第 2 帰宅困難者等の安全確保対策	総務部, 都市整備部, 教育委員会, 各部	県, 八千代商工会議所, 鉄道等関係機関・事業所・学校等
第 3 帰宅支援対策	総務部	県, 災害時帰宅支援ステーション協定締結業者, バス・タクシー等公共交通関係事業者
第 4 関係機関等との連携	総務部, 都市整備部, 経済環境部	県, 八千代商工会議所, 鉄道・大規模集客施設関係事業所等

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とし、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とする。

また、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

第 1 一斉帰宅の抑制

1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底 【総務部】

帰宅困難者等対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、広報紙、市ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会を通じて、県並びに他参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

2 安否確認手段の普及・啓発 【総務部】

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。

このため、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、J-ani pi、SNS（X、LINE）、IP電話など、一般電話や携帯電話以外の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校などにおける家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3 帰宅困難者等への情報提供 【総務部 各部】

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況、帰宅情報（一時滞在施設や帰宅支援ステーション等の開設・運営情報、道路の通行止めや混雑状況等）などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、市は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼び掛け、地震に関する情報、広域的な被害情報について、市ホームページ、防災情報メール、ポータルサイト、SNS（X、LINE）などを活用して提供する体制を整備する。

4 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策の要請

【総務部 経済環境部 教育委員会】

市は、県と連携し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具・大型家電の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業員への周知、飲料水、食料、毛布などを、各企業において利用者・来客者も含めて備蓄するよう要請するとともに、学校など関係機関においても家庭や地域と連携協力して備蓄するように努める。

第2 帰宅困難者等の安全確保対策

1 一時滞在施設の確保と周知 【総務部 教育委員会】

市は、所管する施設のうちから耐震性などの安全性を考慮した上で、鉄道駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

2 大規模集客施設や鉄道駅等における利用者の保護

【総務部 都市整備部 経済環境部】

市は、大規模集客施設や鉄道駅等における利用者保護のため、関係機関と震災時における情報連絡体制を確立し、利用者保護のための適切な待機や誘導等が行われるよう体制の整備に努める。

3 関係機関への訓練実施の要請

【総務部 都市整備部 経済環境部 教育委員会】

市は、県と連携し、企業・学校及び多くの帰宅困難者が発生すると予想される施設に対し、従業員や利用者・来客者、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

第3 帰宅支援対策 【総務部】

1 帰宅支援対象道路の周知

市は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、市内事業所・市民等に対し周知を図る。

2 災害時帰宅支援ステーションの周知

市は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、県・他市町村や事業者と連携して、市ホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

3 搬送手段の確保

市は、県と連携し、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

第4 関係機関等との連携 【総務部 都市整備部 経済環境部】

1 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会への参加

市は、市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関が参画する、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会と連携して対策を検討・実施する。

2 帰宅困難者等に係る対策協議会等の設立

大量の帰宅困難者等の発生が予想される鉄道駅周辺においては、各鉄道駅周辺の地域事情等に鑑み、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。

このため、大規模集客施設や鉄道駅等が参加する帰宅困難者等に係る対策協議会等の設立により、情報連絡体制の確立、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などについて、地域の関係者を含め、対策の検討・実施を促進する。

3 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組みの促進

市は、県と連携し、大規模集客施設や鉄道駅等を管理する事業者が、平常時から利用者の保護に係る方針や、震災発生時の施設内待機に係る案内及び安全な場所への誘導手順等についてあらかじめ定めておくよう指導、促進する。

第3章 災害応急対策計画

- | | |
|------|----------------------|
| 第1節 | 応急活動体制 |
| 第2節 | 職員の動員・配備及び応援の要請等 |
| 第3節 | 情報の収集・伝達 |
| 第4節 | 災害時の広報 |
| 第5節 | 消防活動等 |
| 第6節 | 警備・交通対策 |
| 第7節 | 避難対策 |
| 第8節 | 応急医療救護 |
| 第9節 | 要配慮者等の安全確保対策 |
| 第10節 | 緊急輸送対策 |
| 第11節 | 液状化等によるライフライン施設の応急対策 |
| 第12節 | 生活救援対策 |
| 第13節 | 清掃・防疫・保健等 |
| 第14節 | 応急住宅等対策 |
| 第15節 | 応急教育等 |
| 第16節 | 公共施設等の応急対策 |
| 第17節 | 自衛隊災害派遣要請等の要求 |
| 第18節 | ボランティア協力計画 |
| 第19節 | 災害救助法の適用 |
| 第20節 | 帰宅困難者等対策 |

第1節 応急活動体制

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 大規模地震時の初動対応	本部事務局, 各部	県, 八千代警察署, 自衛隊, 防災関係機関等・事業所・自主防災組織
第2 応急対策本部	本部事務局, 各部	県, 八千代警察署, 防災関係機関等
第3 災害対策本部	本部事務局, 各部	県, 八千代警察署, 自衛隊, 防災関係機関・事業所・自主防災組織
第4 現地災害対策本部	本部事務局, 各部	—
第5 地区連絡所	本部事務局, 総務部, 各部	—
第6 県, 国等との連携	本部事務局	—

第1 大規模地震時の初動対応 【本部事務局 各部】

大規模地震時（震度5強以上を目安とする。）の初動対応は、次のとおり行う。

その際、全職員は、以下のプロアクティブの原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りは許されるが見逃しは許されない

1 対応上の基本指針

- (1) 延焼火災、危険物爆発、有毒ガス流出等の二次災害（以下「延焼火災等」という。）の未然防止（阻止）のための対応に全組織力を投入する。
- (2) 延焼火災等発生を回避できる見込みの場合は、建物等倒壊による生き埋め者の救出、重傷者の救命医療救護、その他人的危険回避措置を講じ、人的被害軽減に努める。
- (3) 上記の2目標を達成するため、市の持つ防災力の最大限動員と、円滑な連携・協力ルートの網羅的確保を行う。
- (4) 市の各部及び防災関係機関は、発災直後の対応については、消防本部の判断を最優先し、必要な支援・協力活動を行う。

2 実施手順の目安

(1) 直後に取り組むべき活動

時 期 区 分	措 置 の 目 安
発生後～1時間	ア 119番通報・職員の収集情報等による災害の全体像の把握及び推定 イ 初動方針の決定 ウ 警察署、県・国・自衛隊等各機関及び団体への連携・協力の要請 エ 危険物爆発、有毒ガス流出等阻止、消火、救助・救急、警戒その他人的・物的被害軽減のための活動

発生後～2時間	ア 危険物爆発，有毒ガス流出等阻止，消火，救助・救急，警戒その他の人的・物的被害軽減のための活動
	イ 被害甚大地区の把握及び火災警戒区域の指定等
	ウ 防御活動方針の決定
	エ 電力会社，ガス会社等ライフライン機関への通報及び協力の要請
	オ その他延焼火災等阻止，人的被害軽減達成のための諸活動
発生後～6時間	災害対策本部体制への移行

(2) 発災当日中に実施プランについて検討しておくべき活動

各部長は，各部職員を指揮して，本計画に基づき，二次災害の防止及び都市機能の早期復旧に関する対策，被災者救援及び生活再建のために必要な対策について，迅速かつ適切に実施するためのプランを検討する。

(3) 災害対策本部体制の早期確立のための準備

各部における災害対策本部体制の早期確立のための準備措置並びに上記実施プランの検討業務については，参集又は在席の各部基幹職員のうち最上位職員が責任者となり，勤務時間外の場合は参集職員，また勤務時間内にあつては在席職員のそれぞれ1割を目安に要員として確保し行う。

また，県の情報収集体制と連携し，県より提供される気象に関する情報の確認及び被害情報の報告を行う。

3 夜間・休日等の対応

(1) 初期対応

夜間・休日等の勤務時間外に震度5強以上の大規模地震が発生した場合は，総務部長が本庁舎に参集した職員及び各地区連絡所・避難場所に参集した特別非常参集職員を指揮し初期対応を行う。

災害対策本部会議により，必要な引き継ぎを行った後，それぞれの配備体制へ移行する。

なお，総務部長の判断を仰ぐことができない場合は，次の者が代行する。

第1順位	総務部次長	第2順位	危機管理課長
------	-------	------	--------

(2) 初期対応業務の目安

本 庁 舎	ア	防災行政用無線（同報系）の利用による市民への情報伝達
	イ	デジタルMC A無線の利用その他の方法による情報収集
	ウ	県及び防災関係機関との連絡
	エ	発災直後の初動対応に関する消防本部への支援・協力活動の指揮
	オ	災害対策本部開設の準備
	カ	避難所，救護所の開設その他救護活動の準備
	キ	住民対応
	ク	参集したその他の職員の指揮
地 区 連 絡 所	ケ	その他総務部長等の指示した事項
	ア	地区拠点としての地区連絡所の開設
	イ	災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動
	ウ	地区内の市民の避難誘導
	エ	避難所，救護所の開設その他救護活動への協力
	オ	その他総務部長等の指示した事項

※「特別非常参集職員」となる職員の指名については、本章・第2節・第1「職員の動員・配備」(震災-3-20～23)を参照

※「地区連絡所」については、本章・第1節・第5「地区連絡所」(震災-3-18～19)を参照

(3) 初期対応時の任務

ア 本庁守衛室職員及び消防本部警防課(指揮指令係)職員

- ① 災害情報を収受したときは、直ちに危機管理課長に連絡する。
- ② 本庁守衛室職員は、特別非常参集職員又は市長その他の職員が登庁するまでの間、総務部長等の指示に従い、情報の収受にあたる。

イ 特別非常参集職員

- ① 特別非常参集職員に指名された職員は、定められた震度の地震が発生した場合又は危機管理課長からの参集指示に基づき、あらかじめ指定された場所(支所又は避難場所)へ参集し、応急対策業務に従事する。
- ② 地区連絡所要員は、地区連絡所を開設し、地区内の情報収集等を行う。
- ③ 避難場所所要員は、避難場所の情報収集や避難者対応等を行う。

第2 災害対策本部設置前の配備体制 【本部事務局 各部】

1 警戒配備体制

市内で震度4の地震を記録など、次の設置基準に該当する場合には、警戒配備体制をとる。また、災害の状況等に応じて、応急対策本部に移行する。

区分	配 備 基 準		配 備 体 制
警戒 配備	自動配備	○市内で震度4を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震注意)が発表されたとき ○北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき ○市内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき	災害関係課職員で、情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。

2 応急対策本部

市長は、次の配備基準に該当する場合に応急対策本部を設置する。

応急対策本部設置時の配備基準及び配備体制

区 分	配 備 基 準		配 備 体 制
第1 配備	自動配備	○市内で震度5弱を記録したとき	各部管理職及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。
	指令配備	○その他市長が必要と認めたとき	

※市内震度は、本庁に設置された計測震度計[県設置装置(震度情報ネットワーク)]による計測震度を基準とする。

※配備ごとの所要人員は、各課等において所掌業務等を勘案してあらかじめ定める。

なお、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の者が代行する。

第1順位 副市長	第2順位 総務部長	第3順位 企画部長
----------	-----------	-----------

3 災害対策本部への移行、配備体制の縮小及び廃止基準

災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれのあるときは、必要に応じて「災害対策本部（本部長：市長、第2配備～第3配備）」に移行する。

また、応急対策本部を設置した後、市域において災害の規模が縮小したときは、必要に応じて、応急対策本部体制を縮小する。

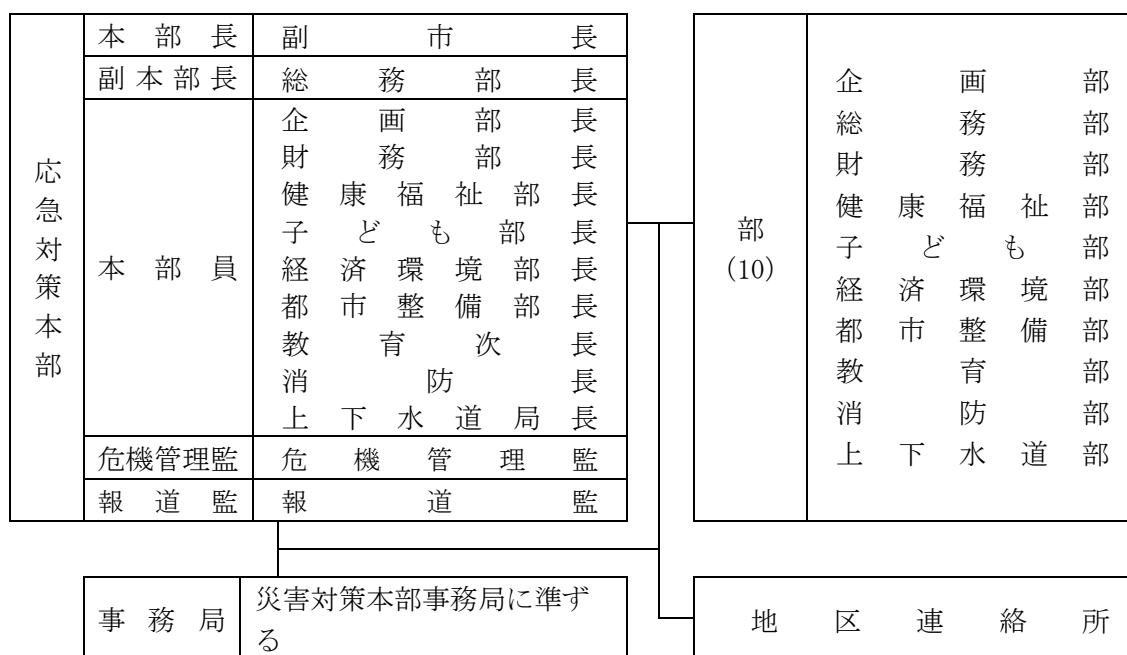
なお、災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したため、応急対策本部を継続する必要がないと認めたときは、廃止する。

4 組織及び編成

応急対策本部は、副市長を本部長とし、各部局の長を本部員として構成する。

また、情報収集及び対応策検討のための事務局を置く。

なお、各部の組織及び事務分担は、災害対策本部に置く「部」の事務分掌に準ずる。



第3 災害対策本部 【本部事務局 各部】

1 設置基準及び配備体制

市長は、次の配備基準に該当する場合に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

本部設置時の配備基準及び配備体制

区分	配 備 基 準		配 備 体 制
第2 配備	自動配備	○市内で震度5強を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき <u>○内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき</u> ○地震により局地災害が発生したとき	情報の収集・伝達, 水防, 輸送, 医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。
	指令配備	○大規模な停電, 断水などが発生し, 回復までに長期間を要すると見込まれるとき ○その他市長が必要と認めたとき	
第3 配備	自動配備	○市内で震度6弱以上を記録したとき ○地震により大規模な災害が発生したとき	市の組織及び機能の全てを挙げて対処する体制とする。
	指令配備	○その他市長が必要と認めたとき	

※市内震度は, 本庁に設置された計測震度計[県設置装置(震度情報ネットワーク)]による計測震度を基準とする。

※配備ごとの所要人員は, 各課等において所掌業務等を勘案してあらかじめ定める。

なお, 市長の判断を仰ぐことができない場合は, 次の者が代行する。

第1順位 副市長	第2順位 総務部長	第3順位 企画部長
----------	-----------	-----------

2 本部の設置場所

本部の設置場所は原則として市役所庁舎別館2階第1, 第2会議室に置く。

ただし, 庁舎内に設置することが不可能な場合は, 消防本部又は本部長が指定する場所に置く。

3 応急対策本部への移行, 配備体制の縮小及び廃止基準

災害対策本部を設置した後, 市域において災害の規模が縮小したときは, 必要に応じて, 配備体制の縮小又は応急対策本部へ移行させる。

また, 災害の危険性が解消した場合, 又は災害応急対策がおおむね完了した場合等で, 本部を設置する必要がないと認めるときは, これを廃止する。

なお, 当災害において発生した事務については, 本部廃止後も引き続き部の事務分掌に従い業務を継続する。

4 設置, 廃止又は応急対策本部への移行の通知

(1) 報告・通知・公表先等

本部を設置, 廃止, 又は応急対策本部へ移行した場合は, 本部長は直ちに, 次のとおり電話その他適当な方法により通知する。

報告・通知・公表先	連絡担当	報告・通知・公表の方法
市役所本庁舎内各部・班(課)	本 部 事 務 局	庁内放送・メール・デジタルMCA無線 その他迅速な方法

支 所 ・ 連 絡 所 そ の 他 市 出 先 機 関	主 管 部 担 当 班 (担 当 課 長)	メール・デジタルMCA無線・FAX・ 電話・口頭その他迅速な方法
市 民	企 画 部 情報配信・記録班	ホームページ(必要に応じ防災行政用無線)
知 事 (防災危機管理部防災対策課)	本 部 事 務 局	千葉県防災情報システム・県防災行政無線・メール・FAX・電話・口頭その他迅速な方法
八 千 代 警 察 署 長		メール・FAX・電話・口頭その他迅速な方法
そ の 他 市 防 災 会 議 委 員		メール・県防災行政無線・FAX・電話・口頭その他迅速な方法
隣 接 市 長		メール・FAX・電話・口頭その他迅速な方法
報 道 機 関		メール・FAX・電話・口頭その他迅速な方法

(2) その他

本部が設置されたときは、市役所の適切な場所に「八千代市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、併せて本部員室・地区連絡所・災害相談所等の設置場所を明示するなどして市民等の問合せの便宜を図るよう努めるものとする。

5 組織・運営等

本部の組織及び組織の運営は、八千代市災害対策本部条例及び八千代市災害対策本部組織要領の定めるところに基づき行う。

※参考 資料編2-1 八千代市災害対策本部条例

※参考 資料編2-2 八千代市災害対策本部組織要領

(1) 本部

ア 本部の組織構成

本部の組織構成図(震災-3-7 参照)による。

イ 本部会議

災害に関する情報を分析し、本部の基本方針を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は、本部長、副本部長、本部員、危機管理監、報道監及び本部派遣職員で構成する。

なお、本部員に事故あるとき又はその他やむを得ない理由があるときは、当該部の次席責任者が代理として出席する。

また、県の災害即応体制と連携し、本部事務局職員及び本部連絡員は、県から情報連絡員として派遣される県職員と協力し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

ウ 現地災害対策本部

本部長は、必要があると認めるときは、災害現地に現地災害対策本部を置く。

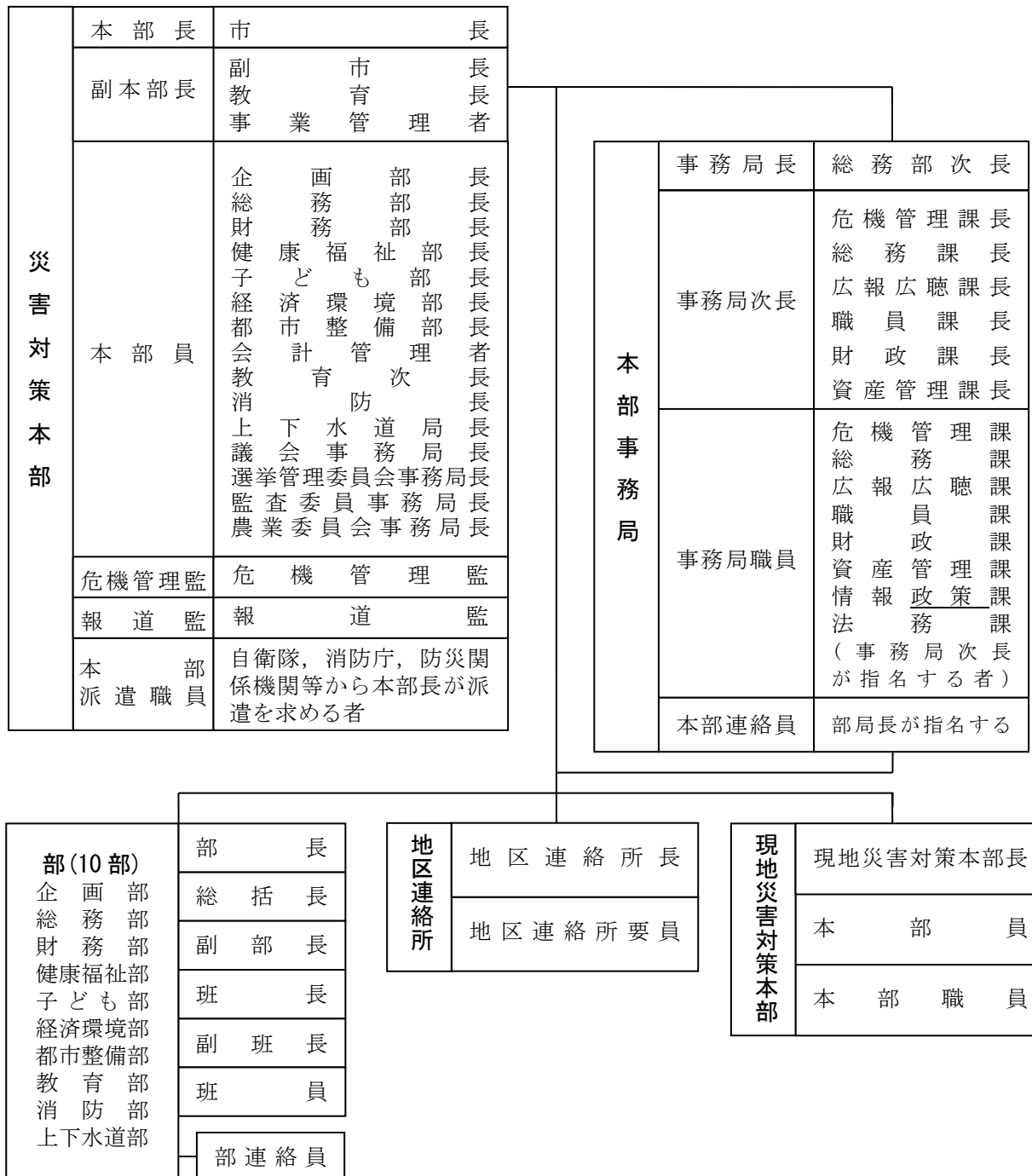
※本節・第4「現地災害対策本部」(震災-3-17～18 参照)

エ 地区連絡所

大規模な地震発生に伴い避難所を相当数設置した場合は、避難所開設期間中を目途として、支所等に「地区連絡所」を設置する。

※本節・第5「地区連絡所」(震災-3-18～19 参照)

本部の組織構成図



オ 役職名称及び役職基準

本部要員の役職名称及び役職基準は、表1のとおりとする。

また、本部に勤務する役職員等の職務は、表6のとおりとする。

表1 本部要員の役職名称及び役職基準

役 職 名 称	充てる者
本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長，教育長，事業管理者
本 部 員	部（局）長，会計管理者の職にある者（8級職員）
危 機 管 理 監	危機管理監
報 道 監	報道監
部 長	本部に置く「部」の主管部の部局長（8級職員）
総 括 長	本部に置く「部」の主管部の次長，ただし主管部の次長が複数の場合は，主管部の次長の内から1名を主管部の部長が指名した者（8級職員） 主管部に次長が不在の場合は，参事，技監（8級職員）又は主管課長等（7級職員）
副 部 長	本部に置く「部」の主管部の参事及び技監（8級職員） 総括長に属さない主管部の次長（8級職員） 本部に置く「部」に属する局，室の長（8級職員）
本 部 連 絡 員	本部に置く「部」の部長が指名する職員（5級以上7級以下の職員で，班長以外の職員）
部 連 絡 員	総括長が指名する職員
班 長	課長，室長，課に属さない署・所の長（7級職員）
副 班 長	班長とならない7級職員
班 員	6級以下の職員

カ 本部事務局

- ① 本部に事務局を置く。
- ② 事務局長は，「総務部次長」をもって充てる。ただし，次長が複数の場合は，次長の内から1名を充てる。次長が不在の場合は，参事又は技監若しくは主幹課長をもって充てる。
- ③ 事務局次長は，「危機管理課長，総務課長，広報広聴課長，職員課長，財政課長，資産管理課長」をもって充てる。
- ④ 事務局職員は，事務局次長が指名し，事務局に勤務する。
- ⑤ 事務局の事務分掌は，表2のとおりとする。
- ⑥ 事務局内の要員等は，表3のとおりとする。
- ⑦ 時間が経過するにつれて事務の内容が変化するため，必要に応じて本部事務局の組織を組み替える。

キ 本部連絡員

本部連絡員は，応急対策本部の本部員となる部局長が指名し，事務局に勤務する。本部連絡員の職務は表6のとおりとする。

表2 事務局の所掌事務

1 本部会議，災害対策本部の庶務に関すること。
2 本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。
3 災害関連情報の収集・分析・伝達に関すること。
4 被害情報の総括及び国，県への報告に関すること。
5 国，県(自衛隊)及び他市町村等関係団体への応援要請に関すること。
6 関係機関との連絡調整に関すること。
7 高齢者等避難，避難指示等に関すること。
8 避難所開設の指示に関すること。
9 総合窓口の開設の指示に関すること。
10 ヘリコプター臨時離着陸場開設の指示に関すること。
11 地区連絡所開設の指示に関すること。
12 情報配信の指示に関すること。(初動期には，情報の配信を行う。)
13 報道機関への発表に関すること。
14 職員の動員及び配備に関すること。
15 防災活動の調整に関すること。
16 災害救助法の適用要請に関すること。
17 帰宅困難者等の支援に関すること。
18 災害対策，復旧に係る経費に関すること。
19 市庁舎等の施設維持・管理に関すること。

表3 本部事務局内の要員

担 当	担当次長（平常時課長名）	要員数
指 揮 担 当	危機管理課長	<u>7</u>
広 報 担 当	広報広聴課長	3
庶 務 担 当	総務課長	4
人 員 担 当	職員課長	4
財 務 担 当	財政課長	2
資 材 ・ 施 設 担 当	資産管理課長	5
本 部 連 絡 員		各部（部局長が指名）11
計		<u>36</u>

※要員数には，次長を含む。

(2) 本部の運営等

ア 本部会議の開催

本部長は，本部を設置したときは，速やかに本部会議を開催する。

① 本部会議の進行

本部会議の進行は，本部事務局長が行う。

② 報告事項

副本部長及び本部員は，直ちに本部に参集し，各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

③ 協議事項

本部会議の協議事項は，その都度災害の状況に応じて，本部長若しくは本部員の提議によるが，おおむね次のとおりとする。

a 本部の配備体制の切替え及び閉鎖に関すること

- b 自衛隊，県，他市町村及び公共機関への応援の要請に関する事
- c 災害対策経費の処理に関する事
- d 災害救助法の適用申請に関する事
- e その他災害対策の重要事項に関する事

イ 本部事務

本部の運営上の事務は，事務局が行う。

ウ 本部の運営上必要な資機材等の確保

本部が設置された場合，本部資材・施設担当は，資産管理班に次の措置を講ずるよう指示する。

① 本部開設に必要な資機材等の準備

- a 八千代市災害対策図板（各種被害想定図を含む）の設置
- b プロジェクター，被害状況図板・黒板等の設置
- c 住宅地図等その他地図類の確保
- d 携帯ラジオ・テレビの確保
- e コピー機等の複写装置の確保
- f パソコンの確保
- g ビデオ，カメラ等の記録装置の確保
- h 防災関係機関，協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表の掲示
- i 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- j 災害状況受理兼報告票その他の書式類の確保
- k その他必要資機材の確保

② 通信手段の確保

次の機器を準備するとともに，情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し，通信手段の確保に努める。

- a デジタルMCA無線
- b 電話
- c 防災行政用無線
- d FAX
- e インターネット

③ 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の整備を行い，電源の確保を図る。

エ 本部の標識等

本部が設置されたときは，適切な場所に「八千代市災害対策本部」の標識板等を掲げ，併せて本部室・地区連絡所等の設置場所を明示するなどの措置を講ずる。

オ 職員の服装等

職員は，災害応急活動に従事するときは，次の事項に留意する。

- ① 貸与された作業服等の活動しやすい服装
- ② 所定の腕章の着用

(3) 部の構成，事務分掌等

ア 本部に置く部の構成を表4に示す。

イ 部の事務分掌を表5に示す。

ウ 部に勤務する役職員は，部長，総括長，副部長，班長，副班長，部連絡員，班員とし，職務を表6に示す。

表4 部の構成（10部）

本部組織における部	部を組織する平常時の部局等
企 画 部	企 画 部 議 会 事 務 局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 監 査 委 員 事 務 局
総 務 部	総 務 部
財 務 部	財 務 部 会 計 課
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 部
子 ど も 部	子 ど も 部
経 済 環 境 部	経 済 環 境 部 農 業 委 員 会 事 務 局
都 市 整 備 部	都 市 整 備 部
教 育 部	教 育 委 員 会
消 防 部	消 防 本 部
上 下 水 道 部	上 下 水 道 局

表5 部の事務分掌

各部（班） 共通事務	1 所管施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。
	2 施設利用者の避難・救護に関すること。
	3 職員の確保・配置状況の把握，記録，職員班への報告に関すること。
	4 各部・班における被害情報の取りまとめ，記録，総務班への報告に関すること。
	5 本部長指令の実施計画に関すること。
	6 本部事務局を通じて本部長が指示する特命事項に関すること。
	7 国・県への災害に係る補助金，要望，陳情に関すること。
	8 部内各班の協力に関すること。
	9 他部・他班の支援に関すること。
	10 避難所の運営に関すること。
	11 本部廃止後における担当事務の継続的対応に関すること。

第3章 災害応急対策計画

部 名	班 名		事 務 分 掌
	班 長	班員となる 平常時課名	
企 画 部	秘 書 班		1 本部長（市長），副本部長（副市長）の秘書に 関すること。
	秘 書 課 長	秘 書 課	2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事 こと。
	企画班		1 市民からの電話等の問合せ対応に関する こと。
	企 画 経 営 課 長 シティプロモーション課長	企 画 経 営 課 シティプロモーション課	2 災害復興計画の策定の総合調整に関する こと。
	情報配信・記録班		3 国・県への災害に係る補助金，要望，陳情の 総括に関する事 こと。
	広 報 広 聴 課 長 情報政策課長 議会事務局庶務課長 議会事務局議事課長	広 報 広 聴 課 情報政策課 議会事務局庶務課 議会事務局議事課	4 要配慮者（外国人）の救援に関する事 こと。
	第 1 収 容 班		5 広域避難・県外被災者の受入れに関する事 こと。
	選挙管理委員会事務局次長 監査委員事務局次長	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1 電子媒体での被害情報の受付，取りまとめに 関すること。
総 務 部	総 務 班		2 災害時広報に関する事。（広報紙，広報車， HP，情報メール，X，LINE，緊急速報メー ル，防災行政用無線等での広報活動）
	総 務 課 長 庁舎総合整備課長 法 務 課 長 コミュニティ推進課長	総 務 課 庁舎総合整備課 法 務 課 コミュニティ推進課	3 災害記録及び写真撮影に関する事 こと。
	防災・防犯班		4 報道機関との連絡調整に関する事 こと。
	危 機 管 理 課 長	危 機 管 理 課	5 防災関係機関の情報収集に関する事 こと。
	職 員 班		6 情報の取りまとめ及び各部への情報提供に 関すること。
	職 員 課 長	職 員 課	7 議員への情報の提供に関する事 こと。
	住 民 班		1 避難者の誘導及び収容に関する事 こと。
	戸 籍 住 民 課 長	戸 籍 住 民 課	2 避難所の開設及び運営に関する事 こと。
	支所・連絡所班		3 企画部の活動補助に関する事 こと。
	戸 籍 住 民 課 長	各支所・連絡所	1 災害の経過及び応急活動の記録に関する こと。
			2 受援（他自治体等の応援の受入れ及び活動調 整）に関する事 こと。
			3 被災自治体への職員の派遣に関する事 こと。
			4 専門ボランティアに関する事 こと。
			5 自治会等からの災害情報の収集に関する こと。
			6 災害相談の実施に関する事 こと。
			7 他部・他班の分掌事務に属さないこと。
			1 防災行政用無線の操作に関する事 こと。
			2 千葉県防災情報システムの報告に関する こと。
			3 被災地の防犯に関する事 こと。
			1 職員の動員，配備及びその記録に関する こと。
			2 災害対策従事職員の給与，食事，宿泊，健康 管理その他バックアップ業務に関する事。（応 援職員含む）
			3 職員の安否情報に関する事 こと。
			4 公務災害補償その他被災職員に対する給付に 関すること。
			1 被災者の避難先等の安否情報の把握及び問 合せに関する事 こと。
			2 行方不明者の捜索依頼・届出の受付に関する こと。
			3 要搜索者名簿の作成に関する事 こと。
			4 被災者証明書の発行に関する事 こと。
			1 地区連絡所の開設に関する事 こと。
			2 臨時市民相談所の開設に関する事 こと。

部名	班 名		事 務 分 掌
	班 長	班員となる 平常時課名	
財務部	財 政 班		1 災害関係の予算編成及び資金調達に関すること。 2 国・県等の補助金に関すること。 3 被災経費の出納に関すること。 4 災害対策に係る契約に関すること。 5 寄付金等の受入れに関すること。 6 義援金の受領及び配分に関すること。 7 避難者の誘導及び収容に関すること。 8 避難所の開設及び運営に関すること。
	財 政 課 長 契 約 課 長 会 計 課 長	財 政 課 契 約 課 会 計 課	
	資産管理班		1 庁舎及び庁内施設・設備の機能維持(非常電源・仮設トイレ等)に関すること。 2 臨時電話、その他の使用機材の確保及び設営(災害対策本部含む)に関すること。 3 車両(広報車両含む)その他輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること。 4 公用車等の燃料の確保に関すること。 5 避難所及び市有施設の補修に関すること。
	資 産 管 理 課 長	資 産 管 理 課	
	調 査 班		1 住家被害等の情報収集に関すること。 2 住家及び市長が定める種類の被害の認定調査に関すること。 3 り災台帳の作成及びり災証明書の発行に関すること。 4 被害届出証明書の発行に関すること。 5 被災者等への租税の減免等に関すること。 6 避難者の誘導及び収容に関すること。 7 避難所の開設及び運営に関すること。
	納 税 課 長 市 民 税 課 長 資 産 税 課 長	納 税 課 市 民 税 課 資 産 税 課	
健康福祉部	第1 救援班		1 要配慮者(高齢者・障害者・障害児)の救援に関すること。 2 福祉施設入所者の避難・救護に関すること。 3 民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部等との連絡に関すること。 4 被災者台帳に関すること。 5 義援金の配布に関すること。 6 福祉避難所の開設・運営に関すること。 7 災害弔慰金の支給、災害援護資金等の貸付に関すること。 8 遺体の検案に関すること。 9 遺体の身元確認及び埋葬に関すること。 10 防疫活動に関すること。 11 家庭動物対策に関すること。 12 災害救助法に基づく救助活動の事務に関すること。 13 医療、助産及び救護に関すること。 14 救護所の設置及び連絡調整に関すること。 15 傷病者、要継続医療者等の搬送の補助に関すること。 16 医薬品及び医療用資器材の確保に関すること。 17 医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関との連絡調整に関すること。 18 災害ボランティアセンターの開設に関すること。 19 市営住宅の応急対策に関すること。 20 避難者の誘導及び収容に関すること。 21 避難所の開設及び運営に関すること。
	健 康 福 祉 課 長 生 活 支 援 課 長 長 寿 支 援 課 長 障 害 者 支 援 課 長 健 康 づ くり 課 長 国 保 年 金 課 長 福 祉 総 合 相 談 課 長	健 康 福 祉 課 生 活 支 援 課 長 寿 支 援 課 障 害 者 支 援 課 健 康 づ くり 課 国 保 年 金 課 福 祉 総 合 相 談 課	

第3章 災害応急対策計画

部 名	班 名		事 務 分 掌	
	班 長	班員となる 平常時課名		
健康福祉部	保 健 班		1 被災者の精神的ケア・保健衛生・生活環境の改善等支援に関すること。 2 避難所避難者の精神的ケア・保健衛生に関すること。 3 避難所での要配慮者（高齢者・障害者・障害児・乳幼児・妊産婦）の支援に関すること。	
	長 寿 支 援 課 長	長 寿 支 援 課		
	障 害 者 支 援 課 長	障 害 者 支 援 課		
	健 康 づ く り 課 長	健 康 づ く り 課		
	子 ども 保 育 課 長	子 ども 保 育 課		
	子 ども 福 祉 課 長	子 ども 福 祉 課		
子ども部	母 子 保 健 課 長	母 子 保 健 課		
	福 祉 総 合 相 談 課 長	福 祉 総 合 相 談 課		
	第2救援班		1 保育園児の避難・救護に関すること。 2 要配慮者(主に乳幼児，妊産婦)の救援に関すること。 3 応急保育の実施に関すること。	
	子 育 て 支 援 課 長	子 育 て 支 援 課		
	子 ども 保 育 課 長	子 ども 保 育 課		
	子 ども 福 祉 課 長	子 ども 福 祉 課		
母 子 保 健 課 長	母 子 保 健 課			
経済環境部	物資供給班		1 食料の調達調整・供給に関すること。 2 応急寝具・日用品その他救援物資の調達調整・供給に関すること。 3 救援・義援物資の受入れ及び供給に関すること。 4 物資集積場所の開設・運営に関すること。 5 農業の災害対策に関すること。 6 農協等農業関係団体との連絡調整に関すること。 7 中小企業の災害対策に関すること。 8 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 9 被災者への職業のあっせん・相談に関すること。	
	商 工 観 光 課 長	商 工 観 光 課		
	農 政 課 長	農 政 課		
	農業委員会事務局次長	農業委員会事務局		
	環 境 班			1 環境汚染・モニタリングに関すること。 2 避難者の誘導及び収容に関すること。 3 避難所の開設及び運営に関すること。
	環 境 政 策 課 長	環 境 政 策 課		
	廃 棄 物 班		1 ごみ・し尿の収集及び処理の取りまとめに関すること。 2 ごみの収集及び処理に関すること。 3 仮設トイレの設置に関すること。 4 し尿の収集及び処理に関すること。 5 関係業者の指導及び連絡調整に関すること。 6 衛生センターの災害予防及び災害復旧に関すること。 7 清掃センターの災害予防及び災害復旧に関すること。	
	ク リ ー ン 推 進 課 長	ク リ ー ン 推 進 課		

部名	班 名		事 務 分 掌
	班 長	班員となる 平常時課名	
都市整備部	交通支援班		公共交通機関との連絡調整に関すること。
	都 市 計 画 課 長	都 市 計 画 課	
	住 宅 班		1 住家被害等の情報収集に関すること。 2 被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定に関すること。 3 応急仮設住宅の供与、入居及び管理に関すること。 4 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための支援に関すること。 5 その他、建築物の応急対策に関すること。
	建 築 指 導 課 長 開 発 指 導 課 長	建 築 指 導 課 開 発 指 導 課	
	土木・公園班		1 交通の安全確保に関すること。 2 市が管理する道路、橋梁、交通安全施設、河川施設等の危険予防及び応急対策並びに復旧事業に関すること。 3 崖崩れ等の危険予防及び応急対策並びに復旧事業に関すること。 4 公園施設、緑地等の応急対策及び復旧作業に関すること。 5 住居その他障害物の除去に関すること。 6 交通規制のための関係機関との連絡調整に関すること。 7 他の道路管理者への連絡調整に関すること。 8 市内建設連合会等との連絡調整に関すること。
	公 園 緑 地 課 長 土 木 管 理 課 長 土 木 建 設 課 長 土 木 維 持 課 長	公 園 緑 地 課 土 木 管 理 課 土 木 建 設 課 土 木 維 持 課	
教育部	学 校 班		1 児童生徒の避難・救護に関すること。 2 災害時の応急教育に関すること。 3 被災児童生徒に対する学用品の支給に関すること。
	学 務 課 長	学 務 課	
	第2収容班		1 避難者の誘導及び収容に関すること。 2 避難所の開設及び運営に関すること。 3 避難所の情報収集・取りまとめに関すること。 4 学校施設における炊き出しに関すること。 5 炊き出し設備の確保及び炊き出しの実施に関すること。
	教 育 総 務 課 長 指 導 課 長 保 健 体 育 課 長	教 育 総 務 課 指 導 課 保 健 体 育 課	
	第3収容班		1 施設利用者の避難・救護に関すること。 2 避難者の誘導及び収容に関すること。 3 避難所の開設及び運営に関すること。 4 避難所の情報収集・取りまとめに関すること。 5 物資集積場所の確保及び物資の管理に関すること。
	生 涯 学 習 振 興 課 長 文 化 ・ ス ポー ツ 課 長	生 涯 学 習 振 興 課 文 化 ・ ス ポー ツ 課	

第3章 災害応急対策計画

部名	班名		事務分掌
	班長	班員となる 平常時課名	
消防部	消防総務班		1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 部の庶務に関する事。 3 消防団に関する事。
	消防総務課長	消防総務課	
	予防班		1 危険物施設の予防指導に関する事。 2 火災、水害その他の災害の被害状況及び応急対策実施状況の取りまとめに関する事。
	予防課長	予防課	
	警防・指令班		1 火災、水害その他災害の予防及び警戒、防衛又は鎮圧の計画に関する事。 2 他市町村消防機関の受援に関する事。 3 気象等の観測及び報告に関する事。 4 消防通信に関する事。 5 災害情報の収集及び伝達に関する事。
	警防課長	警防課	
	消防班		1 火災、水害の警戒、防衛及び鎮圧に関する事。 2 被災者の救急・救護に関する事。 3 避難者の誘導及び救出に関する事。 4 災害による行方不明者の捜索に関する事。 5 河川、その他危険区域の応急措置に関する事。 6 臨時離着陸場の開設に関する事。
	消防署長 消防署	消防署	
上下水道部	上下水道総務班		1 情報収集、広報、情報発信に関する事。 2 資金、資機材、塩素、燃料の調達に関する事。 3 応援要請、応援派遣に関する事。
	経営企画課長	経営企画課	
	上水道復旧班		1 被害施設の調査に関する事。 2 上水道施設の応急対策及び復旧事業に関する事。
	上水道課長	上水道課	3 仮設給水栓の設置に関する事。 4 浄水場の維持保全及び運用に関する事。
	下水道復旧班		1 被害施設の調査に関する事。 2 下水道施設の維持保全に関する事。 3 下水道施設の応急対策及び復旧事業に関する事。
	下水道課長	下水道課	4 ポンプ場の維持保全及び運用に関する事。
	給水班		1 飲料水及び生活水の確保に関する事。 2 給水所(拠点)の運営及び応急給水に関する事。 3 水質に関する事。
	給排水相談課長	給排水相談課	

表6 本部及び部に勤務する役職員の職務

区分	役職名	職 務
本部	本 部 長	災害応急対策、災害復旧等に関する全ての事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。
	副 本 部 長	本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が職務を執れないときは、その職務を代理する。
	本 部 員	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
	危 機 管 理 監	危機管理に関する特命事項を掌理し、関係職員を指揮監督する。
	報 道 監	報道に関する特命事項を掌理し、関係職員を指揮監督する。
	事 務 局 職 員	本部事務局に従事し所掌事務等を行う。
	本 部 連 絡 員	1 本部員と共に本部会議に出席し、本部及び本部事務局からの指令、伝達事項を総括長に伝達する。 2 本部事務局に従事し、所属部からの情報収集及び所属部に該当する業務について活動調整を行う。
部	部 長	部の事務分掌に基づく災害応急対策、災害復旧等の責任者として対応するとともに、部に属する職員を指揮監督する。
	総 括 長	1 部の庶務を総括する。 2 本部員、本部事務局、他の部及び部内各班との連絡調整をする。 3 部内職員の動員、配備の取りまとめを行う。 4 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の取りまとめを行う。 5 所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧対策の取りまとめを行う。 6 関係機関との活動調整を行う。
	副 部 長	総括長を補佐する。
	班 長	1 班の庶務を行う。 2 班内職員の動員、配備を行う。 3 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集を行う。 4 所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧対策活動を指揮する。
	副 班 長	班長を補佐する。
	部 連 絡 員	1 部長等の命令及び本部長指令を各班（長）へ伝達する。 2 部内職員の動員、配備状況の整理を行う。 3 所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報の整理を行う。 4 所管施設の災害予防（避難を含む。）及び災害復旧対策の整理を行う。 5 本部連絡員への報告、伝達を行う。
	班 員	災害活動・情報収集を行う。

第4 現地災害対策本部 【本部事務局 各部】

1 設置基準

本部長は、次に示す事例を目安として、その必要があると認めるときは、支所・連絡所その他災害現地の適当な場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

- (1) 新川等の橋梁損壊により本部との連絡が困難となり、地区における応急対策活動を迅速かつ適切に指揮する必要があるとき。

(2) 崖崩れ等土砂災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難指示の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行う必要があるとき。

(3) 被害が局地的である等、その地区における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要があるとき。

2 組織編成

現地本部長は本部の副本部長又は本部員の中から、現地本部員は本部員又は本部事務局職員の中から、本部長がその都度指名する。また、その他現地本部の要員は、各部が派遣する複数の職員をもって充てる。

3 所掌事務

現地本部の所掌事務を次に示す。

- (1) 被害状況、復旧状況の情報収集・分析

(2) 関係機関現地派遣要員との連絡調整

(3) 本部長の指示による応急対策の推進

(4) 各種相談業務

(5) その他緊急を要する応急対策の実施

第5 地区連絡所

1 開設及び解散 【総務部 本部事務局】

大規模な地震発生に伴い避難所を相当数設置した場合は、避難所開設期間中を目途として、支所等に「地区連絡所」を開設する。なお、開設及び解散は、次を目安とする。

災害規模等	活動体制	設置場所	解散の時期
市内で震度5強以上を観測したとき[自動発令]	災害対策本部	支所、連絡所等 (夜間・休日を含む)	(1) 相当数の避難所が閉鎖されたとき (2) 本部長が解散を指示したとき
その他本部長が必要と認めたとき	応急対策本部 災害対策本部	(1) 支所、連絡所等 (2) 設置の必要があると認める地区を学区とする小学校等	

2 地区連絡所の要員 【総務部 各部】

地区連絡所の要員は、勤務時間中は支所及び連絡所の職員とし、夜間・休日は特別非常参集職員が初期対応にあたる。

特別非常参集職員は、市域に震度5強以上の地震が発生した場合又は危機管理課長からの参集指示に基づき、あらかじめ指定された地区連絡所に参集して初期対応にあたる。また、初期対応後に、事後参集した担当職員に速やかに引き継ぎを行い、自らの勤務場所へ移動する。

地区連絡所の要員

発生時期	地区連絡所の要員	要員数	責任者（1名）の要件
勤務中	支所、連絡所職員	勤務職員	支所、連絡所の長
夜間・休日（初期）	特別非常参集職員	4人以上	主査補相当職

3 地区連絡所の任務 【総務部 各部】

地区連絡所の任務は、次を目安とする。

- (1) 地区拠点内における避難所開設、運営支援
- (2) 災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動
- (3) 地区内の市民の避難誘導支援
- (4) 救護活動への協力
- (5) その他本部長の指示した事項

第6 県、国等との連携 【本部事務局】

1 県現地災害対策本部との連絡

県が市内災害現地又は市庁舎に現地災害対策本部の設置を決め、その旨の連絡があったときは、可能な限りの協力体制を確立し、応急対策の円滑な実施に努める。

なお、県現地災害対策本部との連絡員として、副本部長（1名）を充てる。

2 県災害対策本部会議への要員派遣

知事から県災害対策本部会議への出席を求められた場合、本部長は、副本部長又は本部員から担当1名を指名し、市内における災害状況、災害対策実施状況等の情報交換に万全を尽くすとともに、応急対策に必要な連絡調整を行わせる。

なお、市本部との連絡員として、本部事務局より複数名を併せて派遣する。

3 官邸からの被害状況確認への対応

大規模地震が発生し、官邸に置かれた関係省庁幹部による緊急参集チームより、市内の被害状況、応急対策実施状況について照会確認があった場合は、速やかに必要な情報を提供するものとする。

なお、事後速やかにその旨並びに提供した情報内容を県本部事務局（防災危機管理部防災対策課）に報告する。

第2節 職員の動員・配備及び応援の要請等

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 職員の動員・配備	本部事務局, 総務部, 各部	—
第2 応援の要請・受入	本部事務局, 総務部, 各部	県, 八千代警察署, ライフライン・鉄道等関係機関・民間協力団体・事業所・自主防災組織
第3 義援金・義援物資の受入れ等	財務部, 健康福祉部, 経済環境部	日本赤十字社千葉県支部

第1 職員の動員・配備 【本部事務局 総務部 各部】

1 配備体制の時期及び内容

災害に対処するため本部長は、災害の状況により、別に示す配備体制のうち必要な体制をとるものとする。

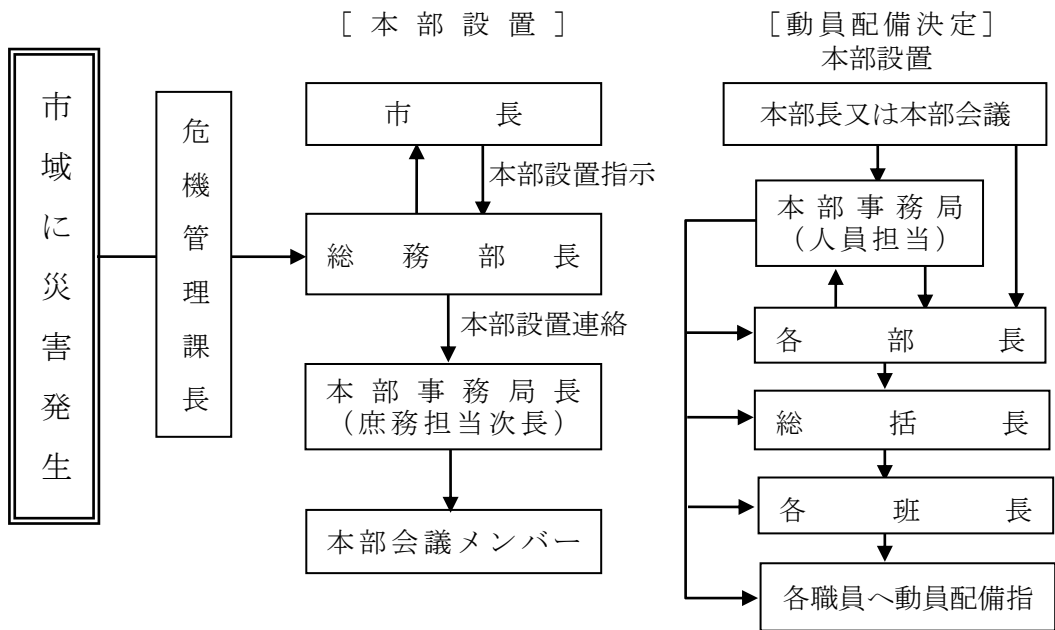
なお、本部長は、災害の状況その他必要があると認めたときは、特定の部又は課に対し種別の異なる配備を指令することができる。

2 動員の手続

職員の動員手続は、本部事務局がおおむね次に示す流れで行うものとする。

各部長は、部内の各班の活動要領をあらかじめ定め、部所属の職員に対して周知徹底しておく。

また、休日や夜間等の勤務時間外に配備の指示を受けたときに、所属職員に対し、直ちに指示できるよう、職員の住所・連絡方法を常に把握しておくものとする。



※必要に応じて職員連絡メールで一斉伝達

3 動員の区分及び動員人員

職員の動員（配備）は、配備基準に応じて指定されるものであるが、夜間・休日に発生した大規模地震では、職員が自宅等で被災すること考えられるため、夜間・休日の動員については、それらの事態を考慮して本部の運営に支障がないように計画する。

特に、配備に就く職員には事前に研修等を行い、体制を維持できるよう教育する。また、各班（課）長は、活動の状況等を考慮して、動員する職員数を調整できるものとする。

(1) 勤務中の動員（配備要員の人員）

各班（課）長等は、在席の職員を把握し、非常配備体制動員計画に基づき、職員を配備に就ける。配備予定の職員が出張の場合等は、連絡を取り、状況に応じて配備を指示する。

なお、各班（課）長等は配備基準に基づき、非常配備体制動員計画に各職員の配備段階を指定しておくものとする。

(2) 夜間・休日の動員の区分

ア 所属動員

次の職員は、自らの勤務場所に参集する。

① 応急対策上欠くことのできない次の役職の職員

本部員（部局長等）、総括長（次長等）、班長（課長等）、本部及び部連絡員

② 本部事務局職員

③ 各部の業務遂行上必要な職員

④ 特別非常参集職員でない職員

イ 指定動員

次の特別非常参集職員は、震度5強以上の地震が発生した場合、勤務場所と異なるあらかじめ指定された場所へ参集して初期対応を行う。また、事後参集した担当職員に速やかに引き継ぎを行い、自らの勤務場所へ移動する。

① 地区連絡所要員として指名された職員

② 避難場所所要員として指名された職員

職員に関する動員区分図

所 属 動 員	指 定 動 員
本庁(本部) 支所・連絡所 各部出先施設	地区連絡所（特別非常参集職員） 避難場所、避難所（特別非常参集職員）

(3) 夜間・休日の動員職員の任務

ア 所属動員職員

所属の事務分掌（表5）に基づき任務を遂行する。

イ 指定動員職員

本部員は、本部会議において、報告、協議を行い災害対策活動の決定を行う。

本部事務局員等は、八千代市災害対策本部組織要領に基づき任務を遂行する。

地区連絡所要員として指名された職員、避難場所所要員は、それぞれ所定の任務を遂行する。

(4) 解散の時期

本部長の解散指令により解散する。

4 職員の配置及び服務

(1) 職員の配置

各部長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策班を編成するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- ア 災害に対処できるよう職員を配置

イ 職員の非常参集方法及び交代方法の措置

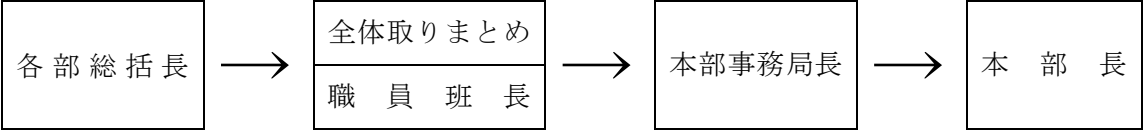
ウ 高次の非常配備体制に移行できる準備措置

エ 他部への応援の要請

(2) 職員動員の報告

各部は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を総括長（次長等）が、職員班（職員課）に報告する。

職員班（職員課）長は、所定の様式により職員の参集状況を、次のとおり報告する。
なお、報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、適宜取りまとめる。



(3) 職員の服務

全ての職員は、非常配備体制がとられた場合、又は震度5弱以上の地震が発生したときには、次の事項を遵守するものとする。

なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は動員を免除する。

主に勤務時間内における遵守事項	ア 配備に就いていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。 イ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。 ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。 エ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。 オ 自らの言動によって市民に不安を与え、若しくは市民の誤解を招き、又は市の活動に反感を抱かせることのないよう、発言には細心の注意をする。 カ 自らの所属する部班の事務に精通することはもとより、本部の一員であることを自覚し、部・課（班）長より他の部班への協力を指示されたときは積極的にこれを遂行する。
主に勤務時間外における遵守事項	ア 地震が発生し、その地震が「地震災害時の配備基準及び体制」（震災-3-23参照）に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。 イ 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段を持ってその旨を所属長へ連絡する。 ウ 参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

5 各部の配備・動員計画

各部長は、所管の部の「非常配備体制動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めるとともに、作成した計画を随時総務部長に報告する。

総務部長は、各部から報告された配備・動員計画の写しを必要に応じて、動員連絡にあたる責任者・担当者に配布し、非常時の動員連絡に万全を期するものとする。

地震災害時の配備基準及び体制

本部	区分	配 備 基 準		配 備 体 制
本部設置前	警戒配備	自動配備	○市内で震度4を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき ○北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき ○市内で長周期地震動の階級3以上が観測されたとき	災害関係課職員で、情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。
		指令配備	○市長が必要と認めたとき	
応急対策本部	第1配備	自動配備	○市内で震度5弱を記録したとき	各部管理職及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。
		指令配備	○その他市長が必要と認めたとき	
災害対策本部	第2配備	自動配備	○市内で震度5強を記録したとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき ○地震により局地災害が発生したとき	情報の収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。
		指令配備	○大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき ○その他市長が必要と認めたとき	
	第3配備	自動配備	○市内で震度6弱以上を記録したとき ○地震により大規模な災害が発生したとき	市の組織及び機能の全てを挙げて対処する体制とする。
		指令配備	○その他市長が必要と認めたとき	

※市内震度は、本庁に設置された計測震度計[県設置装置（震度情報ネットワーク）]による計測震度を基準とする。

※配備ごとの所要人員は、各課等において所掌業務等を勘案してあらかじめ定める。

6 対応長期化に備えた職員等のストレス対策等

本部長及び各部長は、災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ロー

テーション管理や物資・資機材の確保に努める。また、特に救助・救急又は消火活動に従事する職員の心のケアに十分な配慮を行うものとする。

第2 応援の要請・受入 【本部事務局 総務部 各部】

1 県に対する要請

(1) 要請の手続

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるとき、知事に対し応援要請又は応急措置の実施を要請する。

なお、文書による要請のいとまがない場合は、県防災行政無線又は電話等をもって処理し、後日速やかに文書を送付することとする。

また、知事は、特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うこととなっている。

県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を情報連絡員として市に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するため、市は情報連絡員の受入れ、連絡調整を円滑、適切に行う。

(2) 要請の事項

要請は、次の表に掲げる事項を明らかにして行う。

要請の内容	事 項	根 拠 法
県への応援要請 又は応急措置の 実 施 の 要 請	ア 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 イ 応援を必要とする期間 ウ 応援を希望する職種別人員並びに物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） カ その他必要な事項	災害対策基本法第68条

(3) 派遣職員の経費負担は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。

法令に基づく国、県及び他の市町村からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法

2 他市町村・指定地方公共機関等への要請

(1) 県内市町村への要請

ア 近接市町村への要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」により、次の事項を明らかにして、要請先市町村に電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

なお、応援に要した費用の負担については、基本的に、要請した自治体が負担することとなっている（災害対策基本法第92条）。

応 援 要 請 の 内 容	要請時に明らかにすべき事項
① 応急措置に必要な労務及び資機材等の提供 ② 避難所・避難場所の提供 ③ 食料及び生活必需品の提供並びにその食料及び生活必需品の供給に必要な資機材の提供 ④ 病院、産院その他医療施設のあつせん ⑤ その他災害に際し特に必要と認めて要請した事項	① 被害の状況 ② 応援の種類 ③ 応援の具体的な内容及び必要量 ④ 応援を希望する期間 ⑤ 応援場所及び応援場所への経路 ⑥ 上記に掲げるもののほか、必要な事項

イ 県内消防機関、緊急消防援助隊への応援要請

本部長は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及び具体的活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき要請する。

また、市内の消防力をもってしても対処できないと認められる場合、あるいは消防に関するヘリコプターの応援が必要とされる場合は、県を通じて緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

なお、知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示する。また、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請し、緊急消防援助隊運用要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受入れることとなっている。

ウ 水道事業体等の相互応援

水道事業体の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に応援要請を行う。

(2) 他都県・指定地方公共機関等への要請

他都県・指定地方公共機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県（防災危機管理部防災対策課）に対し、無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付することとする。

なお、要請は次の表に掲げる事項を明らかにして行う。また、費用の負担については、法令に基づき行う（災害対策基本法施行令第18条）。

要請の内容	事 項	根 拠 法 令
応 援	ア 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由 イ 応援を希望する機関名 ウ 応援を必要とする期間 エ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 オ 応援を必要とする場所 カ 応援を必要とする活動内容 キ その他必要な事項	災害対策基本法第68条、第74条
職 員 の 派 遣	ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他参考となるべき事項	災害対策基本法第29条、第30条及び第31条 地方自治法第252条の17、地方独立行政法人法第124条

要請の内容	事 項	根 拠 法 令
緊急放送 〔日本放送協会 (千葉放送局) 千葉テレビ ニッポン放送 ベイエフエム〕	ア 放送要請の理由 イ 放送事項 ウ 希望する放送日時・放送系統 エ その他必要な事項	災害対策基本法第57条

(3) 応急対策職員派遣制度に基づく職員の派遣要請

市は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム^(※1)、対口支援チーム^(※2)の活用を検討し、必要に応じて県に応急対策職員の派遣を要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム

※2 避難所運営、り災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

3 市内民間協力団体等及び事業所への要請

(1) 協力を要請する業務

災害時に業種別団体組織、自主防災組織、赤十字奉仕団等の民間団体、事業所へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

- ア 災害に関する警報、その他の情報を地区内の住民に伝達
- イ 災害時における広報広聴活動
- ウ 災害時における出火の防止及び初期消火
- エ 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動
- オ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送等の業務
- カ 被害状況の調査
- キ 被災地域内の秩序維持
- ク 道路啓開活動、公共施設等の応急復旧作業活動
- ケ 応急仮設住宅の建設等の業務
- コ 生活必需品の調達等の業務
- サ その他市が行う災害応急対策業務

(2) 民間協力団体・事業所等への協力要請の方法

本部長は、次の事項を明らかにして、その団体等の責任者に対して協力を要請する。

- ア 活動の内容
- イ 協力を希望する人数
- ウ 調達を要する資機材等
- エ 協力を希望する地域及び期間
- オ その他参考となるべき事項

4 応援の受入 【総務部 各部】

(1) 需要の要請及び調整

総務部総務班は、各部から必要な応援要員の職種、人数、必要資機材等の情報を収集し、防災関係機関・団体等に応援を要請し、受援のための調整を行う。

また、各部は、総務部総務班との調整や受援対象業務の実施に関する応援職員との調整等を行う受援担当者を選定し、対応する。

なお、各部で応援要請の体制が構築されている対策に関しては、各部で受援に対応する。

(2) 応援者の受入れ

ア 作業計画の作成と準備

各部は、応援職員を活用するために、業務に関する計画を作成する。

また、業務に必要な資機材の準備、施設利用に関する管理者の事前了解などの準備を進める。

総務部総務班は、市に到着した応援職員の人員配置を行い、各部に引き渡す。

イ 受入れ拠点の確保

総務部総務班は、応援車両等の駐車場所などを確保する。

ウ 食料・資機材等の確保

応援職員の食料・資機材等は、原則として応援側に確保を要請する。

(3) 宿泊施設の確保

宿泊施設は、原則として応援側に確保を要請する。また、可能な範囲で公共施設等を提供する。

5 広域防災拠点（道の駅「やちよ」）の開設 【経済環境部 総務部】

県は、大規模災害が発生し、広域防災拠点を開設する必要がある場合は、当該施設管理者と協議・調整を行い広域防災拠点を開設する。

このため、市は、道の駅「やちよ」との連携の下、拠点開設に必要な準備を行なうとともに、体制確保を図る。

また、道の駅「やちよ」の広域防災拠点としての運用にあたっては、県から派遣される職員と密接な連携を図る等、拠点の円滑な運用に協力する。

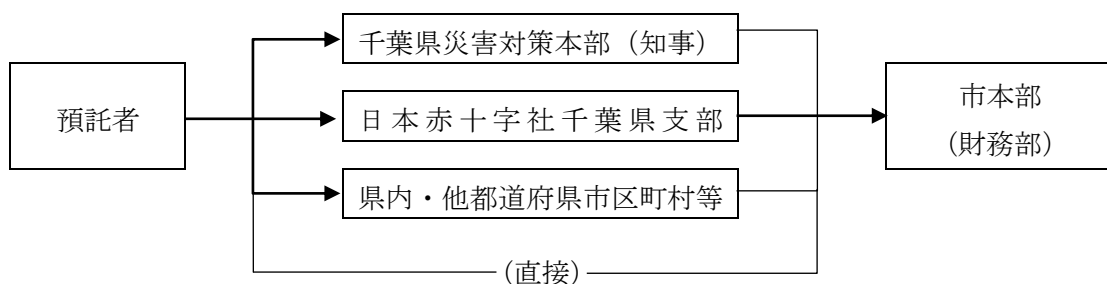
第3 義援金・義援物資の受入れ等

1 義援金の受領・配分・配布 【財務部 健康福祉部】

(1) 受領

市に届けられる義援金は、次に示すような経路により市に寄託されるが、義援金の受入れは、市に直接寄託された分の受付も含め、財務部が担当する。

義援金の受付に際しては、受付記録を作成し次に定める保管の手続を行うとともに、寄託者に受領書を発行する。



受け付けた義援金は、被災者に配分するまでの間、会計管理者名義の普通口座（当該災害に関する義援金受付専用口座）をつくり、市指定金融機関に保管する。管理に際しては、受け払い簿を作成する。

(2) 配分

県に義援金品募集配分委員会（以下「委員会」という。）が設置された場合は、委員会に逐次受付状況を報告するとともに、送金する。ただし、寄託者が配分先や使途を指定した場合は、市の責任において処理する。

義援金の配分は、おおむね次を目安として行う。

区 分	手順その他必要な事項
市町村への配分方法	県，日赤県支部，県共同募金会，県市長会，県町村長会等関係機関をもって構成される災害義援金配分委員会が決定する。
被災者への配分	県の配分委員会において決定された義援金の配分基準を参考にして，民生委員・児童委員その他関係者の意見を聞き，実情に即して配分する。
県に配分委員会が設置されない場合	県の取扱に準じて市に配分委員会を設置して行う。

※参考 資料編3－4 義援金品の受付等様式

(3) 配布

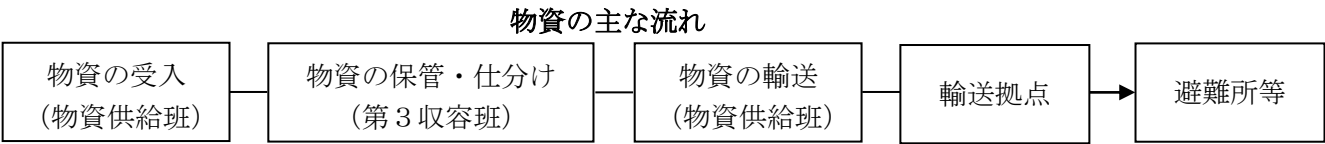
対象者に支給内容，申請方法等を通知し，口座振り込み等により義援金を支給する。なお，対象者の抽出，申請及び支給の状況の把握等の際は，必要に応じて被災者台帳を活用する。

2 義援物資の受入れ・保管 【経済環境部 教育部】

県において仕分けされた義援物資，民間企業等から寄せられた義援物資（飲食物含む）については，一般の救援物資と同様に経済環境部が受入れ，教育部が災害時物資集積場所に保管し，避難所運営委員会やボランティア等の協力を得て配分する。

なお，物資を大量に供給する必要がある場合は，民間物流事業者に協力を要請する。

また，個人等からの小口の義援物資は，原則として受入れないものとする。



※参考 資料編3－4 義援金品の受付等様式

第3節 情報の収集・伝達

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 情報連絡体制	本部事務局, 総務部, 各部	県, 八千代警察署, ライフライン関係機関
第2 地震関連情報の収集・伝達	本部事務局, 各部	銚子地方気象台, 県
第3 被害状況の収集・伝達	本部事務局, 総務部, 各部	県, 八千代警察署, ライフライン関係機関, 事業所・自主防災組織
第4 その他関連情報の収集・伝達	企画部, 本部事務局	県, 八千代警察署, ライフライン関係機関, 事業所・自主防災組織
第5 災害警戒のための気象情報等の収集・伝達	総務部, 都市整備部, 上下水道部, 消防部, 本部事務局	銚子地方気象台, 千葉土木事務所, 八千代警察署, 水資源機構

第1 情報連絡体制

1 市各部・防災関係機関との通信連絡 【本部事務局 総務部 各部】

(1) 指定電話・連絡責任者の指定等

ア 指定電話

市各部及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

なお、指定電話は、あらかじめ「災害時優先電話」としてNTTに登録しておくものとする。

イ 無線の使用

帰宅困難者等の発生が予測される市内各鉄道駅には、災害時には電話の不通も考えられることから、デジタルMC A無線を配備し、迅速かつ円滑な通信連絡体制を確保する。

ウ 連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統轄する。

エ 通信事務従事者

市各部は、それぞれ分掌する事務分野に応じて、必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ通信事務従事者を指名しておくものとする。

通信事務従事者は、連絡責任者の統括の下、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡に従事する。

オ その他

市各部及び防災関係機関は、指定電話、連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに市防災会議（事務局：総務部危機管理課）に修正の報告を行う。

(2) 本部連絡員の派遣

ア 市の各部

市の各部は、本部長と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を本部員会議（本部事務局）

に派遣する。
なお、本部に派遣された連絡員は、それ以降本部事務局の指揮下に入る。

イ 防災関係機関

防災関係機関は、市本部との連絡のため、必要に応じ本部連絡員を本部員会議（本部事務局）に派遣する。
なお、本部連絡員は、連絡用無線機等を可能な限り携行し、所属の機関との連絡にあたる。

(3) 災害時に利用可能な有線通信網

市域において、災害時に利用可能な有線通信網には、次のものがある。

市の管理する有線電話	防災関係機関の専用有線電話
① NTT電話（NTT公衆回線） ② NTT電話FAX（NTT公衆回線） ③ 災害時優先電話（NTT公衆回線） ④ 市専用FAX（NTT専用回線） ⑤ 市消防電話（消防業務専用回線）	① 警察電話（警察業務専用回線） ② 鉄道電話（鉄道業務専用回線）

ア FAX等の優先利用

市本部・市各部出先機関・防災関係機関間の指令の伝達及び報告等の通信連絡については、原則としてFAXによる文書連絡によって行う。
なお、市専用FAXのある市本部と支所・連絡所との間の通信連絡については、本部事務局長の統括により市専用FAXにより実施する。

イ 消防・警察・鉄道電話の利用

消防・警察・鉄道電話網は、それぞれの本部を起点として、各出先機関間を結ぶ業務用の専用回線である。そのため、これらの利用については、外に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、要請する（※本項・(4)・ウ「非常通信の利用」震災-3-30参照）。

(4) 有線通信が途絶した場合の措置

ア 隣接市及び防災関係機関との連絡

千葉県防災行政無線を利用して行う。なお、千葉県防災行政無線は、停電に備え非常電源として発動発電機が配置され、常時通信が確保されている。
また、必要に応じて消防無線、警察無線（※本項・(4)・ウ「非常通信の利用」震災-3-30参照）、本部連絡員（デジタルMCA）及び伝令の派遣等により行う。

イ 市各部（出先機関）との連絡

支所・連絡所その他市出先機関及び災害現場等に出動している各部職員との連絡は、デジタルMCA無線により行う。
また、必要に応じ消防無線、警察無線、その他の非常無線通信及び伝令の派遣による。

ウ 非常通信の利用

有線通信及び市防災行政用無線の通信が困難な場合は、電波法第52条及び非常通信協議会の規定等に基づき、次に掲げる機関の通信設備を利用し、災害時の通信確保を図る。

- ① 関東地方非常通信協議会の構成員の保有する通信設備（警察無線、消防無線、鉄道無線、放送局等の保有する無線局及び有線設備）

② その他の無線（例：アマチュア無線、運輸業者のデジタルMCA無線等）

(5) 無線通信の運用

ア 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

特に本部においては、災害発生時の円滑な情報収集・各機関との連絡調整のため市防災行政用無線局管理運用規程に基づき、デジタルMCA無線により行う。また、通話に当たっては次の原則に基づき、通信の統制を行う。

- ① 重要通信の優先（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- ② 簡潔な通話
- ③ 専任通信担当者の設置

イ 通信障害に対する対応策

災害発生時には、様々な通信障害が予想される。

そのような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り替え、実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。

- ① 使えない時 → 代替の通信手段、若しくは伝令を派遣して連絡する。
- ② 混雑している時 → 混雑している時間は意外に短い。話し中には、一旦送信をやめ、時間をずらして通信する。緊急を要さない場合はメール機能を利用する。また、通話は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。
- ③ 聞き取りが困難な時 → 周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な時も、適当な場所に移動する。無線機は1m動かただけで受信状態が大きく変化することもある。

※参考 資料編2-5 災害時の市本部を中心とする通信連絡系統図

(6) 重要施設の非常電源の情報共有

大規模停電の発生時は、電源車等の配備調整を円滑に行えるよう、県があらかじめ作成した重要施設の非常電源整備状況リスト^(※)に基づき、各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を把握し、国、県、電気事業者等と共有する。

※病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関の重要施設についての非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を整理したリスト

2 県・国等との通信連絡 【本部事務局 総務部】

県・国等との通信連絡は、次のとおり行う。

- (1) 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。
- (2) 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- (3) 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常通信を活用できるように東日本電信電話㈱及び各施設管理者の協力を確保しておく。

第2 地震関連情報の収集・伝達 【本部事務局 各部】

地震災害を最小限に留めるために、正確で迅速な地震関連情報の発表と伝達を行う。

1 地震関連情報の発表

銚子地方気象台等から発表される地震関連情報の種類、内容は、次のとおりである。

種 類	内 容
緊急地震速報 (警 報)	<u>ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域（八千代市は「千葉県北西部」）となる。</u>
震 度 速 報	地震発生から約1分半後に、震度3以上の地域名（千葉県の地域名：北西部、北東部、南部）と地震の揺れの検知時刻を発表する。
震 源 に関する情報	震度3以上が観測されたとき、「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震 源 ・ 震 度 情 報	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表する。</u> ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時。 地震の発生場所（震源） <u>やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</u>
長周期地震動に 関する観測情報	<u>長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。</u>
遠 地 地 震 に 関 する 情 報	国外でマグニチュード7.0以上、又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震が観測されたとき、地震の発生時刻、震源位置・規模を地震発生からおおむね30分以内に発表する。
そ の 他 の 情 報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推 計 震 度 分 布 図	<u>震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。</u> <u>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。</u>

2 地震関連情報の収集・伝達手段

各機関の地震関連情報の収集・伝達手段は、次のとおりである。

区 分	方 法
市	(1) 全国瞬時警報システム（Jアラート）により緊急情報を入手し、保有する防災行政用無線を使用して情報を伝達する。 (2) 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム等により、県本部と連絡を行う。連絡ができない場合は、総務省消防庁へ連絡を行う。 (3) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 (4) 保有する防災行政用無線等を中心に、市の出先機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間の通信手段を確保しておく。 (5) 緊急を要する通信を確保し、有線通信の途絶に対処するため、非常通信を活用できるよう東日本電信電話(株)及び各施設管理者の協力を確保する。 (6) ホームページ，SNS（ <u>X</u> ，LINE），防災情報メール等，多様な情報伝達手段により市民へ情報を伝達する。
県	(1) 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話(株)の加入電話（災害時優先電話，非常・緊急通話の利用を含む）を始め，各電気通信事業者の携帯電話，防災相互通信用無線の他，各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により，市町村，県出先機関，警察，消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。 (2) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により，総務省消防庁へ報告等を行う。なお，内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に緊急連絡用回線網を確保している。
八千代警察署	警察無線，警察電話及び各種通信連絡手段を活用して，県内各警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
消 防 本 部	(1) 消防無線，消防電話等を活用して，消防署，消防団，各消防関係機関と情報連絡を行う。 (2) 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムにより，県本部と直接情報連絡を行う。
そ の 他 の 防 災 機 関	(1) それぞれの通信連絡系統の下，無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。 (2) 千葉県防災行政無線等により，県本部と直接情報連絡を行う。

第3 被害状況の収集・伝達

1 被害状況の収集 【本部事務局 各部】

(1) 収集すべき情報の内容

災害が発生したとき，各部長は，その所管する施設，事項に関し被害の有無及び規模等について直ちに情報収集活動を始め，本部長に報告すべき事項をまとめておく。

災害発生後，直ちに収集すべき情報は，おおむね次のとおりとする。

人 的 被 害	ア 市民 イ 児童生徒，所管施設の来所者・入所者・職員等
物 的 被 害	ア 庁舎（本庁舎，支所・連絡所，出先機関）及び消防本部・警察署等の防災機関施設 イ 学校，文化・体育施設，福祉施設等の公共施設 ウ 河川，崖・よう壁等 エ 住家，商業施設・工場，危険物取扱施設等
機 能 被 害	ア 水道，電力，ガス，下水道，ごみ・し尿処理施設等の生活関連機能 イ 道路，鉄道，電話，放送等の通信・交通機能 ウ 医療・保健衛生機能

※参考 資料編 3－1 災害対策本部への報告・要請書

(2) 収集の実施者

被害状況に関する情報の収集は，市災害対策本部事務分掌に定められた各部の所管業務に基づいて，所属の職員があたる。

なお，夜間休日に災害が発生した場合，各職員は参集経路の情報を収集しながら参集し，参集後直ちに担当部へ収集した情報を報告する。

(3) 収集事項

主な情報の収集事項は，情報収集分担表により，実施する。

情報収集分担表

担当部	災 害 発 生 直 後	災害発生2日目以降
各 部 共 通	○所管施設の人的被害（来所者，入所者，職員等） ○所管施設の物的被害，機能被害状況（ライフライン等） ○情報収集時に覚知した要救助者・救援者の状況 ○本部長が必要と認める特命事項	
企 画 部	○要配慮者（外国人）の安否・避難状況 ○被害状況（放送・通信・電話・電力・ガス・都心区）	
総 務 部	○避難状況 ○職員の動員状況	
財 務 部	○住家被害状況（避難の要否含む）	
健 康 福 祉 部	○要配慮者（高齢者・障害者）の安否・避難状況 ○医療・保健衛生機能	
子 ど も 部	○要配慮者（主に乳幼児・妊産婦）の安否・避難状況	
経 済 環 境 部	○避難状況	○農・林・畜産被害状況 ○商工被害状況
都 市 整 備 部	○道路，橋梁等被害状況 ○崖崩れ被害状況（避難の要否含む） ○河川 ○高層建物被害状況（避難の要否含む） ○交通機関（帰宅困難者等含む）	○道路，橋梁等被害状況 ○崖崩れ被害状況（避難の要否含む） ○被災建物，被災宅地応急危険度判定状況
教 育 部	○避難状況	
消 防 部	○火災発生状況（避難の要否含む） ○人的被害状況 ○危険物施設，商業施設（特定防火対象物）の被害状況	○火災被害状況 ○人的被害状況
上 下 水 道 部	○上下水道被害状況	

(4) 実施要領

- ア 警察官，その他防災関係機関職員と連携して情報を収集する。また，必要に応じて各地区の自主防災組織，協力団体・市民等の協力を得て実施する。
- イ 無線通信機の有効適切な活用を図り，重要な情報や緊急の対応を要する情報を得たときは，その旨を言い添えて直ちに本部へ報告する。
- ウ 二次災害に注意し，ヘルメットなどの必要な装備，慎重な行動を心がける。

2 被害状況の取りまとめ 【本部事務局 各部】

(1) 被害状況の取りまとめ責任者

被害状況の取りまとめ責任者を次のとおり定める。

区 別	本部時職名（平常時職名）	所掌事務
総括責任者	本部事務局長（総務部次長）	被害情報等を総括する。
取扱責任者	総括長（次長等）	部の被害情報等の報告事務を取り扱う。
情報取扱者	部連絡員	部の被害情報等を整理し本部事務局（本部連絡員）に報告する。

(2) 各部から本部長への報告

各部は，災害が発生してから災害応急対策が完了するまでの間，次の表の手順のとおり，本部事務局を通じて本部長へ被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

なお，緊急を要するものは直接本部長に報告し，事後本部事務局に報告する。

報告の区分	報告の時期	留 意 事 項
発 生 〔被害概況速報 及び応急措置 状況報告〕	覚知後，直ちに報告。 以後詳細が判明の都度報告。	・人的被害及び住家被害を重点に，現況を把握次第直ちに報告のこと。 ・迅速性を第1に報告のこと。 ・部分情報，未確認情報も可。ただし情報の出所を明記のこと。 ・応急対策の実施の都度必要と認める事項を報告のこと。
経 過 〔被害概況報告 及び応急措置 状況報告〕	定時報告は原則として1日あたり2回とし，毎日9時，15時までに取りまとめて報告。 その他必要と認める場合及び本部より指示があった場合。	・「発生」報告として報告した情報を含め，確認された事項を報告する。 ・全壊，流失，半壊，死者及び重傷者が発生した場合には，その氏名，年齢，住所等をできる限り速やかに調査し報告する。 ・応急対策の実施の間，必要と認める事項を報告のこと。
確 定 〔災害確定報告 及び建物被害 確定報告〕	被害の全容が判明し被害状況が確定した場合（県への報告は応急対策終了後10日以内）	・被害世帯人員等については，現地調査だけでなく，住民登録とも照合して，その正誤を確認する。

(3) 被害状況の取りまとめ

本部事務局長は，各部からの情報の取りまとめに当たっては，次の点に留意する。

ア 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
イ 至急確認すべき未確認情報の一覧 未確認である旨を付記し，至急，応急対策要員の現地派遣等により確認を指示する。

ウ 至急訂正すべき情報の伝達
※例えば、悪質なデマ・ウワサに類することが判明した場合は至急訂正する。

エ 情報の空白地区の把握
※大規模な災害時には、「情報の空白」は、被害の甚大なことを意味する場合がある。

オ 被害軽微又は無被害である地区の把握

※参考 資料編2－3 被害の認定基準

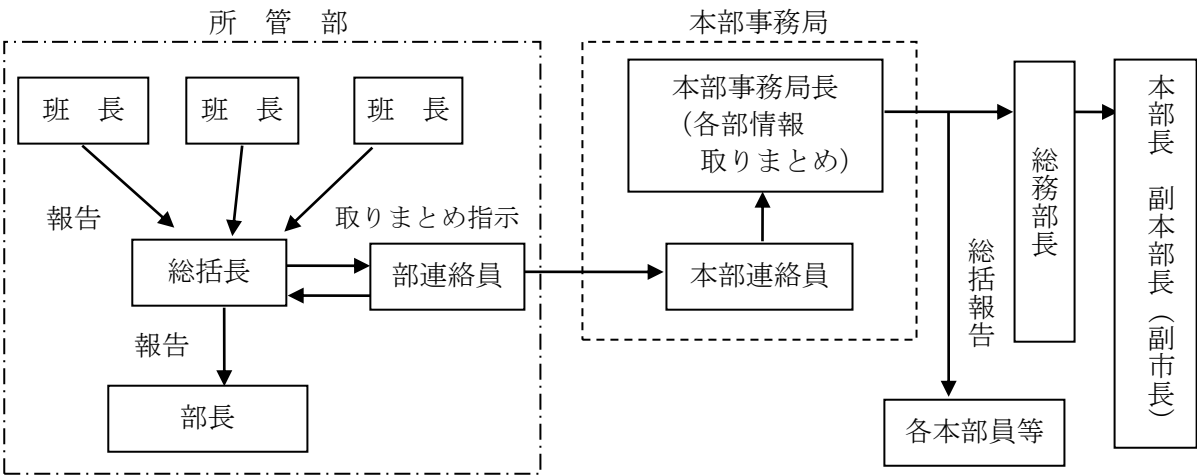
報告項目と報告主管部

被 害 状 況	
報 告 項 目	報 告 主 管 部
人 的 被 害	消 防 部 (所 管 各 部 ※)
住 家 被 害	財 務 部 (消 防 部 ※)
火 災 発 生 状 況	消 防 部
危 険 物 施 設 被 害	消 防 部
崖 崩 れ 等 発 生	都 市 整 備 部
公 共 施 設 等 被 害	所 管 各 部
道 路 被 害	都 市 整 備 部
水 道 施 設 被 害	上 下 水 道 部
下 水 道 施 設 被 害	上 下 水 道 部
し尿・一般廃棄物 処 理 施 設 被 害	経 済 環 境 部
医 療 施 設 被 害	健 康 福 祉 部
教 育 施 設 被 害	教 育 部
社 会 福 祉 施 設 被 害	健 康 福 祉 部
商 工 業 被 害	経 済 環 境 部
農 林 業 施 設 被 害	経 済 環 境 部

活 動 状 況	
報 告 項 目	報 告 主 管 部
動 員 職 員 数	各 部
応 急 復 旧	所 管 各 部
避難状況・要配慮者の 安 否 状 況	所 管 各 部
避 難 所 収 容 状 況	企 画 部
	総 務 部
	財 務 部
	健 康 福 祉 部
	経 済 環 境 部
教 育 部	
医 療 救 護	健 康 福 祉 部
輸 送	経 済 環 境 部
物 資 給 与 状 況	経 済 環 境 部
物 品 経 理 状 況	経 済 環 境 部

※ () 内の部の分担は、原則として「発生」報告についてのみとする。

情報の取りまとめ及び報告の流れ



3 県（災害対策本部）への報告 【本部事務局 総務部 各部】

市域に災害が発生したとき又は発生が予想されるときは、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は防災行政用無線により県本部事務局（防災危機管理部防災対策課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

震度5強以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

その他道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

なお、要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の氏名等を公表して安否情報を収集する必要がある場合は、県と連携して、氏名等の公表、情報の収集・精査をし、安否不明者の絞り込みを行う。

(1) 報告基準・報告事項

報告基準	ア 震度5弱以上を観測した場合
	イ 気象警報（波浪を除く）が発表された場合
	ウ 市災害対策本部を設置した場合
	エ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県（本部事務局）が認めた場合
	オ 上記以外で、災害等による被害を覚知した場合
	カ 上記以外で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い事案が発生した場合

報告事項	ア 災害の原因（※地震，浸水，…等の別）
	イ 災害が発生した日時
	ウ 災害が発生した場所又は地域
	エ 被害状況（被害の程度は，千葉県危機管理情報共有要綱に基づく）
	オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
	① 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
	② 主な応急措置の状況（日時，場所，活動人員，使用資機材等）
	③ その他必要な事項
	カ 災害による住民等の避難状況
	キ 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類
	ク その他必要な事項

(2) 報告の手順等

報告の種別，時期及び方法については，千葉県危機管理情報共有要綱による。

(3) 報告先

ア 本部事務局長が国・県に行う報告

本部事務局長が国・県に行う被害情報の報告先は，次のとおりである。

[総務省消防庁]

時間 帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話	
		電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
昼間	広域応援室	03-5253 -7527	03-5253 -7537	048-500 -90-49013	048-500 -90-49033	120- 90-49013	120- 90-49033
夜間	宿直室	03-5253 -7777	03-5253 -7553	048-500 -90-49102	048-500 -90-49036	120- 90-49102	120- 90-49036

[千葉県]

時間 帯別	連絡要請窓口	NTT		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線電話	
		電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
昼間	防災対策課	043- 223-2175	043-222 -1127	012-	012-	500-7320	500-7298
夜間	防災対策課情 報通信管理室	03-5253 -7777	03-5253 -7553	500-7320	500-7298	500-7225	500-7110

イ 各部が県に行う報告

各部が県本部に行う被害情報の報告は、次のとおりである。

報 告 の 種 類	報告主管部	報 告 先
幼稚園，その他文教施設	教 育 部	葛 南 教 育 事 務 所
市立の小学校，中学校，義務教育学校	教 育 部	葛 南 教 育 事 務 所
社 会 福 祉 施 設 関 係	健康福祉部	習 志 野 保 健 所 及 び 児 童 家 庭 課 ・ 子 育 て 支 援 課 (児 童 福 祉 施 設 等) 高 齢 者 福 祉 課 (高 齢 者 福 祉 施 設) 障 害 福 祉 事 業 課 (障 害 者 (児) 福 祉 施 設) 健 康 福 祉 指 導 課 (そ の 他 社 会 福 祉 施 設)
河川・地すべり・急傾斜地・崖崩れ被害	都 市 整 備 部	千 葉 土 木 事 務 所
道路・橋梁被害，交通規制情報	都 市 整 備 部	千 葉 土 木 事 務 所
下 水 道 施 設	上 下 水 道 部	県 土 整 備 部 下 水 道 課 印 旛 沼 下 水 道 事 務 所 管 理 課
水 道 施 設 関 係	上 下 水 道 部	総 合 企 画 部 水 政 課
し尿・一般廃棄物処理施設関係	経 済 環 境 部	環 境 生 活 部 循 環 型 社 会 推 進 課
危 険 物 施 設 等 関 係	消 防 部	災 害 対 策 本 部 事 務 局
農 林 業 施 設 等 関 係	経 済 環 境 部	千 葉 農 業 事 務 所 北 部 林 業 事 務 所
商 工 施 設 等 関 係	経 済 環 境 部	商 工 労 働 部 担 当 課
市 営 住 宅 関 係	都 市 整 備 部	県 土 整 備 部 住 宅 課

第4 その他関連情報の収集・伝達

1 隣接・周辺市の情報 【本部事務局】

隣接・周辺市に関する情報の収集・受領及び伝達は、本部事務局が行う。

本部事務局は、境界地域の緊急避難関連の情報や安心情報を県本部事務局及び関係機関等から収集・受領した場合は、速やかに本部（又は、応急対策本部）に報告する。

本部長は、報告内容に応じて適切な措置を講ずるよう関係部に対して指示する。関係各部は、状況により防災関係機関や協力団体等と連携・協力して、応急活動を実施する。

2 生活関連施設の復旧状況情報 【企画部】

電気，ガス，上下水道など生活に密接した施設の復旧状況に関する情報については，災害発生直後から市民の最も関心の高いものであり，問合せ等が殺到し電話の輻輳状態や災害対策本部としての機能低下を招く主要な要因のひとつとなるおそれがある。

そのため，市は，市民に対して，電話等による問合せを行わないよう協力を呼び掛けるとともに，県本部事務局及び各関係機関から収集した情報や過去の災害事例等により逐次復旧の見通しに関する復旧状況情報の提供に努める必要がある。

生活関連施設の復旧状況情報の収集及び過去の災害事例等による提供情報の作成は、情報配信・記録班が担当する。

3 都心区の情報 【企画部】

情報配信・記録班は、災害が発生しその必要があると認めた場合は、次の手段により、主に都心区に通学又は通勤する市民の帰宅困難状況や安心情報を中心として情報収集を行い、市が行う広報活動や市民相談所の開設時等における基礎的資料としての活用を図る。

なお、都心区の情報伝達系統は、生活関連施設の復旧状況情報に準ずる。

(1) 県防災危機管理部防災対策課からの情報収集

都心区の防災情報については、都県相互の情報交換によるデータ収集が可能である。主に都心区の事業所、学校等における被害状況や安心情報を中心として、県（防災危機管理部防災対策課）からの情報収集を行う。

(2) テレビ・ラジオ等による都心区の情報収集

災害が発生し、その必要があると認めた場合は、テレビ・ラジオ等による情報聴取専従要員をそれぞれ配置し、都心区の安心情報その他の放送内容の聞き取り・記録を行う。

第5 災害警戒のための気象情報等の収集・伝達

震災時の大雨による土砂災害や浸水等の二次災害を防止するため、次のとおり、気象情報、雨量・水位情報及び警報等を収集・伝達する。

1 気象情報 【総務部 消防部 本部事務局】

(1) 気象等注意報・警報の受領・伝達

気象、地象に関する注意報・警報等の受領及び伝達は、本部事務局（災害対策本部設置前は、総務部防災対策課）が行う。以下同じ。）が担当する。

本部事務局長は、注意報・警報等を受領した場合、必要に応じ本部長（市長）、副本部長（副市長等）、各本部員に報告するとともに、総括長を通じて関係各班（課）長に伝達する。

伝達を受けた関係各班（課）長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。気象警報等の市民への伝達は、必要に応じ全市域又は局地的に防災行政無線、防災情報メール、市ホームページ、X、LINE、広報車等により、迅速かつ的確に市民に伝達する。

(2) 気象情報の収集・解析・伝達

大規模地震発生後においては、余震、風、降雨等により被災した建物等の倒壊、落下物被害、被災宅地や急傾斜地の崩壊等の二次災害発生の可能性がある。そのため、余震に関する情報、降雨、台風に関する情報を中心として、全国瞬時警報システム（Jアラート）、千葉県防災行政無線一斉指令システム、千葉県防災情報システムにより収集するよう留意する。

なお、端末は総務部危機管理課室内に置き、本部事務局が管理する。

また、市域の地域的気象特性に応じた気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を次のとおり委託し、市が対策を実施する上での状況把握基礎資料としての活用を図る。

気象解析委託のあらまし

委託先	気象情報会社
目的	対象地域（八千代市）における現状の降水量及びあらかじめ予測できる異常気象に伴う降水又は、暴風雨を24時間体制で監視し、適切な水防対策を支援する。
概要	(1) 発表時間から72時間先までの1時間ごとの降水量予測グラフ等の定時情報の提供 (2) 気象庁が発表する注意報・警報等の情報（発表後5分以内）、時間雨量10mm以上の降水が予想される場合の臨時情報の提供 (3) アメダスデータ、スーパーレーダー、地震情報、落雷情報等のデータベースサービス (4) 気象に関するコンサルティング・サービス等

※参考 資料編 14-1 気象警報・注意報発表基準

2 雨量・水位情報 【総務部 都市整備部 上下水道部 消防部 本部事務局】

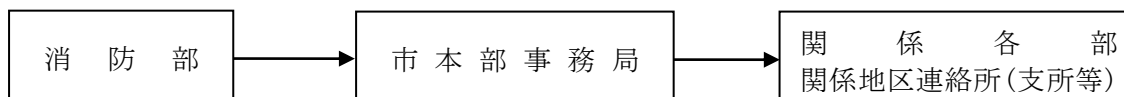
(1) 雨量情報の収集・伝達

雨量情報の収集は、消防部（警防・指令班）が行う。

なお、消防部からの通報系統は次のとおりであるが、関係各部においては、本市が契約する気象情報会社から提供される気象情報や千葉県が設置するテレメーター等により最新の雨量情報を随時確認する。

ア 通報系統

警防・指令班は、銚子地方気象台より大雨注意報が発表されたときは、降り始めから10分ごとの雨量情報を雨量観測所より収集する。



イ 雨量観測所

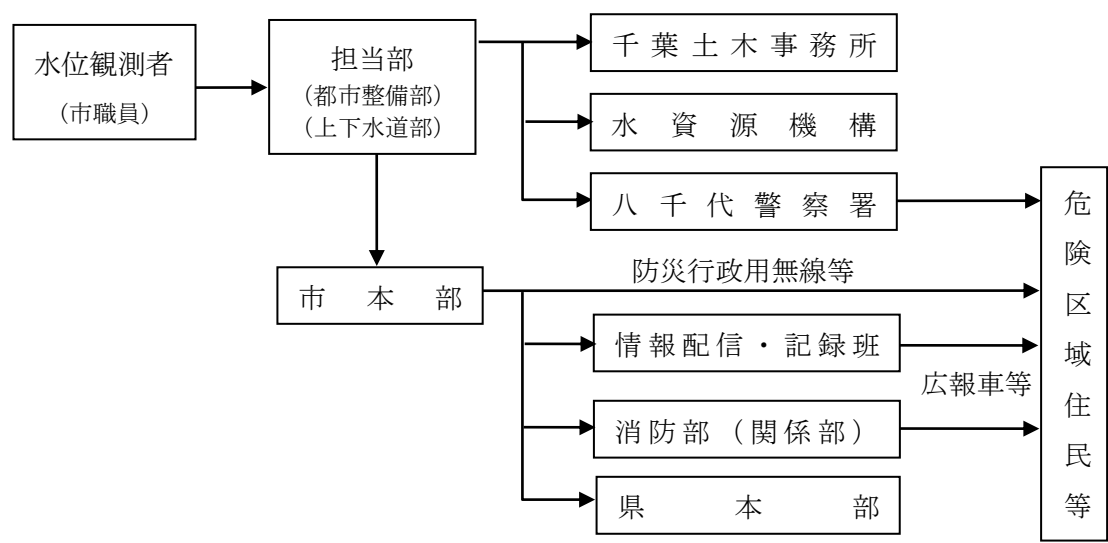
設置者	設置場所	責任者
市	消防本部	八千代市消防長

(2) 水位情報の収集・伝達

水位情報の収集は都市整備部、上下水道部が行う。

水位情報の通報系統、観測所（量水標）及び通報の基準等は、次のとおりであるが、県より指示があった場合は、指示のとおりとする。

ア 通報系統



イ 観測所(量水標)の位置及び通報水位・警戒水位等

河川等名	観測所の位置 (量水標)	零点高 (YP) ^{※1}	警戒水位	量水標 水位 ^{※2}	計 画 高 (危険)水位	量水標 水位 ^{※2}	水路深
印旛放水路 (新川)	大和田機場(上)	+0.00m	—	—	+4.250m	—	
印旛放水路 (花見川)	大和田機場(下)	+0.00m	—	—	+8.450m	—	
八千代 1号幹線	北16丁目京成軌道 付近	+0.00m	+10.540m	約3.2m	+11.105m	約3.7m	4.2m ^{※3}
	大和田地先左岸 (芦太雨水1号 幹線合流地付 近)	+0.00m	+10.220m	約3.5m	+10.862m	約4.1m	4.6m

※1 YP：江戸川工事基準面
※2 量水標水位は現地に設置されている目盛りの位置
※3 八千代1号幹線京成軌道北側では水路脇にブロックを2段積んでいる。(4.2m+0.4m=4.6m)

ウ 通報基準

- ① 警戒監視を始めたとき

② 警戒水位に達する見込みがあるとき

③ 警戒水位に達したとき

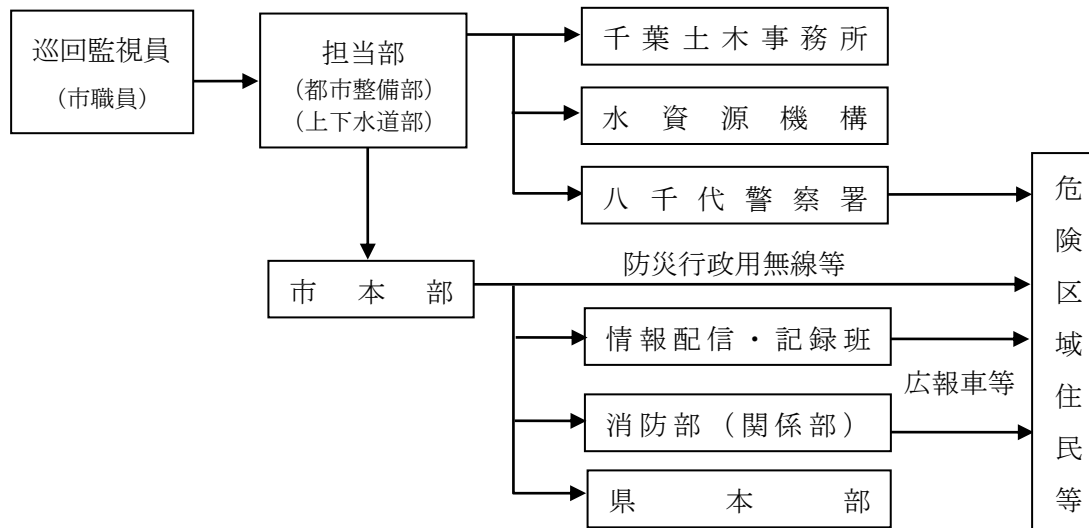
④ 計画高水位に達したとき

⑤ 警戒水位を下回り、再度達する見込みが無いとき

3 水防警報等 【総務部 都市整備部 上下水道部 消防部 本部事務局】

(1) 堤防・護岸の情報

大規模地震発生後には、河川堤防の被災により治水機能が著しく低下する可能性がある。そのため都市整備部は、洪水時の危険箇所に加え、市内の堤防・護岸等の被災状況を収集する。
なお、通報系統は、次のとおりである。



(2) 水防警報等の受領・伝達

本市域を流れる河川に関し、水防警報が発令される区間はないが、堤防・護岸の被災状況によっては、同じ流域の河川区間に対し発表された水防警報は水防上参考となる。

そのため、大規模地震発生後には、本部事務局長は、県から水防に関する情報を受領した場合、速やかに本部長（市長）、副本部長（副市長等）、及び各本部員に報告するとともに、総括長を通じて関係各班（課）長に伝達する。

伝達を受けた関係各班（課）長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。また、必要に応じて全市域又は局地的に、防災行政用無線、防災情報メール、市ホームページ、X、LINE、広報車等で、迅速かつ的確に市民へ伝達する。

4 土砂災害警戒情報 【総務部 都市整備部 消防部 本部事務局】

大規模地震発生後には、余震、降雨により崖崩れが発生する可能性がある。このため、銚子地方気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準を通常よりも安全側に引き下げる場合がある。

土砂災害警戒情報が発表された場合、本部事務局長は速やかに本部長（市長）、副本部長（副市長等）及び各本部員に報告するとともに、総括長を通じて関係各班（課）長に伝達する。

伝達を受けた関係各班（課）長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。また、全市域又は局地的に、防災行政用無線、防災情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、X、LINE、広報車等で、迅速かつ的確に市民へ伝達する。

5 特別警報 【総務部 消防部 本部事務局】

気象庁では、警報の発表基準をはるかに超える大雨や、大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合には、特別警報を発表して最大限の警戒を呼び掛ける。

市は、特別警報が発表された場合、数十年に1度の非常に危険な状態であることなどを、防災行政用無線、防災情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、X、LINE、広報車等で迅速かつ的確に市民へ伝達する。

第4節 災害時の広報

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 実施機関とその分担	企画部，総務部	県，八千代警察署，ライフライン・鉄道等関係機関，市内民間協力団体，事業所，自主防災組織
第2 市広報活動の実施手順	本部事務局，企画部，総務部，健康福祉部，子ども部，各部	(株)ジェイコム
第3 報道機関への発表・協力要請	本部事務局，企画部，消防部	県，八千代警察署，報道機関

第1 実施機関とその分担

1 市 【企画部 総務部】

(1) 企画部の役割

企画部の災害時広報活動に果たすべき役割は，主に次のとおりとする。

- ア 広報車等による広報活動
- イ 広報活動用資料の作成
- ウ 電子媒体を活用した災害情報・復旧情報の配信
- エ 臨時広報紙（「広報やちよ災害復旧速報版」）発行体制の確保
- オ 要配慮者向け広報体制の確保
- カ 報道機関対応

(2) 地区連絡所の役割

地区連絡所では，次の災害時広報活動を担う。

- ア 広報活動用資料を使った避難所における広報活動
- イ 臨時広報紙（「広報やちよ災害復旧速報版」）の担当地区内及び避難所内における配布，掲示

(3) 主に広報すべき情報項目

市は，本部長の決定に基づき，各防災関係機関と密接な連絡の下に，次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

	主 な 広 報 事 項	広 報 手 段
災害発生直後の広報	ア 地震に関する情報（震度、規模等、及び緊急地震速報） イ 出火防止及び初期消火の呼び掛け ウ パニック防止、デマ情報への注意の呼び掛け エ 避難指示等 オ 要配慮者保護及び人命救助の協力の呼び掛け カ 安心情報 ① 「……地区は被害軽微」 ② 「……小学校児童は全員無事」 ③ その他被害のない事実又は軽微であることを内容とする情報 キ 市内の危険箇所に関する情報 ① 延焼火災の発生状況 ② 建物倒壊危険箇所に関する状況 ③ 道路破損、崖崩れ危険箇所に関する状況 ④ 土砂災害警戒情報 ク 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること ① 本部の設置状況 ② 現地本部の設置状況 ③ 地区連絡所、避難所、救護所の設置状況 ケ 市が行う救援救助活動への協力の呼び掛け コ 八千代警察署、自衛隊等の関係機関の震災対策状況 サ 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況 シ 電話の通話状況 ス 電気・ガス・水道等の状況	○市防災行政用無線（同報系） ○防災情報メール ○携帯電話緊急速報メール（緊急情報に限る） ○広報車 ○口頭伝達（市職員による） ○隣接市への広報依頼（同報系無線等） ○テレビ・ラジオ・CATV、コミュニティFMへの放送依頼 ○公共施設、避難所・市民相談所等へのビラ掲示 ○サイレン・警鐘 ○市ホームページ ○SNS（X, LINE） ○県へ緊急放送依頼
被害の状況が静穏化した段階の広報	ア 地震・気象に関する情報（特に、緊急地震速報・土砂災害警戒情報） イ 被害情報及び応急対策実施状況に関すること ① 被災地の状況 ② 救護所、避難所の開設状況 ③ 応急給水の実施状況（給水拠点の位置、給水実施予定等） ④ 応急給食・その他の救援活動の実施状況 ⑤ ごみ・がれき類等の収集方法その他 ウ 安心情報 ① 「……地区は被害なし」 ② 「……小学校児童は全員無事」 ③ その他被害のない事実又は軽微な事実を内容とする情報 エ 生活関連情報 ① 水道の復旧状況（施設の被害状況、水質についての注意等） ② 電気、ガス、下水道の復旧状況 ③ 食料品、生活必需品の供給状況 オ 通信施設の復旧状況 カ 道路交通状況 キ 公共交通機関の復旧、運行状況 ク 医療機関の活動状況 ケ 安否情報 コ 相談窓口開設の情報 サ ボランティア参加の呼び掛け	○広報やちよ災害復旧速報版 （以下地震発生直後と同じ）

2 八千代警察署

警察署は、市本部、その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

主 な 広 報 事 項	広 報 手 段
(1) 災害の状況及びその見通しに関する事 (2) 避難・救援活動に関する事 (3) 治安状況及び犯罪の予防に関する事 (4) 道路交通規制に関する事 (5) その他の警察措置に関する事	○広報車 ○無線警ら車 ○拡声装置等 ○立看板、横断幕、垂れ幕等の掲示 ○テレビ・ラジオ ○相談所の開設

3 東日本電信電話

東日本電信電話㈱は、災害のため通信網が途絶したとき、又は利用の制限を行ったときは、次のとおり広報活動を実施する。

主 な 広 報 事 項	広 報 手 段
(1) 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等 (2) 通信の途絶又は利用制限の状況 (3) 通信の途絶又は利用制限をした理由 (4) 災害復旧措置と復旧見込時期 (5) 利用者に協力をお願いする事項 (6) 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の提供開始 (7) その他必要な事項	○テレビ・ラジオ等 ○広報車 ○チラシ ○窓口案内掲示

4 東京電力パワーグリッド

東京電力パワーグリッド㈱は、感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

主 な 広 報 事 項	広 報 手 段
(1) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合は、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること (2) 屋外へ避難する際は、ブレーカーを下げる事 (3) その他必要な事項	○広報車 ○市防災行政用無線

5 都市ガス等各事業者

都市ガス等各事業者は、災害時には、ガスによる災害を防止し、市民の不安解消を図るため、次の表のとおり、広報車による広報、市・消防本部、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段を尽くして広報活動を行う。

また、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、供給停止地区の復旧の現状及び見通しについては、可能な限り広報車等により直接被災地区を巡回し周知する。

主な広報事項	広報手段
(1) 地震発生時（供給を継続している場合） ア 使用中のガス機器の器具栓とガス栓を閉め、火を消すこと イ 避難するときはガスメーター元栓を閉めること ウ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。この場合には、ガス栓・ガスメーター元栓を閉め、直ちにガス会社に連絡すること (2) マイコンメーターが作動してガスが出ない場合 ア メーター左上のキャップを外し（キャップがないタイプもある）、中のボタンをゆっくり押し込み、手を離すこと イ 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと (3) 地震発生時（供給を停止した場合） ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、ガスメーター元栓を閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと イ ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと (4) 供給再開時の広報 ア あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと ウ 内管検査・点火試験等の当日不在の場合は、事前にガス会社に連絡すること エ ガスの使用再開時に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、ガス会社に連絡すること	○広報車 ○市、消防本部、警察署、報道機関等への協力要請 ○テレビ、ラジオ等

6 交通機関

京成電鉄(株)、東葉高速鉄道(株)（各鉄道駅・各列車）は、おおむね次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

なお、東洋バス(株)その他の公共交通機関においても、これに準じて広報活動を行い、利用客の動揺、混乱を防止するよう努める。

主 な 広 報 事 項	広 報 手 段
(1) 鉄道駅では、地震被害の状況を考慮して、旅客に動揺、混乱を招かぬよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、鉄道駅周辺の被害状況等についての広報活動を実施する。 (2) 乗務員は、相互連絡、情報交換を行い、運輸指令長からの指示等に基づいて旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運転の見通し、今後とるべき措置等について広報活動を実施し、旅客の動揺、混乱を防止するように努める。	○構内放送 ○車内放送 ○口頭 ○掲示等

第2 市広報活動の実施手順

1 広報活動の決定 【本部事務局 企画部 各部】

災害時に市が行う広報活動は、次の2つの場合を想定する。

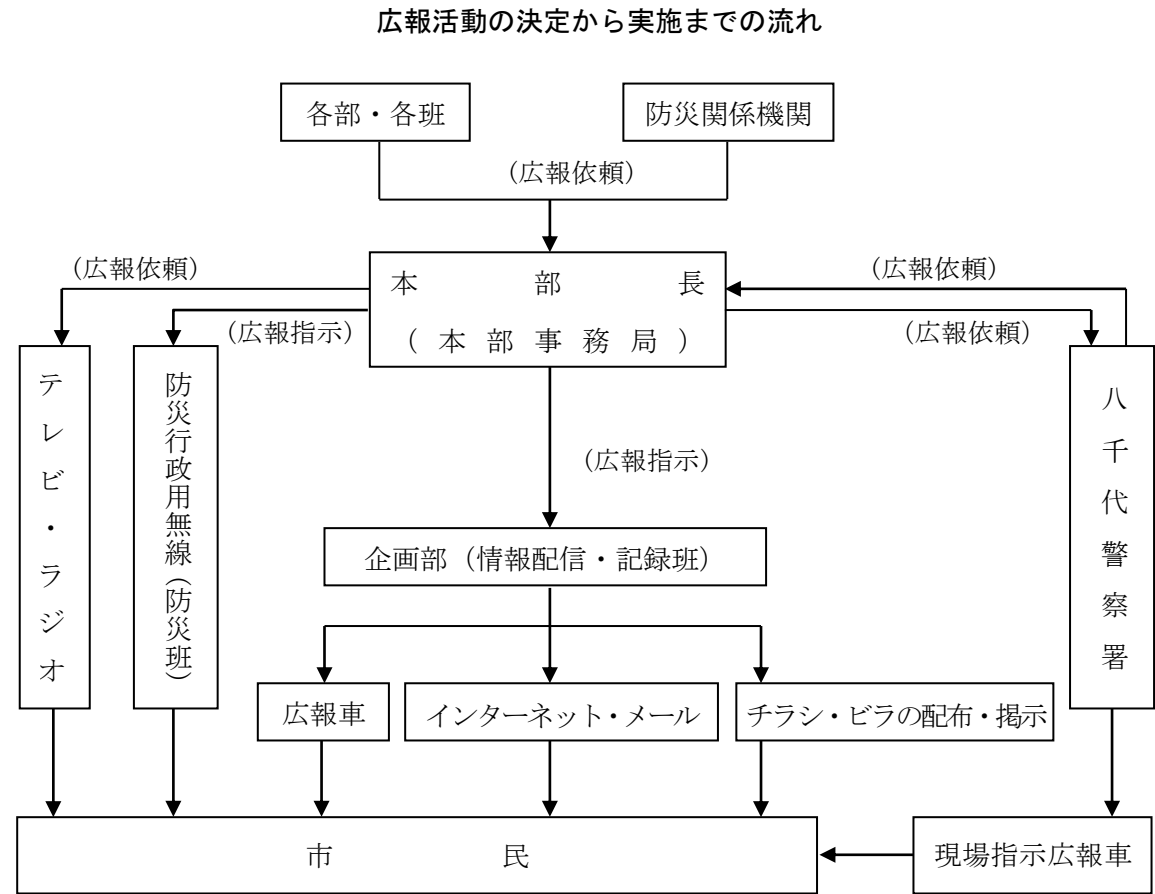
- (1) 本部長の判断による場合
- (2) 各担当部（班），防災関係機関からの広報依頼による場合

広報活動を実施する旨の調整は，本部事務局広報担当が行う。

また，情報の不統一を避けるため，指揮命令系統は次の図のとおりとし，広報ルートの一歩化を図る。

ただし，全国瞬時警報システム（Jアラート）による防災行政用無線の運用については，この限りではない。

なお，各部（班）から直接，企画部（情報配信・記録班）へ広報活動の実施を依頼することのないう，あらかじめ周知徹底しておく。



2 広報活動の方法（手段）

(1) 防災行政用無線（同報系）の使用 【総務部 本部事務局】

固定系親局（無線室操作卓）から子局（屋外受信機・個別受信機）を通じて，市内全域に必要な情報を同時に伝達できる。また，操作により地域別・子局別の放送も可能である。

なお，遠隔制御装置は消防本部にも設置され，夜間・休日等の勤務時間外も使用できる。

実施に当たっては、次の点に注意する。

利用する場合（事例）		実施に <u>当たり</u> 注意すべき事項
緊急時	ア 避難指示等	○事態の切迫している感じを伝えるよう努めること ○屋外受信機は聞き取りにくいいため、次の点に配慮すること ・音量、音質を考慮 ・ゆっくり正確に伝える ・2回以上繰り返す
	イ 火災の発生に関する情報	
	ウ 河川の護岸、堤防の被災に関する情報	
	エ 崖崩れに関する情報	
	オ その他	
その他	ア 地震発生直後の地震情報	○市本部体制が着実に活動していることを伝えるよう努めること ○屋外受信機は聞き取りにくいいため、次の点に配慮すること ・音量、音質を考慮 ・ゆっくり正確に伝える ・2回以上繰り返す
	イ 地震発生直後の出火防止、初期消火の呼び掛け	
	ウ 安心情報	
	エ 市本部、地区連絡所、救護所の設置等応急対策の実施状況	

(2) 広報車の使用 【企画部】

企画部長（情報配信・記録班）は、市が保有する広報車を使用し、次の点に注意して対象地区への広報活動を実施する。

なお、広報車による広報は、音声のみにならず、ビラ・チラシなど印刷物の配布に努める。また、車両の確保については、財務部長（資産管理班）を通じて要請する。

利用する場合（事例）		実施に <u>当たり</u> 注意すべき事項
緊急時	ア 避難指示等	○事態の切迫している感じを伝えるよう努めること ○屋内にいる場合聞き取りにくいいため、次の配慮を行うこと ・音量、音質を考慮 ・ゆっくり正確に伝える ・2回以上繰り返す ・車両をゆっくり運行させる
	イ 火災の発生に関する情報	
	ウ 河川の護岸、堤防の被災に関する情報	
	エ 崖崩れに関する情報	
	オ その他	
時期又は地区限定	ア 地震に関する情報	○市本部体制が着実に活動していることを伝えるよう努めること ○屋内にいる場合聞き取りにくいいため、次の点に配慮すること ・音量、音質を考慮 ・ゆっくり正確に伝える ・2回以上繰り返す ・車両をゆっくり運行させる
	イ 防疫・清掃・給水活動等の応急対策実施状況	
	ウ 安心情報	
	エ 生活関連情報	
	オ 通信施設の復旧状況	
	カ 道路交通状況	
	キ 医療機関の活動状況	

(3) 市職員の口頭での伝達 【企画部】

広報車の活動が不可能な地区若しくは口頭での伝達が特に必要と認める地区については、企画部長（情報配信・記録班）は拡声器等を使用し、次の点に注意して口頭での伝達を行う。

また、必要な場合は、併せて警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

なお、職員を派遣する場合は、原則として無線機を携帯させるとともに、2人1組にして、本部と密接な連絡を取りながら広報活動を実施するよう努める。

利用する場合（事例）		実施に <u>当たり</u> 注意すべき事項
緊急時	ア 避難指示等	○事態の切迫している感じを伝えるよう努めること ○屋内にいる場合聞き取りにくいいため、次の点に配慮すること ・音量、音質を考慮 ・ゆっくり正確に伝える ・2回以上繰り返す
	イ 火災の発生に関する情報	
	ウ 河川の護岸, 堤防の被災に関する情報	
	エ 崖崩れに関する情報	
	オ その他	
避難場所	ア 地震に関する情報	○市本部体制が着実に活動していることを伝えるよう努めること ○被災者が精神的に不安定な状態にあることを踏まえ次の配慮を行うこと ・音量、音質を考慮 ・ゆっくり正確に伝える ・不確実なことは言わない ○ビラ・チラシ等の印刷物を併せて配布するよう努めること
	イ 防疫・清掃・給水活動等の応急対策実施状況	
	ウ 安心情報	
	エ 生活関連情報	
	オ 通信施設の復旧状況	
	カ 道路交通状況	
	キ 医療機関の活動状況	

(4) 臨時広報紙の発行 【企画部】

企画部長（情報配信・記録班）は、「広報やちよ災害復旧速報版」を定期的に発行（印刷物配送又はFAX送信による）するよう努め、情報提供の不足による無用な混乱を防止する。

なお、発行された「広報やちよ災害復旧速報版」は、本庁舎においては企画部職員が、出先機関及び地区連絡所においては各担当職員がそれぞれ掲示又は配布を行う。

(5) インターネット等の活用 【企画部】

災害に関する情報、安否に関する情報など、本部事務局と連携し、インターネット（市ホームページ、防災情報メール、携帯電話の緊急速報メール（緊急情報に限る）、X, LINE）等を活用して、広域的な情報提供、支援要請等を行う。

また、必要に応じてポータルサイト・サーバ運営事業者に、インターネットによる災害情報の提供を要請する。

(6) CATVの活用 【企画部】

市の提供する市政PRテレビ番組を積極的に利用し、必要な広報を行う。

また、その他のテレビ、ラジオについても緊急時における情報連絡手段として有効に活用する。

(7) 自主防災組織等による広報協力 【企画部 総務部】

自主防災組織等に対し、広報協力を要請し、地区巡回又は戸別訪問等を行う。

(8) 隣接市への広報依頼 【本部事務局】

隣接市との境界部にあたる地区の住民への広報活動で、上記の手段では不十分若しくは適切でない判断される場合については、本部事務局を通じて、隣接市に対して、必要な広報文例をもって応援広報を要請する。

(9) 緊急警報放送等の要請 【本部事務局】

本節・第3「報道機関への発表・協力要請」（震災-3-51~52参照）による。

(10) 要配慮者に対する広報活動 【企画部 健康福祉部 子ども部】

手話通訳や外国語通訳等ボランティアの避難所への派遣、文字放送、FAXの活用、戸別訪問

等の手段により、外国人、高齢者、障害者等の情報入手が困難な避難者に十分に配慮した広報を行う。

なお、外国人にはやちよ情報メール配信サービスを用いて、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語、英語、中国語、やさしい日本語で、情報を発信する。

3 広報内容 【本部事務局 企画部】

広報の内容は、次の事項について適宜決定する。

(1) 市域に震度6弱以上の地震が発生した時の広報

- ・地震情報、余震情報、二次災害防止情報の伝達
- ・被害の状況
- ・火災発生状況
- ・安心情報
- ・交通の状況

(2) 避難・救護に関する広報

- ・避難準備の周知
- ・避難の指示、誘導
- ・救護対策の周知
- ・り災者の避難収容場所の周知
- ・防疫・保健衛生に関する周知

第3 報道機関への発表・協力要請

1 市の発表 【本部事務局 企画部】

(1) 本部設置前

市長又は応急対策本部の指示により、企画部広報広聴課長が報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

(2) 本部設置後

本部設置後については、本部事務局が報道機関に対して、災害に関する情報の発表・協力の要請を行う。

発表は、原則として本部長の決定に基づき、本部事務局広報担当が共同記者会見方式で行うが、その内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して、被害状況等の統一に努めるものとする。

なお、企画部長（情報配信・記録班）は、本部が設置された場合には臨時記者詰め所及び共同会見所を設置する。

2 消防部の発表 【消防部】

消防部の発表は、本部事務局広報担当が行う共同記者会見の場で、指定する幹部が行うものとする。

3 八千代警察署の発表

八千代警察署の発表は、担当の幹部が行う。

4 放送機関への放送要請 【本部事務局】

災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は、県と各放送機関が締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づき行う。

放送機関への要請は原則として県を通じて行うが、緊急の場合等は本部事務局長が直接要請し、その後速やかに県へ報告する。

県放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送(株)報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
(株)バイエフエム総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

第5節 消防活動等

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 消防活動	消防部	県, 八千代警察署, ライフライン関係機関等, 消防団, 事業所, 自主防災組織
第2 救助・救急活動	消防部	県, 八千代警察署, 消防団, 事業所, 自主防災組織
第3 水防活動	総務部, 都市整備部, 上下水道部, 消防部	県, 八千代警察署, 消防団, 自主防災組織
第4 危険物・有毒物対策	消防部	県, 習志野保健所, 八千代警察署, 消防団, 事業所
第5 消防機関相互の応援	消防部	県, 千葉市消防局, 県内外消防機関

第1 消防活動

1 組織 【消防部】

(1) 警防本部

市に「本部」が設置された場合, 又は消防長が特に必要と認めた場合は, 消防本部に「警防本部」を設置する。

(2) 動員体制

市域に震度5強以上の地震が発生した場合は, 八千代市消防本部警防規程による甲号非常招集を実施する。

2 初期活動 【消防部】

消防部は, 直ちに次の初動措置を行う。

- (1) 車両・機材等の安全確保
- (2) 有線電話の通話統制
- (3) 全無線局の開局及び点検
- (4) 被害状況の把握
- (5) 重要防御地域の状況把握
- (6) 消防車・救急車・広報車等の出動準備

3 消火活動 【消防部】

消火活動は, 次の原則に基づき, 全消防力をもって行う。

- (1) 火災発生件数が少なく消防力が優勢で初期において鎮圧できると判断される場合は, 積極的な防御活動を展開して一挙に鎮圧する。
- (2) 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は, 消火の可能性の高い地域を優先に消防活動を行う。
- (3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断された場合は, 住民の安全確保を最優先とし,

- 道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し守勢的現場活動により延焼を阻止する。
- (4) 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地・避難経路確保の消防活動を行う。
- (5) 事業所等の火災に対して、市街地に延焼の拡大のおそれがある場合に限り局部的に防御し、一般市街地の火災防御活動を優先する。ただし、不特定多数を収容する対象物及び地下街等から出火した場合は人命の救助を目的とした消防活動を行う。
- (6) 大規模地震の発生により消防力を上回る火災発生が予想される場合は、市の各部及び防災関係機関の最大限の応援・協力体制を確保する。

4 消防団の活動

(1) 出火の防止

地震の発生により、火災が発生するおそれがある場合は、付近の住民に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼び掛ける。出火した場合は、住民と協力して、初期消火に全力を挙げる。

(2) 消火活動

消防隊の出動が不可能又は困難な地区における消火活動、あるいは主要な避難路を確保するための消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

(3) 情報の収集

各方面副隊長は、地震発生初期における火災等の状況、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無について速やかに把握し、警防本部に通報する。

また、その他必要な情報の収集・報告を行うとともに、団員に対し警防本部あるいは団長からの指示命令の伝達を行う。

(4) 救助・救急

要救助者の救助と負傷者に対する応急救護及び安全な場所への搬送を行う。

その他、本節「第2 救助・救急活動」による。

(5) 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させる。

5 通電火災等への警戒 【消防部】

消防部及び消防団は、停電回復後の通電火災、消火後の再燃火災、放火等を防止するために、自主防災組織等と協力して被災地のパトロール等を行う。

6 対応長期化に備えた職員等のストレス対策等 【消防部】

本部長及び消防長は、災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。また、特に救助・救急又は消火活動に従事する職員の心のケアに十分な配慮を行うものとする。

第2 救助・救急活動

1 消防部の救助・救急活動 【消防部】

(1) 活動体制

消防部の救助・救急活動は、警防本部の下で行う。

なお、大規模地震の発生により消防力を上回ることが想定される場合は、市の各部及び防災関係機関の最大限動員と、円滑な連携・協力ルートの網羅的確保を行う。

(2) 活動及び出動の原則

救助・救急活動は、八千代市救急業務実施規程等に基づき行うほか、次による。

ア 救助は救命処置を必要とする者を優先救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は容易に救出できるものを優先して実施する。

イ 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。

ウ 傷病者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先として収容医療機関に搬送する。

エ その他の傷病者は、消防隊員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当てを行わせる。

オ 傷病者の救急搬送に当たっては、軽傷者の割り込みにより救急車が占有されることのないよう毅然たる態度で活動する。なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。

カ 交通状況により傷病者の搬送が困難な場合で緊急を要する搬送については、日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。

2 警察署の救出・救助活動

(1) 救出、救助班の派遣

八千代警察署長は、被害の程度に応じて、部隊を被災地区に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出、救助及び避難に遅れた者の発見、救助に努める。

(2) 措置要領

ア 救出・救助活動に当たっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興業場その他多人数の集合する場所等を重点に行う。

イ 救出・救助活動に当たっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資材を活用し、迅速な措置を講ずる。

ウ 救出・救助活動に当たっては、県、市、消防本部、日赤等関係機関と積極的に協力し、警察の組織、機能を挙げて、負傷者等の救出・救助に万全を期する。

エ 救出した負傷者は、応急措置を施した後、救急隊、救護班等に引継ぐか、又は警察車両を使用し、速やかに医療機関に収容する。

第3 水防活動 【総務部 都市整備部 上下水道部 消防部】

地震水害等の発生に対する水防活動については、県水防計画及び印旛利根川水防事務組合の水防実施計画書に基づき実施する。

第4 危険物・有毒物対策 【消防部】

1 高圧ガス等保管施設

実施主体	応 急 措 置
施設者の責任者	(1) 高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。 (2) 二次災害を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。 (3) 防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。 (4) 防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。 (5) 可燃性ガス又は毒性ガスが漏えいした場合は、携帯用のガス検知器等で漏えいしたガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。
消防部	関係機関との情報連絡を行う。
警察署	(1) 市、道路管理者及び交通機関に通報する。 (2) ガスの種類、性質及び気象条件等を考慮して広報活動を推進する。 (3) ガス爆発の危険性がある場合その他必要と認める場合には、県、指定地方行政機関等に通報する。 (4) その他危険物施設の応急対策計画を準用する。
県防災危機管理部	(1) 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 (2) 関係機関と連絡の上、必要に応じ高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 (3) 連絡通報体制の早期確立を図る。 (4) 必要に応じて保安措置等について指導する。
関東東北産業保安監督部	(1) 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 災害発生に伴い県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。

2 石油类等危険物

実施主体	応 急 措 置
施設者の責任者	(1) 石油类等危険物が災害により危険な状態になった場合、発火源の除去、油類の流出及び拡散防止策、自衛消防隊による応急措置を講ずるとともに、警察及び消防機関等へ直ちに通報する。 (2) 充填容器等が危険な状態になったときは、直ちに充填容器等は安全な場所に移動する。 (3) 上記の措置を講ずることができないとき、又は必要と認めたときは、従業員及び付近の住民に避難するよう警告する。 (4) 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして進入を容易にし、かつ災害の状況及び事業所内の石油類等の保有量並びに保有位置等について報告する。
消防部	危険物施設の実態に応じて、次の措置をとるよう指導する。 (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置。 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動要領、並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策。

実施主体	応 急 措 置
	(3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員，周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動。
警 察 署	(1) 地震が発生し，災害発生が予想されるときは，警察官を派遣し情報収集に努める。 (2) 消防隊，施設関係者と協力して，初期防災活動を推進する。 (3) 警戒区域を設定し，施設周辺住民の避難誘導及び広報活動を実施する。 (4) 負傷者の救出，救助活動を推進する。

3 火薬類

実施主体	応 急 措 置
施 設 の 責 任 者	(1) 火薬類施設が発災となった場合は，あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。 (2) 速やかに事業所等に災害対策本部等を設置し，防災関係機関と連携して応急対策を実施する。 (3) 火薬類の性質に応じた適切な応急措置を講ずる。 (4) 消防隊の到着に際しては，誘導員を配置するなどして進入を容易にし，かつ災害の状況及び事業所内の火薬類等の保有量並びに保有位置等について，報告する。
消 防 部	(1) 火災に際しては誘発防止のため，延焼拡大を阻止する消防活動を行う。 (2) 施設の責任者及び現場の警備責任者（警察官）と連携して，応急対策の実施にあたる。
警 察 署	(1) 火薬類取扱場所の付近に火災が発生し，貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には，施設の責任者及び現場の消防責任者等と連絡を密にして，速やかに火薬類を安全な場所に移し，見張人を付けて関係者以外の者が近づくことを禁止する。 (2) 搬出の余裕がない場合には，爆発により危害を受けるおそれのある地区は全て立入禁止の措置をとり，危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。
県防災危機 管 理 部	延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に，緊急時における管理上の措置命令を発する。 (1) 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 (2) 事業所には十分な水を確保できるよう指導し，消火施設等の強化を指示する。
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は，その保安責任者が法令の定めるところにより，危険防止装置を講ずるよう十分な監督又は指導を行うものとし，必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

4 毒物・劇物

実施主体	応 急 措 置
施 設 の 責 任 者	(1) 毒物又は劇物が漏えいした場合は，発生源の除去，安全な場所への移動，漏えい防止及び除毒措置等の安全措置を講ずるとともに，警察及び消防機関等へ直ちに通報する。 (2) 上記の措置を講ずることができないときは，又は必要と認めたときは，従業員及び付近の住民に避難するよう警告する。 (3) 消防隊の到着に際しては，誘導員を配置するなどして進入を容易にし，かつ災害の状況及び事業所内の毒物又は劇物の保有量並びに保有位置等について，報告する。

実施主体	応 急 措 置
消 防 部	火災に際しては、施設管理者等と連絡を密にして、施設の延焼と汚染区域の拡大を防止する。
警 察 署	(1) 中毒防止方法の広報活動を実施する。 (2) 施設の管理者に対する漏えい防止及び除毒措置等の指示と援助を行う。 (3) その他危険物保管施設の応急対策計画を準用する。
習 志 野 保 健 所	(1) 保管施設等の責任者に対して、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示し、その毒物・劇物の危害の及ぶ危険区域を指定し、警察及び消防機関と協力して、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。 (2) 危険区域は、危害のおそれが消滅するまで、関係者以外の立入りを禁止して、被害の拡大を防止し、除毒措置等を講じさせ、早急に復旧するように努める。 (3) 危険区域の立入り禁止の解除に当たっては、消防本部及び警察署と十分な連絡を取り、混乱のないように措置する。
県防災危機管理部・健康福祉部	次の各項の実施について指導する。 (1) 毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 (2) 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 (3) 発災時における習志野保健所、警察署又は消防本部に対しての連絡通報

5 危険物等輸送車両等

実施主体	応 急 措 置
運 転 手	地震が発生し、警察官又は権限を有する者の指示がある場合は、その指示に従い、指示者がいない場合には、周囲の状況により安全な場所へ移動させる。
消 防 部	(1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
警 察 署	輸送中の車両については、周囲の状況により安全な場所への移動指示及び交通の規制を行う。
関東東北産業保安監督部	(1) 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 (3) 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。

第5 消防機関相互の応援 【消防部】

大規模災害時に通常の消防体制では対応することが困難であると予想される場合には、千葉県広域消防相互応援協定、千葉県消防広域応援基本計画及び緊急消防援助隊要綱に基づき相互に応援を行う。消防長が応援を必要と判断した場合は、本部長に報告するとともに、代表消防機関（千葉市）消防長に連絡するものとする。

また、県内の消防力をもってしても対処できないと認められる場合、あるいは消防に関するヘリコプターの応援が必要とされる場合は、県を通じて緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等を要請する。

第6節 警備・交通対策

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 災害時の警備	総務部	八千代警察署，消防団，事業所，自主防災組織
第2 道路の交通規制	都市整備部，財務部	千葉国道事務所，千葉土木事務所，八千代警察署
第3 道路啓開	都市整備部，消防部	千葉国道事務所，千葉土木事務所

第1 災害時の警備

1 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。

2 警備体制

警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し、災害警備活動を行う。

(1) 署連絡室

震度4の地震が発生した場合等

(2) 署対策室

震度5弱の地震が発生した場合等

(3) 署警備本部

震度5強以上の地震が発生した場合等

3 災害警備活動要領

- (1) 要員の参集又は招集
- (2) 地震その他災害情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 負傷者の救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の搜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容

- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り，相談活動）
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

4 被災地・避難所の警備 【総務部】

総務部（防災・防犯班）は，被災地・避難所の周辺等において，犯罪等の発生を防止するため，八千代警察署と連携してパトロール等の活動を実施する。

また，活動に関しては八千代市防犯組合連合会，自治会，自主防災組織及びボランティア等に協力を要請する。

第2 道路の交通規制

1 交通規制計画

大地震が発生した場合は，交通の混乱及び交通事故の発生を防止し，並びに緊急交通路を確保するため，交通規制を実施する。

また，交通規制を実施したときは，千葉県公安委員会等は，直ちに規制にかかる区域又は道路規制区間等の内容を交通情報提供装置の活用や道路情報センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

都市整備部長は，必要に応じ，あらかじめ指定してある緊急輸送道路の中から必要な路線の確保について警察署に協力を依頼する。

(1) 公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は，道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは，道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき，道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は，県内又は隣接・都県の地域に係る災害が発生又は発生しようとしている場合において，災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは，災害対策基本法第76条の規定により，緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど，緊急交通路の確保にあたる。

ウ 公安委員会は，緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは，道路管理者に対し，緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定，放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 八千代警察署の交通規制

警察署長は，道路における危険を防止し，その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは，道路交通法第5条又は第114条の3の規定により，道路における交通の規制を行う。

ア 交通規制の内容

① 交通規制の指針

- a 交通規制の対象となる道路は，主として千葉県緊急輸送道路1次路線の中から選定する。
- b 緊急交通路の確保のため，原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- c 交通規制を担保するため，必要により交通検問所を設置する。
- d 直下型地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域における直下型地震が発生した場合の交通規制は，京葉東葛地域直下型地

震発生時の交通規制計画により行う。

- e 交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行う。

② 第1次交通規制

警察署長は、大規模地震（震度6弱以上を目途とする）の発生と同時に次の措置をとる。

- a 交通規制対象道路に対し、交通検問所において一般車両の通行禁止、制限を行う。
- b 交通規制対象道路については、報道機関を通じて一般車両の通行禁止、制限広報を行うとともに、走行中の車両に対しては、道路左側又は適当な空地に停車するようパトロールカー等で広報し、緊急車両の通路を確保する。
- c 管内の交通混乱を防止するため、交通規制対象道路以外の道路に対し、必要に応じて一般車両の通行禁止、制限等の交通規制を行う。

③ 第2次交通規制

第1次交通規制終了後、被害状況に応じ、県警備本部長の命令又は緊急を要するときは、現場最高指揮官の判断により、次の規制措置をとる。

- a 被害状況に応じ、被災地域に通ずる交通規制対象道路に対し、一般車両の通行を禁止、制限し、緊急輸送等に使用しない交通規制対象道路については、一般車両の通行禁止、制限を解除する。
- b 交通規制対象道路以外の道路で、避難誘導路、災害応急対策等必要と認められる道路では、一般車両の通行を禁止、制限する。

イ 交通規制上の留意事項

- ① 災害対策基本法に基づく交通の禁止、制限を行う場合は、同法施行令第32条に基づく「標示」を設置して行う。
- ② 交通検問所において交通規制を実施する場合は、車両の転回、後退、右左折等の措置を取り得るよう規制箇所の手前に所要の場所を確保する。
- ③ 車両（パトロールカー、広報車等）、資機材（無線機、照明、ロープ、パイプ柵等）を配置して効果的に行う。
- ④ 大規模地震の発生当初は、電気、通信等の機能が停止することが予想されるのでパトロールカー、携帯無線機等を最大限に活用する。

ウ 警察官の交通規制

- ① 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。
- ② 警察官は、災害対策基本法第76条の3の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両のその他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいなかったりする等して命ずることができないときは、警察官が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

エ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

- ① 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記ウ②の職務を執行することができる。

- ② 自衛官等は、前項の命令をしたとき又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

2 緊急通行車両等 【財務部】

(1) 緊急通行車両標章及び証明書の交付

- ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第32条の2の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。
- イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は当該車両の使用者に対し、標章及び確認証明書を交付する。
- ウ 交付された標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。
- エ この届出に関する事務手続は、「緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事務手続等に関する要綱」に基づき行う。

(2) 緊急通行車両等の事前確認の申出について

- ア 事前確認の申出者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（指定行政機関等の長）とする。申出は、当該車両の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に行う。
- イ 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両標章及び確認証明書が申出者に交付される。
- ウ 標章の交付を受けた車両は、県警本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所において標章及び確認証明書を提示する。

※参考 資料編 10－1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続等

3 規制除外車両 【財務部】

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外する。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記2(1)を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって次に示す車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記2(2)を準用する。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

4 交通情報の収集及び提供

交通情報の収集は、交通規制対象道路を重点にして、次のとおり、市及び八千代警察署が協力し

て行う。

(1) 八千代警察署

- ア 交通情報の収集は、オートバイその他の機動力を活用して行う。
- イ 道路管理者、その他関係行政機関からの交通情報の収集を行う。
- ウ 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。
- エ 適宜、交通情報を県警災害警備本部に報告するとともに、市本部に通報する。

(2) 市 【都市整備部】

都市整備部長は、八千代警察署、道路管理者、その他関係行政機関と密に連絡するとともに、班員を派遣するなどして、次の事項について、交通情報の収集を行う。

- ア 鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- イ 主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
- ウ 交通規制の実施状況
- エ 特に危険と認められた道路及び橋梁
- オ その他必要な事項

5 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること

- ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、カーラジオやSNS等により災害情報及び交通情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に駐車しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両運転中以外の場合、次の行動をとること

- ア やむを得ない場合を除き、津波から避難するために車両を使用しないこと。
- イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、避難者、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に注意しながら運転すること。

(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内の一般車両については次に掲げる措置を講ずること。

- ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ② 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置を執ることができないときは、警察官が自らその措置を執ることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）。

6 道路管理者の通行の禁止又は制限 【都市整備部】

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

第3 道路啓開 【都市整備部 消防部】

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」等交通上重要と認められる路線を最優先に八千代市建設連合会等と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧等の道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等を実施することがあることを周知するものとする。

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

道路管理者は、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定して次の事項を実施する。

- (1) 緊急車両の妨げとなる車両その他の物件の占有者等に対して、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他必要な措置を命ずることができる。
- (2) 車両等の占有者等が不在時は、道路管理者が自ら車両等を移動することができ、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる（その際、道路管理者は通常生ずべき損失を補償しなければならない。）。

2 土地の一時使用

道路管理者は、前項の措置をとるため、車両等の移動場所の確保が必要なときは、その必要な限度において、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる（その際、道路管理者は通常生ずべき損失を補償しなければならない。）。

第7節 避難対策

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 来訪者・入所者等の避難	本部事務局, 各部	各施設管理者
第2 避難指示等	本部事務局, 企画部, 総務部, 都市整備部, 消防部	県, 八千代警察署, 消防団, 事業所, 自主防災組織
第3 避難の誘導	本部事務局, 各部	県, 八千代警察署, 消防団, 自主防災 組織
第4 避難所の開設・運営及び 閉鎖	本部事務局, 各部	県, 習志野保健所, 自主防災組織
第5 広域一時滞在	本部事務局, 各部	県
第6 広域避難	本部事務局, 各部	県

第1 来訪者・入所者等の避難

1 施設管理者等の安全管理 【本部事務局 各部】

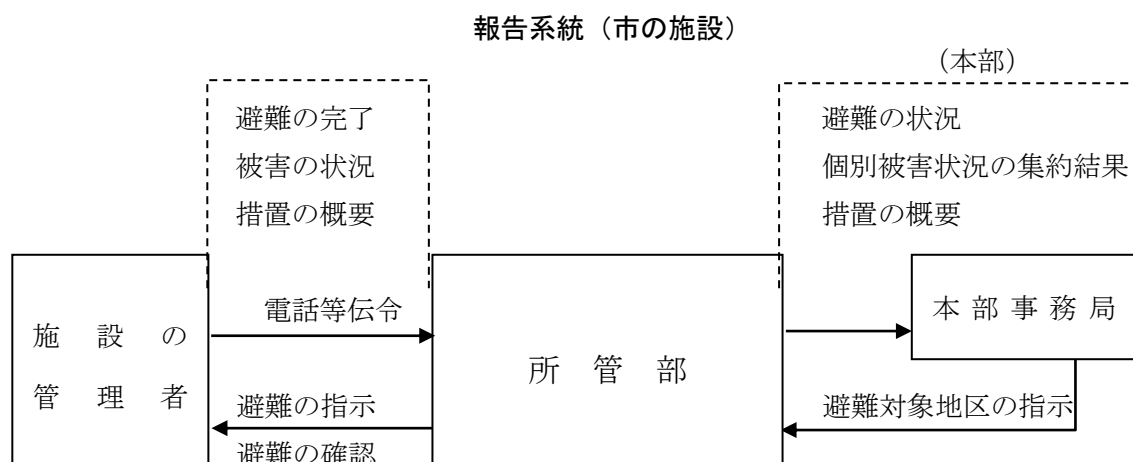
市の公共施設・市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により防災に関する責務を有する者並びにその他多数の従業員・来訪者が勤務若しくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員、来訪者・入所者等の安全・避難のため、災害危険に関する情報の把握、周知徹底に努めるとともに、自ら危険であることを察知したときは、自らの判断で従業員、来訪者・入所者等に対し避難を指示する。

2 避難の完了報告 【各部】

来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したとき、各施設の管理者は、市本部へ避難の完了報告を行うものとし、あらかじめその周知徹底に努める。

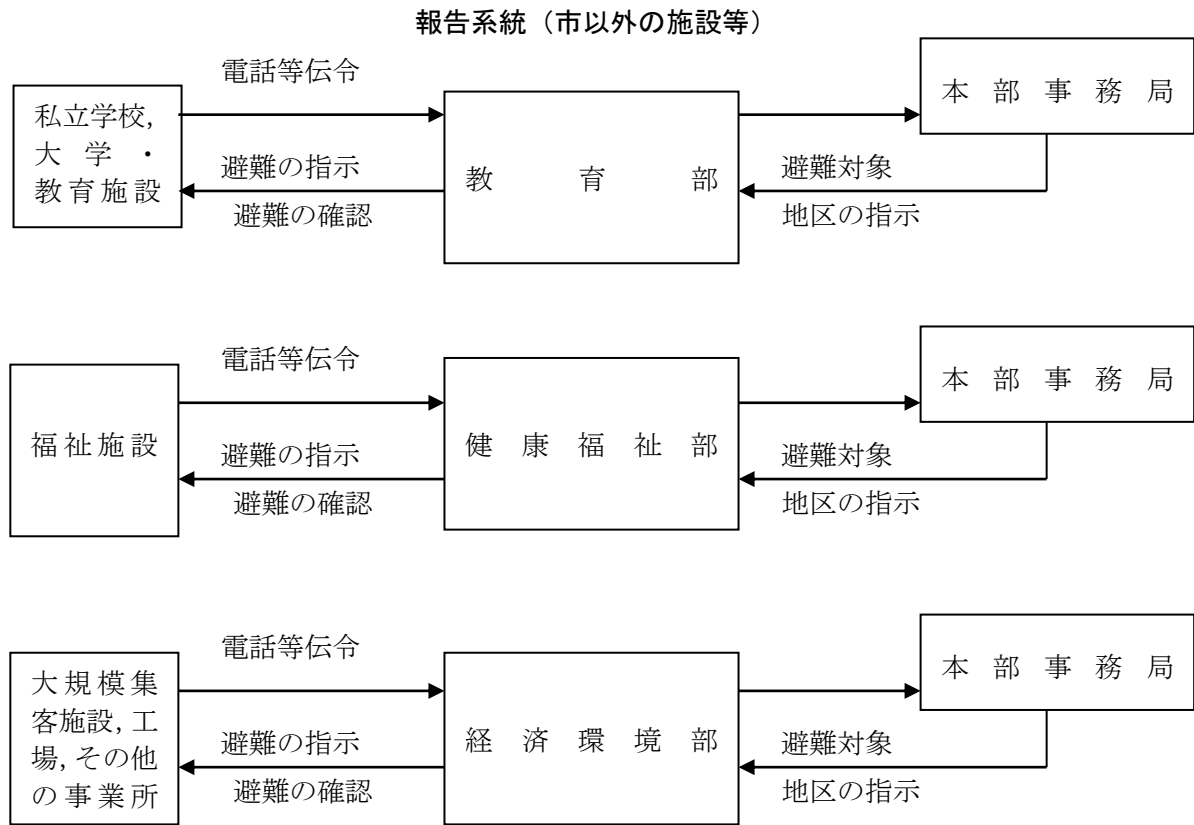
(1) 市の施設の場合

各施設の管理者は、一般加入電話、FAX、デジタルMC A無線若しくは伝令により所管部又は最寄りの支所・連絡所を通じて、避難の完了を報告する。



(2) 市以外の施設、事業所等の場合

市以外の施設、事業所等の管理者は、市の所管部又は最寄りの支所・連絡所へ報告する。
なお、各部は、有線電話が使用できない場合の措置として、伝令による最寄りの市内防災関係機関への通報等をあらかじめ周知徹底しておく。



第2 避難指示等

1 避難指示等の基準 【本部事務局】

(1) 避難指示等の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示し、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。また、避難の指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

〈避難の種類及び発令基準〉

種 類	内 容	基 準
高齢者等 避難	○災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況(避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング)において必要な地域の居住者等に対して発令される情報である。 ○高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。	① 状況により市長（本部長）が必要と認めるとき
避難指示	○災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者が危険な場所から避難すべき状況において必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報である。 ○具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とする。	① 地震火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき ② がけ崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近の住民に生命の危険が認められるとき
緊急安全 確保	○災害が発生又は災害が切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するため立退き避難することが返って危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から緊急安全確保を中心とした行動(緊急安全確保措置：高所への移動、近傍の堅牢な建物への避難、屋外に面する開口部から離れた室内での退避など)へと行動変容するよう特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令される情報である。	③ ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき ④ 大規模な地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき ⑤ その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき

原則として、避難を必要とする事態の最終的判断は、本部員及び警察署等の防災関係機関からの要請も踏まえて、本部長が行う。

災害の状況により様々な場合が想定され得るが、避難指示等を伝達すべき対象地区の範囲を踏まえる観点から、局地的な災害による地区を限定した避難を要する場合と、同時多発的な火災発生等で広域的な避難を要する場合の2つを想定する。

なお、いずれの場合も避難指示等の周知に要する時間並びに避難完了に要する時間を十分見込んで行うものとする。

- | |
|--|
| (1) 河川管理施設が被災し、氾濫の危険があるとき
(2) 延焼火災が拡大し、周辺住民等に危険が及ぶおそれがあるとき
(3) 爆発のおそれがあり、周辺住民等に危険が及ぶおそれがあるとき
(4) 有毒ガスが流出拡散し、周辺住民等に危険が及ぶおそれがあるとき
(5) 土砂災害の危険があり、周辺住民等に危険が及ぶおそれがあるとき
(6) 県本部長から避難についての指示等の要請があったとき
(7) その他住民の生命又は身体に災害による危険が及ぶおそれがあるとき |
|--|

2 実施責任者及び指示等の対象者 【本部事務局】

(1) 実施責任者

名 称	種 類	指示等を行う要件	根 拠 法 規
市 長	高齢者等避難	警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供その他の配慮をするとき	災害対策基本法第56条2
市 長	避難のための立退き	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条1
市 長	緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条3
知 事	災害全般 (避難のための立退き、緊急安全確保等)	災害の発生により市がその全部又は、大部分の事務を行うことができなくなったとき (市長が実施すべき避難のための立退き等の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって実施)	災害対策基本法第60条6
警 察 官	災害全般 (避難等の措置、立入り)	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときで、特に急を要する場合	災害対策基本法第61条1 警察官職務執行法第4条
知事、その命を受けた職員	地すべり (立退きの指示)	災害が発生し著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
知事、その命を受けた職員、水防管理者 (市長、印旛利根川水防事務組合管理者)	洪水 (立退きの指示)	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
自 衛 官	災害全般 (避難等の措置、立入り)	災害派遣、地震防災派遣等を命ぜられた部隊の自衛官で、警察官がその現場にいないとき（特に急を要する場合）	自衛隊法第94条

(2) 避難指示等の対象者

避難指示等の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のための「立退き」を要すると認められる区域内にいる必要と認める居住者等を対象とする。

(3) 高齢者等避難

地震発生後、二次災害等が発生する場合又は発生するおそれがある場合は、事前に高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する避難行動要支援者の避難を促す。

3 避難指示等の内容 【本部事務局】

避難指示等は、次のことを明らかにして行う。

- (1) 避難指示等の発令者
- (2) 避難対象地区（町丁目名，施設名等）
- (3) 避難の理由（避難要因となった危険要素の所在地，避難に要する時間等）
- (4) 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- (5) その他（避難行動時の最小携帯品，要配慮者の優先避難・介助の呼び掛け等）

4 避難指示等の伝達等 【企画部 総務部 本部事務局】

(1) 関係地区内住民等への伝達

避難指示等を発令した場合は，防災行政用無線，広報車，サイレン・警鐘，職員・消防団員による巡回等により伝達する。その場合，関係地区内の全ての人に伝わるよう留意し，CATV，市ホームページ，防災情報メール，緊急速報メール，SNS（X，LINE），その他報道機関の協力を得るなどあらゆる手段を活用する。

その他，本章・第4節「災害時の広報」（震災-3-44～52 参照）による。

なお，避難指示等解除の連絡は，防災行政用無線，防災情報メール，広報車などにより行う。

(2) 隣接市等関係機関への通報

本部長が避難指示等を行ったとき，又は警察官等から避難の指示を行った旨の通知を受けたとき，本部事務局長は次の要領により，必要に応じて隣接市等関係機関へ連絡する。

ア 隣接市（防災担当）

地域住民が避難のため隣接市内の施設をやむを得ず利用する場合が想定されるほか，避難の誘導上，隣接市内を通過しなければならない場合もあるので，隣接市に対しても連絡しておくものとする。

イ 県の関係機関

警察署，その他の県関係機関に連絡し，協力を要請する。

ウ 避難場所施設等の管理者

施設を所管する本部員を通じて，避難場所として利用する施設等の管理者に対し連絡し，協力を要請する。

(3) 県への報告

本部事務局長は，避難指示等及びその解除について，次の事項を記録するとともに，速やかにその旨を県（防災危機管理部防災対策課）に報告する。

- | | | |
|--------------|----------------------|------------|
| ア 発令者，発令日時 | イ 避難の理由（災害の態様，被害の状況） | |
| ウ 避難の対象地区，人口 | エ 避難先 | オ その他必要な事項 |

5 警戒区域の設定 【本部事務局 都市整備部 消防部】

災害が発生し，又はまさに災害が発生しようとしている場合において，人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは，警戒区域を次の要領で設定するものとする。

- (1) 本部長は，その職権により警戒区域を設定し，災害応急対策に従事する以外の者に対して当該

区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。ただし、危険が切迫して、本部長が発令するいとまのないときは、総務部長、都市整備部長、その他の部長が実施し、事後直ちにその旨を本部長に報告する。

警察官は、市長又は委任された職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この職権を行ったときは、直ちにその旨を本部長に通知する。

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、この職権を行うことができる者が現場にいないとき、この職権を行うことができる。この職権を行ったときは、直ちにその旨を本部長に通知する。

- (2) 消防長又は消防署長は、危険物の流出事故等が発生し、火災が発生した場合に人命・財産への著しい被害のおそれがあるときは、火災警戒区域を設定して、火気の使用や関係者以外の退去等を命ずることができる。

警察署長は、消防長若しくは消防署長又は委任された職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この職権を行ったときは、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知する。

- (3) 消防職員、消防団員（水防団員）は、水防上緊急の必要がある場所や火災現場において警戒区域を設定して、関係者以外の退去等を命ずることができる。

警察官は、消防職員若しくは消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この職権を行ったときは、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知する。

- (4) 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、市災害対策本部、警察署、保健所等の防災関係機関が協力して実施する。

- (5) 県への報告については、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- (6) 警戒区域の設定が必要となる局面として、次のようなものを想定する。

- ア 土砂災害の危険が切迫しているとき
- イ 有毒ガスが拡散する危険が切迫しているとき
- ウ 爆発の危険が切迫しているとき
- エ 放射性物質が拡散する危険が切迫しているとき
- オ その他災害により住民の生命の危険が切迫しているとき

第3 避難の誘導

1 避難の誘導を行う者 【本部事務局 各部】

(1) 市職員（消防団員を含む）の派遣

緊急避難については、次のとおり行う。

ア 本部長は、状況によりその必要があると認めるときは、当該一時避難場所及び広域避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせるよう指示する。

イ 本部事務局は、派遣職員の担当部（各収容班等）の調整を行う。

ウ 一時避難場所又は広域避難場所までの避難誘導は、消防職員、消防団員、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。

(2) 学校・事業所等の場合

学校、幼稚園、保育園、事業所、大規模集客施設等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。

ただし、学校、幼稚園、保育園、学童保育所、福祉施設及び夜間多数の人が集まっている場所等について、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 交通機関等の場合

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講ずる。

※本章・第20節「帰宅困難者等対策」(震災-3-144～145 参照)

(4) 留意事項

避難の指示の場合、各避難誘導者は、本部と連絡を密にした上で行う。

2 避難の誘導 【各部】

(1) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさないよう必要最低限度のものとし、おおよそ次のようなものを目途とする。

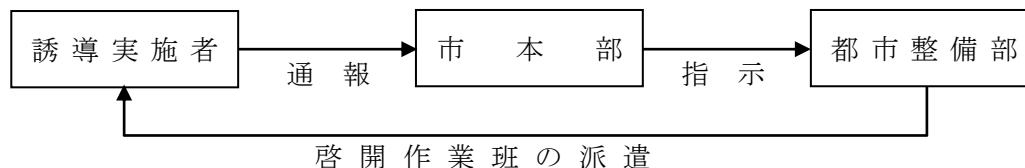
- ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
 - イ 1人2食分位の食料と2～3ℓの飲料水、衣類（タオル・下着類）、救急医薬品、常用の医薬品、お薬手帳、懐中電灯、携帯ラジオ等
 - ウ 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具
 - エ 貴重品（多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと
 - オ 紙おむつ、おぶいヒモ、メモ用紙、かかりつけの医療機関連絡先（※）
- ※家族に要配慮者がいる世帯

(2) 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次のようなことを目途とする。

- ア 避難の誘導は、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等その他単独で避難することが困難な人）を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させるよう努める。
- イ 避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が指定するように努める。なお、避難経路の選定に当たっては、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれ等のない経路を選定し、また、状況が許す限り指示者が経路の実態を事前に確認しておくように努める。
- ウ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、本部（長）に対して、避難路の啓開（切り開き）等を要請する。

《 道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ 》



(3) 避難行動要支援者の避難支援

本章・第9節・第1・1(2)「避難誘導」(震災-3-87参照)による。

(4) 避難経路及び避難場所の安全確保

消防部は、避難指示等が出された地区の災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を本部長及び警察署に通報する。

また、市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地区に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力する。その他、付近にいる消防団員や自主防災組織員に対して市民の誘導、避難指示等の伝達の徹底にあたるよう指示・連絡する。

なお、避難指示等の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、一時避難場所・避難路の安全確保に努めるとともに、広域避難場所周辺からの延焼防止等を最優先で行う。

第4 避難所の開設・運営及び閉鎖 【本部事務局 各部】

避難所の開設、運営に当たっては、被災者のプライバシー、保健衛生、要配慮者や女性への配慮、ペット対策、避難生活の長期化等を考慮する。

また、必要に応じて、民間賃貸住宅、ホテル等を避難所として借上げるなど、多様な避難所の確保に努めるほか、市単独では対応困難な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

1 開設・運営の担当者

避難所の設置場所は、本部長があらかじめ指定する避難所予定施設から、被害の状況に応じて決めるが、開設及び初期運営の実務については、原則として市の全職員がローテーションを組みあたるものとし、それぞれの施設に複数の職員（うち1人を市本部連絡担当責任者として指名する。）を派遣して担当させる。派遣する職員については、あらかじめ収容班及び他部と調整しておく。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者・勤務職員、避難所運営委員会委員又は最初に到着した市職員（指定動員職員等）が実施する。

なお、避難所は、各部が行う応急対策・復旧活動の拠点ともなることが予想されるが、避難所内での各活動場所の指定等の調整は、市本部連絡担当責任者として指名された職員が避難所運営委員会等と協力して行う。

※参考 資料編4-2 指定避難所(予定施設)一覧表

2 開設・運営の手順等

避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。

- (1) 電話、FAX、無線等により避難所開設の旨を本部に報告
- (2) 施設の門を開ける
- (3) 施設の入口扉を開ける（すでに避難者があるときは、とりあえず広いスペースに誘導する）
- (4) 避難所内事務所を開設
- (5) 避難者の受入れ（収容）スペースを指定
- (6) すでに避難している人を指定のスペースへ誘導
- (7) 避難者名簿（カード）の配布・作成
- (8) 同行避難動物管理台帳（カード）の配布・作成
- (9) 居住区域の割り振り
- (10) 食料、生活必需品の請求、受取、配給
- (11) 要配慮者、病人等の福祉避難所等への移送
- (12) 避難所の運営状況の報告（午前10時。その他適宜）
- (13) 避難所運営に伴う記録の作成

(1) 開設時の留意事項

ア 開設

避難所の開設は、原則として、本部長の指示により行う。

ただし、夜間や突発的に発生した災害の場合で、避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、本部長又は関係部長からの指示がなくとも指定動員職員又は居合わせた職員、避難所運営委員会委員が施設入口（門）を開錠し、門を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。

特に、すでに避難住民が集まっているときは、自治会や自主防災組織の協力を得て、落ち着いた行動を促す。

また、施設の被害状況や電気・水道等のライフライン機能の確認を行った後、安全と判断された場合は、体育館や大会議室など広いスペースに誘導し、避難者の不安解消や混乱防止に努める。

イ 区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自主防災組織等の意見を聞き、地区ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

また、設定したスペースは、床面への色テープの貼り付けや掲示等により分かりやすく表示する。

ウ 報告

避難所開設にあたった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに収容班長に対して、その旨を報告する。（電話、FAX、無線又は口頭）

避難所開設担当部長は、避難所の開設を確認後、本部長に対して、企画部長（情報配信・記録班）による避難所開設に関する広報活動の実施を要請する。また、「避難所リアルタイム空き情報配信システム」に避難所の混雑状況を入力するとともに、マップ上で近くの施設等の空き・混雑状況を見られる「避難所リアルタイム空き情報配信システム」にPCやスマートフォン等でアクセスすることで、各避難所の位置や混雑状況を確認することができることを周知し、災害時の住民の安全確保、利便性を高める。

本部は、本部員のほか、県（防災危機管理部防災対策課）、警察署等関係機関に対して、開設

の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項はおおよそ次の点である。

① 開設の目的、避難所数	② 避難所の開設日時、施設名
③ 収容状況及び収容人員	④ 開設期間の見込み

エ 避難所内事務所の開設

上記の措置をとった後、避難所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の市本部連絡担当責任者を明らかにする。

なお、避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置しておく。また事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、避難所物品受払簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。

オ ペットとの同行避難について

市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 令和6年3月）を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないよう建物内への同行の禁止、餌・ケージの確保や飼養は飼養者の責任とする等ルール作成に努める。

また、ペットの避難を受入れる際には、飼養者の把握をするために届出制とし、必要な項目を把握するとともに、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、ペットの救護及び一時預り、適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

なお、平常時からペットの所有者・管理者に対する飼い主の明示（鑑札・マイクロチップの装着等）、しつけ、健康管理、ケージ・ペットフード・水（少なくとも5日分、推奨1週間分）等の避難時の持ち出し品や避難場所まで安全に避難出来るようリードやキャリーバック等の避難用品の確保、ペットの預け先の確保等についての啓発、避難所等での受入の準備を推進する。

※参考 資料編4-4 避難所運営のための様式

(2) 運営上の留意事項

ア 避難者名簿（カード）の作成

「避難者名簿」（カード）は、避難所運営のための基礎資料となる。

避難所を開設し、避難した市民等の受入れを行った際には、まず「避難者名簿」（カード）を配り、避難した市民等に対し、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。なお、避難者名簿は個人情報にあたるため、原則非開示とするが、安否確認のための情報開示について説明し、了承を得るものとする。

「避難所収容記録簿」は、集まった「避難者名簿」（カード）を基にして、できる限り早い時期に作成し、避難所事務所内に保管するとともに、避難所開設担当部長を通じて本部へ報告する。

イ 避難所運営委員会への運営の移行

避難当初の混乱期が終息した後は、各自治会・町会、自主防災組織等から選出された委員で構成する避難所運営委員会による避難所の自主運営体制を確保する。その際、委員会への女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

避難所運営委員会は、避難所を管理する市職員等と連携して、次のような活動を行うものとする。

① 運営方針、生活ルールの決定
② 救援食料・物資等の配布、炊き出し協力
③ 避難者への広報の伝達（呼び掛け、チラシの配布等）

- ④ 避難者のニーズ調査，統括者への報告
- ⑤ ごみの管理，施設・トイレの清掃等
- ⑥ 秩序の保持

ウ 居住区域の割り振り

部屋の割り振りは，可能な限り，地区（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。各居住区域は，適当な人員（20人程度を目途とする。）で編成し，居住区域ごとに代表者（班長）を選定するよう指示し，以降の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請する。

- ① 市（本部）からの指示，伝達事項の周知
- ② 避難者数，給食数，その他物資の必要数の把握と報告
- ③ 物資の配布活動等の補助
- ④ 居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ
- ⑤ 健康福祉部（第1救援班）が行う消毒活動等への協力
- ⑥ 施設の保全管理

エ 食料・生活必需品の請求，受取，配給

避難所の責任者は，避難所全体で集約された食料，生活必需品，その他物資の必要数のうち，現地での調達不可能的な場合は，避難所開設担当部長に報告し，本部へ調達を要請する。また，到着した食料や物資を受け取ったときは，その都度，「物品受払簿」に記入の上，居住区域ごとに配給を行う。

- ① 避難所全体で集約された食料，生活必需品，その他物資の必要数を調査
- ② 避難所開設担当部長へ調達要請
- ③ 避難所開設担当部長は，本部へ要請
- ④ 本部は，経済環境部へ調達及び搬送の指示
- ⑤ 経済環境部は，調達及び各避難所へ搬送
- ⑥ 各避難所は，「物品受け払い簿」に記入し，配給
- ⑦ 各避難所は，食物アレルギーの避難者に配慮した原材料表示や献立表の掲示等に努める。

オ 避難所生活者等への配慮

避難所生活に対しては，必要に応じ，自主防災組織やボランティアの協力を得ながら，特に高齢者や障害者等の要配慮者を最優先とする快適性確保に配慮する。

また，要配慮者や性的少数者へ向けた対策を講じるほか，男女共同参画の視点を取り入れ，女性の更衣や授乳のためのスペース確保及び，女性相談窓口や女性専用の物資配付等に配慮するほか，次の措置の実施に努める。

- ① 災害直後から子育て・介護支援を実施する。
- ② 男女共有のスペースだけでなく，男女別のスペースを確保する。
- ③ 授乳室や男女別トイレ，物干し場，更衣室，休養スペースを設ける。
- ④ 避難所の管理責任職員は，男女双方を配置する。
- ⑤ 避難所運営委員会には男女双方が参画し，役員のうち女性が3割以上となるよう努める。
- ⑥ 女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため，安全・安心の確保に配慮する。

カ 要配慮者，病人等の福祉避難所等への移送

収容した高齢者、障害者、傷病者については、災害発生から2日目以降可能な限り福祉避難所若しくは病院等へ移送する。やむを得ず入所を継続する場合は、簡易ベッド等を用意するなどの代替措置をとるよう努める。

キ 避難所の運営状況及び運営記録の作成

避難所の市本部連絡担当責任者は、避難所の運営状況を避難所日誌に記録し、毎日午前10時までに避難所開設担当部長へ報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情があるときは、その都度必要に応じて報告する。

避難所開設担当部長は各避難所からの報告を正午までに取りまとめて本部長に報告する。

ク 避難の長期化への対応について

避難生活が長期化する場合は、基本的な生活に対応できる環境を整備する。

このため、市は、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機、畳・パーテーション（間仕切り）、仮設風呂・シャワーなどを調達する。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

ケ 避難者の健康管理について

健康福祉部長（保健班）は、避難者等の疾患予防のため、関係機関と協力して健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

- ① 健康調査の実施（要配慮者の確認・援助）
- ② 健康相談の対応
- ③ 健康教育の実施

また、エコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病予防のため、健康指導やチラシ配布を行うほか、通院患者等のため、診療可能な医療機関等の情報を収集し、広報紙等で提供する。

コ 外部支援者との連携

避難所の運営に当たっては、市社会福祉協議会や本市を応援するNPO・ボランティア団体等と連携し、避難者のニーズの把握や運営のノウハウの提供を受けるものとする。

※参考 資料編4-4 避難所運営のための様式

(3) 感染症対策

市は、八千代市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対応版）に示される新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針に基づき、消毒、換気、ごみ処理等、避難所における感染症対策に関する対応を行う。

ア 避難行動の普及

市は、平常時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。

- ① ハザードマップによる避難の要否の確認
- ② 避難時の持出品（マスク、体温計等感染対策用品）の準備
- ③ 避難所以外の避難先（親戚・知人宅、ホテル等）の確保

イ 避難所の感染防止

- ① 備蓄、訓練

市は、平常時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくとともに、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。

- ② 滞在スペースのゾーニング等

市は、一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、発熱・咳等の症状がある方、インフルエンザ等の感染症に罹患中の方、その家族等濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離を図るものとする。

洗面所、トイレなど居室以外の場所についても使用場所を固定する等、できる限り生活場

所を分離する。

③ 健康管理

市は、受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行うように指導する。

また、避難者に発熱、下痢など何かしらの感染症状が疑われた場合は別室に移す。なお、指定感染症等で特に隔離が必要な感染症が疑われた場合は直ちに救護本部へ連絡し、指示を仰ぐ。

④ 衛生確保

市は、避難所運営委員会に対して避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施するように指導する。また、実施方法をルール化し、避難者と共に行うようにする。

なお、避難者にはマスクの着用、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

⑤ 車中泊等の対策

市は、浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

3 在宅避難者等の支援

市は、在宅、車中泊、テント泊等、やむを得ない理由で避難所に滞在できない被災者に対しても、被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努める。

また、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援に努める。

特に、車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群等の予防のため、健康に関する広報活動や健康指導を実施する。

また、避難所は、各地区の在宅避難者への情報発信、物資供給等の拠点とする。

4 縮小・閉鎖の目安

被災者の精神的、肉体的疲労を軽減するため、避難所生活の長期化は極力避ける必要がある。

このため、避難所は、ライフラインの応急的復旧が完了する発災後1ヶ月以内（ただし、都市ガスを除く）を目安として、次のような手順で縮小・閉鎖するものとする。

手 順	方 法
縮小・閉鎖方針の検討、作成	(1) ライフラインの復旧、営業店舗の再開、応急仮設住宅の建設が進み、入所者が生活を再建できる環境が整った場合は、避難所の閉鎖の時期、方法、手順等について検討し閉鎖方針を作成する。 避難所の閉鎖時期は、応急仮設住宅、公営住宅の空き家等入所者の居住先がおおむね確保され、移れる時期を目安として決定する。 (2) 縮小・閉鎖方針の決定は本部長が行う。 (3) 決定に当たっては、避難所施設の管理者及び入所者で組織する避難所運営委員会等入所者との事前協議を十分に行う。

問 題 解 決	閉鎖に向けた問題点を協議し、残務整理全般について関係者と調整する。 (1) 生活困難者への配慮事項、市本部への要請事項等の集約 (2) 自立支援サービスに関する情報の提供 (3) 避難所として使用した施設が本来の機能を再開できるよう後始末し、引き渡すために必要な業務の実施手順の作成 (4) 避難所撤収後の生活再建がスムーズに行われるよう入所者への個別面談、情報・資料提供を十分に行う。
残 務 整 理	(1) 残った救援物資の整理を行い、市本部へ返却する。 (2) 避難者名簿等避難所の運営に係る記録類を整理し市本部へ返却する。 (3) 使用した施設・設備を元に戻し、清掃した上で避難所を閉鎖する。

第5 広域一時滞在

大地震により、被災した住民を市外の市町村に避難させる必要があるときは、災害対策基本法(第5章第5節)に基づき、市、県、防災関係機関が連携して、特定の市町村への一時滞在を行う。

1 広域一時滞在の要請 【本部事務局】

本市から他市町村への一時滞在を行う場合、県内又は県外に応じて、次のとおり行う。

(1) 県内他市町村への受入れ要請

ア 広域一時滞在の要請

市は、被災状況等から受入れ可能と予想される他の市町村（以下「協議先市町村」という。）に、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示して協議する。この際、事前に県へその旨を報告する。

また、協議先市町村から受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- ① 協議先市町村からの通知の内容の公示
- ② 内閣府令で定める者への通知
- ③ 県への報告

イ 広域一時滞在の解除

市は、広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

- ① 協議先市町村への通知
- ② 内閣府令で定める者への通知
- ③ 広域一時滞在中の必要がなくなった旨の公示
- ④ 県への報告

(2) 県外他市町村への要請

ア 他都道府県への受入れ協議

市は、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が必要と認める場合、県に対して他の都道府県と被災住民の受入れについて協議するよう求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災住民数その他必要な事項を示す。

イ 公共施設等への受入れ決定

市は、県から被災住民を受入れる公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- ① 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示

- ② 内閣府令で定める者への通知

ウ 県外広域一時滞在の解除

市は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

- ① 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示
- ② 内閣府令で定める者への通知
- ③ 県への報告

2 広域一時滞在の受入れ 【本部事務局 企画部 健康福祉部 教育部】

他市町村から本市へ、被災住民の一時滞在の受入要請がある場合、県内又は県外に応じて、次のとおり行う。

(1) 受入協議

市は、県内他市町村から被災住民の受入協議を受けた場合、次に例示するような理由がある場合を除き、被災住民を受入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

なお、他の都道府県の被災住民について、県から協議を受けた場合もこれに準じて行う。

ア 自らも被災していること。

イ 被災住民の受入れに必要となる施設が確保できないこと。

ウ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。

エ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。

(2) 受入れ公共施設等の確保

市は、被災住民を受入れる公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者及びその他内閣府令で定める者に通知する。

また、その内容を県に報告する。

(3) 受入れの解除

県内他市町村又は県から、広域一時滞在が不要となった旨の通知を受けたときは、当該公共施設等の管理者、その他内閣府令で定める者に通知する。

3 費用負担

要請した地方公共団体が負担する。

第6 広域避難

市長（本部長）は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

1 広域避難の要請 【本部事務局】

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

2 広域避難の受入れ 【本部事務局 健康福祉部 教育部】

他市町村又は県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

第8節 応急医療救護

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 初動医療体制	健康福祉部	習志野保健所, 市医師会, 市歯科医師会, 市薬剤師会
第2 重傷病者の搬送体制	健康福祉部, 消防部	八千代警察署, 消防団, 事業所, 自主防災組織
第3 収容医療機関の確保	健康福祉部, 消防部	市医師会
第4 医薬品・資器材の確保	健康福祉部	習志野保健所, 日本赤十字千葉県支部, 市薬剤師会

第1 初動医療体制 【健康福祉部】

1 応急医療救護本部の設置

本部長は、市内において震度6弱以上の地震が発生又は被災の状況により応急医療救護が必要と認めた場合は、東京女子医科大学附属八千代医療センター内又は本部長が指定した場所に八千代市応急医療救護本部（以下「救護本部」という。）を設置する。

救護本部が設置された場合、市医師会、市歯科医師会等医療関係団体は救護本部に参集し、必要に応じて医療救護活動及び支援活動に従事する。

救護本部は、市災害対策本部及び県災害医療本部、その他関係機関と連携し、傷病者等の発生状況、その他医療救護活動に資する事項について情報収集を行うとともに、関係機関に対し必要な情報提供を行う。また、災害医療コーディネーターを置き、応急医療救護活動が円滑に実施されるよう活動の調整を図る。

2 医療救護班の編成

(1) 医師会医療救護班

市医師会医療救護班の編成については、市医師会が別に定めるところに基づき編成し、災害の状況に応じて応急医療救護活動を実施する。

(2) 県により編成される救護班

知事は、市に災害救助法が適用されたとき及び市長からの要請に応じて、近隣市町村、県、国、その他の防災機関の応援を得て、次により救護班を編成し派遣することになっている。

ア	県が組織する救護班
イ	日本赤十字社千葉県支部の長と締結した委託契約に基づき、同支部が組織する救護班
ウ	(公社)千葉県医師会の長と締結した協定に基づき、同医師会が組織する救護班
エ	(一社)千葉県歯科医師会の長と締結した協定に基づき、同歯科医師会が組織する救護班
オ	(一社)千葉県薬剤師会の長と締結した協定に基づき、同薬剤師会が組織する救護班
カ	(一社)千葉県病院薬剤師会の長と締結した協定に基づき、同病院薬剤師会が組織する救護
キ	(公社)千葉県看護協会の長と締結した協定に基づき、同看護協会が組織する救護班
ク	(公社)千葉県柔道整復師会の長と締結した協定に基づき、同接骨師会が組織する救護班

ケ	国立病院等で組織する救護班
コ	県災害医療本部で受付・登録した医療ボランティアで組織する救護班
サ	災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム（DMA T）
シ	災害派遣精神医療チーム（D P A T）

(3) 歯科医療班

市歯科医師会長は、あらかじめ救護本部に参集する歯科医師等を定め、災害の状況に応じて歯科医療活動を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

本部長は、応急医療救護活動を行うため市医師会及び関係医療機関の協力を得て救護所を設置する。設置場所は、あらかじめ定める1次救護所（災害医療地区病院・学校）及び被害状況等を踏まえて2次救護所から選定する。設置する救護所は次のとおりとする。

なお、市に災害救助法が適用され、県による救護班が派遣された場合は、県（災害医療本部）の指示による。

1次救護所	2次救護所
ア 東京女子医科大学附属八千代医療センター	ア 保健センター
イ 島田台総合病院	イ 小学校、中学校、義務教育学校（避難所）
ウ セントマーガレット病院	ウ その他の避難場所
エ 勝田台病院	エ 公民館
オ 新八千代病院	オ 災害現場
カ 八千代台東小学校	カ その他本部長が必要と認めた場所
キ 西高津小学校	

(2) 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営実務は、市医師会の協力の下、健康福祉部長の指揮により第1救援班が行う。

なお、班編成については、災害の状況により健康福祉部長が決定する。

4 特定診療災害協力病院

救護本部は、災害時に救護活動が困難となる臨月を迎えた妊婦及び人工透析患者に対応するため、市内及び近隣の医療機関に協力を要請するものとする。協力要請する特定診療災害協力病院は次のとおりとする。

なお、人工透析を必要とする住民等に対しては、処置可能な診療機関の情報提供を行い、必要に応じて搬送支援を行う。搬送は原則として、救護所あるいは本部に集合した住民等を健康福祉部（第1救援班）又は消防部（救急隊）が、市保有車両又は調達車両により行う。

助 産	透 析
ア 東京女子医科大学附属 八千代医療センター	ア 東京女子医科大学附属 八千代医療センター
イ 市内産科医院	イ セントマーガレット病院
	ウ 長沼クリニック

5 医療救護（医療救護活動及び助産活動）

(1) 医療救護の対象者

医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

- ア 災害に起因する負傷者
- イ 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症若しくは悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
- ウ 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- エ 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

(2) 情報の収集と提供

市及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関と連携し、情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- ア 傷病者等の発生状況
- イ 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- ウ 避難所及び救護所の設置状況
- エ 医薬品及び医療資器材の需給状況
- オ 医療施設、救護所等への交通状況
- カ その他医療救護活動に資する事項

(3) 医療救護活動

医療救護は、本部長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行う。知事による救助のいとまがないときは、市長が行う。

市単独では対応困難な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

応急医療救護活動は、原則として市医師会医療救護班が救護所において、次のとおり実施する。また、災害の状況によって、被災地等を巡回し、医療救護活動を実施する。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ア 傷病者の傷害等の区分の判別(※) | イ 病院等への移送順位の決定 |
| ウ 傷病者に対する応急処置 | エ 死亡の確認 |

※ 傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、収容医療機関への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージタグ）を傷病者に装着する。

(4) 助産活動

助産活動は、原則として特定診療災害協力病院で、次のとおり実施する。

ア 助産の対象者

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした人とする。なお、被災の有無及び経済力の如何を問わない。

イ 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前及び分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

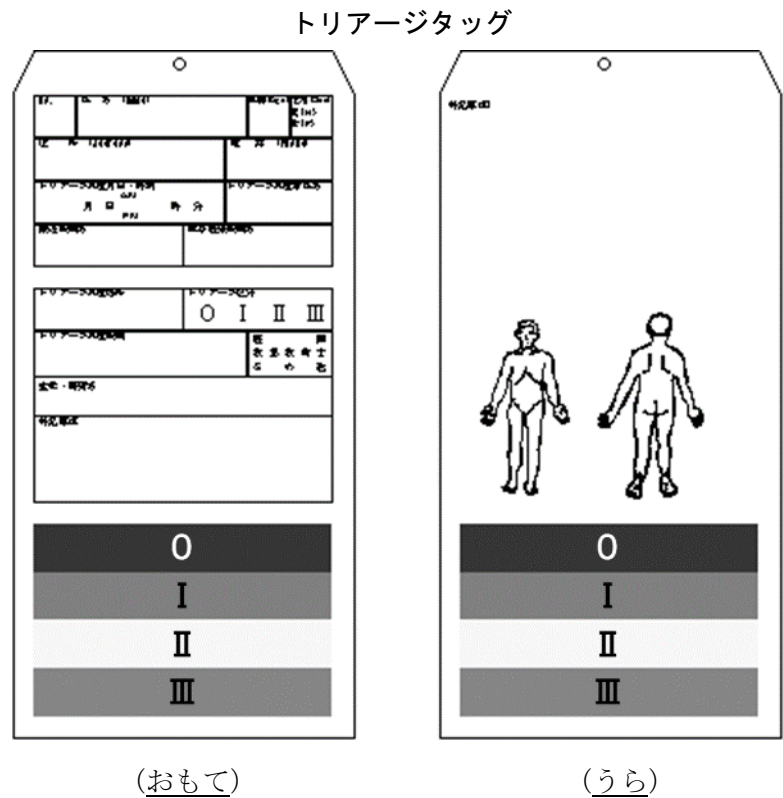
(5) 活動の実施期間

医療救護活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、おおむね災害発生の日から14日以内とし、そのうち応急医療救護活動については災害発生の日からおおむね2日間（48時間）とする。

また、助産活動を実施する期間については、分べんの日から7日以内とする。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の基準による。

(6) 経費の負担について

災害救助法によるものは県負担（限度額以内）となり、その他は市が負担する。



※参考 資料編13-2 応急医療救護に関する様式

第2 重傷病者の搬送体制

1 搬送に関する基本方針 【健康福祉部 消防部】

救護所において重症と判定される者は救護本部と調整を図り、速やかに東京女子医科大学附属八千代医療センター又は他の後方医療施設（災害拠点病院）を選定して搬送する。

2 搬送体制 【消防部】

原則として消防部が行い、被災現場から救護所までは、警察署、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得るほか、救護所から収容医療機関への搬送及び後方医療施設への第二次搬送は必要に応じて県その他関係機関の協力を得る。

また、重傷病者等の搬送方法は、救急車等の消防車両による搬送又は県のヘリコプター等による航空搬送を要請して行う。

第3 収容医療機関の確保 【健康福祉部 消防部】

1 収容医療機関の受入れ体制の確立

救護本部は、消防部と協力して、あらかじめ指定してある災害医療地区病院等の被災状況、医師等の参集状況、収容可能ベッド数を速やかに把握し、傷病者等を受け入れできる収容医療機関を確保する。

2 収容可否施設の把握

救護本部は、消防部と協力して、市内及び周辺市町村の収容医療機関の収容状況を常に把握し、関係部所等に必要な情報を随時伝達するとともに、可能な限り広範囲の収容医療機関に重傷病者が振り分けて収容されるよう指示するものとする。

3 後方医療施設の確保要請

救護本部は、入院治療を要する傷病者が多数に上り、市域内の収容医療機関において収容しきれない場合に備え、第二次搬送先収容医療機関として、県災害医療本部に対し災害拠点病院を始めとする後方医療施設の広域的な確保と受入れを要請する。

なお、災害発生時における病院、薬局等の医療機関の被災状況、患者転送の要請、医療スタッフの要請等に関する情報及び被災地外の医療機関の支援体制等の情報の収集・提供並びに計画停電等の緊急連絡事項の把握に関しては、関係機関における広域災害・救急医療情報システム等の活用を図るものとする。

第4 医薬品・資器材の確保 【健康福祉部】

1 各医療救護班の対応

医療救護活動に必要な医薬品及び資器材（以下「医療資器材等」という。）の使用・調達確保については、原則として次のとおり行う。

- (1) 市が災害医療地区病院に備蓄する医療資器材等を使用する。
- (2) 災害医療地区病院が自己に保管する医療資器材等を使用する。
- (3) 県により編成される救護班等は、原則として自己が携行した医療資器材等を使用する。

2 不足のときの調達方法

市が災害医療地区病院に備蓄又は災害医療地区病院が自己保管する医療資器材等に不足が生じた時は県災害医療本部へ要請するほか、医療資器材等取扱い業者及び各医療機関等に協力を要請して調達に努める。

3 血液製剤の確保

輸血用血液が必要な場合は、医療機関が日赤県支部（県赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給、若しくは隣接都県等に協力要請を依頼する。

また、災害対策本部を通じて、企画部（情報配信・記録班）に対して、市民の献血の呼び掛けを

要請する。

第9節 要配慮者等の安全確保対策

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 在宅要配慮者への対応	健康福祉部, 子ども部, 企画部, 各部	県, 市社会福祉協議会, 各施設管理者
第2 社会福祉施設入所者への対応	健康福祉部	県, 市社会福祉協議会, 各施設管理者
第3 外国人に対する対応	企画部	京成電鉄(株), 東葉高速鉄道(株), 市国際交流協会

第1 在宅要配慮者への対応

健康福祉部長（第1 救援班）は、災害発生時に避難行動要支援者名簿等を活用して在宅の避難行動要支援者の状況を把握し、「八千代市災害時要配慮者支援基本計画」（令和5年4月）等に基づき、安否確認・災害時の避難誘導を始め、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難・安全確保対策 【健康福祉部 子ども部 総務部 各部】

(1) 安否確認

各部の担当班は、自治会・自主防災組織・福祉関係団体等と協力し、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安否及び移送の要否等について確認を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導に当たっては、国が作成した「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（内閣府 令和3年5月）及び県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 令和6年3月）に基づき、次の事項に留意して行う。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者に依頼して避難者の補助・誘導を行う。
 - イ 危険な場所には、表示やロープの設置、その他状況により誘導員を配置する。
 - ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全確保に努める。
 - エ 収容先での救助物資の配給等を考慮し、可能な限り自治会等の単位で集団となるよう依頼する。
 - オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿等の活用や個別避難計画等に基づく避難支援等関係者による避難誘導及び支援を基本とし、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行う。また、市職員及び自主防災組織の会員等の協力による避難確認を行う。
- なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意が無い避難行動要支援者名簿等についても必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

2 避難所における援護 【健康福祉部 子ども部】

健康福祉部長（第1救援班）及び子ども部（第2救援班）は、避難所担当部と協力し、高齢者や障害者等の要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所に収容した要配慮者の援護措置を行う。

(1) 避難所における援護対策

避難所運営委員会等と協力して次のような対策を行う。

ケアニーズの把握	ア 必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 イ その他介護に必要な状況
バリアフリー等	ア 踏み板等、段差の解消 イ 簡易ベッド、パーティション（間仕切り）等の設置 ウ 可能な限り少人数の部屋の確保 エ トイレの配慮（避難所事務所になるべく近い場所に設置する。）

(2) 広報活動への配慮

視聴覚障害者に配慮した伝達手段で行う。

(3) 巡回サービス等の実施

要配慮者の健康状態等を把握するため、医師や保健班による巡回を行い、要配慮者等の健康状態を把握し、必要に応じて、第1救援班及び第2救援班と要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。

また、ヘルパー、ボランティア等による相談、介助等の実施に努める。

(4) 避難所から福祉避難所等への移送

要配慮者の特性、障害、健康状態等を踏まえ、一般の避難所での生活が困難な者を福祉避難所等へ移送する。

このため、個々の要配慮者の移送支援に必要な手段を把握し、関係各部、福祉避難所予定施設の管理者、福祉関係団体及び県等と連携して、必要な移送手段を確保する。

また、避難所運営委員会や自主防災組織等に、移送支援の協力を呼び掛ける。

(5) DWATの要請

避難所の高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県に要請する。

3 福祉避難所の設置 【健康福祉部】

健康福祉部長（第1救援班）は、一般の避難所での生活が困難な要配慮者の状況等を踏まえて、福祉避難所、移送手段、その他必要な体制等を確保する。

福祉避難所は、災害協定を締結している特別支援学校、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターなど社会福祉施設等から確保する。設置・運営に当たっては、「福祉避難所設置運営マニュアル」（令和2年3月）を参考とする。

4 被災した要配慮者等の生活の確保 【健康福祉部】

応急仮設住宅への入居については、要配慮者を優先するよう努めるとともに、高齢者・障害者等

に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）を確保するよう努める。

また、健康福祉部長（保健班）は、県と連携し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等の専門家による相談等の事業を行う。

第2 社会福祉施設入所者への対応 【健康福祉部】

健康福祉部長（第1救援班）は、社会福祉施設において入所者の安全を確保し、施設における生活の維持と復旧を図る。また、避難所等からの要配慮者の受入れ要請に対し、可能な限り社会福祉施設に受入れるよう調整に努める。

1 地震発生時の安全確保

社会福祉施設では、直ちに入所者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

2 施設における生活の確保

地震によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった旨の救援要請が施設管理者等からあった場合、健康福祉部は、必要とする品目、数量等を確認の上、本部に供給を要請する。

※参考 資料編6-1 要配慮者利用施設一覧表

第3 外国人に対する対応 【企画部】

企画部長は、市内に居住、又は滞在中の外国人に対して、鉄道駅等施設管理者、市国際交流協会の協力による広報等を行い、安全の確保、不安の解消に努める。

1 外国人への広報

市国際交流協会等の協力を得るなどして、外国語の広報紙を作成し、地震情報、安否情報、被災情報等を提供するとともに、ボランティア等の協力により災害時の広報を行う。

2 外国人への各種支援

市は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 令和6年3月）を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

また、市国際交流協会並びに県、県国際交流協会等の協力を得るなどして、外国語の通訳・翻訳ができるボランティアを確保し、外国人に対する情報提供等の支援を実施する。

第10節 緊急輸送対策

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 緊急輸送ネットワークの確保	本部事務局，都市整備部，経済環境部，教育部，消防部	千葉国道事務所，千葉土木事務所，八千代警察署，八千代市建設連合会，民間物流業者等
第2 輸送車両等の確保	財務部，経済環境部，各部	県，葛南地域振興事務所，八千代警察署，民間輸送業者，石油等販売業組合等
第3 緊急輸送の実施	財務部	—

第1 緊急輸送ネットワークの確保

1 緊急輸送道路の確保 【都市整備部】

(1) 道路の確保順位

都市整備部長は，地震後の緊急輸送活動を円滑に実施するため，緊急輸送道路を次のとおり確保する。

ア 本部長の指示に基づき，八千代市建設連合会の協力を得て，市指定の路線から順次確保する。

イ 指定の路線を確保することが困難な場合，若しくは応急対策上重要な未指定の路線がある場合は，必要に応じその他の路線を本部長が指定し，確保する。

ウ 県指定の路線（国道含む）については，県又は国がそれぞれ所管する路線の確保にあたるが，市が災害対策実施上の必要から県の指定路線を啓開作業する場合は，県（千葉土木事務所）又は国（千葉国道事務所）に対してその旨を通知する。

(2) 道路確保作業の内容

市，県及び国は，それぞれが所管する路線について，相互に連携を密にしながら，被害の状況に応じて優先順位を定めて緊急啓開作業を行う。

緊急啓開作業の実施内容は，原則として，2車線の車両用走行帯を確保できるように落下物，倒壊物などによって生じた路上障害物を除去し，自動車走行に支障のない程度に陥没，亀裂等の舗装破損の応急復旧を行う。

なお，被害の規模，状況によっては各関係機関と連携し，本部長は，自衛隊に支援を要請する。

(3) 八千代警察署の任務

八千代警察署は，交通確保の観点から交通の障害となっている倒壊家屋，垂れ下がっている電線等の障害物の除去について，各道路管理者及び関係機関に連絡して，復旧の促進を図るとともに，これに協力する。

※参考 資料編8－2 緊急輸送道路網図

2 物資の配送体制の確保 【教育部 経済環境部】

(1) 集積場所・輸送拠点の確保

教育部長及び経済環境部長は，本部長の指示があったとき又は災害発生によりその必要があると認めたとき，次の施設から適当な施設をそれぞれ物資の集積場所及び輸送拠点として確保し，受入れのために複数の職員を配置する。

物資供給班は、部長の指示に基づき、調達した物資等や他県・市町村からの救援物資を受入れ、第3収容班が保管し、さらに各地区へ配布するための仕分け等を行うため、必要な措置を講ずる。
また、学校班も第3収容班に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

区 分		設置場所名称	所 在 地	備 考
集 積 場 所		市 民 体 育 館	萱田1220	市役所・八千代警察署近接
		市 民 会 館	萱田町728	市役所・八千代警察署近接
		市民ギャラリー	村上2510	市役所・八千代警察署近接
輸 送 拠 点	北東部方面	旧米本南小学校	米本2301	米本支所近接
	北西部方面	睦 中 学 校	島田台756	睦連絡所隣接
	中東部方面	村 上 東 小 学 校	村上1113-1	村上支所近接
	中西部方面	高 津 小 学 校	高津738-6	高津連絡所近接
	南東部方面	勝 田 台 小 学 校	勝田台2-14	勝田台支所近接
	南西部方面	八千代台小学校	八千代台西1-8	八千代台支所近接

(2) 民間物流事業者への委託

教育部及び経済環境部は、被災者へ物資を大量に供給する必要がある場合、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、民間物流事業者の施設の活用、物資の受入、仕分作業及び避難所への配送を災害協定を締結している事業者に委託するなど、物流専門家（民間物流事業者）が参画する体制を構築する。

3 緊急離着陸場の開設 【本部事務局 消防部】

(1) 開設の決定

緊急離着陸場の開設の決定は、県からの指示、又は本部長の指示によるものとする。

本部事務局長は、本部長からの開設の指示に備えて、緊急離着陸場の予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておくものとする。

(2) 開設の方法

緊急離着陸場の開設は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援に関する事前計画」に準じて行う。

また、必要に応じて消防部に協力を要請する。

第2 輸送車両等の確保

1 車両等の調達

(1) 市保有車両の把握 【財務部】

財務部長（資産管理班）は、災害発生後、必要に応じて、輸送活動に使用可能な市保有車両の状況について把握し、本部長に報告する。

(2) 借上げの準備 【経済環境部】

市保有車両では対応困難な場合や、特殊車両を要する場合は、市内の輸送業者等からの借上げにより、迅速な対応を図る。経済環境部長は、災害の状況により必要と認める場合は、輸送業者等からの借上げを行う。

なお、あらかじめ輸送業者等と協定し、調達可能台数を把握しておくものとする。

ア 車両の把握、待機

協定する各輸送業者等は、市からの要請があった場合、供給可能な車両を把握し、各事業所に待機させるとともに、経済環境部長に報告する。

イ 借上げ料金

市と当該輸送業者等との通常の契約料金による。

(3) 燃料の調達 【財務部】

財務部長（資産管理班）は、市保有車両及び借上げ車両の全てに必要な燃料の調達を行う。調達は、市内の供給業者又は石油等販売業組合等の関係機関に供給を要請する。

2 配車計画 【財務部】

(1) 輸送対象の優先順位

輸送は、次の項目について行うが、車両の配車、運用に当たっての基本的な優先順位は、おおむね次の順とする。

- | | |
|---|---------------------------|
| ア | り災害の避難のための対策要員及びり災害の輸送 |
| イ | 医療救護における対策要員、資器材及びり災害の輸送 |
| ウ | り災害救出のための対策要員、資器材及びり災害の輸送 |
| エ | 公共施設の応急復旧のための人員及び資器材の輸送 |
| オ | 飲料水の供給のための輸送 |
| カ | 救助物資の輸送 |
| キ | 遺体の搜索及び処理のための輸送 |
| ク | 埋葬のための輸送 |
| ケ | その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送 |

(2) 配車手続等

- ア 財務部長（資産管理班）は、本部長の指示に基づき、各部で所有する車両及び応援派遣された車両について、総合的に調整し配分する。
- イ 財務部長（資産管理班）は、災害の状況に応じて、必要とする車両の一元的管理のため、各部及び市内の輸送関係業者等に対し、車両の待機と状況報告を要請する。
- ウ 車両の運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各部が要員を確保する。
- エ 防災関係機関から車両派遣の要請があったときは、待機車両の活用等により可能な限り協力する。

3 緊急通行車両の確認 【財務部】

(1) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法施行令第32条の2に定める災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両とする。

- | | |
|---|--------------------------|
| ア | 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの |
| イ | 消防、水防その他の応急措置に関するもの |
| ウ | 被災地の救護、救助、その他の保護に関するもの |
| エ | 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの |

オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
 カ 清掃，防疫その他の保健衛生に関するもの
 キ 犯罪の予防，交通規制，その他の災害地における社会秩序維持に関するもの
 ク 緊急輸送の確保に関するもの
 ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの
 ※上記は，災害対策基本法第50条による「災害応急対策」の定義

(2) 確認手続等

本章・第6節・第2・2「緊急通行車両等」(震災-3-62 参照)による。

4 車両以外の輸送手段 【財務部】

道路・橋梁等の損壊等により車両による輸送が困難な場合，又は著しく緊急を要する場合等，財務部長（資産管理班）は被災状況に応じた輸送計画を作成し，次の輸送手段を確保して輸送する。

- (1) 航空機（自衛隊・千葉県消防局等のヘリコプター）による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) 舟艇（ボート）による輸送

第3 緊急輸送の実施 【財務部】

車両による輸送は，使用する部が要員等を確保し行うが，部が複数にわたる場合等は，財務部が実施する。

また，財務部が行う緊急輸送に必要な人員は，資産管理班の職員をもって充てるが，部内の職員をもってなお人員に不足がある場合は，財務部長を通じて本部長に応援職員の割当を求めるものとする。

第11節 液状化等によるライフライン施設の応急対策

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 水道施設	上下水道部，本部事務局，企画部	県企業局，他水道事業者
第2 下水道施設	上下水道部，本部事務局，企画部	県
第3 電気施設	本部事務局，企画部	東京電力パワーグリッド(株)
第4 都市ガス等施設	本部事務局，企画部	東京ガス(株)，東京ガスネットワーク(株)，大多喜ガス(株)，日本瓦斯(株)
第5 通信施設等	本部事務局，企画部	東日本電信電話(株)，(株)NTTドコモ，KDDI(株)，ソフトバンク(株)，楽天モバイル(株)，日本郵便(株)，各放送機関

道路と生活インフラの一体的な復旧のため，道路管理者とライフライン事業者の連携体制を確保してインフラ復旧を進める。

第1 水道施設 【上下水道部 本部事務局 企画部】

上下水道部は，震災時において飲料水及び生活水の確保を図るとともに，二次災害の防止に努め，迅速な応急復旧を行う。

なお，上下水道部のみでは対応困難な場合は，「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき，県内水道事業者等の応援を得て，復旧を行う。

1 応急対策

(1) 震災応急活動体制の確立

上下水道部長は，災害発生時及び災害発生のおそれがある場合には，上下水道部内に震災応急活動体制を指令し，本部と密接な連絡を保ちながら応急活動に対処する。

(2) 応急活動

地震により水道施設が被災し，機能が停止した場合，復旧班は，緊急止水をした上で機能回復作業を行う。

なお，被害が軽微な場合には，火災発生地域に対して消火用水を供給する必要があるため，その地域への通水を継続する。

2 復旧対策

(1) 復旧工事

施設の被害状況を的確に把握して，早期復旧を図り，発災から最大4週間以内を目途に平常給水が行えるよう，応急復旧体制を確立し，復旧工事を行う。

復旧に当たっては，道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整の上作業を行うが，工事の優先順位は，次のとおりとする。

ア 取水，導水，浄水施設の復旧を優先する。

イ 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

ウ 液状化等により漏水箇所の特定が困難な場合は、速やかに漏水調査機器等を使用する。

(2) 資機材の確保

応急復旧は、市が備蓄する資機材及び車両により行うこととするが、不足する場合は、災害時応援協定を締結している関係団体に速やかに要請し、復旧に必要な管類等の資機材を確保する。

(3) 広報対策

発災後の広域的な広報は、本部を通じ、企画部長（情報配信・記録班）に実施を要請する。広報の時期については、地震発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせてその都度決定する。

第2 下水道施設 【上下水道部 本部事務局 企画部】

上下水道部は、地震により下水道施設が被災した場合、被害状況を把握し、迅速に下水道施設の応急復旧に努める。

なお、市のみで対応できない場合は、県等による応援を得て復旧を行う。

1 応急対策

(1) 震災応急活動体制の確立

上下水道部長は、管轄する下水道施設に地震災害の発生するおそれのある場合には、上下水道部内に震災応急活動体制を指令し、本部と密接な連絡を保ちながら応急活動に対処する。

(2) 応急活動

地震が発生した場合は、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急活動を行う。

2 復旧対策

(1) 復旧工事

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアルに基づき調査を行うとともに、応急復旧対応の内容（専門技術を持つ人の活用等）を決定し、復旧工事を実施する。

(2) 資機材の確保

応急復旧は、市が備蓄する資機材及び車両により行う。災害の規模により多くの資機材若しくは車両を必要とする場合は、指定工事店等所有の資機材等の緊急調達を行う。

なお、不足する場合の資機材等の調達は、県に備蓄品の提供若しくは関係団体等からの調達協力を要請する。

(3) 広報対策

発災後の広域的な広報は、本部を通じ、企画部長（情報配信・記録班）に実施を要請する。広報の時期については、地震発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせてその都度決定する。

第3 電力施設 【本部事務局 企画部】

1 応急活動態勢の確立

地震災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害対策本部・支部を千葉総支社

に設置し、災害復旧対応にあたる。
また、東京電力パワーグリッド㈱は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

2 応急復旧対策

- (1) 被害状況の早期把握
復旧計画樹立のため、被害状況の早期把握に努める。
- (2) 復旧の順位
各設備の復旧順位は原則として次によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものから行う。

送電設備	ア 全回線送電不能の主要線路 ウ 1回線送電不能の重要線路	イ 全回線送電不能のその他の線路 エ 1回線送電不能のその他の線路
変電設備	ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 イ 都心部に送電する系統の送電用変電所 ウ 重要施設に供給する配電用変電所	
通信設備	ア 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線 ウ 業務用回線	イ 保守用回線
配電設備	病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。	

- (3) その他の対策
電気による二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、自治体・消防・警察・報道機関等へ被害地域における電力供給状況、復旧見通し等を逐次速やかに連絡する。

第4 都市ガス等施設 【本部事務局 企画部】

各都市ガス等事業者は、地震によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、安全確認の上、ライフライン施設としての機能を維持するよう努める。

1 非常災害体制の確立

地震等の非常災害が発生したとき、各都市ガス等事業者は、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、本市を所管する支社・営業所を始め各事業所内に支部（非常災害対策組織）を編成し、全社的な応急活動体制を確立し対応する。

2 応急対策及び応急復旧対策

- (1) 都市ガス施設
- ア 緊急遮断及び減圧措置
供給監視センター及び工場コントロールセンターにおいて工場、供給所、整圧所等の被害状況を把握し、必要に応じ、工場ホルダー及び原材料貯槽の出入弁の遮断、圧送計画の変更及び送出弁の遮断、被害地区のバルブ遮断等の措置をとる。
- イ 復旧の順序等
復旧の順序は被害の軽微な地区から供給を開始することを原則とする。

(2) **コミュニティガス事業施設**

ア 緊急遮断及び減圧措置

被害状況を把握し、必要に応じ、特定製造所における送出弁の遮断、被害地区のバルブ遮断の措置をとる。

イ 復旧の順序等

復旧の順序は被害の軽微な地区から供給を開始することを原則とする。

3 再供給時の事故防止措置

(1) **供給施設の点検**

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため、地区ガバナーの閉止の確認、中圧ラインの漏えいの有無のチェック、低圧本支管の有無のチェック等の点検措置を行う。

(2) **需要家設備の点検**

各戸の内管検査及びガスメーターの戸別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロックごとに供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止等のため、テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請するほか、市へ広報を要請するなど、あらゆる手段を尽くして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

第5 通信施設等 【本部事務局 企画部】

通信施設が被災した場合、緊急連絡機能が損なわれるほか、輻輳等により被災者の安否確認や防災関係機関への通報及び連絡等が不可能になる。また、長期にわたって不通となると、被災者の不安や社会的混乱を招くことから、災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置等を含め迅速な応急復旧対策を行う。

1 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモの応急復旧対策

東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモは、地震災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、通信施設の応急対策が実施できる体制をとる。

(1) **震災時の活動体制**

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。この場合、県、市及び各防災機関と緊密な連携を図る。

イ 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

(2) **災害時の応急措置**

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりする場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

ア	通信の利用制限
イ	災害時優先電話，警察・消防緊急通報回線の確保
ウ	無線設備の使用
エ	災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
オ	非常用可搬型電話局装置の設置
カ	臨時電報，電話受付所の開設
キ	回線の応急復旧
ク	災害用伝言ダイヤル「171」，災害用伝言板「web171」の運用

(3) 復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧は，あらかじめ定められた次の順位に従って実施する。

順 位	重要通信を確保する対象機関（契約約款に基づく）
第 1 順 位	気象機関，水防機関，消防機関，災害救助機関，警察機関，防衛機関，輸送の確保に直接関係のある機関，通信の確保に直接関係のある機関，電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 2 順 位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関，選挙管理機関，預貯金業務を行う金融機関，新聞社，通信社，放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順 位	第1順位，第2順位に該当しないもの

(4) 災害時の広報

震災により通信が途絶又は利用の制限を行ったときは，広報車，テレビ，ラジオ等によって，通信途絶，利用制限の理由と内容，災害復旧措置と復旧見込時期，通信利用者に協力を要請する事項について，利用者に通知する。

2 KDDI(株)の応急復旧対策

(1) 震災時の活動体制

KDDI(株)は，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し，現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

(2) 災害時の応急措置

災害発生時には，局舎の点検を実施するとともに，基地局の停電対策のため，移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い，必要な通信を確保するとともに，市民を対象に「災害伝言板サービス等」による安否情報の伝達に協力する。

3 ソフトバンク(株)の応急復旧対策

(1) 震災時の活動体制

ソフトバンク(株)では，災害が発生し，又は発生するおそれがある場合には，その状況に応じた対策組織を設置し，各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

(2) 災害時の応急措置

災害発生時には，通信設備の点検及び通信の確保並びに早期復旧に必要となる緊急保全車両の

出動を準備し、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、市民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

4 楽天モバイル㈱の応急復旧対策

(1) 震災時の活動体制

楽天モバイル㈱では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じる。

(2) 災害時の応急措置

災害発生時には、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

5 郵便等の応急復旧対策

郵便局における応急復旧対策及び被災者への援護対策は、次のとおりである。

(1) 郵便事業

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

(2) 窓口業務

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

また、災害特別事務取扱いを実施するほか、㈱ゆうちょ銀行の非常払及び㈱かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取り扱う。

6 放送機関の応急復旧対策

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市の要請による防災情報の伝達にあたる。

第12節 生活救援対策

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 飲料水の供給	上下水道部，総務部	北千葉広域水道企業団，県企業局，他水道事業体
第2 食品の供給	経済環境部，教育部	県，自主防災組織
第3 生活必需品の供給	経済環境部	県，自主防災組織
第4 生活再建支援金の支給・貸付	健康福祉部	県，市社会福祉協議会，習志野保健所
第5 各種証明書の発行	総務部，財務部，消防部	—
第6 被災者台帳の作成・活用	健康福祉部，各部	—
第7 災害相談の実施	総務部	ライフライン関係機関

第1 飲料水の供給 【上下水道部 総務部】

1 補給給水源の確保

(1) 市所管施設

大規模地震が発生した場合，上下水道部は，北千葉広域水道企業団と情報連絡を密にし，速やかに浄水場の配水池に貯留を図るとともに，市内深井戸からの地下水源を活用し，応急給水用の水を確保する。

(2) 受水槽・プール等

総務部は被害の状況により，関係各部・機関に協力を要請し，小学校，中学校，義務教育学校のプール，受水槽，会社・工場等が所有する井戸及びその他利用可能なものを補給給水源として利用する。

この場合，機械的処理（ろ水機等），薬剤投入，煮沸消毒等を施すなど安全性に特に留意する。

2 需要の把握（被害状況の把握）

災害が発生し，給水機能が停止すると判断されるときは，上下水道部長は，本部事務局と密に連絡して，速やかに被害状況の把握に努め，応急給水の実施が必要な地域，給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を実施する。

市内の全域の状況を把握した際には，次の事項について，併せて本部長へ報告するものとする。

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 断水区域，世帯，人口 | (2) 復旧の見込み |
| (3) 給水班編成状況及び必要見込み | (4) 応急給水開始時期 |
| (5) 給水所（拠点）の設置（予定）場所 | |

3 給水所（拠点）の設定

(1) 設定

市内各浄・給水場の配水池等を補給給水源とし，給水車等により浄水を給水所まで輸送する拠

点給水方式で行うものとする。給水所（拠点）の設定は、上下水道部長が行うが、原則として、避難場所を単位として行う。

(2) 周知・広報

給水所を設定したときは、給水所及びその周辺に「給水所」と大書した掲示物を表示するほか、本部を通じて企画部長（情報配信・記録班）に対象地区の被災住民への広報活動を要請する。

また、被災地区の自主防災組織若しくは代表となる住民に協力を求め、給水に関する市民からの問合せ、要望等については、できる限り代表者に取りまとめを依頼するものとする。

4 応急給水用資機材の確保

応急給水活動は、上下水道部及び災害時緊急応援に関する協定締結団体等が保有する車両及び資機材を使用する。

なお、不足車両及び資機材等の調達は、県企業局、近隣市町村その他の地方公共団体、自衛隊等に応援を求める。

5 応急給水の実施

(1) 給水基準

基本給水量を1人1日3ℓとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、必要以上の容器を持参し、規定を上回る給水を求める市民に対しては、生命維持に最低限必要な摂取量を充分説明し、協力を求めるものとする。

なお、目標給水量は次のとおりとする。

時 期	目標給水量(人／日)	主な用途
地震発生～3日	3リットル	飲料（生命維持に最小限必要）
～10日	20リットル	飲料，水洗トイレ，洗面等 （日周期の生活に最小限必要）
～21日	100リットル	飲料，水洗トイレ，洗面，風呂，シャワー， 炊事等（数日周期の生活に最小限必要）
～28日	被災前の給水量 （約250リットル）	ほぼ通常の生活 （若干の制約はある）

（財）水道技術研究センターによる。

(2) 車両輸送による給水

ア 給水所（拠点）への搬送

飲料水等の給水所（拠点）への搬送に必要な車両・機材は、上下水道部の給水タンク車、トラック並びに備蓄する給水タンク、補助タンク、非常用給水袋や他部からの応援流用したものを使用する。なお、不足する場合は、給水のための容器を調達し、一般車両をもって行う。

イ 給水所（拠点）での給水

給水所では、地区の消防団、自主防災組織等の協力を得て市民が自ら持参した容器に給水する。

なお、自ら容器を確保できない市民に配慮し、近隣住民、自主防災組織等に対して、援助・相互融通を要請する。

また、極端に容器が不足する地区については、市が備蓄するポリタンク等を、自主防災組織等を通じて貸与する。

ウ 医療機関・福祉施設等への給水

病院，診療所，重症心身障害児者施設，特別養護老人ホーム等の福祉施設へは，緊急な要請があった場合，車両等により給水を行う。

(3) 仮設給水栓設置による給水

断水地区の状況や水道施設の復旧状況によって，消火栓の活用や応急仮配管による応急給水を実施する。

ア 消火栓を活用した応急給水

応急給水に活用できる消火栓がある場合は，必要に応じて臨時給水栓を接続して，応急給水を行う。

イ 応急仮配管による応急給水

復旧が長時間を要すると予想される断水地区や，多量の水を必要とする大規模な医療機関等の断水に対しては，復旧状況に応じて仮配管を行い，臨時給水栓を設置して，応急給水を行う。

臨時給水栓の設置場所は，関係機関と協議し，最も有効に活用できる地点を選定するよう努める。

第2 食品の供給

1 食品の供給実施の決定 【経済環境部】

(1) 供給実施の決定

本部長は，災害により避難所に避難した者，又は食品の調達や調理のための手段を失った者が，ある程度の人数の規模で発生し，相当程度の期間，その状態が継続すると判断した場合に，食品の供給の実施を決定する。

なお，市単独では対応困難な場合は，近隣市町村，県，国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供給対象者

食品の供給の実施の対象者は，次のとおりとする。

ア 避難所に避難した者

イ 住家の被害が全焼，全壊，流失，半焼，半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者

ウ 住家に被害を受け，一時縁故先等へ避難する者

エ 旅行者・滞在者・通勤通学者で他に食品を得る手段のない者

(3) 食品供給の内容

市が備蓄する長期保存食及び調達による米穀，食パン，弁当等の主食のほか，必要に応じて，スーパーマーケット等から梅干し，佃煮等の副食を調達する。また乳児に対しては，原則として，粉ミルク販売業者等から液体ミルクを調達する。

その他，食物アレルギーの患者等に配慮して調達するものとする。

2 需要の把握（被害状況の把握） 【経済環境部】

応急食品の必要数の把握は，関係各部等が次により実施したものを総括して行う。

(1) 避難所については，収容班がそれぞれ担当の避難所において把握したものを集計の上報告する。

- (2) 在宅避難者については、本人の申し出やその他の関係各部、関係機関、自治会長及び自主防災組織等の住民組織の協力を得て把握する。
- (3) 必要量の把握に当たっては、高齢者向け及びアレルギー等への配慮が必要な者向けの数量を合わせて把握するよう努める。

3 食品の確保 【経済環境部】

(1) 市の食品確保体制

食品の確保は、経済環境部長が本部長の指示に基づき、次のとおり行う。

ア 災害発生第1日目～第3日目の配給食料は、市の備蓄食品を使用する。

イ 弁当、梅干し、佃煮等の副食、調整粉乳については市内関係業者及び市薬剤師会、薬局等の粉ミルク販売取扱業者からそれぞれ緊急調達する。

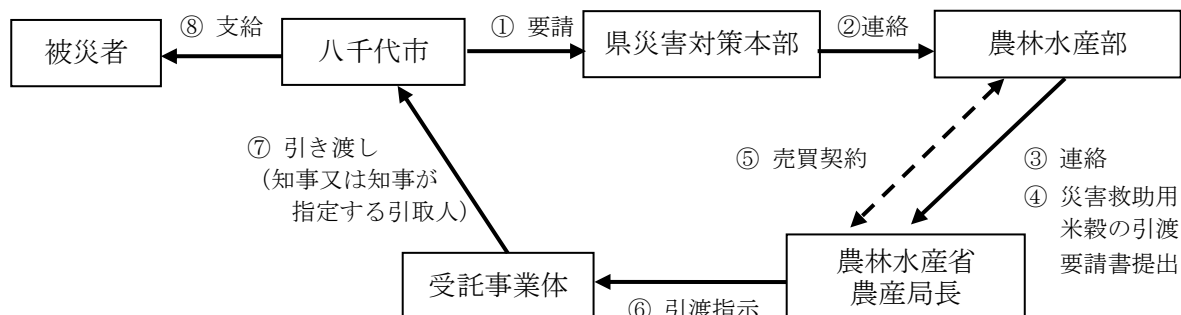
(2) 政府所有米穀の調達

本部長は、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省農産局長に対して、政府所有米穀の緊急の引渡しを要請を行うものとする。

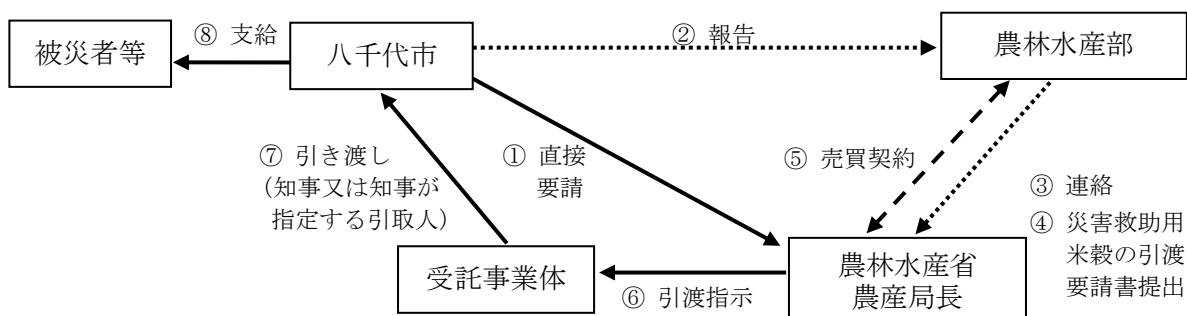
また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づいて、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を県に連絡する。

上記による政府所有米穀の受渡し系統図は、次のとおりである。

ア 市からの要請を受け、県が要請する場合



イ 市が直接要請する場合



4 食品供給活動の実施

(1) 食品の輸送 【経済環境部】

食品供給に関する全ての輸送業務は物資供給班が行う。

経済環境部長は、市において調達した食品及び県から支給を受けた食品を指定の集積場所に集

め、車両をもって、精米工場、給食センターを経由し、避難所等の給食地へ輸送するなど食品の輸送業務が効率的に行われるよう総括する。

(2) 食品の配送体制 【経済環境部 教育部】

食品の集積場所（保管場所）等は、本章・第10節・第1・2「物資の配送体制の確保」（震災-3-90～91 参照）による。

(3) 食品の供給

ア 供給食品 【経済環境部】

災害発生第1日目～第3日目（最大6食）は、長期保存食等、市が備蓄している非常食料とする。また第4日目以降は、米飯の炊き出し又は弁当・食パン等により行う。なお、乳幼児（1才半未満）に対しては、調整粉乳とする。

イ 供給基準 【経済環境部】

- ① 長期保存食 1食あたりクッキー3枚、副食30g
- ② 米穀 1食あたり精米200g以内
- ③ 食パン 1日あたり200g（約半斤）以内
- ④ 調整粉乳 乳幼児1日あたり150g以内

ウ 炊き出しの実施 【教育部】

炊き出しは、市の給食センターを利用し教育部（給食センター）が行うが、必要に応じて、八千代市赤十字奉仕団、自主防災組織、その他の防災ボランティア及び災害協定を締結している民間業者等に協力を依頼する。

エ 供給活動を実施する範囲 【教育部】

供給活動を実施する範囲は、各学校の学区内を基準とするが、災害の実情により教育部が調整する。

第3 生活必需品の供給

1 供給実施の決定 【経済環境部】

(1) 供給実施の決定

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長は、必要と認めたときは、生活必需品供給の実施を決定する。

なお、市単独では対応困難な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 供給対象者

災害対策活動従事者を除き、本章・第12節・第2「食品の供給」（震災-3-102～104 参照）の規定を準用し、生活必需品を喪失し、日常生活が困難な者とする。

(3) 応急給付の内容

生活必需品の給付品目は、次の範囲内で行うものとする。

ア	寝具	…	就寝に必要な最小限度の毛布等
イ	外衣	…	普通衣の作業衣，婦人服，子供服等
ウ	肌着	…	シャツ，ズボン下，パンツ等
エ	身回り品	…	タオル，手拭い，運動靴，傘等
オ	炊事用具	…	鍋，釜，包丁，コンロ，バケツ等
カ	日用品	…	石けん，ちり紙，歯ブラシ，歯みがき剤等
キ	光熱材料	…	マッチ，ロウソク，灯油等

2 需要の把握（被害状況の把握） 【経済環境部】

災害対策活動従事者を除き，本章・第12節・第2「食品の供給」（震災-3-102～104 参照）による。

3 生活必需品の確保 【経済環境部】

経済環境部長は，本部長の指示に基づき，迅速に市内又は市外の業者から調達するが，市の調達量に不足が生じたとき，又は調達が困難なときは県に備蓄物資の融通等を要請するものとする。

4 供給活動の実施 【経済環境部】

(1) 配分計画等の策定

経済環境部長は，救助物資の輸送及び配分計画をたて，これにより被災地区等への迅速な輸送及び供給を行う。

(2) 生活必需品の配送体制

本章・第10節・第1・2「物資の配送体制の確保」（震災-3-90～91 参照）による。

(3) 生活必需品の供給基準

1人あたりの費用は，災害救助法の基準の範囲内で行う。

第4 生活再建支援金等の支給・貸付 【健康福祉部】

1 対策実施上の基本指針

生活再建支援金等の支給・貸付に当たっては，次を基本指針とする。

- (1) 緊急を要する応急対策の完了後に生活再建支援資金の支給又は貸付メニューをまとめ，義援金の配分も含めた実施スケジュールを可能な限り迅速に作成する。
- (2) 避難所開設期間中に申請受付及び給付実施等を行えるよう，国・県・関係機関・協力団体等と連携・協力し，業務量の平準化と受給手続の簡略化に努める。
- (3) 必要に応じて，被災者台帳を作成・活用し，支給対象者の申請状況等を把握し，支援漏れの防止を図る。
- (4) 「広報やちよ災害復旧速報版」等を通じて，十分な事前広報を実施する。また，地区連絡所，避難所となる小学校，中学校，義務教育学校を申請書類・資料供給拠点とし，避難所入所者の速やかな自立・生活再建の支援に努める。

2 生活再建支援金等の概要

(1) 被災者生活再建支援金

災害救助法が適用された自然災害等により、その生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難な世帯に対し、自立した生活の開始を支援することを目的として都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。対象となる災害、支給対象者、支給対象経費、支給限度額等は、被災者生活再建支援法、同施行令等による。

ア 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

イ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3／4の額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額（全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額（中規模半壊）	100万円	50万円	25万

(2) 千葉県被災者生活再建支援事業

県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにもかかわらず、国の被災者生活再建支援金の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。本事業の実施主体は市とし（県から市への補助方式：補助率8/10）、支援金の支給額は国の被災者生活再建支援金と同等とする。

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金

災害救助法が適用された災害等により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を、身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

対象となる災害、支給（貸し付け）対象者、支給（貸し付け）限度額、支給（貸し付け）条件等は、災害弔慰金の支給等に関する法律、同施行令、千葉県市町村総合事務組合規約による。

(4) 生活福祉資金

災害救助法の適用に至らない災害によって被災した低所得者に対して、速やかな自力更正を促すため、民生委員等の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸し付けを行う。なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸し付け対象となる世帯は、原則としてこ

の資金の貸し付け対象とならない。

対象となる災害、貸付対象者、貸付限度額、貸付条件等は、生活福祉資金貸付制度要綱等による。

※参考 資料編 15-2 各種生活再建支援制度の概要

(5) 見舞金の交付

災害救助法が適用されない災害等により、市民又は住家が被災した場合に、被災者又はその遺族に対して、市が見舞金を交付する。

支給対象者、支給限度額等は、八千代市災害見舞金等交付要綱による。

※参考 資料編 15-1 八千代市災害見舞金等交付要綱

第5 各種証明書等の発行 【総務部 財務部 消防部】

1 リ災証明書の発行 【財務部 消防部】

(1) 家屋の被害調査

市は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府 令和3年3月）等に基づき家屋の被害調査を行い、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊等の被害程度を判定し、り災台帳を作成する。

また、火災により焼失した住家等は、消防部が消防法に基づき調査する。

なお、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

その他、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の結果を活用するなど適切な手法により実施するほか、速やかに調査できるよう、調査担当者の育成、応急危険度判定担当者との家屋被害情報の共有体制の整備に努める。

(2) リ災証明書の発行

市は、り災台帳に基づき、次に示す被害程度を証明するり災証明書を発行する。

証 明 範 囲	(1) 全壊	(2) 大規模半壊	(3) 中規模半壊
	(4) 半壊	(5) 準半壊	(6) 準半壊に至らない（一部損壊）
	(7) 全焼	(8) 半焼	(9) 部分焼 (10) ぼや

※参考 資料編 3-3 リ災証明書様式

2 被害届出証明書の発行 【財務部】

家屋の付帯物及び家財等の被害（家屋の倒壊及び火災に伴うものを除く）については、被害の有無及び程度を証明することが困難であることから、被害の事実ではなく届出があったことを証明する被害届出証明書を必要に応じて発行する。

3 被災者証明書の発行 【総務部】

り災証明書は、災害の規模によっては調査から発行まで長時間かかることも予想される。一方で、被災者に対する公共料金の特例措置等は、それよりも早く開始されることがある。

このため災害救助法の適用を目安として、総務部長は、当該災害による被災者であることを証明

する被災者証明書を発行する。

第6 被災者台帳の作成・活用 【健康福祉部 各部】

1 被災者台帳の作成

被害が甚大な場合等で市長が必要と認める場合、被災者の支援のため、関係部と連携して災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を管理する。

被災者台帳の記載項目	(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況 (6) 援護の実施の状況（支援金等の支給、租税・公共料金の減免等） (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 (8) 電話番号その他の連絡先 (9) 世帯の構成 (10) り災証明書の交付状況 (11) 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合） (12) 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合） (13) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項
------------	---

2 被災者台帳の活用

各部は被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等を被災者台帳に登録し、被災状況に応じて被災者が受けられる各種援護措置の実施に漏れがないよう努める。

また、前項のり災証明書、被害届出証明書又は被災者証明書を発行する際には、被害に応じて受けられる援護措置（支援金等の支給、租税・公共料金の減免等）の申請に当たって被災者台帳の記載情報を利用することで手続の簡素化が図れることを説明する。

なお、市以外の各種援護措置の実施機関（電力会社、ガス会社等）へ台帳情報を提供する場合には、被災者本人の同意を確認するものとする。

第7 災害相談の実施

1 災害相談窓口の開設 【総務部】

総務部長（総務班）は、大規模な地震（震度6弱以上をめどとする）が発生した場合、若しくは本部長の指示があったときは、被災者又はその関係者からの家族の消息、医療救護、交通事情等に関する問合せの相談に対応するため、市役所内に災害相談窓口を開設し、相談・問合せ受付業務を実施する。

なお、開設の実施に当たっては、相談事項の速やかな解決を図るため、関係各部及び関係機関の協力を得るものとする。

2 臨時市民相談所の開設 【総務部】

総務部長（支所・連絡所班）は、災害発生による避難が終了した後は、本部長の指示に基づき、避難所、地区連絡所に臨時市民相談所を開設し、被災した市民の相談、要望、苦情などの積極的な聴き取りに努める。

なお、地区連絡所における相談所に関しては、当該施設所属職員が臨時市民相談所の運営にあたる。

3 安否情報の照会 【総務部】

被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合は、災害対策基本法に基づく本人確認を行い、被災者や第三者の利益侵害のないように配慮して適切に回答する。

なお、消防庁の安否情報システムを活用し、安否情報の登録、市民からの照会への対応を円滑に行う。

また、円滑かつ的確に回答するため、必要な限度で被災者の氏名等の情報（行方不明者名簿、避難者名簿等）を内部利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して被災者に関する情報提供を求める。

照会者の本人確認事項

- | |
|---|
| (1) 照会者の氏名、住所
(2) 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
(3) 照会をする理由 |
|---|

照会者の区分と提供可能情報

照会者の区分	提供可能な情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	市が保有している安否情報の有無
上記の全て	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

4 防災関係機関による災害相談

(1) 八千代警察署

八千代警察署長は、警察署又はその他必要な場所に相談所を開設し、警察関係の相談業務にあたる。

(2) その他防災関係機関

本部長は、必要に応じて、電気、ガスその他の防災関係機関に対して、市の災害相談窓口への担当係員の派遣、営業所等における災害相談業務の実施等について協力を要請する。

また、各防災関係機関は、災害相談受付体制について市本部に随時報告する。

第13節 清掃・防疫・保健等

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 障害物の除去	都市整備部, 上下水道部, 消防部, 経済環境部	千葉国道事務所, 千葉土木事務所, 水資源機構, 八千代市建設連合会
第2 ごみ・災害廃棄物(がれき類等)・し尿等の処理	経済環境部	県, 八千代警察署, 八千代清掃事業協同組合, 八千代資源回収事業協同組合, 船橋市清美公社
第3 防疫・保健衛生等	健康福祉部, 経済環境部, 上下水道部	県, 習志野保健所, 市医師会, 市薬剤師会, 県獣医師会, 動物愛護センター
第4 行方不明者及び遺体の捜索・収容・埋葬	総務部, 健康福祉部, 消防部	県, 八千代警察署, 自衛隊, 市医師会, 市歯科医師会, 消防団, 自主防災組織
第5 環境汚染の防止	経済環境部, 消防部	県

第1 障害物の除去

障害物の除去は、原則として所有者等が行うが、困難な場合は、関係機関との連携により障害物を除去・処理する。

1 住宅関連障害物の除去 【都市整備部】

災害救助法が適用された場合、災害による障害物により住居での日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、知事は応急的な障害物の除去を実施し、市長はその補助を行う。

また、災害救助法が適用されない場合で(適用未定の場合を含む)、本部長が必要と認めたときは、市が実施する。

なお、市単独では対応困難な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(1) 障害物の除去の対象となる者

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- ウ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること

(2) 除去の実施

ア 都市整備部長(土木・公園班)は除去対象戸数及び所在を確認し、本部長は結果を知事に報告する。

イ 本部長が周囲の状況を考慮して、優先度の高い箇所を指定し、都市整備部長が、関係各部、八千代市建設連合会等の協力を得て実施する。

ウ 除去作業は市が保有する器具・機械を使用して、市が行う。

エ 労力、機械等が不足する場合は、県(千葉土木事務所)に要請し、隣接市からの派遣を求め、さらに不足する場合は、市内の土木業者等から資機材・労力等の提供を求める。

オ 1世帯あたりの支出費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費で、災害救助法の基準内とする。

カ 実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(3) 作業上の留意事項

除去作業を実施するに当たっては、次の点について、充分留意して行うものとする。

- ア 他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り、管理者、所有者の同意を得る。
- イ 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の支障の生じないよう配慮して行う。
- ウ 障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し、また収集作業のしやすいよう関係各部と協議して、都市整備部長が決定する。

2 河川・排水路等の障害物の除去 【都市整備部 上下水道部】

都市整備部長（土木・公園班）、上下水道部長（復旧班）は、災害によりその必要があると認めたときは、職員を派遣し、管内河川、公共下水道・排水路等の巡視を行う。

巡視の結果、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる障害物等、河川等の機能を確保するために除去やしゅんせつを必要とする箇所を発見した場合は、河川管理者（千葉土木事務所）等関係機関に通報する。また、八千代市建設連合会等の民間業者の協力を得て応急的な除去作業を実施するなど当面必要な措置を講ずる。

3 道路上の障害物の除去 【都市整備部】

道路上の障害物の除去は自動車・遺体等の特殊なものを除き、（道路法第3章第1節に定める）各道路管理者が行う。（本章・第16節「第1 公共土木施設」による。）

また、各道路管理者は、渋滞等の通行障害に対して緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要する場合は、災害対策基本法に基づき、その管理する道路について区間を指定し、障害となる車両等の所有者等に対して付近の道路以外の場所への移動等を命ずることができる。また、当該車両等の所有者等が現場にいない場合は、当該車両等を破損することができるほか、移動等の措置のためやむを得ない場合は、必要な限度で他人の土地の一時使用等を行うことができる。

なお、当該措置を実施する際は、当該指定道路区間を周知するものとする。

4 救助等のための障害物の除去 【消防部】

本章・第5節・第2「救助・救急活動」（震災-3-55参照）による。

5 発生した障害物の搬出 【経済環境部 都市整備部】

本節・第2「ごみ・災害廃棄物（がれき類等）・し尿等の処理」（下記参照）による。

第2 ごみ・災害廃棄物（がれき類等）・し尿等の処理 【経済環境部】

大規模地震発生時に発生する生活ごみ、災害廃棄物（がれき類等）及びし尿等の処理は、「八千代市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）」に基づき、次のとおり行う。

1 処理方針

災害廃棄物の処理に係る基本方針は以下のとおりとする。災害廃棄物の処理の遅れが被災地の復

旧・復興の妨げとならないよう、可能な限り短期間での処理を目指し、大規模災害であっても、3年以内での処理終了を目指すものとする。

- (1) 可能な限り資源化する
 - (2) 再生利用等により災害廃棄物を減量化し、最終処分量を減量する
 - (3) 本市内処理施設での処理を優先する
 - (4) 処理期間3年以内での処理終了を目指す
 - (5) 合理的な処理方法を選択し、処理の経済性・透明性を確保する

2 処理体制等の確保

(1) 組織体制の確保

震災発生時には、災害廃棄物の収集、処理、総括等の担当を組織し、迅速に災害廃棄物の処理にあたる。

(2) 関係機関との組織体制の確保

災害廃棄物を迅速かつ適正に行うため、次の関係機関と密に連絡、調整を行う。

ア 県	イ 近隣市町村	ウ 関係団体、廃棄物処理業者
-----	---------	----------------

(3) 応援要請等

災害廃棄物の収集、処理の支援の必要性を把握して要請内容を整理し、各種協定書に基づいて他市町村や関係団体に応援を要請する。

この場合、複数の市町村に同時に要請をする場合は、県に要請依頼をしてから行い、個別に依頼する場合は、県にその内容を報告する。

また、他の市町村からの支援の申し出は廃棄物班が窓口となり、支援要請内容の調整を行うとともに、その状況を県に報告する。

(4) 広報

震災の混乱を抑制し、膨大に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、廃棄物処理に関する各種情報を、公共の通信媒体等を活用して関係者及び住民に周知する。

3 生活ごみ・片付けごみの処理

収集・運搬	ア 市所有の運搬車両や委託業者、許可業者の運搬車両の種類・台数を把握する。 イ 平常時の収集・運搬体制を基本として、委託業者が収集・運搬を行う。運搬車両については、現在保有している収集・運搬車両での対応を原則とするが、必要に応じて増車する。 ウ 平常時の排出・収集が可能な地域と道路の不通や渋滞等により収集効率が低下する地域がある場合には、集積場所の位置、収集日の変更・指定をする等の検討を行う。 エ ごみの分別区分は平常時と同様とする。ただし、不燃・有害ごみ、資源物の収集及び紙パックや食品トレーの拠点回収は、地震発生直後は、生ごみ等が含まれる可燃ごみの回収を優先的に行うために、一時的に休止することや区分の変更をすることも検討する。 オ 被害のない家庭からの粗大ごみの収集は一時的に停止すること検討する。
-------	---

	カ 避難所でも平常時と同様の分別を行う。 キ 被災により発生し仮置場に集められた片付けごみのうち、特に畳は早く腐敗することがあり、生活環境上の影響が考えられるため、迅速に処理施設に運搬する。 ク 事業系一般廃棄物については、平常時と同様に許可業者による収集を原則とする。
処理・処分	ア 平常時の処理・処分体制を基本とする。 イ 施設損壊や、停電、断水等により施設が稼動不能の場合には、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮し、必要に応じて仮置場に一時保管、又は、協定に基づき近隣市町村に処理・処分を委託、又は、民間事業者へ処理・処分を要請する。特に片付けごみの発生量は多くなると考えられるため、民間処理施設での処理を積極的に活用する。 ウ 災害廃棄物も通常の処理を行い、リサイクルを推進する。

4 がれき類の処理

収集・運搬	ア 市所有の運搬車両や委託業者、許可業者の運搬車両の種類・台数を把握し、委託収集運搬車両以外の車両の使用も検討する。 イ 緊急時の収集・運搬体制を構築する。
処理・処分	ア がれき類は、仮置場において分別し保管する。 イ 可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、市の最終処分場で適正に処分する。 ウ 民間処理施設においてもリサイクルを推進する。

5 適正処理が困難な廃棄物の処理

収集・運搬	ア 緊急時の収集・運搬体制を構築する。 イ 委託収集運搬車両以外にも、利用できる車両を極力利用する。 ウ PCB等の有害物質の混入が疑われる廃棄物については、他の廃棄物と混合しないように収集・運搬する。
処理・処分	ア 適正処理が困難な廃棄物は、仮置場において分別し保管する。 イ 民間処理施設においてもリサイクルを推進する。 ウ 有害性・危険性がある廃棄物は、有害物質が漏出等しないよう適正に保管し、関係機関と連携して処理を行う。

6 し尿等の処理

収集・運搬	ア 平常時の収集・運搬体制を基本として、委託業者が収集・運搬を行う。 イ 大規模災害時には、避難所等の仮設トイレからのし尿発生量が多量になることが想定されるため、緊急時の収集・運搬体制を構築する。 ウ 収集・運搬状況等により、下水道への直接投入による処理を検討する。
処理・処分	ア 平常時の処理・処分体制を基本とする。 イ 処理施設の処理能力超過や施設損壊等により処理施設での処理が困難となった場合には、復旧等の見通しを考慮して、協定に基づき近隣市町村に処理・

	処分を委託，下水道への直接投入による処理を検討する。
災害用仮設トイレの設置	ア 被災した場所，被災者数等から，必要な場所や必要な災害用仮設トイレの数量を検討する。 イ 緊急時は，備蓄された災害用仮設トイレを活用するほか，民間事業者へ速やかに手配する。 ウ 避難所への災害用仮設トイレの設置について，設置計画を定める。

※参考 資料編 7－1 ごみ及びし尿処理施設の現況

7 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市長は，大規模災害等により，本市，千葉県ともに極めて大きな被害を受けた場合は，環境大臣に，災害対策基本法第86条の5の規定に基づいて指定災害廃棄物の処理の代行を要請することができる。

第3 防疫・保健衛生等

1 作業班の編成 【健康福祉部】

- (1) 健康福祉部長は，被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し，感染症，食中毒等の発生を未然に防止するため，防疫，衛生の各作業班を編成する。
- (2) 各作業班の構成は，災害の状況に応じて，その都度健康福祉部長が決定するが，おおむね次のとおりとする。

なお，各作業班に必要な人員は，部内の職員をもって充てるが，人員に不足がある場合は，健康福祉部長を通じて本部長に応援職員の割当を求めるものとする。

作業班名	1班あたりの人員構成	
防疫作業班	指導員1人，作業員2人	計3人
保健衛生作業班（保健班）	保健師，看護師，栄養士，理学療法士，歯科衛生士，精神保健福祉士，事務職のうち3人	計3人

2 防疫・保健衛生活動の実施 【健康福祉部】

(1) 全体統轄

- ア 健康福祉部長は，第1救援班からの通報，避難所・被災地区等からの通報等により，災害発生時の感染症・食中毒等の発生状況を把握する。併せて感染症指定病院の収容力を確認する。
- イ 感染症が発生したときは，習志野保健所と連携し，拡大防止に努める。
- ウ 作業班を編成して，防疫・保健衛生活動を実施する。
- エ 健康福祉部長（各作業班）は，本部（長）に市民への広報を依頼する。

(2) 防疫活動

- 防疫作業班の行う防疫活動は，次のとおりとする。
- ア 市医師会医療救護班と協力して，被災地区及び避難場所，避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努める。

イ 地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

ウ 感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、備蓄分及び調達による。

(3) 保健衛生活動

保健班は、発災後の状況に併せて課題を分析し、対策を講じながら、市医師会、習志野保健所等と連携し、巡回により保健衛生活動を行う。活動内容は次のとおりとする。

ア 災害発生時、避難所において、要配慮者の健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を関係部局及び保健所で行う。

イ 避難所や避難所以外の被災地域において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、応急医療救護（第1救援班）、介護・福祉の関係機関と連携し、要配慮者に対する支援及び調整、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

ウ 災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、エコノミークラス症候群、こころのケア等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

エ 平常時から、避難所等における予防活動の連携等について保健所と協議を行う。災害時に、被害が甚大で保健班のみで対応が難しいと判断した場合は、災害対策本部に報告し、保健所を通じて速やかに県へ保健衛生職員の派遣を要請し、被災者支援体制を整備する。また、増大する健康支援ニーズの把握に当たり、保健班と保健所、県本庁と連携し活動を進める。

オ 避難所等において、感染症発生時には、保健所等、関係機関と連携し、感染拡大防止策を講じる。

3 防疫用薬剤・資機材の確保 【健康福祉部】

初期防疫活動は、市が備蓄する分を使用して行う。市備蓄分で不足するときは、市薬剤師会等に協力を要請し調達する。

なお、避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、速やかに薬剤の供給の支援を要請する。

4 飲料水の安全確保 【経済環境部 上下水道部】

地震により有害物質が河川等へ流出し、飲料水の汚染等のおそれがある場合は、本計画大規模事故編第2章の「第3節 危険物等災害対策計画」に準じて対処する。

5 動物対策 【健康福祉部】

飼い主等の被災等により、ペットが遺棄され、又は逸走した場合は、習志野保健所及び動物愛護センター、千葉県獣医師会等関係団体が講じる救助・保護対策に協力する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」による人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物。）が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の講じる措置に可能な限り協力する。

なお、県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。

第4 行方不明者及び遺体の搜索・収容・埋葬

災害救助法が適用された場合は知事が遺体の搜索、処理及び埋葬を行い、市長は知事を補助する。

また、災害救助法が適用されない場合や、適用が未定の場合には、災害救助法の適用条件や実施基準等を踏まえて本部長が実施を決定し、遺体の搜索、収容、処理及び埋葬等行う。

1 搜索依頼・届出の受付 【総務部】

行方不明者に関する問合せや、搜索依頼・届出の受付は、総務部長（住民班）が次のとおり行う。

- (1) 市役所及び各支所・連絡所において行方不明者の搜索依頼・届出受付を行う。
- (2) 届出を受けたときは、行方不明者の
・住所 ・氏名 ・年齢 ・性別 ・身長 ・着衣その他の特徴
について、可能な限り詳細に聴き取り、記録する。
- (3) 行方不明者については、まず避難所収容記録簿により確認する。
- (4) 市医師会医療救護班診療記録、その他災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、生存が確認された者を除いた要搜索者リストを作成する。

2 搜索の実施 【消防部】

搜索は、要搜索者リストに基づき、消防長（消防班）が警察署、自衛隊その他の関係機関及び自治会、自主防災組織、市民ボランティア等の協力を得て、次のとおり実施する。

- (1) 搜索活動は、消防部消防班が第1救援班及び消防団と連絡を密接にとりながら実施する。
- (2) 搜索活動中に遺体を発見したときは、本部及び所轄警察署に連絡する。
- (3) 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。
- (4) 搜索の実施期間は災害発生の日から10日以内とする。

3 遺体の処理 【健康福祉部】

健康福祉部長は、本部長の指示に基づき市内の公共施設等、遺体の収容に適当な場所を選定して、遺体収容所（安置所）を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。

遺体は、第1救援班が関係各部、各機関の協力を得て、遺体収容所（安置所）へ輸送する。

遺体収容所において、八千代警察署担当警察官は遺体の調査を行い、市医師会等から派遣された医師が検案する。また、現地において調査、検案した遺体は、第1救援班がその処理を引継ぐものとする。

- (1) 遺体は、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行う。
- (2) 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (3) 第1救援班は、検案を終えた遺体について、警察、自治会、自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。
- (4) 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。
- (5) 遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成する。

- (6) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (7) 総務部長に対して遺体処理台帳に基づき、埋・火葬許可証の発行を求める。
- (8) 遺族その他より遺体引き取りの申し出があったときは、遺体処理台帳により整理の上引き渡す。

4 火葬・埋葬 【健康福祉部】

引き取り手のない遺体の取扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は次のとおり、応急措置として、遺体の火葬、仮埋葬を実施する。

市での火葬が不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

- (1) 引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。
- (2) 火葬又は埋葬に付する場合は、火葬・埋葬台帳により処理する。
- (3) 遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付の上、保管所に一時保管する。
- (4) 家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。
- (5) 資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合に応急的に埋葬を行う。
- (6) 火葬・埋葬期間は災害発生の日から10日以内とする。

※参考 資料編 6－2 搜索受付から火葬・埋葬までの様式

※参考 資料編 6－3 火葬場所在地一覧表

第5 環境汚染の防止 【経済環境部 消防部】

1 基本的考え方

大規模地震発生後における環境汚染の防止については、基本的に次のとおり位置付けるものとする。

- (1) 大規模災害発生時には建物・設備等の被災や安全管理責任者自身の被災により有害物質が漏えいし、環境汚染等の二次災害の発生が懸念される。また、現在は使用されていないが、数年前までの建築物には、発ガン物質として知られるアスベストが多く使用されており、住宅解体に伴い、飛散し環境を汚染するおそれがある。
- (2) 有害物質以外にもLPガス、ガソリン、オイル等の貯蔵タンクが損壊した場合には、大気の汚染、公共用水域の汚染、地下水の汚染が考えられる。
- (3) 大規模災害発生時には、緊急対策として、国・県・その他防災関係機関、協力団体等と連携し、有害物質等使用事業所を対象とした二次災害防止対策、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染の各調査による監視活動、そして建築物の被災若しくは解体に伴う対策を行う必要がある。
- (4) 地震により放射性物質が漏えいし、環境汚染等のおそれがある場合は、大規模事故編・第2章・第7節「放射性物質事故対策計画」（大事故-2-27～36 参照）に準じて対処する。

2 対策実施上の基本指針

大規模地震発生後における環境汚染の防止については、おおむね次のとおり行う。

- (1) 水道取水施設周辺の（有害物質等取扱事業所及び燃料等貯蔵施設の破損等による）二次災害防止措置を最優先で実施する。
- (2) 対策全般を通じて、甚大な被災地区及び主要工場・事業所に関する措置を優先して実施する。
- (3) 市民・中小事業者を含めて有害物質発生排出源における危険防止措置，市及び関係機関への早期通報，分別その他の安全管理措置等の実施を徹底する。
- (4) 市は，必要に応じて，倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベスト飛散の危険性や被害の防止について，住民やボランティアに対し注意喚起を行う。

なお，県は，「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図るとともに，被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合，解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため，必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言することとなっている。

- (5) 各部の行う応急対策と連携するとともに，都道府県・他市町村・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求めて最大限の体制を確保し，迅速に，しかも混乱を最小限に留めるよう配慮する。
- (6) 対策の実施に当たっては，十分な事前広報を実施する。

第14節 応急住宅等対策

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 被災建築物応急危険度判定の実施等	都市整備部	県、10都県被災建築物応急危険度判定協議会
第2 被災宅地応急危険度判定の実施等	都市整備部	県、千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）
第3 余震による土砂災害警戒区域の警戒	都市整備部	千葉土木事務所、八千代市建設連合会
第4 被災住宅の補修	都市整備部 健康福祉部	県、八千代市建設連合会
第5 応急仮設住宅の供与等	都市整備部	県、県住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構、八千代市建設連合会

第1 被災建築物応急危険度判定の実施等 【都市整備部】

1 対策実施上の基本指針

大規模地震発生後に行う緊急対策として、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、応急危険度判定士により建築物の被災状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険性の判定・表示等を実施する。

また、倒壊等の危険があり、周辺に危険を及ぼすおそれのある家屋で、所有者等が速やかに応急措置をとることが困難なものについては、災害対策本部等で市による応急措置実施の可否を検討する。

- (1) 本部長は、建築指導課長が被災建築物応急危険度判定の実施を決定した場合、災害対策本部の下に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する。
- (2) 応急危険度判定の実施については、人命の安全性を確保するため、市街地状況を勘案して倒壊等被害の大きい地区を優先的に実施する。
- (3) 各部の行う応急対策と連携するとともに、応急危険度判定士の参集を要請し、被災情報を踏まえて必要があると認めた場合、知事に対し判定士の派遣要請を行う。
- (4) 判定を実施するに当たり、住民の理解を得るように十分に広報する。また、判定結果に対する相談窓口を設置する。
- (5) 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（一財）日本建築防災協会）により実施する。

2 被災建築物応急危険度判定実施の判断

震度6弱以上の地震時は、被災建築物 応急危険度判定を実施する。震度5強以下の地震時は、建築物の被害が生じていた場合、建築指導課長の判断に基づき、被災建築物 応急危険度判定を実施する。なお、判定実施に当たっての主な作業内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置・運営
- (2) 被災建築物応急危険度判定実施計画の作成・判定の実施
- (3) 相談窓口の設置

- (4) 応急危険度判定に関する情報の市民への広報
- (5) 余震その他の発生に伴う再調査の実施

第2 被災宅地応急危険度判定の実施等 【都市整備部】

1 対策実施上の基本指針

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地等の危険度判定を行う。

- (1) 本部長は、市内に相当程度の被害があり、危険な宅地被害が発生している状況と判断したときは、災害対策本部の下に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。
- (2) 住宅班長は、実施本部が設置されたときは実施本部長として判定業務を指揮する。
- (3) 千葉県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。
- (4) 災害対策本部と連携し報道機関への情報提供の他、多様な情報伝達手段を用いて住民への周知を図る。
- (5) 判定の実施に当たっては、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル(被災宅地危険度判定連絡協議会)」等に基づき行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

判定実施に当たっての主な作業内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置・運営
- (2) 被災宅地危険度判定実施計画の作成・判定の実施
- (3) 相談窓口の設置
- (4) 被災宅地危険度判定に関する情報の市民への広報
- (5) 余震その他の発生に伴う再調査の実施

第3 余震による土砂災害警戒区域の警戒 【都市整備部】

震度5強以上の地震が発生した場合、県は国土交通省と連携し、土砂災害警戒区域の緊急点検を実施し、余震等による二次災害を防止する。

実施に当たっては、住民などに不安を与えないように、点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民、市、警察等関係機関に事前に周知する。

また、都市整備部は、県及び国の緊急点検に必要な協力を行う。

※参考 資料編8-1 土砂災害警戒区域一覧

第4 被災住宅の補修 【都市整備部 健康福祉部】

1 市が行う被災住宅の応急修理

(1) 応急修理実施の決定

ア 実施者

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長は必要と認めたとき被災住宅の応急修理を実

施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長は知事を補助するものとする。

また、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

なお、市単独では対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 対象者

応急修理の種類、対象者は、次のとおりとする。

修理の種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。

ウ 応急修理の給付内容

応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとする。

(2) 修理対象住宅の判定

修理対象住宅の判定は、被害の被害調査結果や被災者が撮影した写真等を活用するほか、必要に応じて都市整備部長が関係各部長の協力を得て対象住宅を調査する。

(3) 修理の実施

ア 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法の基準によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。

イ 修理の期間

応急修理の期間は、災害救助法の基準によるものとする。

ウ 修理の実施

八千代市建設連合会等に対して応急修理の実施について制度の周知を図ると共に実施の協力を要請する。また、被災者に対して住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の周知を図る。

2 被災者が行う自力補修の支援

市は、被災者が自ら行う補修に対する支援として、おおむね次のとおり行うよう努める。

- | |
|--|
| (1) 建築物応急危険度判定の迅速な実施
(2) 被災者向け相談窓口の設置
(3) 八千代市建設連合会等関係協力団体に対し、被災者からの依頼に最大限対応を図るよう要請する。 |
|--|

- (4) 公的融資制度等既存若しくは新規行政支援メニューの充実を図るとともに、ホームページ等多様な情報配信手段を用いてその周知、情報の提供等を行う。

3 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損傷を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう応急修理を次のとおり実施する。

- (1) 市営住宅又は付帯施設の被害状況は、健康福祉部長が早急に調査を行う。
- (2) 市営住宅又は付帯施設のうち、危険箇所については応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に欠くことができない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第5 応急仮設住宅の供与等 【都市整備部】

1 応急仮設住宅の建設・供与

(1) 実施者

応急仮設住宅建設は、本部長が行う。なお、災害救助法の適用がない場合でも事業の内容は、災害救助法の規定に準ずる。

災害救助法が適用された場合は、知事が行う。ただし、知事による救助のいとまがないときは、本部長が行う。

なお、市単独では対応が困難な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 対策実施上の基本指針

応急仮設住宅の供与の実施に当たっては、次を基本指針とする。

- ① 応急仮設住宅については、市営住宅や国家公務員宿舎等の一時使用、民間賃貸住宅の借上げ及び住宅の応急修理等を優先した上で、建設を実施する。
- ② 建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療機関、学校、商店、交通、騒音等の立地条件に配慮する。
- ③ 高齢者・障害者等の利用に配慮した住宅の仕様はだれにとっても利用しやすいことから、通常の建設型応急住宅にあってもできる限りバリアフリー仕様とする。また必要に応じて車椅子等に乗車したままでも日常生活が営めるような仕様についても配慮する。
- ④ 保健・医療・福祉、住宅相談等、各種行政サービスが提供されるように関係部局や支援団体等と連携を図れる体制を確保して行う。
- ⑤ 対策の実施に当たっては、十分な事前広報を行うとともに、相談窓口を設置する。

(3) 建設

ア 建設地の決定

都市整備部長は、関係各部長の協力を得て、次の条件を考慮し、あらかじめ選定している候補地の中から早急に建設地を決定する。

- ① 二次災害の危険がないこと
- ② 土地管理者等の了解が得られること
- ③ ライフラインの整備が容易であること
- ④ 仮設住宅建設の資機材の搬入が容易であること
- ⑤ 被災地に近い位置や被災者の生活圏に近い位置であること
- ⑥ コミュニティ単位での入居が可能なまとまった土地であること

イ 建設住宅の型式及び規模等

災害救助法の基準により、次の点に留意する。

- ① 住宅の形式は1戸建て又は共同住宅形式のものなど、地域の実情、世帯構成に応じて設定する。
- ② 設置規模は地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。
- ③ 応急仮設住宅を同一敷地内に近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設（集会所）を設置できる。
- ④ 高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を仮設住宅として設置できる。

ウ 実施期間

原則として災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成する。

(4) 民間賃貸住宅の借り上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。

(5) 入居者の選定

ア 入居基準

応急仮設住宅の入居基準は、災害時において現実に市に居住していることが明らかで、住家が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では、住宅を得ることができない者とする。

イ 入居者決定の考え方

応急仮設住宅への入居決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定する。また、入居決定に当たっては高齢者・障害者等を優先すべきであるが、地域互助等ができるように、高齢者・障害者が一定の地域の応急仮設住宅に集中しないように配慮する。なお、応急仮設住宅は、一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去される性格のものであることを入居者に十分説明し理解を得ておく。

ウ 応急仮設住宅の管理等

応急仮設住宅の供与期間は2年以内とし、その目的を達成した場合の処分については、災害救助法及びその運用方針による。

なお、住宅班長は、入居者台帳を整備し、応急仮設住宅の管理を行うとともに、仮設住宅への入居が円滑に進むよう関係各部長と調整するものとする。

2 公営住宅への一時入居等

大規模地震発生後に必要とされる規模の応急仮設住宅を短期に建設することが困難な場合、市は、市営住宅を始め、他の自治体、公社等を含む公営住宅の空き住戸の情報提供を行い、既存住宅を最大限かつ迅速に確保し、被災者に対し緊急に提供する。これにより避難所開設期間の1ヶ月以内の

完了を目指す。

第15節 応急教育等

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 応急保育	子ども部，健康福祉部	各保育園管理者
第2 応急教育	教育部	県教育委員会
第3 社会教育施設等の応急対策	教育部，消防部	県教育委員会，文化庁

第1 応急保育 【子ども部 健康福祉部】

地震が発生した場合、園児の安全を確保することを最優先とし、早期に保育ができるよう必要な措置を講ずる。

なお、学童保育所、子ども支援センター、児童発達支援センターにおいても、保育園に準じて行う。

1 災害発生直後にとるべき措置

各保育園では、災害発生直後に園児、職員の安全を確保する。また、引き取り手のない園児を保護する。

緊 急 措 置	
避難園児の保護	(1) 保育園長による緊急避難の指示等を行う (2) 園での保護者への園児引き渡し
被害調査	(1) 園児・職員並びに施設設備等の被害状況の把握 (2) 所管部への報告

2 園児等の安否確認

子ども部は、保育園長を通じて園児、職員の安否確認を行うとともに、連絡帳アプリ等のあらゆる手段を活用して、保護者への情報提供や連絡に努める。

3 応急保育の実施

保育園長は、施設の被害状況を把握し、子ども部と連携し、復旧に努める。既存施設において保育の実施ができない場合は、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育することができるものとし、また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

第2 応急教育 【教育部】

学校長は、「学校における地震防災マニュアル」（千葉県 平成24年3月）等に基づき、児童生徒等の安全を確保することを最優先とし、学校等が被災した場合でも早期に授業等が再開できるよう必要な措置を講ずる。

なお、私立学校にあっては、校長が学校安全計画を踏まえて、災害の状況に応じた適切な対策及び措置をとるとともに、被害状況等を市及び県（総務部学事課）に報告する。

1 災害発生直後にとるべき措置

学校では、災害発生直後から児童生徒等の安全を確保するほか、避難所・避難場所に指定されている場合は、可能な限り、開設・運営に協力する。

学校の緊急措置

区 分	緊 急 措 置	
勤 務 時 間 内	避難措置・児童生徒等の保護	(1) 状況に応じて緊急避難の指示を行う。 (2) 災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努める。 (3) 児童生徒等は学校等で保護者に引き渡す。 (4) 状況によっては教員の引率により集団下校させる。
	被害調査	(1) 児童生徒等、職員並びに施設設備等の被害状況を把握する。
	避難所開設の協力	(1) 避難者が集まり始めた場合、施設を開放し、収容スペースへ誘導し、本部長に人数、状況等を報告する等緊急に連絡する。 (2) 市から避難所設置への協力の指示があった場合は、教職員を指揮して、避難者収容業務その他について万全を期する。
勤 務 時 間 外	市の活動への協力等	(1) 教職員は所属の学校に参集し、市の災害対策業務に協力する。 (2) 休校(園)措置を講じる。 (3) 応急教育等に備える。

2 児童生徒等の安否確認等

学校長は、児童生徒等及び教職員の安否の確認を行い、疎開した児童生徒等については、職員の分担を決め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして指導を行なうよう努める。

3 応急教育の実施

(1) 施設・教職員等の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、教育部長と連絡し、おおむね次のとおり、応急教育実施のための場所を確保する。

災害の程度	応急教育実施のための場所(予定)
学校の校舎の一部が被害を受けた場合	ア 特別教室
	イ 屋内体育館 ※教室は避難所となることを想定
	ウ 二部授業を実施する
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	ア 公民館等の公共施設
	イ 近隣学校の校舎
特定の地域全体について、相当大きな被害を受けた場合	ア 市民の避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設
	イ 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に対応して臨時の学級編成を行うなど速やかに調整を図り、応急教育の早期実施に努める。また、決まり次第、速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

教育部長は、教職員の不足により応急教育の実施に支障がある場合は、速やかに教職員を確保する。

(3) 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、状況に応じてその都度、学校長が教育部長の指示に基づき決定するが、初期においてはおおむね次のとおり行う。

ア 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
① 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導	① 児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる
② 衣類、寝具の衛生指導	② 児童生徒相互の助け合い、協力の精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする
③ 住居、トイレ等の衛生指導	
④ 入浴その他身体の衛生指導	

イ 学習に関する教育内容

- | |
|--|
| ① 教具、資料を必要とするものはなるべく避ける。
② 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。 |
|--|

(4) 学用品の調達及び支給

災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長は必要と認めたとき、災害により住家に被害を受け、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある児童生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を支給する。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長は知事を補助するものとする。

(5) 授業料等の減免・育英補助の措置

ア 市の減免等

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

イ 県の減免等

① 授業料の減免

県は、生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置を取り減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

② 育英補助の措置

県は、生徒が被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

第3 社会教育施設等の応急対策 【教育部 消防部】

災害時には、社会教育施設及び文化財についての的確な保護活動を行う。また、各施設において、利用者等の避難誘導等、安全を確保する。

1 社会教育施設の応急対策

- (1) 地震が発生した場合、社会教育施設等においては、多くの利用者が存在していると想定される。したがって、施設管理者等は、避難誘導措置を取り、利用者の安全の確保に努める。

(2) 社会教育施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行い、被害を最小限度に留める。

また、文化財が被災した場合やそのおそれがある場合、その所有者又は管理者は、直ちに消防本部へ通報するとともに、被災の防止又は被害の拡大防止に努める。

(3) 被災した社会教育施設を避難所として一時使用する場合、又は利用者に開放する場合には、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認の上使用する。

2 文化財の応急対策

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 教育部は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

教育部は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

ア 建造物については、市の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

イ 有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

ウ 記念物については、市町村等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第16節 公共施設等の応急対策

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第 1 公共土木施設	都市整備部，上下水道部	千葉国道事務所，千葉土木事務所，八千代警察署，水資源機構，八千代市建設連合会
第 2 鉄道施設	本部事務局，都市整備部，企画部	京成電鉄(株)，東葉高速鉄道(株)
第 3 市の施設及びその他の社会公共施設	各部	県，各防災関係機関，施設管理者等

第 1 公共土木施設

1 道路・橋梁 【都市整備部】

(1) 災害時の応急措置

機関名	応急措置のあらまし
市	ア 市域内の道路の亀裂，陥没等の道路被害，道路上の障害物の状況及び落橋の有無などについて，財務部及び都市整備部による調査活動，都市整備部による道路パトロール，県（千葉土木事務所）・警察署等への照会，参集職員からの情報収集その他により被害情報を収集する。この場合，収集した情報を本部長及び県（千葉土木事務所）に報告するとともに，被害状況に応じた応急措置を実施し交通の確保に努める。 イ 上下水道，電気，ガス，電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は，当該施設管理者及び当該道路管理者にその旨通報する。緊急のため，そのいとまがない場合には，現場付近の立入禁止，避難の誘導，周知措置等市民の安全確保のための措置をとり事後に連絡するものとする。 ウ ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続については，「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に準じて，迅速な対応を図る。
県 (千葉土木事務所)	ア 道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため，震災時における県土整備部の対応計画，県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより，ライフライン占有者，（一社）千葉県建設業協会及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに，土木パトロールを実施する。 イ これらの情報により，（一社）千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急措置を講ずるとともに，必要に応じて迂回路の選定を行う。 ウ ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続については，「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき，迅速な対応を図る。
関東地方整備局 (千葉国道事務所)	被害状況を速やかに把握するため，事務所，出張所においては，パトローカーによる巡視を実施する。また，道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に，必要に応じて迂回道路の選定，その誘導等の応急措置を行い，交通網の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

機関名	応急復旧のあらまし
市	地震により被害を受けた市道については、原則として、緊急輸送道路指定の道路を優先し、次のような実施手順に従って応急復旧を行う。 なお、市単独では対応困難な場合は、国土交通省による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の出動・支援等を要請する。 ア 応急復旧目標 応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。 イ 応急復旧方法 ① 路面の亀裂、地割れについては、土砂、砕石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。 ② 路面の大きな陥没については、土砂、砕石等により盛土する。 ③ 路面やのり面の崩壊については、土俵羽口工、杭打積土俵工等の水防工法により行う。 ④ 崖崩れによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。 ⑤ 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、道路端に仮置きするものとする。 ⑥ 落下した橋梁やその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない橋梁は、八千代警察署等関係機関との連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講じ、応急復旧作業に努める。 ⑦ 上記作業について、市単独では対応困難な場合は、速やかに県又は自衛隊に応援要請の手続きをとる。 ※本章・第2節・第2「応援の要請・受入」（震災-3-24～27参照）
県 (千葉土木事務所)	被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路第1次路線」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。
関東地方整備局 (千葉国道事務所)	パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路としての機能回復に努める。

2 河川及び内水排除施設 【都市整備部 上下水道部】

地震により河川堤防や護岸施設、内水排除施設が被害を受けた場合には、次のとおり、各施設を所管する機関と協力して、応急措置に努めるとともに、排水に全力をつくす。

機関名	応急措置のあらまし
市	ア 水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施する。 イ 低地帯等が河川、排水路の氾濫等により浸水が発生したときは、市所有の可搬式ポンプ等を使用して排水し、能力不足のときは、八千代市建設連合会等に応援を要請して、応急排水を実施する。
県	ア 市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行う。なお、

(千葉土木事務所)	大規模なものについては、直接実施する。 イ 河川堤防や護岸施設、排水機場施設等の被害を取りまとめるほか、総合的に判断し、移動ポンプ車等の派遣を決定する。 ウ 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりとする。 ① 堤防の破堤、護岸・天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。 ② 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの。 ③ 河川の埋塞で流水の疎通を著しく阻害するもの。 ④ 護岸、床止、水門、樋門、樋管の全壊又は天然河岸の決壊でこれを放置すると、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。
水資源機構 (千葉用水総合管理所)	排水機場等施設について、破壊、故障、停電等による運転不能の被害が生じたときには、被害状況を勘案し排水の実施による常時満水位の低下、土のう・矢板等による応急締め切り等の応急措置を必要に応じて行うとともに、本部に報告して移動ポンプ車等の派遣を要請し、これにより排水を継続し、内水による被害の拡大を防止する。

第2 鉄道施設 【本部事務局 都市整備部 企画部】

1 災害時の活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

大地震が発生した場合、京成電鉄(株)及び東葉高速鉄道(株)は、全機能を挙げて旅客及び施設の安全確保と早期運転再開を行うため、災害対策本部等を設置するとともに、市及び県その他の関係機関にその旨連絡する。市（都市整備部）は、連絡に基づき、それ以後必要な情報収集体制を確立する。

(2) 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、鉄道無線、指令電話、鉄道電話、デジタルMCA無線等を利用する。

2 発災時の初動措置

(1) 運転規制

強い地震を感知した場合の列車の運転取扱いは次による。

会社名	規制内容
京成電鉄 (株)	ア 自社の震度計が震度4（40～99ガル）の場合
	① 直ちに列車停止手配をとる。
	② 指定点検箇所の異常の有無を確認の上、25km/h以下の注意運転を行う。
	③ 安全を確認した区間から規制解除し、通常運転に復する。
	イ 震度計が震度5弱以上（100ガル以上）の場合
	① 直ちに列車停止手配をとり、当該区間内の鉄道施設の点検を実施する。
	② 安全を確認した区間から運転を再開する。

東葉高速 鉄道(株)	ア 自社の震度計が震度4（40～79ガル）の場合 ① 列車運転を速やかに中止する。 ② 指定箇所の点検をする。 ③ 毎時25km以下の速度で注意運転する ④ 点検により安全が確認された区間から逐次運転規制を解除する。 イ 自社の震度計が震度5弱（80～99ガル）の場合 ① 列車運転を速やかに中止する。 ② 指定箇所の点検をする。 ③ 毎時15km以下の速度で注意運転する。 ④ 点検により安全が確認された区間から逐次運転規制を解除する。 ウ 自社の震度計が震度5強以上（100ガル以上）の場合 ① 列車運転を速やかに中止する。 ② 運転を見合わせる。 ③ 緊急点検を実施する。 ④ 緊急点検による安全確認完了後、運転を再開する。
---------------	---

(2) 乗務員の対応

- ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上、又は陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる箇所に列車を移動させる。
- ウ 列車を停止させた場合、指令所又は最寄りの鉄道駅に連絡を取り、その指示を受ける。

(3) その他の措置

- ア 旅客誘導のための案内放送
- イ 駅員の配置手配
- ウ 救出、救護手配
- エ 出火防止
- オ 防災機器の操作
- カ 情報の収集

3 旅客の避難誘導

(1) 鉄道駅における避難誘導

- ア 駅長は、駅員を指揮して旅客を施設内の安全な場所へ混乱の生じないよう誘導し保護する。
- イ 旅客を安全な場所へ保護した後、災害に関する情報等を旅客に伝達し秩序維持に努める。
- ウ 市から一時滞在施設等の開設の連絡があった場合は、市や警察等関係機関と連携して帰宅困難な旅客等を一時滞在施設等に誘導する。

(2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- ア 列車が鉄道駅に停車している場合は、駅長の指示による。
- イ 列車が鉄道駅間の途中で停止した場合は、原則として旅客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。
 - ① 周辺の状況を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。
 - ② 特に高齢者、障害者等に配慮し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
 - ③ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により周知し、事故の防止を図る。

4 事故発生時の救護活動

地震により旅客等が負傷した場合、駅員・乗務員が次のとおり救出・救護活動にあたる。

- (1) 負傷者の救出・救護は、旅客（医師・看護師等）の協力を求める。
- (2) 救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をする。
- (3) 多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮する。

5 災害時の広報活動

本章・第4節「災害時の広報」に準ずる。（震災-3-44～52 参照）

第3 市の施設及びその他の社会公共施設 【各部】

1 発災時の初動措置に関する基本指針

- (1) 利用者・入所者の安全の確保、必要な場合の避難誘導を最優先する。
- (2) 出火防止のための火気の点検、消火設備・器具の点検その他を行う。また、万一火災が発生したときは、直ちに消防本部に通報するとともに、消火設備、消火器具等を活用し初期消火を行い、火災の拡大防止に万全を期する。
- (3) 施設・設備の被災状況は、防災活動拠点としての役割、その他施設の公共的役割等を果たすことが可能かどうかを中心として概要調査し、把握後速やかに市本部に報告する。
- (4) 応急復旧対策の実施は、応急的な危険度判定調査、浸水・冠水状況調査その他に基づき把握された被害の程度、当該施設の活動拠点としての必要度を踏まえ、優先順位を付けて行う。
- (5) 大規模な地震発生時には預金払出し等混乱が起こることも想定されるため、金融機関は国・県等関係機関・団体と密接な連絡を取りつつ、業務の円滑な遂行を確保する。

2 施設利用者・入所者の安全確保

- (1) あらかじめ綿密な避難計画を策定しておき、災害発生時には、講じた応急措置を所管部又は最寄りの支所・連絡所を通じて本部長へ速やかに報告する。
- (2) 館内放送、職員の案内等により、地震時における混乱を防止する。特にテレビ、ラジオ等の情報を施設滞留者に提供し、不安の解消に努める。
- (3) けが人等の発生時には、施設利用者・入所者の人命救助を第一として、応急措置をとるとともに、所管部又は最寄りの支所・連絡所若しくは関係機関に通報する。
- (4) 社会教育施設等において、災害が発生した場合の各種事業の続行若しくは中止の決定については、施設の管理者が利用者の安全確保を第一に判断する。

3 施設建物の保全

(1) 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、施設建物の被害状況を早急に調査の上、次の措置をとる。

ア 応急措置が可能な程度の被害の場合

- ① 危険箇所があれば緊急保安措置を実施する。

- ② 機能確保のための必要限度内の復旧措置を実施する。

イ 応急措置が不可能な程度の被害の場合

- ① 危険防止のための必要な保全措置を講ずる。
- ② 防災活動の拠点として重要な建物で、業務活動及び機能確保のため必要がある場合は、所管部又は最寄りの支所・連絡所を通じて、仮設建築物の建設等の手配を行う。
- ③ 電気、ガス、水道、通信施設等の設備関係の応急措置及び補修が単独では対応困難な場合は、本部又は最寄りの支所・連絡所を通じて、関係機関と連絡を取り、応援を得て実施する。

(2) その他の留意事項

- ア 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査
特に避難所となった施設は、火災予防について十分な措置をとる。
- イ ガラス類等の危険物の処理
- ウ 危険箇所への立入り禁止の表示
- エ 社会福祉施設については、高齢者、障害者その他の要配慮者のための福祉避難所となることを想定し、必要な体制を準備する。

第17節 自衛隊災害派遣要請等の要求

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 災害派遣要請の要求	本部事務局	県、自衛隊
第2 自主派遣	本部事務局	県、自衛隊
第3 受入れ体制の確立	本部事務局	県、自衛隊
第4 自衛隊の即応体制	本部事務局	自衛隊
第5 災害派遣部隊の撤収要請の要求	本部事務局	県、自衛隊

大規模な地震の発生により、人命又は財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合、市長は、迅速に知事へ自衛隊の災害派遣要請を要求する。

なお、県内に震度6強以上の地震発生を観測した地域がある場合、知事は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請することとなっている。

第1 災害派遣要請の要求 【本部事務局】

1 災害派遣要請要求の手続方法

自衛隊の災害派遣要請を要求するときは、市長が知事に対し文書をもって行う。

なお、知事に災害派遣の要求ができない場合には、直接関係部隊等に地域に係る災害の状況を通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

知事への災害派遣要請手続の内容

提出（連絡）先	県防災危機管理部防災対策課
提出部数	1部
記載事項	(1) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

緊急の場合の災害派遣要請先

部隊名	陸上自衛隊第1空挺団 第2普通科大隊
連絡責任者	第3係主任（当直幹部）
電話番号	047-466-2141 内線 543・553（753）
県防災行政無線	632-721（632-725）

※（ ）は時間外（17:00～8:15）の場合

※参考 資料編10-2 自衛隊災害派遣関連様式

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の活動できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次のとおり

である。

災害派遣の活動項目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水の支援	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 経費の負担区分

本市に派遣された自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として本市が負担するものとし、本市を含む2以上の自治体にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料金及び修繕費 (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等 (4) 天幕等の管理換に伴う修理費 (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。
--

第2 自主派遣 【本部事務局】

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

- (1) 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合。
- (4) 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合。

第3 受入れ体制の確立 【本部事務局】

本部事務局は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（搜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資機材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動期間を含め住民との連絡調整を実施する。

また、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備の使用について、関係機関等と協議して調整し、部隊に通知する。

1 情報の交換

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握するとともに、絶えず陸上自衛隊第一空挺団（時間的余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等）と情報の交換を行う。

2 連絡班の派遣

市長は、災害発生を予想する段階に至った場合は、陸上自衛隊第一空挺団長に対して市本部（本部設置前にあつては総務部防災対策課）に連絡班の派遣を依頼し、派遣要請の接受及びこれに伴う措置の迅速化を図る。

3 連絡所の設置

市長は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は市本部（市役所庁舎内）に、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

また、その他状況等により、現地対策本部を設置する場合は、現地対策本部内又は指揮連絡上最も適切などころに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

4 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

5 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を依頼するに当たっては、実効性のある計画を次により作成するとともに、作業実施に必要とする十分な資材を準備し、また諸作業に関係ある管理者の了解を速やかに取り付けるよう配慮する。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 作業箇所及び作業内容 | (2) 作業箇所別必要人員及び必要機材 |
| (3) 作業箇所別優先順位 | (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 |
| (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 | |

6 宿営地の準備等

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 本部事務室 | (2) 宿舎 |
| (3) 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ） | (4) 駐車場（車1台の基準は3m×8m） |
| (5) 指揮連絡用ヘリコプター発着場 | |

第4 自衛隊の即応体制 【本部事務局】

自衛隊は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。また、各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

第5 災害派遣部隊の撤収要請の要求 【本部事務局】

市長は、災害派遣部隊の撤収要請の要求を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長と協議を行う。

※参考 資料編10-2 自衛隊災害派遣関連様式

第18節 ボランティア協力計画

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 災害ボランティアの受入れ	総務部, 健康福祉部	県災害ボランティアセンター, 市社会福祉協議会
第2 災害ボランティアの活動支援等	総務部, 健康福祉部	県災害ボランティアセンター, 市社会福祉協議会

第1 災害ボランティアの受入れ

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

なお、県、市町村及び関係機関が十分な連携を図りながら、県外も含めて広域的に効率よくボランティア活動を推進するため、県内においては、次の点を基本に進められる。

(1) 専門ボランティアの登録、派遣

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県（各活動担当部局）が中心となって対応する。

市町村は、県（各担当部局）にボランティアの需要状況を報告し、希望する派遣人員等を調整する。

(2) 一般ボランティアの登録、派遣

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、県災害ボランティアセンターにおいて、主に被災地の状況やボランティアについて案内を行い、市町村災害ボランティアセンター窓口において受付、登録を行う。

県災害ボランティアセンターで受入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を踏まえて、派遣先や派遣人員等を各被災市町村と調整の上、派遣する。

被災地周辺の市町村は、県災害ボランティアセンターの指示により、被災市町村と連絡調整の上、現地に派遣するものとする。

その他、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務が進められる。

(3) ボランティアニーズの把握

市町村災害ボランティアセンターは、被災者からのボランティアの需要を的確に把握するとともに、需要を集約し、随時県災害ボランティアセンターへ状況を報告する。

県災害ボランティアセンターでは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣による情報収集、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況を把握する。

(4) 各種ボランティア団体との連携

県及び市町村は、社会福祉協議会及び地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体並びに中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の支援活動やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等と情報共有の場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

なお、ボランティアを行っている者の生活環境についても配慮するものとする。

1 災害ボランティアセンターの設置 【健康福祉部】

市社会福祉協議会は、災害ボランティアの参加受付、ボランティアニーズの受付、ボランティアとニーズの調整等を行う市災害ボランティアセンターを福祉センターに開設する。

なお、災害の状況により福祉センターに開設できない場合は、市と協議の上、最寄りの公共施設その他適当な場所を選定し開設する。

また、福祉センターは指定避難所となっているため、ボランティアセンターを福祉センターに開設する場合は、必要に応じ、市と協議の上、指定避難所の開設等について調整を行うものとする。

災害ボランティア活動と市の実施する救助の調整事務を災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるため、当該事務の記録、整理を同センター依頼する。

2 災害ボランティアの受入れ 【総務部 健康福祉部】

一般分野での活動を希望する個人及び団体は、災害ボランティアセンター窓口において受付、登録を行う。登録に当たっては、ボランティア活動上の事故に備え、ボランティア保険への加入を条件とする。

なお、専門ボランティアについては、専門分野に対応する班が中心となって対応する。

その他、県災害ボランティアセンターで登録したボランティアについては、県が被災地におけるボランティアの需要状況を踏まえて、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

災害ボランティアの受入れ分野

専門分野	(1) 救護所での医療救護活動 (2) 被災建築物応急危険度判定 (3) 被災宅地危険度判定 (4) 外国語の通訳、情報提供 (5) 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 (6) 被災者への心理治療 (7) 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供 (8) その他専門的知識、技能を要する活動等
一般分野	(1) 避難所の運営補助 (2) 炊き出し、食料等の配布 (3) 救援物資や義援品の仕分け、輸送 (4) 高齢者や障害者等要配慮者の介護 (5) 清掃、がれき類の片付けなど (6) 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） (7) その他被災地における軽作業等

3 災害ボランティアの呼び掛け 【総務部 健康福祉部】

市及び市社会福祉協議会は、大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ・ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会が設置するボランティア・市民活動推進センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼び掛ける。

第2 災害ボランティアの活動支援等 【総務部 健康福祉部】

食事や宿泊場所は，原則としてボランティア自身が確保する。

ボランティアの活動拠点や活動費用は，市社会福祉協議会と市等が協力して確保する。

また，これらの外部支援者等と情報を共有する場など，被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し，連携の取れた支援を実施する。

第19節 災害救助法の適用

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第 1 災害救助法の適用手続	本部事務局	県
第 2 災害救助法による救助の実施	健康福祉部，各部	県

第 1 災害救助法の適用手続 【本部事務局】

災害に際し，市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し，又は該当する見込みであるときは，本部長，副本部長，総務部長又は先着上位責任者は，直ちに県災害対策本部事務局を通じて知事にその旨を報告し，災害救助法適用を要請する。

その場合には，次に挙げる事項について口頭又は電話をもって要請し，後日文書により改めて要請する。

(1) 災害発生の日時及び場所	(2) 災害の原因及び被害の状況
(3) 適用を要請する理由	(4) 適用を必要とする期間
(5) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置	(6) その他必要な事項

なお，災害救助法の適用基準は，災害救助法施行令第1条第1項の規定による。また，本市に適用される具体的な基準は，次のいずれかの場合である。

区 分	人 口 〔令和2年 国勢調査〕	1号適用 〔市内の住家 滅失世帯数〕	2号適用 〔県内の住家 滅失世帯数 2,500世帯 以上のとき〕	3号適用	4号適用
				〔知事が必要と 認めたとき〕	
八千代市	199,498人	100世帯以上	50世帯以上	※ ¹	※ ²

※1 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合，又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等，救助を著しく困難とするような内閣府令で定める特別の事情がある場合で，市の滅失世帯数が多数である場合

※2 多数の者が生命又は身体に危害を受け，又は受けるおそれが生じた場合であって，内閣府令で定める基準に該当するとき

その他，災害が発生するおそれがある段階において，国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し，本市域がその所管区域になった場合で，現に救助を必要とするときは，災害救助法第2条第2項により適用となる。

第 2 災害救助法による救助の実施

災害救助法の適用に基づく応急的に必要な救助は知事が実施し，市長は，知事を補助する。

ただし，災害の事態が急迫して，知事の着手を待つことができない場合は，市長が着手し，その状況を知事に情報提供し，その後の処理について知事の指示を受ける。

また，知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととした場合は，知事の通知する内容と期間に基づいて，市長が当該事務を実施する。

1 情報提供及び救助実施状況の提出 【健康福祉部】

災害救助法に基づく「情報提供」には、災害発生の時間的経過に伴い「発生情報」、「中間情報」、「完了情報」の3段階があり、その都度知事に情報提供する。また、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、知事に報告する。

※参考 資料編 3－2 物資経理状況

2 救助の程度、方法及び期間 【健康福祉部 各部】

健康福祉部長（第1救援班）は、災害救助法の対象となる業務を担当する各班に関係帳簿の作成を依頼するとともに、これらの帳簿を取りまとめ、県に報告する。

報告の方法と手順は、災害救助の手引に基づいて行う。

各班は災害救助法による救助事務を日ごとに記録し整理する。

また、市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設した場合、ボランティアの調整事務にかかる関係帳簿の作成及び整理を行うとともに、支払証拠書類の整理・保管を行う。

<災害救助法の対象業務と市担当部>

- (1) 避難所の供与【教育部】
- (2) 応急仮設住宅の供与【都市整備部】
- (3) 炊き出し、その他による食品の給与【教育部 経済環境部】
- (4) 飲料水の供給【上下水道部】
- (5) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与【経済環境部】
- (6) 医療【健康福祉部】
- (7) 助産【健康福祉部】
- (8) 被災者の救出【消防部】
- (9) 被災した住宅の応急修理【都市整備部】
- (10) 学用品の給与【教育部】
- (11) 遺体の搜索【消防部】
- (12) 遺体の処理【健康福祉部】
- (13) 埋葬【健康福祉部】
- (14) 応急救助のための輸送等【各部】
- (15) 住居障害物の除去【都市整備部】

（注）災害が発生するおそれがある場合は、「(1) 避難所の供与」のみが対象となる。

また、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実施弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合、本部長は、特別基準の適用を知事に要請する。

この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。

※参考 資料編 2－4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第20節 帰宅困難者等対策

項 目	担 当 部	関 係 機 関
第1 震災発生直後の措置	本部事務局，都市整備部，教育部，経済環境部，各部	県，企業・学校等関係機関，鉄道駅・大規模集客施設等の管理者
第2 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部事務局，各部	県，八千代警察署，鉄道駅・大規模集客施設等各施設管理者
第3 徒歩帰宅支援等	本部事務局，企画部，健康福祉部，子ども部	県，八千代警察署，災害時帰宅支援ステーション協定締結事業者

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅・大規模集客施設等周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷したりするおそれがある。また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼び掛けるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 震災発生直後の措置

市，県，企業や学校などの関係機関及び大規模集客施設や鉄道駅等を管理する事業者は，相互に連携・協力し，滞留する利用者等に関し適切な応急対策をとる。

1 一斉帰宅抑制の呼び掛け 【本部事務局】

市は，県や関係機関と連携し，市民，企業，学校など関係機関に対し，同報系無線等を活用して，一斉帰宅を控えるよう呼び掛けを行う。

また，地震に関する情報，広域的な被害情報，家族等との安否確認方法などについて，大規模集客施設や鉄道駅等における放送・掲示，テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し，情報提供を行う。

2 学校などの市関連施設における施設内退避 【教育部 各部】

学校などの市関連施設は，児童生徒，施設利用者，職員等及び施設の被害状況を確認するとともに，行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により，周辺の安全を確認した上で，児童生徒，施設利用者，職員等を施設内又は安全な場所へ退避させる。

3 企業，大規模集客施設や鉄道駅等における利用者等の保護

企業，大規模集客施設や鉄道駅等を管理する事業者は，管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により，周辺の安全を確認した上で利用者等を可能な限り施設内の安全な場所において保護する。

4 帰宅困難者等の把握 【本部事務局 都市整備部 経済環境部】

市は、大規模集客施設や鉄道駅等の周辺における帰宅困難者等の状況把握に努める。

また、都内から幹線道路などを通して徒歩で市内に移動してくる徒歩帰宅者について、県を通じて状況を把握する。

第2 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 【本部事務局 各部】

市は、帰宅困難者等の状況、一時滞在施設候補施設の状況等を踏まえて、帰宅困難者等の一時滞在施設を開設し、大規模集客施設や鉄道駅等を管理する事業者及び県に対し、その旨を連絡する。

なお、大規模集客施設や鉄道駅等の帰宅困難者等の一時滞在施設への誘導は、原則として、各事業者が市や警察等関係機関と連携して実施する。

第3 徒歩帰宅支援等

【本部事務局 企画部 健康福祉部 子ども部】

市は、県や関係機関と連携し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者による災害時帰宅支援ステーションの開設状況を把握する。

また、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などを、大規模集客施設、鉄道駅及び一時滞在施設等における放送や掲示、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して提供する。

なお、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩帰宅が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送について、県や関係機関と連携して手段の確保に努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置

第2節 市の復旧・復興のための措置

第1節 市民生活安定のための緊急措置

項 目	担 当	関 係 機 関
第1 生活再建支援	健康福祉部、各部	千葉労働局、船橋公共職業安定所、被災者生活再建支援法人、日本郵便(株)、NHK
第2 住宅の復旧	都市整備部	県、都市再生機構、八千代市建設連合会、建築士会、住宅金融支援機構
第3 農業関係対策	経済環境部	県、八千代市農業協同組合、(株)日本政策金融公庫
第4 中小企業関係対策	経済環境部	県、(株)日本政策金融公庫、八千代商工会議所

第1 生活再建支援

1 生活再建支援の基本指針 【健康福祉部】

- (1) 施策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- (2) 「行政による生活再建支援メニュー」及び「実施スケジュール」は可能な限り網羅的かつ迅速に作成・公表する。
- (3) 申請受付及び給付等実施については、国・県・関係機関・協力団体等と連携・協力し、業務量の平準化と受給手続の簡略化に努める。
- (4) 施策の実施に当たっては、「広報やちよ災害復旧速報版」等印刷物や市ホームページを通じて、十分な事前広報を実施する。また、支所等市出先施設を、地区における申請書類・資料供給拠点として、避難所退所後の速やかな自立・生活再建支援に努める。

2 生活再建支援金の支給等 【健康福祉部】

第3章・第12節・第4「生活再建支援金等の支給・貸付」(震災-3-105～107 参照)による。

3 その他行政及び関係機関による被災者生活再建支援施策 【各部】

(1) 租税の徴収猶予及び減免等

ア 市税等の減免等

市各部は、被災者に対し地方税法及び市税条例、介護保険条例、国民健康保険条例により、市税等の納期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。また、災害の状況により、必要と認める場合は、諸証明手数料、市税関係証明書の交付手数料、水道使用料・下水道使用料、保育料等の減免を行う。

イ 国税、県税等の減免等

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を災害の状況により実施する。

(2) その他関係機関が行う被災者生活再建支援のための特別措置

機 関 名	生活再建支援のための特別措置
千葉県労働局 (船橋労働基準監督署)	ア 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあつせんを図る。 イ 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講ずる。 ① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 ② 巡回職業相談の実施 ウ 雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
日本郵便(株) (八千代郵便局)	災害救助法が発動された場合は、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。 ウ 災害時における窓口業務の維持 エ (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
N H K	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

第2 住宅の復旧 【都市整備部】

1 支援実施上の基本指針

- (1) 計画全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- (2) 補修により安全性を確保できるものについては、「がれき発生量の抑制と地域環境保護」の観点から可能な限り補修するよう所有者等に協力を求める。また、補修促進体制を確立し、現住宅の居住継続の方途を追及する。
- (3) 災害公営住宅建設、既設公営住宅復旧と併せて、民間賃貸住宅の供給を促し、迅速かつ相応量の住宅供給の確保に努める。
- (4) 各部の行う復旧・復興計画と連携するとともに、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、住民の自力復旧及び民間活力の発揮に対し最大限の支援を行う。
- (5) 計画の実施に当たっては、十分な事前広報・住民との協議を実施する。

2 住宅復旧支援メニューの概要

(1) 補修

項 目	手順その他必要な事項
自 費 補 修 に 対 す る 支 援	ア 自力（自費）で補修する被災者に対する相談業務を行う。 イ 建築士会，建設連合会等建築関係団体・事業所に対し，被災者からの住宅補修依頼への最大限対応協力を要請する。 ウ 県・国に対し物価安定，復旧資材確保のための広域的支援を要請する。
災害復興住宅補修 資金融資の促進	ア 市は，大規模災害発生時に自力（自費）で補修する資金が不足する被災者に対して，住宅金融支援機構を利用する場合の「り災証明書」の迅速な発行，融資制度に関する相談業務を行う。 イ 県は，被災した住宅の復興を支援するため，住宅相談窓口を開設し，住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。
そ の 他 公 費 資 金 融 資	生活困窮世帯に対し県社会福祉協議会及び県が補修又は改築資金を融資する。 ※第3章・第12節・第4「生活再建支援金等の支給・貸付」（<u>震災-3-105～107</u>参照）
既設公営住宅の 復旧（補修）	ア 災害により既設の市営住宅が被害を受けたとき，その被害額が一定以上に達した場合に国の補助を受け実施する。 イ この場合，復旧計画書等の書類を災害発生後10日以内に県に提出しなければならない。

(2) 建設

項 目	手順その他必要な事項
自 費 建 設 に 対 す る 支 援	ア 自力（自費）で建設する被災者に対する相談業務を行う。 イ 建築士会，建設連合会等建築関係団体・事業所に対し被災者からの住宅建設依頼への最大限対応協力を要請する。 ウ 県・国に対し物価安定，復旧資材確保のための広域的支援を要請する。
災害復興住宅建設 資金融資の促進	ア 市は，大規模災害発生時に自力（自費）で建設するには資金が不足する被災者に対して住宅金融支援機構を利用する場合の「り災証明書」の迅速な発行，融資制度に関する相談業務を行う。 イ 県は，被災した住宅の復興を支援するため，住宅相談窓口を開設し，住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。
一般個人住宅災害 特別建設資金 融資の促進	ア 災害復興住宅資金の貸付と並行して適用されるため，申込人の希望によりどちらでも申し込むことができる。 イ 融資期間，利率，限度額は一般個人住宅建設資金と同じになるが，随時受付がされること，土地費についても融資対象となること，利率に収入金額による差がないことが相違する。 ウ 申込書には「り災証明書」の添付が必要である。
災 害 公 営 住 宅 の 建 設	ア 大規模災害時に特別の割当てを受け，市が建設し管理する。 イ 当該年度に単年度事業として行う。ただし，やむを得ない場合は2ヶ年にわたり行う。 ウ 財政事情その他の理由から困難な場合は県が建設し管理する。
一般公営住宅の 建 設	ア 結果としてどの条件にも適合せず災害公営住宅の対象となり得なかった場合で，しかも被災者を公営住宅で救済する必要があるときに一般の公営住宅を建設する。 イ この場合，県，国（国土交通省）に特例優遇措置等を要請する。

既設公営住宅の 復旧（建設）	ア 災害により既設の市営住宅が被害を受けたとき、その被害額が一定以上に達した場合に国の補助を受け実施する。 イ この場合復旧計画書等の書類を災害発生後10日以内に県に提出しなければならない。 ウ 従前の敷地が再び水没するおそれがある等の理由で、別の敷地を取得し再建設する場合の用地取得造成費は起債（災害復旧事業債単独災害）による。
-------------------	--

第3 農業関係対策 【経済環境部】

1 融資の種類

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又はその組合等に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、次のような災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

経済環境部長は、災害時において、これらの融資制度について啓発するとともに、八千代市農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者に対する融資適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

なお、天災資金については農業協同組合、金融機関等へ、日本政策金融公庫資金については日本政策金融公庫支店、農業協同組合、受託金融機関へ申し込みを行う。

- | |
|---|
| <p>(1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法の規定に基づき、指定された天災に基づく被害を受けた農林水産業者に必要な資金融資</p> <p>(2) 日本政策金融公庫による復旧資金融資</p> <p>(3) 県単災害対策資金による資金融資</p> |
|---|

2 農業災害補償共済金の支払いの促進

農業災害補償法に基づく農業共済について、早期に共済金の支払いがされるよう農業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化、県の検査指導を促進するよう要請する。

第4 中小企業関係対策 【経済環境部】

経済環境部長は、次の融資制度について啓発するとともに、八千代商工会議所等の協力を得て、被災した中小企業関係者に対する融資適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

(1) 県の経営安定資金

次の各号のいずれかの災害の被害を受けた中小企業者等について、県の資金融資の活用を促進する。

- | |
|--|
| <p>ア 災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）により被害を受けた者</p> <p>イ 中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者</p> <p>ウ その他知事が資金の貸付を必要と認めた災害</p> |
|--|

(2) その他の資金

日本政策金融公庫が行う災害貸付、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用について、活用を

促進する。

第2節 市の復旧・復興のための措置

項 目	担 当	関 係 機 関
第1 公共施設及び公共事業等の災害復旧	各部	県
第2 激甚災害の指定	各部	県
第3 災害復興	各部	県

第1 公共施設及び公共事業等の災害復旧 【各部】

1 復旧施策実施上の基本指針

- (1) 公共施設の災害復旧は、原形復旧のほか再発防止のため、必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える。
- (2) 応急復旧等による臨時的措置を講じた後、被害の原因、状況その他の条件を十分検討し、復旧の程度、緊急度等を考慮して実情に即した復旧計画を樹立する。
- (3) 激甚災害が発生した場合には、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に実施できるよう、市の各部は災害の状況を速やかに調査し実態を把握して、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）による激甚災害の指定が早期に受けられるよう措置する。
- (4) 計画の実施に当たっては、十分な事前広報を実施する。

2 災害復旧事業計画の作成

市の各部は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、県の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を、次の基本方針に基づき、速やかに作成する。

(1) 災害の再発防止

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関が十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

なお、災害復旧事業の種類は次のとおりである。

- | | |
|---|---------------------------|
| ア | 公共土木施設災害復旧事業（国土交通省、農林水産省） |
| イ | 農林水産業施設災害復旧事業（農林水産省） |
| ウ | 文教施設等災害復旧事業（文部科学省） |
| エ | 厚生施設等災害復旧事業（厚生労働省） |
| オ | 都市施設災害復旧事業（国土交通省） |
| カ | 公営住宅等災害復旧事業（国土交通省） |
| キ | その他の災害復旧事業（経済産業省） |
| ク | 災害復旧に係る財政支援措置（総務省） |

3 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定が速やかに行われるよう努める。このうち特に公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が速やかに実施されるよう必要な措置を講ずる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの(主なもの)

ア	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ	農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律
ウ	公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
エ	生活保護法
オ	児童福祉法，老人福祉法，身体障害者福祉法，知的障害者福祉法，精神保健福祉法，売春防止法
カ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
キ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ク	予防接種法
ケ	公営住宅法
コ	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

本節・第2「激甚災害の指定」(下記参照)による。

4 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第2 激甚災害の指定 【各部】

1 激甚災害指定に関する基本指針

- | |
|--|
| (1) 激甚災害に相当する被害を受けた場合には、激甚法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を早期に受けられるよう努める。
(2) 市の各部は県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。 |
|--|

2 激甚災害指定の手続

激甚災害指定の手続は、おおよそ次のとおり行われることになる。

- | |
|--|
| (1) 市長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。知事に報告できない場合は内閣総理大臣に報告する。 |
|--|

- (2) 知事は市長からの報告内容により、必要と認めたときは内閣総理大臣に報告する。
(以上は、災害対策基本法第53条による。)
- (3) 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めたときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は、「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定された後、政令として公布する。

3 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を知事に報告する。

被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- (5) 災害に対しとられた措置
- (6) その他必要な事項

4 激甚災害指定の基準

激甚災害については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つの指定基準がある。

5 特別財政援助額の交付手続

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象はおおよそ次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (4) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (5) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (6) 市町村が施行する感染症予防事業に関する補助の嵩上げ
- (7) 水防資材費の補助
- (8) リ災者公営住宅建設等事業に対する補助の嵩上げ

第3 災害復興 【各部】

国、県、市町村などの行政の施策（公助）や自分の命は自分で守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

県は、平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

1 復興の基本方針

- (1) 復興計画の調整と合意形成には、十分な時間と協議が必要である。このため、災害復興・復旧本部を速やかに立ち上げ、また、復興計画案を速やかに策定し、公表するものとする。
- (2) 復興計画を効果的に進めるには、当面の生活再建に迫られた被災者や企業のほか、多数の関係者が積極的に参画する必要がある。このため、広く多様な主体が復興計画に参画できるよう、参加しやすい環境を確保するものとする。
- (3) 復興は復旧と異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市や地域産業の構造等をよりよいものに改変するものと位置付ける。

2 災害復興・復旧本部の設置

被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興・復旧本部を設置する。

なお、必要に応じて県に対し、県との連絡調整及び災害復興に関する技術的支援のための職員派遣を要請する。

3 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員より構成される災害復興計画検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。策定に当たっては、障害の有無や国籍・性別等にかかわらず多様な視点に立った対策を講じるほか、男女共同参画の視点を取り入れることとする。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

内容は、くらし、都市、住宅、産業等の分野ごとに、次のような点に留意して定めるほか、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項についても定める。

なお、県に対し県所管の広域的な施設、産業等の復興に関する計画、市町村への復興支援・相互調整に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項についての早期策定を要請する。

くらしの復興	被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。 また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やP T S D（心的外傷後ストレス障害（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。
都市の復興	壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性和都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。 都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。
住宅の復興	被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。 被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。
産業の復興	地域の産業は、基幹産業のみならず、全てにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。 また、産業においても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

(3) 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市町村となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織し、復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受けて市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長に対して当該関係地方行政機関の職員の派遣を要請する。

4 災害復興事業の実施

市は、県及び関係機関・団体並びに市民・事業所と協力して、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進する。

また、必要に応じて市に災害復興に関する専門部局を設置する。

5 復興対策の研究・検討

平成23年3月に発生した東日本大震災では、液状化により河川沿いの低地が大きな被害を受けるなど、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策をたてることが必要かつ重要となった。

本市地域に大規模災害が発生した際にも、より効果的、より速やかに復興できるように、東日本大震災における各機関の復興調査結果や復興計画例等を参考にして、災害復興計画を速やかに策定するための研究に努める。

具体的には、次の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考に、震災後の対策や活動内容について検討しておくものとする。また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう、努める。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

(4) 農林業の再生と発展

- ア 農林業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 八千代市産農林産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生の発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

(6) 地震・液状化等の災害に強いまちづくり

- ア 安全なまちづくりの推進
- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化

第5章 附編1 南海トラフ地震に係る周 辺地域としての対応計画

第1節 計画策定の趣旨

第2節 活動体制の確立

第3節 南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達

第 1 節 計画策定の主旨

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があるとされてきたが、中央防災会議は平成 29 年 9 月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われないこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ巨大地震については平成 29 年 11 月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。

本市域は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には該当せず、南海トラフ地震に伴う本市の震度は最大 5 強程度と予想されているが、南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴う社会的な混乱も懸念されている。

そこで社会的混乱及び被害を最小限にとどめることを目的として、南海トラフ地震に関する地震防災対策計画をここに別章として策定する。

ただし基本的な防災活動に関する内容は震災編において策定した計画と重複しているので、ここでは気象庁からの南海トラフ地震関連情報を受けてから地震が発生するまで、又は南海トラフ地震関連情報が終了するまでの間の防災活動を中心に簡潔にまとめるものとする。

南海トラフ地震関連情報の種類と対応

情報名・発表時間		キーワード	各キーワードを付記する条件	推進地域での防災対応
南海トラフ地震臨時情報	地震発生等から5～30分程度	(調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	
	地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震注意	○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	・日頃からの地震への備えを再確認する等
		巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合	・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難
		(調査終了)	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
	南海トラフ地震関連解説情報		・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

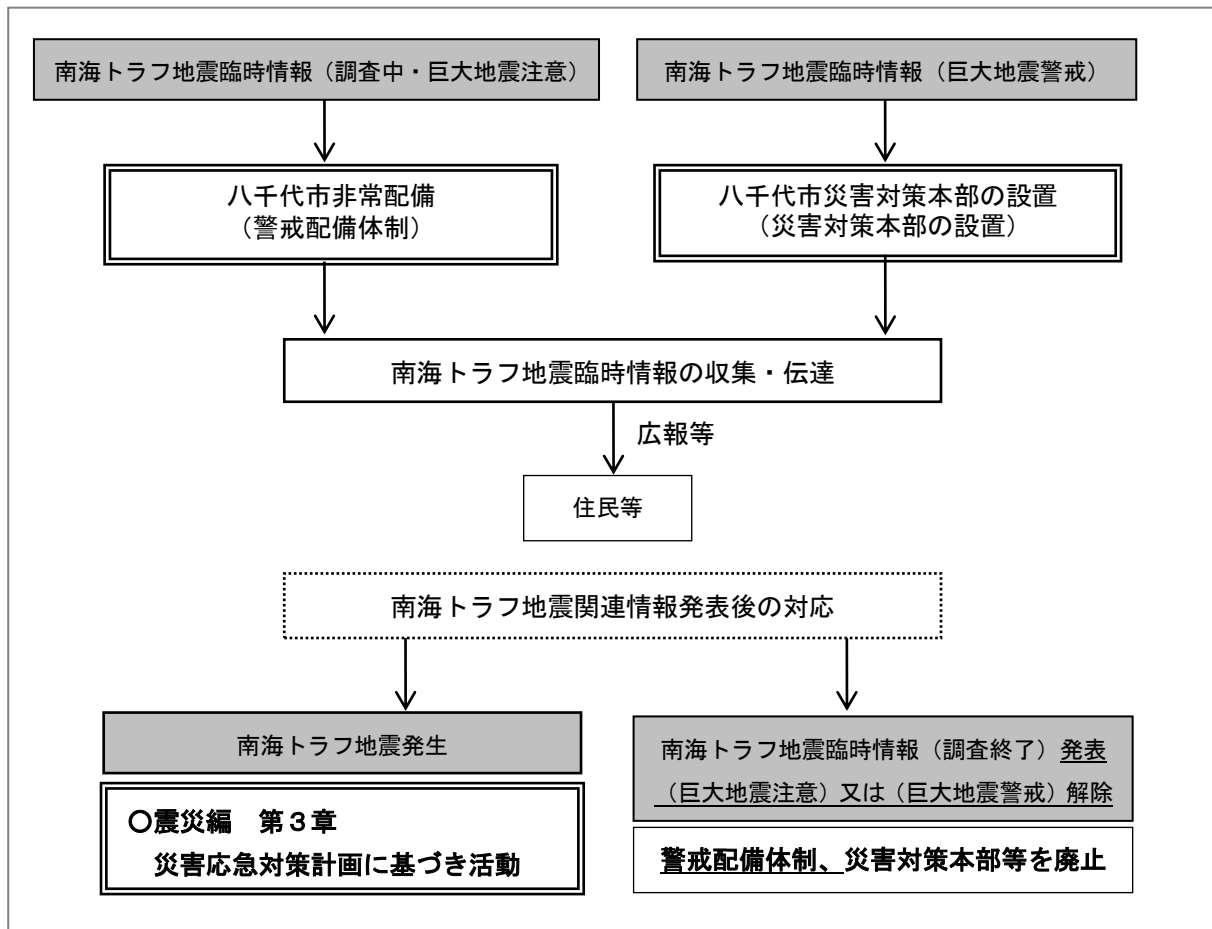
※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、

その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

南海トラフ地震臨時情報発表時の流れ



第2節 活動体制の確立

第1 警戒配備体制への移行

第2 災害対策本部の設置

第1 警戒配備体制への移行

【本部事務局 総務部 各部】

南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表された場合には、警戒配備体制へ移行し、南海トラフ地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。

＊活動の詳細は、震災編第3章「災害応急対策計画」第1節「応急活動体制」第2項に準じる。

第2 災害対策本部の設置 ＜警戒配備体制＞

【本部事務局 総務部 各部】

(1) 災害対策本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時、市長は災害対策本部を設置し警戒配備体制をとる。

(2) 災害対策本部の廃止

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が解除されたとき、災害対策本部を廃止する。

(3) 災害対策本部や本部会議の設置場所・組織構成・運営／職員の動員・配備

＊活動体制等の詳細は、震災編3章「災害応急対策計画」第1節「応急活動体制」第3項に準じる。

第3節 南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達

第1 南海トラフ地震関連情報の伝達

第2 広報活動

第3 広聴活動

第1 南海トラフ地震関連情報の伝達 【企画部 総務部】

南海トラフ地震関連情報が発表されたときは、住民等については、市防災行政無線ややちよ情報メールを用いて伝達する。

第2 広報活動 【企画部 総務部】

南海トラフ地震関連情報の発表に伴う混乱を未然に防止し、南海トラフ地震の発生時の被害の軽減を図るため、住民等への広報活動について定める。

(1) 広報内容

ア 地震に関する一般的知識

- ・南海トラフ地震関連情報の意味等
- ・予想される地震が発生した場合の影響度等

イ 住民、事業所等が地震発生までに具体的に実施できる予防措置と行動の指針

ウ その他必要な事項

南海トラフ地震関連情報の発表時に広報する主な内容

【混乱縮小のための情報】
(1) 市民が状況を判断できるための情報 ① 南海トラフ地震関連情報の内容 ② 流言飛語の打ち消し
(2) 住民等の災害予防措置の呼びかけ ① 出火予防呼びかけ（消火器の点検） ② 家具等の転倒防止措置を行うこと ③ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること ④ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への旅行は避けること ⑤ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への電話連絡を自粛すること
【生活関連情報】
(1) 交通・道路情報 ① 鉄道・バス等の運行情報（県内沿岸部など） ② 道路情報（県内沿岸部の交通規制・渋滞情報）

(2) 広報手段

市防災行政無線やメール配信サービス等を用いて、混乱防止と災害予防に主眼をおいて広報する。

第3 広聴活動 【企画部 総務部】

住民からの南海トラフ地震に関する問い合わせへの対応などの広聴活動を開始し、民生の安定を図る。

(1) 広聴活動の留意事項

住民の問い合わせ等には、職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

(2) 災害相談窓口の設置

ア 住民からの問い合わせなどに対応するため、「災害相談窓口」を開設する。

イ 災害相談窓口等で収集した情報は、即日集約を行い、対応策を検討する。

第6章 附編2 日本海溝・千島海溝周辺海溝 型地震防災対策推進計画

第1節 総則

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第4節 関係者との連携協力の確保

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項

第6節 防災訓練に関する事項

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

第2 定義

第1 推進計画の目的

本章は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下この章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、総則編及び震災編による。

第2 定義

この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でM7以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。

(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

※M（気象庁マグニチュード）は、震源地からの距離に基づく揺れの強さを反映して計算した地震の規模である。Mw（モーメントマグニチュード）は、地震波のエネルギーや震源断層の変動から計算した地震の規模である。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

総則編・第2節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。（総-1-4～13 参照）

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

市及び各防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

1 避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るよう整備に努める。

2 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

3 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員6メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員6メートル以上の道路の整備に努める。

4 延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

5 道路、緊急輸送道路、ヘリポート等

緊急輸送道路、ヘリポート等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。

6 共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化、公益物件を地下に埋設する共同溝の整備等に努める。

7 急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等の整備に努める。

8 医療機関、社会福祉施設、学校等

医療機関、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震性の維持に努める。

9 ため池

地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

10 地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の防災機能の強化等整備に努める。

11 防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

12 備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、非常用電源等の整備に努める。

13 救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第4節 関係者との連携協力の確保

- | |
|--------------|
| 第1 物資等の調達手配 |
| 第2 広域応援の要請 |
| 第3 帰宅困難者への対応 |

第1 物資等の調達手配 【経済環境部 教育部】

震災編・第3章・第12節「生活救援対策」（震災-3-100～109参照）による。

第2 広域応援の要請 【本部事務局 総務部 各部】

震災編・第2章・第2節「応援の要請・受入」（震災-3-24～27参照）による。

なお、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

第3 帰宅困難者への対応 【本部事務局 各部】

震災編・第3章・第20節「帰宅困難者等対策」（震災-3-144～145参照）による。

第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

- | | |
|----|--------------------------|
| 第1 | 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等 |
| 第2 | 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知 |
| 第3 | 災害応急対策をとるべき地域及び期間等 |
| 第4 | 市のとるべき措置 |

第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等

【本部事務局 総務部 各部】

- (1) 市は、後発地震への注意を促す情報等を、勤務時間内・外に関わらず、確実に伝達する。その方法は、震災編・第3章・第3節「情報の収集・伝達」に準ずる。(震災-3-29～43 参照)
- (2) 市は、住民、防災関係機関等に対し、後発地震への注意を促す情報等を正確かつ広範に伝達する。その方法は、震災編・第3章・第3節「情報の収集・伝達」に準ずる。(震災-3-29～43 参照) その際、多重、多様な手段を活用し、短時間で正確かつ広範に伝達する。また、地域住民等には、とるべき具体的な行動をあわせて示す。
- (3) 市は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合に第1配備をとり、災害対策本部の設置等を検討する。その方法等は、震災編・第3章・第1節「応急活動体制」に準ずる。(震災-3-1～19 参照)
- (4) 市は、後発地震への注意を促す情報について、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達する。その際、住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行う。

第2 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知

【企画部 総務部】

市は、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、住民等に密接に関係する事項（後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等）を周知する。その体制、方法は、震災編・第3章・第3節「情報の収集・伝達」に準ずる。

第3 災害応急対策をとるべき地域及び期間等

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に注意する措置をとる。

第4 市のとるべき措置

【企画部 総務部】

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、市は次の措置を講じる。

- (1) 住民等に対して適切な防災対応（日頃からの地震への備えの再確認、円滑かつ迅速な避難をするための備え等）をとる旨を呼びかける。その方法は、震災編・第3章・第3節「情報の収集・伝達」に準ずる。(震災-3-29～43 参照)
- (2) 日頃からの地震への備えの再確認、施設・設備等の点検等を行い、円滑かつ迅速な避難に備える。

ア	家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
イ	避難場所・避難経路の確認, 家族等との安否確認手段の取決め, 非常持出品の常時携帯等, 円滑かつ迅速に避難するための備え
ウ	施設内の避難経路の周知徹底, 情報収集・連絡体制の確認, 機械・設備等の転倒防止対策・点検等, 施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
エ	個々の病気・障がい等に応じた薬, 装具及び非常持出品の準備, 避難行動を支援する体制の再確認・徹底等, 要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第6節 防災訓練に関する事項

震災編・第2章・第9節・第3「防災訓練」(震災-2-49～51 参照) による。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 市及び防災関係機関の職員に対する教育
第2 地域住民等に対する教育及び広報

市及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。

その内容は、震災編・第2章・第9節「地域防災力の向上」に準ずる。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報に関する次の教育、広報を行う。

第1 市及び防災関係機関の職員に対する教育 【総務部 各部】

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育及び広報 【総務部 各部】

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識